中央教育審議会大学分科会質向上・質保証システム部会(第10回）の配布資料を掲載しました

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/055/giji_list/1422801_00022.html

記事ページ本文

現在位置
トップ
>
政策・審議会
>
審議会情報
>
中央教育審議会
>
大学分科会
>
質向上・質保証システム部会
> 質向上・質保証システム部会（第10回） 配布資料
質向上・質保証システム部会（第10回） 配布資料
1．日時
令和8年6月29日（月曜日）10時00分 ~ 12時00分
2．場所
WEB会議
3．議題
「新たな評価」を踏まえた質保証の在り方について
新たなデータプラットフォームにおける情報公表について
その他
4．配付資料
議事次第 (PDF:103KB)
【資料１】「新たな評価」を通じた質保証システムの担保について (PDF:972KB)
【資料２】新たなデータプラットフォームにおける情報公表について (PDF:3.1MB)
【参考資料１】質向上・質保証システム部会（第９回）及び大学分科会（第190回）の主なご意見 (PDF:315KB)
【参考資料２】教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ 議論のまとめ（概要） (PDF:631KB)
【参考資料３】教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ 議論のまとめ (PDF:692KB)
【参考資料４】参考資料集(1) (PDF:5.7MB)
【参考資料４】参考資料集(2) (PDF:5.3MB)
お問合せ先
高等教育局高等教育企画課高等教育政策室
PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。
Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。
（高等教育局高等教育企画課）
ページの先頭に戻る
文部科学省ホームページトップへ

中央教育審議会大学分科会
質向上・質保証システム部会（第１０回）議事次第

１．日　時　　令和８年６月２９日（月）１０：００～１２：００

２．場　所　　ＷＥＢ会議

３．議　題

（１）「新たな評価」を踏まえた質保証の在り方について

（２）新たなデータプラットフォームにおける情報公表について

（３）その他

４．配付資料

資料１	「新たな評価」を通じた質保証システムの担保について
資料２	新たなデータプラットフォームにおける情報公表について
参考資料１	質向上・質保証システム部会（第９回）及び大学分科会（第 190 回）の主なご意見
参考資料２	教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ　議論のまとめ（概要）
参考資料３	教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ　議論のまとめ
参考資料４	参考資料集

資料１

文部科学省

「新たな評価」を通じた質保証システムの担保について

現在の高等教育の質保証システム

我が国の質保証に係る制度は、大学設置・学校法人審議会の審査を経た設置認可を皮切りに、設置計画計画履行状況等調査、文部科学大臣が認証した評価機関による評価を通じて質保証を図っている。

設置後は、大学（学部等）自身も内部質保証の取組を行うとともに、社会への教育研究活動等に関する情報公表を行いアカウンタビリティを果たしている。

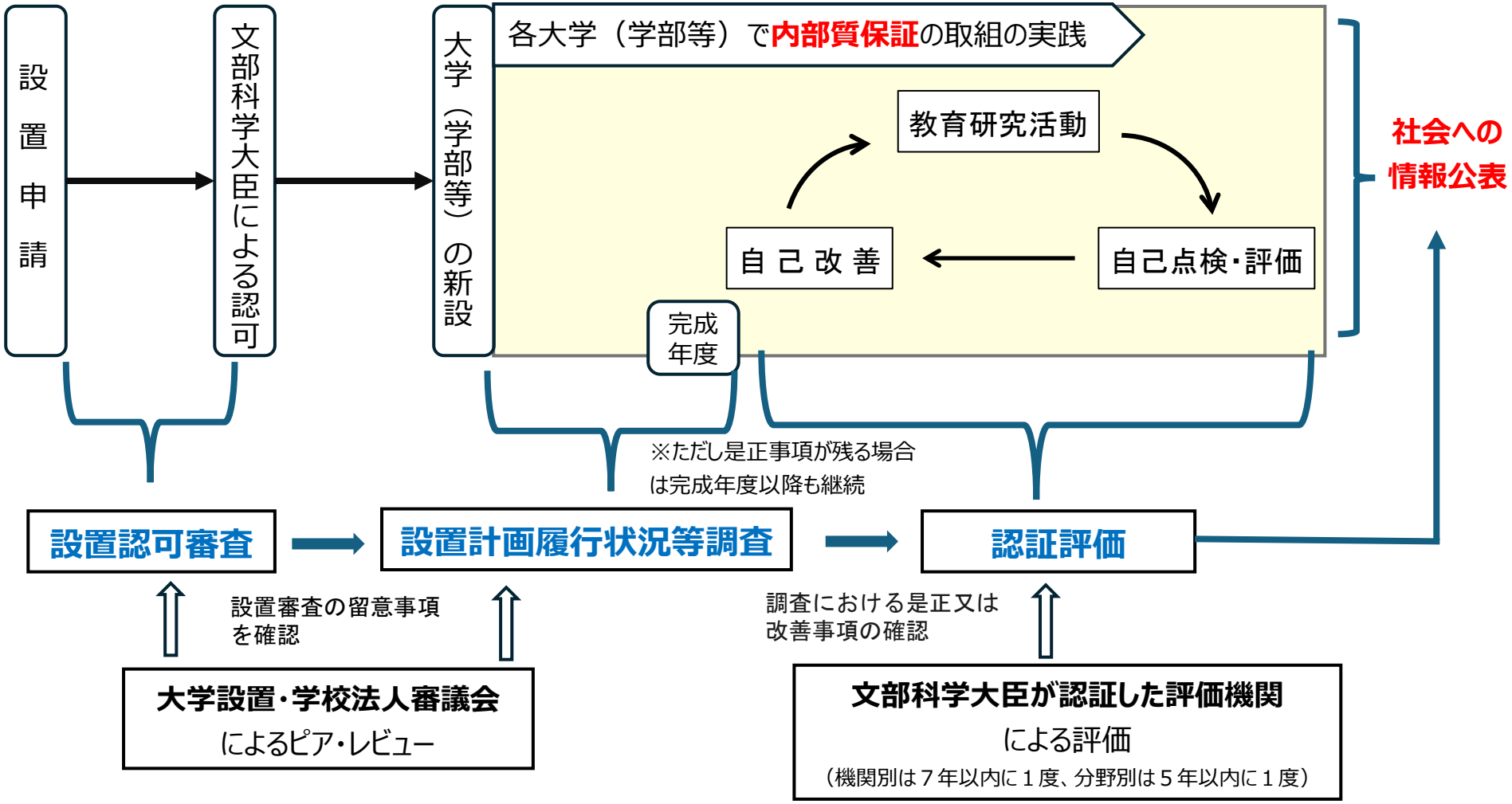

※教育課程、教員数・教員資格、校地・校舎面積などの大学設置基準等に規定した水準を満たしているかを担保

※法令違反が認められる場合には、勧告、変更命令及び廃止命令により是正

評価を通じた高等教育の質保証システムを担保するために講じたこれまでの対応

■2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）（平成30年11月 中央教育審議会）【抄】

教育の質保証システムの確立

（中略）

○　設置計画履行状況等調査及び認証評価については、教育の実質的な改善を促すために、設置計画履行状況等調査における指摘事項及びその後の改善に向けた対応状況や認証評価の結果を踏まえ文部科学大臣が認めた大学における法令違反について、資源配分への反映や学校教育法第15 条に基づく改善勧告、変更命令等の段階的措置を行うことを検討する。

○　加えて、認証評価については、現在法科大学院の認証評価のみが対象となっている大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことを認証評価機関に義務付けた上で、適合しているとの認定を受けられなかった大学については、教育研究活動の状況について文部科学大臣へ報告又は資料を提出することを求めることとする。

学校教育法改正（令和2年4月1日施行）

- 認証評価機関は、大学等の教育研究等の状況が**大学評価基準に適合しているか否かの認定を行う**ものとする
  （学校教育法第109条第5項）
- 大学等は、適合している旨の認定を受けるよう**大学等における教育研究水準の向上に努める**こととする
  （学校教育法第109条第6項）
- 文部科学大臣は、**適合している旨の認定を受けなかった大学等に対して、報告又は資料の提出を求める**ものとする
  （学校教育法第109条第7項）

（参考）平成３１年４月３日文部科学委員会　政府参考人答弁

認証評価につきましては、その結果について行政処分又は直接的な資源配分に結びつける仕組みとはなっていない。それは、認証評価というのは、文部科学省令に規定している大枠を踏まえた上で各認証評価機関が独自に定める評価基準で行っておりますので、その認証評価の結果を国立大学運営費交付金や私学助成の配分に直接活用することは困難であるということでございます。

現在の機関別認証評価の受審結果の状況

- 第3サイクルで不適合を受けた大学は16校（令和２年学校教育法改正後に不適合を受けた大学は15校）
  うち再（追）評価を受審し適合の評価を受けたのは４校である。
- 不適合が継続している大学に対しては、高等教育の質保証を徹底するため、速やかに指摘事項の改善を行い、再（追）評価を受審し、適合を受けるようことを促すために、これまで以上に厳格な措置を図ることが必要。
- さらに、改善を促しても改善をしない大学（併せて法令に違反している大学）に対しては、対応手続のフローを明確にし、厳格に対処していくことにより、高等教育の質保証の実効性を確保する必要がある。

機関別認証評価実施数（大学・短期大学・高等専門学校）

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
		←第１サイクル→							←第２サイクル→							←第３サイクル→							第４サイクル	
実施数（※１）		34	83	136	205	177	232	270	57	97	150	220	210	228	204	56	106	152	227	213	200	189	74	3,520
評価結果	適　合	32	83	135	200	167	224	242	54	93	145	217	200	219	194	53	105	150	224	212	196	184	71	3,400
	保　留	2	0	1	5	10	8	25	3	2	2	1	9	6	5	3	0	0	0	0	0	0	0	82
	不適合	0	0	0	0	0	0	3	0	1	3	2	1	3	5	0	1	2	3	1	4	5	3	37
再（追）評価（※２）	適　合	0	0	0	1	0	1	8	11	6	10	4	4	4	5	6	4	9	1	1	0	0	3	78
	不適合	0	0	0	1	1	0	0	0	2	4	0	0	0	0	1	3	1	1	0	0	0	0	14

（※１）H24年度において、認証評価結果の取消があることから、実施校数と評価結果の合計数が異なる。
（※２）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

「教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ　議論のまとめ」における記載

（２）評価結果の活用の在り方

＜具体的な対応方策＞

○　現在の認証評価においては、大学教育再生戦略推進費のような高等教育機関の優れた取組を重点的に支援する補助金の基礎的要件として高等教育機関の教育研究活動の質が担保されているべきという考え方の下、「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とするなどの政策面で活用しているところである。前述のとおり、**「新たな評価」の実施に当たっては、質保証の視点から基準・項目の共通化を図り、質向上の視点については評価の観点等を調整することで、評価結果を資源配分等の政策に活用することも文部科学省は検討**し、各高等教育機関の改善努力を後押しするようにすべきである。

資源配分への活用の検討
（「要是正」機関への私学助成の減額・不交付等の資源配分への反映）

（中略）

○　「質保証の視点」で示した評価基準・項目は法令等で求められる水準を基にしていることから、学部等の評価において（「質保証の視点」で示した基準・項目を満たさない場合は「要是正」として判断することになるが、
「要是正」学部等の場合、法令で求められる水準に達していないおそれがあることから、確実な改善が行われるよう、文部科学省は、ペナルティを含めたその後の対応を検討することが必要である。

現在の認証評価において、「不適合」の判定を受けた高等教育機関は適合認定を受けるべく、再度評価を受審することができるが、「新たな評価」においても、前述したように「要是正」機関は可及的速やかに自律的な改善を図った上で再度評価を受審することが求められる。「要是正」機関については、高等教育機関は法令等で求められる教育活動の水準に達していないことから、**学位授与機関の正当性としての疑義があることを意味し、文部科学省は当該機関に学部の新設等は認めない制度的措置を講じるべき**である。

改善が図られるまでの
申請処分の資格停止・保留

さらに、**文部科学省は「要是正」機関から改善状況を聴取し、当該機関が実効性ある改善を行うよう担保**するためにも、**改善の取組がなされていない、不十分である又は改善の見通しがない場合は、法令違反に係る学校教育法第 15 条の規定の措置も含め厳しい是正措置を講じていく**。加えて、「新たな評価」の結果については、**データプラットフォームや認証評価機関において公表するのみならず、質保証の責任を担う高等教育機関において、情報公表を進める**。

改善実施状況の
モニタリング・社会への開示
の強化

○　なお、現在の認証評価制度においても「不適合」の判定を受けている高等教育機関は存在し、文部科学省は当該機関の教育研究等の状況について報告又は資料の提出を求め、改善を行った上で再度評価を受審するよう促しているが、「不適合」の状態が継続している高等教育機関があるのも現状である。

国からの是正指導等

現在の認証評価制度において「不適合」の判定を受けていることは、高等教育機関としての運営・教育に関し重大な課題を抱えていることを示すものであるため、**現在の認証評価において「不適合」の状態が継続している高等教育機関に対しても、評価結果の公表や法令上の措置等、「新たな評価」を待たずに文部科学省において厳格な対応を直ちに講じることが必要**である。

新たな評価を通じた高等教育の新たな質保証システムの担保について（案）

＜「要是正」機関への対応＞

①改善が図られるまでの申請処分の資格停止・保留

- 大学教育再生戦略推進費における「申請資格」を停止
- 新たな学部等の設置について改善が認められない場合（再評価を受け、「適合」状態とならない限り）は不認可とする措置

②改善実施状況のモニタリング・社会への開示の強化

- 「要是正」状態が継続する間、文部科学省による報告・資料提出だけでなく、必要に応じて面接、現地調査を実施を通じたモニタリングの継続
- 「要是正」機関は、評価結果、改善計画及び改善状況を社会へ公表することの義務づけ

③国からの是正指導等

- 要是正状態の継続的な改善指導、再評価受審の勧奨等
- 法令違反に対しては法第15条により厳格に対応

【対応フロー】

評価機関

評価結果を文部科学省に通知

文部科学省

- 「要是正」機関の状況について報告・資料の提出を求め、状況・改善計画を確認
  （必要に応じて面接、現地調査を実施することを通じた状況の把握）
- 再（追）評価を受審するよう改善指導

- 「要是正」機関から脱却するまで報告、資料提出の要請の継続

- 改善を促しても改善を行わない場合（再評価の受審を求めているにもかかわらず、正当な理由なく受審しない場合）には、その旨を文部科学省から社会に公表することも検討

法令違反がある場合で特に
- ✓ 重大な法令違反等即時に是正が必要な場合
- ✓ 法令違反状態が放置され、改善の見込みがない場合

については、直ちに次の措置へ

大学設置・学校法人審議会による審議を経て

- 学校教育法第15条第1項に基づく「勧告」
- 「勧告」後、なお改善がみられない場合は、同条第2項に基づく「変更命令」
- 「変更命令」によっても改善されない場合は、同条第3項に基づく「廃止命令」

※　今後、内部質保証の実質化など、高等教育機関の教育改善機能の向上に向け、必要な法令等の内容の明確化を検討

【参考】 学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第15条　文部科学大臣は、公立又は私立の大学及び高等専門学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
②　文部科学大臣は、前項の規定による勧告によつてもなお当該勧告に係る事項（次項において「勧告事項」という。）が改善されない場合には、当該学校に対し、その変更を命ずることができる。
③　文部科学大臣は、前項の規定による命令によつてもなお勧告事項が改善されない場合には、当該学校に対し、当該勧告事項に係る組織の廃止を命ずることができる。
④　文部科学大臣は、第1項の規定による勧告又は第2項若しくは前項の規定による命令を行うために必要があると認めるときは、当該学校に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

第95条　大学の設置の認可を行う場合及び大学に対し第四条第三項若しくは第十五条第二項若しくは第三項の規定による命令又は同条第一項の規定による勧告を行う場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

第109条　大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
②～④ 【略】
⑤　第2項及び第3項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第2項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第3項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第7項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。
⑥　大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。
⑦　文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

【参考】 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）（抄）

第43条　法第九十五条（法第百二十三条において準用する場合を含む。）の審議会等で政令で定めるものは、大学設置・学校法人審議会とする。

資料2

新たなデータプラットフォームにおける情報公表について

新たな評価制度による評価結果の公表に関するこれまでの議論

教育・学修の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ議論のまとめ（抜粋）

第2部 「新たな評価」制度の基本的枠組み
5 評価結果の公表・活用

○ 全ての学修者が自らの可能性の伸長を実感できる高等教育改革を実現するために、各高等教育機関が「教育の質」の向上に向けた取組を更に加速させる必要がある。そのためには、第三者評価を通じて高等教育機関において学生の成長に資する取組が行われていることを明らかにするとともに、社会の理解を深め、支持を得ていくことがこれまで以上に必要である。

この点、前述したように評価に関するデータプラットフォームを設けることとしており、評価結果についても同プラットフォームにおいて一元的に公表する。その際、学生等が必要な情報に到達しやすくするために様々な要素でソート・検索できるような機能を備える。また、公表内容のフォーマットに統一性を持たせるとともに、評価結果及びそのように判断した評価の具体的内容を記載することとするが、情報の受け手である学生等がアクセスしやすいように評価の具体的内容についてはポイントをわかりやすく示すこととする。なお、特定の学位の分野について特定分野評価機関による評価を受審した場合には、当該学位の分野の評価結果も併せて公表する。

併せて、例えば、「所在地」、「授与される学位」、「養成する人材像」、「卒業認定・学位 授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」のような学部等に関する基本的な情報を付記し、学生の進路選択等にも活用しやすくする。

○ ただし、「新たな評価」結果を公表する際には、各高等教育機関の個性・特色の明確化を図り、その多様性を明らかにするよう配慮することも必要である。

○ また、「知の総和答申」では、情報公表に関し、設置者別ではない新たなデータプラットフォーム Univ-map（ユニマップ） 仮称）） の構築が提言されており、Univ-map （ユニマップ）（仮称）では「新たな評価」結果も併せて公表するが、評価結果以外の情報公表事項や公表の方法を検討する際に、評価結果を他の情報公表事項とどのように組み合わせて公表するかについても併せて検討する。

知の総和答申における情報公表関係の記載（抜粋）

2.(1) 教育研究の「質」の更なる高度化 ⑤情報公表の推進

新たな評価制度においては、新たなデータベースの情報を活用することとし、高等教育機関側・評価機関側の双方の負担軽減を図っていくことが求められるが、当該データベースとの連携も含めて、諸外国の状況も参照しながら、大学ポートレートで培ってきた実践や知見を生かしつつ、単純な数値に限らず高等教育機関を横断的に比較する観点から、設置者別ではない新たなデータプラットフォーム（Univ-map（ユニマップ）（仮称））を構築し、情報公表を更に進めることが必要である。その際、学修者や進学希望者が、各高等教育機関の教育力を把握するに当たって、どのような情報が必要であるかという観点から公表項目を検討していくことも必要である。

➡ 新たな評価制度を効果的に機能させるため、各高等教育機関において「教育の質」の向上につなげていくための優れた取組や成果を積極的に公表していくことに加え、共通の仕組みで評価結果や学部等に関する基本的な情報を公表することで、学修者本位の高等教育改革につなげる。

共通の仕組みによる情報公表の現状と課題について

共通の仕組みによる情報公表の現状と課題

○大学の教育活動の状況を発信する仕組みとして「大学ポートレート」があり、各大学の多様な教育情報の発信に一定の効果を発揮。

【課題】

○国公立版については大学改革支援・学位授与機構が、私学版については日本私立学校振興・共済事業団がそれぞれ運営を担っているが、情報を提供するプラットフォームが異なるために、例えば取得可能な資格から大学を検索する際に、国公立と私立を別々に検索し直す必要があるなど、必要な情報を容易に入手できない。

○学生の学修成果や学位プログラム単位の教育成果、認証評価結果など、大学の教育研究の質に関わる重要な情報が必ずしも分かりやすく示されていない。

大学ポートレート　国公立版のページ（一部）の例

学部・研究科情報へのリンク

大学の基本情報等

新たなデータプラットフォーム（イメージ）

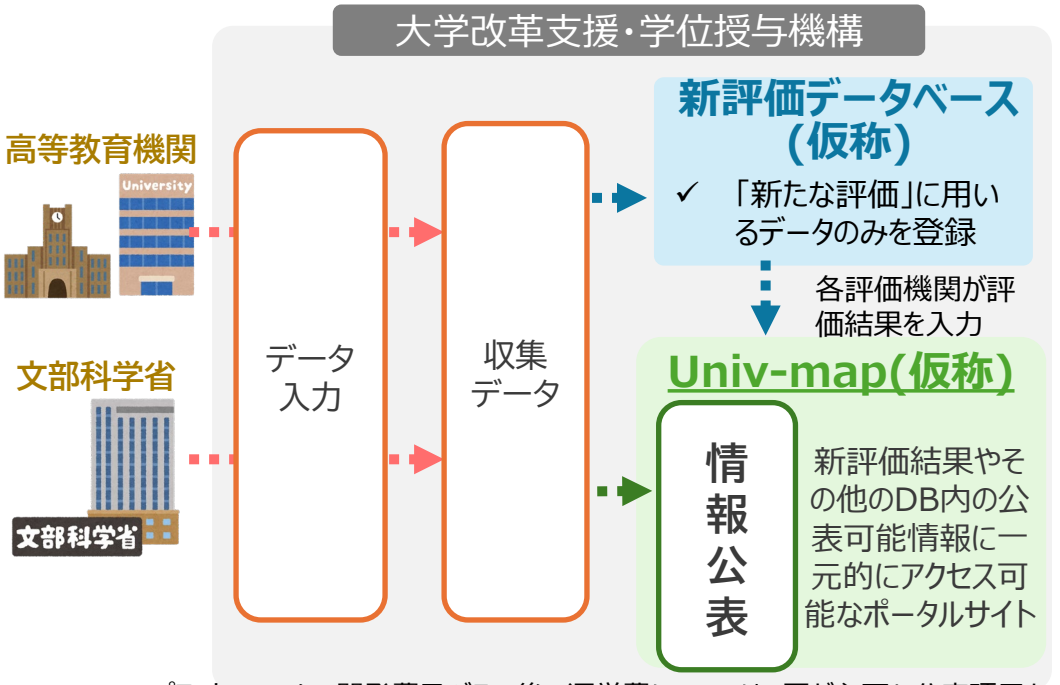

※プラットフォームの開発費及びその後の運営費については、国が必要な公表項目を決定し、高等教育機関間の多様な比較を可能とする取組の趣旨を踏まえ検討。

※大学ポートレートに参画している大学の負担軽減等のため、円滑な移行方法や大学ポートレート参画大学の情報の先行公表等についても検討を進める。

新たなデータプラットフォーム公表イメージ素案

設置者横断で比較可能なページ

〇〇大学〇〇学部　　〇〇県〇〇市

国立　4年制　学生：〇〇人　ST比:〇

評価結果（R〇年度）　★ ★

学生成長実感割合（R〇年度）　〇〇%

入学者選抜方法

一般　総合型　学校推薦型　その他

初年度費用　〇〇万円（入学金＋授業料）

経済的支援

修学支援新制度　独自奨学金

学部の詳細情報はこちら

●●大学〇〇学部　　●●県●●市

私立　4年制　学生：▲▲人　ST比:■

・
・

大学学部の個別詳細ページ　※最新情報の提供の観点から随時更新を可能とする。

〇〇大学〇〇学部　　〇〇県〇〇市

【〇〇学科、△△学科、××学科】

□ 基本情報
・学生数：〇〇人　教員数：〇〇人（うち博士号取得者数：〇〇人）　ST比：〇

□ ディプロマポリシー
・〇〇〇〇…

□ 大学の評価に関する情報
・評価結果　☆☆　（評価機関〇〇、R〇年度）
・評価の具体的な内容
　・〇〇〇…

□ 学修に関する情報（R〇年度全国学生調査）
・学生の成長実感割合：〇〇%
・将来の仕事につながるような知識・スキル等が身についたと自己評価した者の割合：〇〇%
・学生の平均学修時間：〇時間／週

□ 学生に関する情報
・入学者数推移（右図）
・収容定員：〇〇人
・定員充足率：〇〇%
・外国人留学生数：〇〇人

入学者推移

	RO−2	RO−1	RO
定員数	〇〇	〇〇	〇〇
入学者計	〇〇	〇〇	〇〇
男	〇〇	〇〇	〇〇
女	〇〇	〇〇	〇〇

□ 入学者選抜に関する情報
・一般選抜、総合型選抜
（募集要項へのリンク）

□ 卒業後の状況
・進路状況

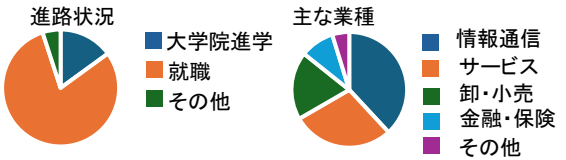

□ 取得可能な資格
・〇〇〇

□ 学費・経済的支援等に関する情報
・初年度費用（授業料〇〇万円、入学金〇〇万円、2年目以降の年間費用〇〇万円）
・独自奨学金等の経済的支援に関するサイトへのリンク
・社会人学生や障害のある学生等への支援に関するサイトへのリンク

〇〇大学の情報公表サイトはこちら

※入力項目に齟齬や不足情報、不確実な情報等がある場合には、AIも活用しアラートを表示する機能を設ける。

情報公表に関する参考資料

中教審答申における「評価結果の公表」と「情報公表」に係る記載

（参考）我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～ （答申）抜粋

２．（1）教育研究の「質」の更なる高度化

①学修者本位の教育の更なる推進

イ．新たな質保証・向上システムの構築

その際、新たな評価制度は、単に評価基準 に対する適合・不適合を判定するのではなく、在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのかといった大学等の教育の質を数段階で示すなど、多様で高度な研究活動にも裏打ちされた高等教育による付加価値を明確化する仕組みとすべきである。その際、結果について国民に対して分かりやすく公表するための工夫をすることで、社会的な評価の一層の促進を図ることができるようにするとともに、教育の質が十分に担保されていない機関については撤退を促していくことが望ましい。さらに、新たな評価制度においては、その評価に用いる各大学の教育情報を容易に提出可能なデータベースを整備するなどして、現行の仕組みよりも高等教育機関側・評価機関側双方の負担軽減を図っていくことが求められる。

⑤情報公表の推進

前述の新たな評価制度においては、新たなデータベースの情報を活用することとし、高等教育機関側・評価機関側の双方の負担軽減を図っていくことが求められるが、当該データベースとの連携も含めて、諸外国の状況も参照しながら、大学ポートレートで培ってきた実践や知見を生かしつつ、単純な数値に限らず高等教育機関を横断的に比較する観点から、設置者別ではない新たなデータプラットフォーム（Univ-map（ユニマップ）（仮称））を構築し、情報公表を更に進めることが必要である。その際、学修者や進学希望者が、各高等教育機関の教育力を把握するに当たって、どのような情報が必要であるかという観点から公表項目を検討していくことも必要である。

＜具体的方策＞

- 多様な教育活動の状況を国内外の様々な者に分かりやすく発信するため、大学入学者選抜に関する情報や、学修成果や教育成果に関する情報についての公表を更に促進するとともに、利用者にとっての利便性向上を図るための高等教育機関間の多様な比較分析が可能となる情報の可視化を進める。
- 各高等教育機関における事務手続の軽減を図る観点や、新たな評価制度の充実の観点から、評価におけるデータ活用のためのデータベースの整備について検討する。（①イの再掲）

情報公表を促す制度・指針等について

<table>
<tr><th>項目</th><th>大学が公表すべき教育情報
（学校教育法施行規則第172条の2 ）</th><th>高等教育の修学支援新制度機関要件
（大学等における修学の支援に関する法律施行規則第2条）</th><th>大学ポートレート</th><th>教学マネジメント指針</th></tr>
<tr><td>基本情報</td><td colspan="3">➢ 大学の教育研究上の目的　ex）大学の教育研究上の目的、３つのポリシー
➢ 教育研究上の基本組織　ex）学部、研究科の名称</td><td>―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">教育情報</td><td colspan="3">➢ 教員　ex）教員組織、教員数、各教員の学位及び業績
➢ 学生　ex）入学者数、収容定員、学生数
➢ 進学及び就職　ex）卒業者数、修了者数、進学者数、就職者数、進学及び就職等の状況
➢ 教育課程　ex）授業科目、授業の方法及び内容、シラバス、学修の成果に係る評価
➢ キャンパス　ex）校地、校舎等の施設及び設備、学生の教育研究環境
➢ 費用　ex）授業料、入学料
➢ 学生支援　ex）修学支援、就職・進路選択支援、心身の健康等に係る支援</td><td rowspan="2">➢ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報例
ex）学生の成長実感・満足度、修業年限期間内に卒業する学生の割合、アセスメントテストの結果、語学力検定等の学外試験のスコア

➢ 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報例
ex）教員一人あたりの学生数、履修単位の登録上限設定の状況、ＧＰＡの活用状況、教学ＩＲの整備状況</td></tr>
<tr><td></td><td>【任意項目】
➢ 学修成果・教育成果に関する情報例
ex）修業年限期間内に卒業する学生の割合、学生の満足度、学修に対する意欲
➢ 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報例
ex）ＧＰＡ制度の採用・活用状況、履修単位の登録上限設定の状況、認証評価の結果</td><td>➢ 特色
ex）学部・研究科等の特色、生涯教育（私学版）、社会貢献（私学版）
➢ 入試
ex）入試情報、転学編入学
➢ 取得可能な資格
➢ 課外活動
ex）クラブ活動の状況、ボランティア活動の状況
など</td></tr>
<tr><td>財務情報</td><td>―</td><td>➢ 収支計算書、貸借対照表などの財務諸表等</td><td>➢ 財務諸表等（国公立版）</td><td>―</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>―</td><td>➢ 自己点検・評価の結果
➢ 設置者の役員の氏名が記載された名簿
【任意項目】
➢ 事業計画　など</td><td>➢ 評価結果（認証評価及び自己点検評価の結果）
➢ 高等教育の修学支援新制度（国公立版）</td><td>―</td></tr>
</table>

大学の教育研究活動等に関する情報公表制度等

●大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年）

【大学設置基準】（当時）
第二条の二　大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。 *（※平成22年に条削除、平成23年に学校教育法施行規則第172条の2を新設）*

●教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年）

【学校教育法】
第百十三条　大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

●各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年、平成28年、平成29年、令和元年）

【学校教育法施行規則】
第百七十二条の二　大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。
一　大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること *（※後段は3つのポリシー策定義務化に伴う追加（平成28年））*
二　教育研究上の基本組織に関すること
三　教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
四　入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
五　授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準
第八条の二第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること
六　学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
七　校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
八　授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
九　大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
2　専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。*（※専門職大学設置基準の制定に伴う追加（平成29年））*
3　大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。*（※大学院における3つのポリシー策定義務化に伴う追加（令和元年））*
4　大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
5　前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

●情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け（平成23年）

【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】
第一条　学校教育法（略）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
一　大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（略）並びに大学（（略））に係るものにあっては大学設置基準（略）に、それぞれ適合していること。
二～四　（略）
2　前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
一　大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
イ～ヘ　（略）
ト　教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
チ～ヌ　（略）

大学ポートレートについて

平成２７年３月より、（独）大学改革支援・学位授与機構に置かれる「大学ポートレートセンター」が日本私立学校振興・共済事業団と連携・協力して、大学ポートレートによる国公私立大学の大学情報の発信を開始。（https://portraits.niad.ac.jp/）

概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

○大学の多様な**教育活動の状況**を、国内外の様々な者にわかりやすく**発信**。
→ 大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上

○大学が**教育情報**を自らの活動状況を把握・分析することに**活用**。
→ エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速。外部評価による質保証システムの強化。

○基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、**各種調査**等への対応に係る大学の**負担軽減**。
→ 大学運営の効率性の向上

大学ポートレートで発信している主な大学情報

【大学単位で公表する情報】
- 大学の基本情報
- 大学の教育研究上の目的等
- 大学の特色等
- 教育研究上の基本組織
- キャンパス
- 評価結果
- 学生支援（修学支援、就職・進路選択支援等）
- 課外活動

【学部・研究科等の単位で公表する情報】
- 教育研究上の目的と３つの方針
- 学部・研究科等の特色
- 教育課程（取得可能な学位、学問分野、学修の成果に係る評価等）
- 資格
- 入試（入学者数、入試方法等）
- 教員（教員組織、教員数、教員の有する学位・業績）
- 学生（収容定員、学生数）
- キャンパス
- 費用及び経済的支援（授業料等、奨学金、授業料減免）
- 進路（卒業・修了者数、進学者数・就職者数）

大学ポートレート　画面サンプル　（国公立版より）

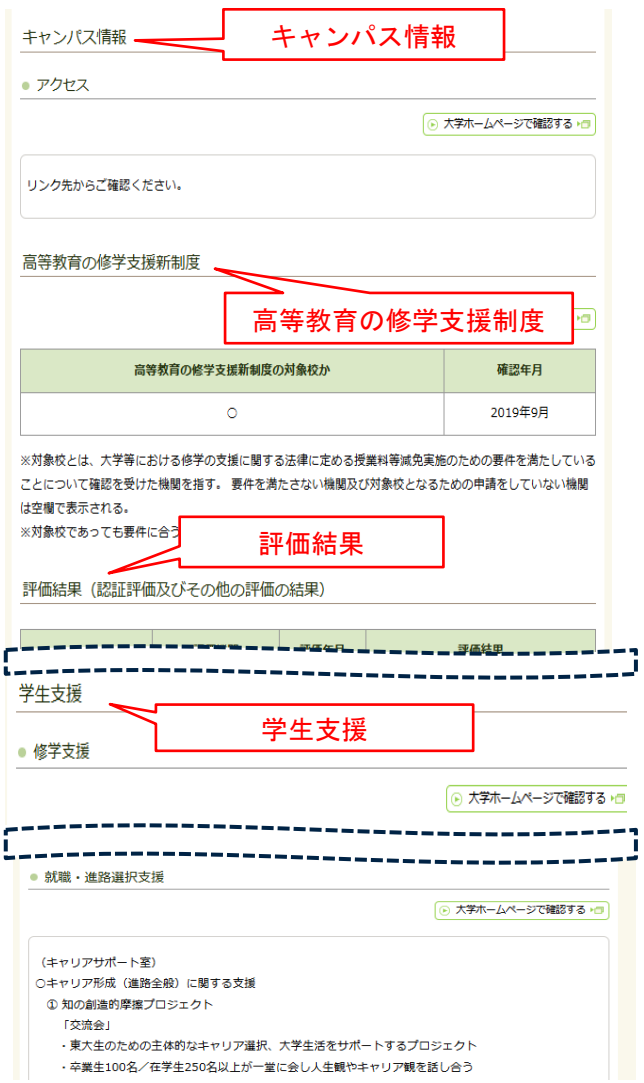

※本ページは「大学の基本情報」の全項目を抜粋して並べたもの。別途、各学部等単位の「学部・研究科の情報」のページも公表されている。

「大学ポートレート」ウェブサイト ― 公表項目①

【国内版】
国公立版

（令和８年度）

○国公私立共通に公表する教育情報：
「学教法施行規則等で公表が義務づけられた情報」、「外部評価の結果」に加えて「大学進学希望者や保護者の関心の高い情報」や「大学の特色が分かる情報」を含める。

大学の基本情報

大学の基本情報	大学名
	本部所在地
	設立年
	大学の連絡先
	大学の種類
	総学生数（学部）
	総学生数（大学院）
	総教員数（本務者）
	教員（本務者）一人当たりの学生数 ※
	専攻科・別科の学生数
	科目等履修生等の学生数
大学の教育研究上の目的や建学の精神	大学の教育研究上の目的や建学の精神
大学の特色等	大学の特色等
大学の学事暦	大学の学事暦 ※
教育研究上の基本組織	教育研究上の基本組織
キャンパス情報	所在地
	アクセス
	外観
	アクセス図
	周辺図
	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境
高等教育の修学支援新制度	高等教育の修学支援新制度
評価結果	評価結果（認証評価及びその他の評価の結果）
学生支援	修学支援
	心身の健康に係る支援
	留学生支援
	障害者支援
	就職・進路選択支援
課外活動	クラブ活動の状況
	ボランティア活動の状況
学生寮	学生寮一覧
財務諸表等	財務諸表等

学部・研究科の情報

教育研究上の目的と３つの方針	学部・研究科等ごとの目的
	アドミッション・ポリシー
	カリキュラム・ポリシー
	ディプロマ・ポリシー
学部・研究科等の特色等	学部・研究科等の特色等
	学部・研究科等の学事暦 ※
教育課程	学科・専攻等
	カリキュラム・ポリシー
	教育課程の特色
	授業科目
	授業の方法・内容
	年間の授業計画
	シラバス等
	学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
	ディプロマ・ポリシー
	履修単位の登録上限制度 ※
	平均履修単位数 ※
	平均修得単位数 ※
	平均学修時間（授業内、授業外） ※
	専門職課程の関連事業等との協力の状況 ※
	学修の成果に係る評価の基準
	学位論文に係る評価の基準 ※
	学生の平均満足度 ※
	卒業・修了認定の基準
	転学部等の可否、費用負担
	専攻分野
資格	取得可能な資格
入試	アドミッション・ポリシー
	入学者数
	実施している入学者選抜
	受験者・合格者・入学者の構成（入試方法の区分別） ※
	入試内容（教科・科目、合否基準、試験問題等） ※
	障害のある入学志願者に対する合理的配慮
	多様な背景を有する者への支援 ※
	志願者数・受験者数・合格者数 ※
	入学者の構成（男女別） ※
	入学者の構成（出身高校所在地別） ※

教員	教員が有する学位、業績
	教員組織
	教員数
	教員一人当たりの学生数 ※
	教員の構成（職位・男女・外国人教員別） ※
	教員の構成（年齢別） ※
	FD・SDの実施状況 ※
学生	収容定員
	学生数
	編入学定員・編入学者数
	学生の構成（年次別・男女別・外国人留学生） ※
	その他の学生数（専攻科・別科・科目等履修生等 等） ※
キャンパス情報	所在地
	アクセス
	外観
	アクセス図
	周辺図
	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境
	学生寮
費用及び経済的支援	授業料、入学料、その他の徴収費用
	高等教育の修学支援新制度
	学納金の延納・分納の可否
	休学及び復学に係る費用
	奨学金
	授業料減免
進路	卒業・修了者数
	進学者数、就職者数
	卒業・修了者の構成（職業別、男女別） ※
	卒業・修了者の構成（産業別、男女別） ※
	卒業・修了者の構成（就職地域別） ※
	早期卒業の状況 ※
	大学院への飛び入学の状況 ※
	平均履修単位数 ※
	修業年限期間満了時点での学生の状況 ※
	学位取得に要した年数ごとの修了者の割合 ※
	卒業・修了後の進路

青字：学校教育法施行規則改正対応として、令和８年８月より公表を開始予定。

注１）項目名はサイトでの記載に準じるが一部省略。
注２）※印は公表が任意とされている項目。
注３）黄色塗りセルは国公立版と私学版で共通の項目（大学と学部の項目は分け、それぞれで比較）。

「大学ポートレート」ウェブサイト ― 公表項目②

【国内版】
私学版

（令和８年度）

※私学版ウェブサイトは日本私立学校振興・共済事業団が運営

「学校」の公表内容

本学の特色	建学の精神
	特色
	本学の目的（*1）
本学での学び	ディプロマポリシー
	カリキュラムポリシー
	カリキュラム
	学事暦
	教育方法
	学びの支援（*2）
	学修についての評価
学生生活支援	学生生活の支援
	多様な背景を有する者への支援
	課外活動
進路・就職情報	サポート体制
	進路選択教育の取り組み
	卒業後の進路等（*4）
	進路データ集（*6）
様々な取組	外国人教員
	外国人留学生受入
	留学支援
	日本人学生の留学状況
	外国人教員・留学生データ集（*7）
	修業期間の多様化（*8）
	連携活動
	生涯教育
	社会貢献
学生情報	研究活動
	アドミッション・ポリシー
教員情報	学生データ集（*10）
	教員組織
	教員一人当たりの学生数（ST比）
	FD・SDの実施状況
基本情報	教員データ集（*11）
	学校の概要
	学長
	設置学部等名一覧
	キャンパス一覧
	特色ある施設
	施設トピックス
	学生寮
	経済的支援
	同窓会
	認証評価
	法人情報

「学部（研究科・短期大学学科）」の公表内容

学部等の特色	特色
	本学部等の目的
	3つの方針
学部等での学び	ディプロマポリシー
	カリキュラムポリシー
	カリキュラム
	学事暦
	授業・履修について（*3）
	教育方法
	学びの支援（*2）
	学修についての評価
	学生の平均学修時間
	学生の平均満足度
学生生活支援	学生生活の支援
	多様な背景を有する者への支援
	課外活動
進路・就職	サポート体制
	進路選択教育の取り組み
	取得可能な資格
	卒業後の進路等（*4）
	修業年限期間満了時における学生の状況（*5）
	早期卒業の状況
	大学院への飛び入学の状況
	進路データ集（*6）
様々な取組	外国人教員
	外国人留学生受入
	留学支援
	日本人学生の留学状況
	外国人教員・留学生データ集（*7）
	修業期間の多様化（*8）
	連携活動
	生涯教育
	社会貢献
	研究活動

学費・経済的支援	初年度納付金（学科・専攻・コース別）
	その他の徴収費
	納入方法
	その他の学費
	経済的支援
	奨学金及び授業料減免
入試・学生情報	アドミッション・ポリシー
	入試情報（*9）
	転学・編入学
	学生データ集（*10を含む）
教員情報	教員組織
	教員一人当たりの学生数（ST比）
	教員データ集（*11）（※研究科を除く）
基本情報	概要
	設置学科（専攻）一覧（※短期大学を除く）
	学位の授与状況
	キャンパス一覧
	特色ある施設
	施設トピックス

赤字：教学マネジメント指針または学校教育法施行規則改正対応として、システム開発等の後、登録及び公表を開始予定。

注１）項目名はサイトでの記載に準じる。
注２）*印の内容は以下のとおり。
*1：3つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）
*2：学生の平均学修時間、平均満足度等 を含む
*3：履修単位の登録上限制度、シラバス、単位の履修（修得）状況
*4：主な進学・就職先、進学率、就職率
*5：卒業・修了者、在学者、退学者の人数、割合
*6：卒業者数、就業者分類
*7：外国人教員、外国人留学生、外国人留学生（通信教育部）、その他学生数（学部のみ）、編入学者数（学部のみ）
*8：早期卒業の状況、大学院への飛び入学の状況
*9：入試区分別受験者・合格者・入学者の構成、過去の試験問題・解答 を含む
*10：入学者数、収容定員、在籍者数、志願者・受験者・合格者数、在籍者数（通信教育部）
*11：教員数、外国人教員
注３）黄色塗りセルは国公立版と私学版で共通の項目（大学と学部の項目は分け、それぞれで比較）。

海外の情報公表サイトの状況①（米国）

（１）米国の状況

米国では、全米の大学等をデータ収集の対象とした包括的なデータベースシステム「中等後教育総合データシステム」（Integrated Postsecondary Education Data System（IPEDS））が全米教育統計センターによって管理・運用されている（http://www.nces.ed.gov/ipeds）。連邦政府の奨学金プログラム等に申請する大学等は、IPEDSへのデータ提出が実質上義務づけられている（データ提出がなければ奨学金プログラムへの申請できない）。

IPEDSからは複数の関連サイトにアクセスすることができ、例えば、College Navigator（カレッジ・ナビゲーター）は学費・生活費等、中退・卒業率、分野ごとの学位取得状況、運動部活動、第三者評価の結果、キャンパスの安全等の様々なデータを確認することができるが、College Scorecard（カレッジ・スコアカード）からは、学費、経済支援、学資ローンの負債額、卒業後の平均給与等の経済面でのデータを中心に、各大学等を比較しながら確認することができ、利用者のニーズに合わせた大学情報の検索が可能になっていると考えられる。

なお、卒業後の平均給与については、内国歳入庁が有する連邦貸与奨学金利用者の収入に関する情報を基に算出している（※）。

College Navigatorのページ（例）

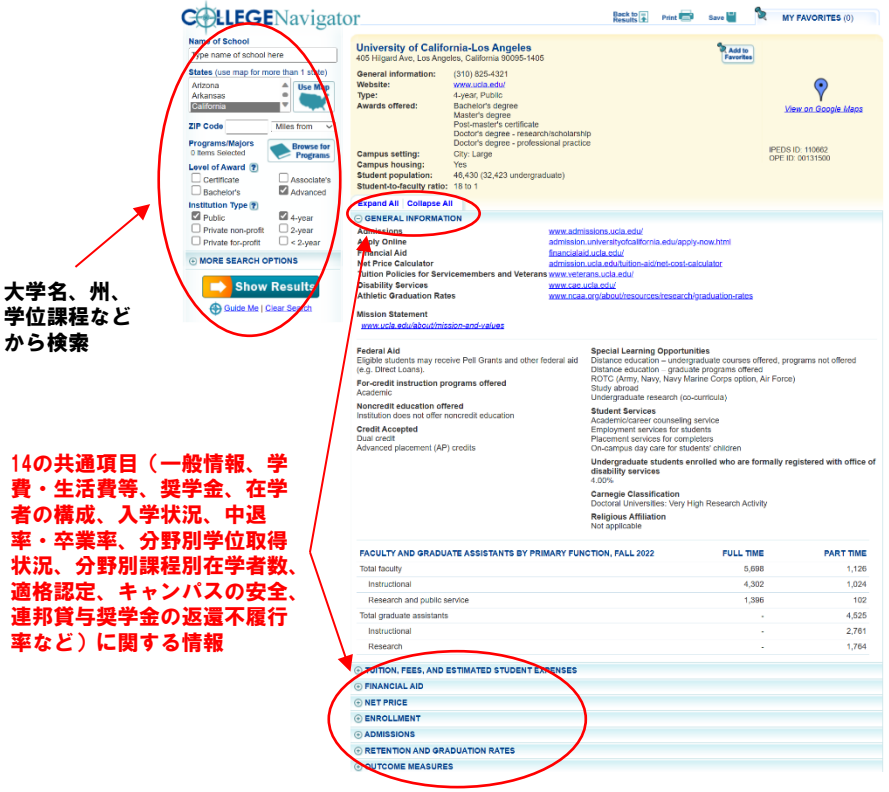

College Scorecardのページ（例）

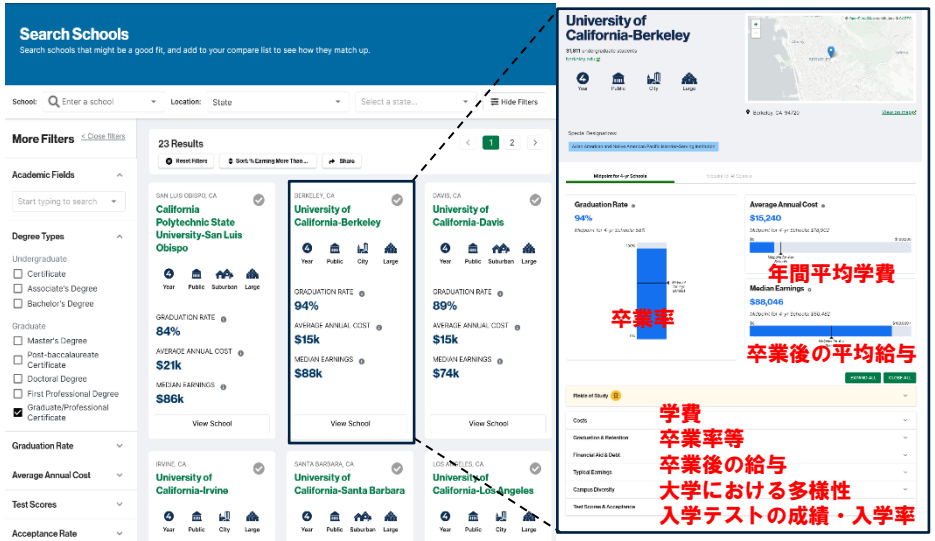

（※）参照：岸本睦久（2015），『諸外国の教育動向　2015年度版』,文部科学省,p43

海外の情報公表サイトの状況②（英国）

（２）英国の状況

英国では、大学への公財政の配分を担う4地域の政府機関が学士課程の情報を一元的に提供する”Discover Uni”（ https://discoveruni.gov.uk/ ）を構築・運営しており（※1） 、イングランドは学生局（OfS：Office for Students）が所管している。データは最終学年の在学生を対象にした全国学生調査（NSS：National Student Survey）、卒後15ヶ月を経過した元学部生への卒後調査（GO：Graduate Outcomes）、卒後3年及び5年の縦断教育成果（LEO：Longitudinal Education ）のデータ（※2）等を基にしている。教育コースごとに、学生満足度、就職と収入、認証評価の状況、学業の継続状況等の情報を確認することができ、複数の大学の教育コースを選択して比較可能となっている。また英国の大学入試手続を担う大学・カレッジ入学サービス機構（UCAS :Universities and Colleges Admission Service）も別途、提供する教育コース（学士課程と大学院）ごとの基本情報や入学条件等を提供している。

Discover Uni のページ（例）

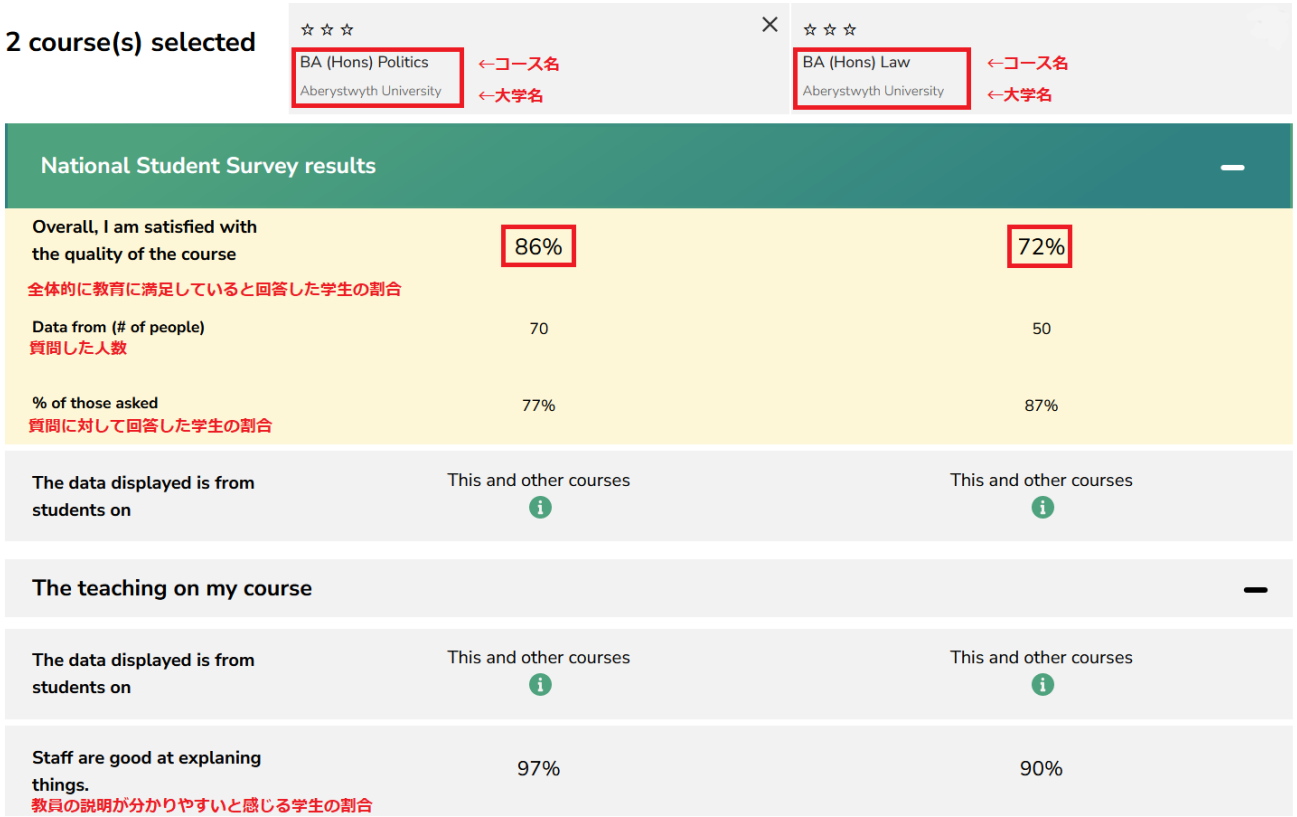

（※1） 2019年9月よりUnistatsがDiscover Uniへ変更となった。

（※2）NSSは市場調査会社、GOは英国高等教育統計機構（HESA：Higher Education Statistics Agency）による収集データ、LEOは教育省が保有する政府の納税記録に基づく収集データによるものである。LEOについては北部アイルランドの大学のコースは含まない。

海外の情報公表サイトの状況③（フランス）

（３）フランスの状況

フランスでは、高等教育1年目に進学する際の出願手続を実施するためのプラットフォーム“Parcoursup”を高等教育・研究省が構築・運営している（https://www.parcoursup.gouv.fr/）（※）。Parcoursupでは、同プラットフォームを通して一連の出願プロセスを実施する国立及び私立の高等教育機関（約2万3,000の課程）の情報が提供されている。課程、分野、所在等により各機関で提供される課程を検索することができ、課程ごとに課程の概要、定員、学籍登録料、奨学金、進路等に関する情報を確認することができる。<u>2023年12月より比較機能が追加され、最大5つの課程を選択し、入学状況、学籍登録料、奨学金等の情報を比較することが可能</u>。

※修士課程への出願については同様のプラットフォームMon Masterがある。

Parcoursupのページ（例：検索機能）

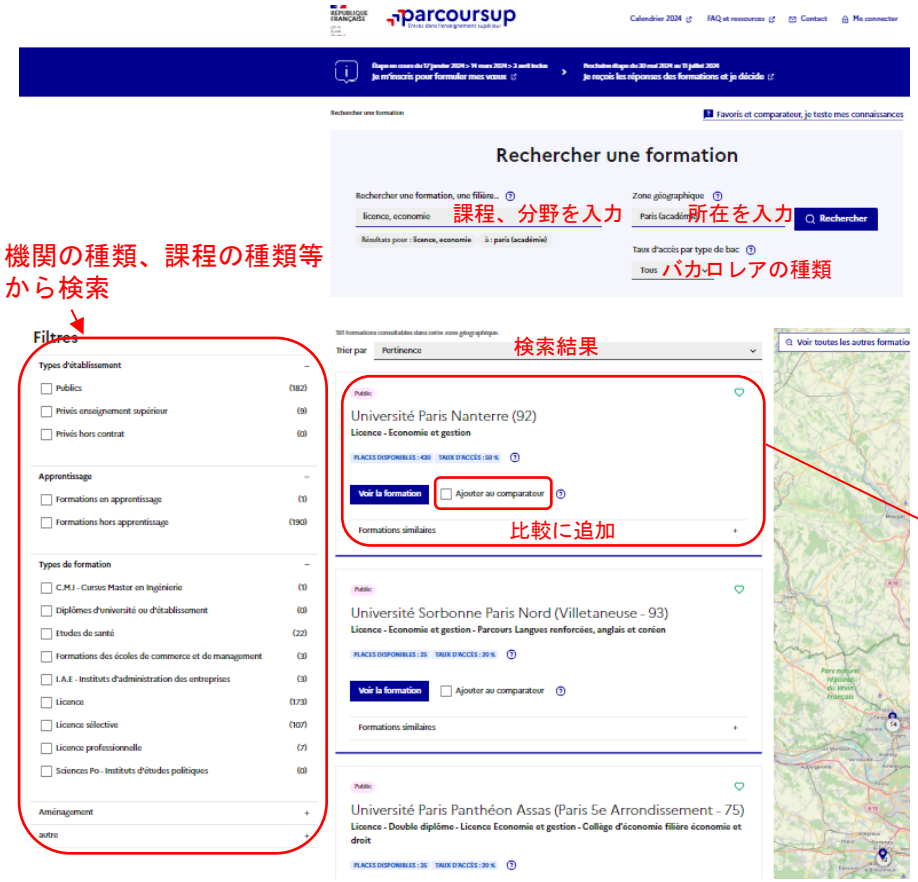

Parcoursupのページ（例：比較機能）

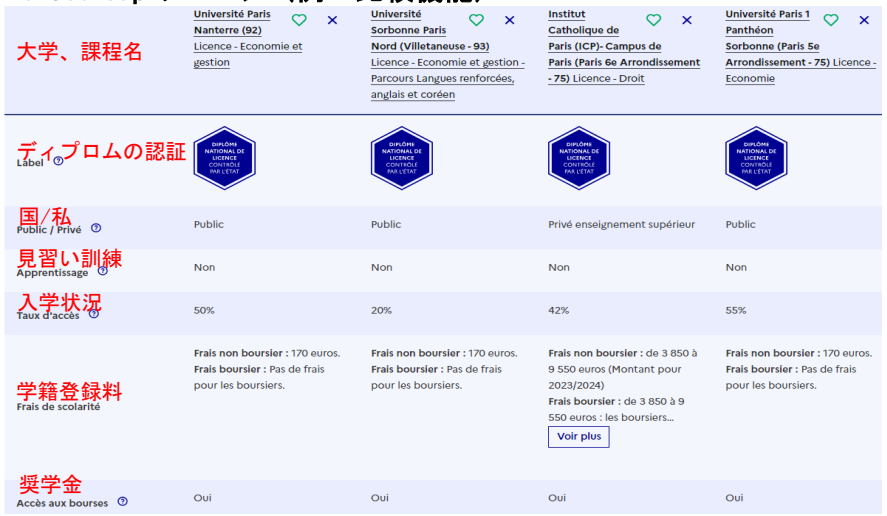

Parcoursupのページ（例：課程ごとの情報）

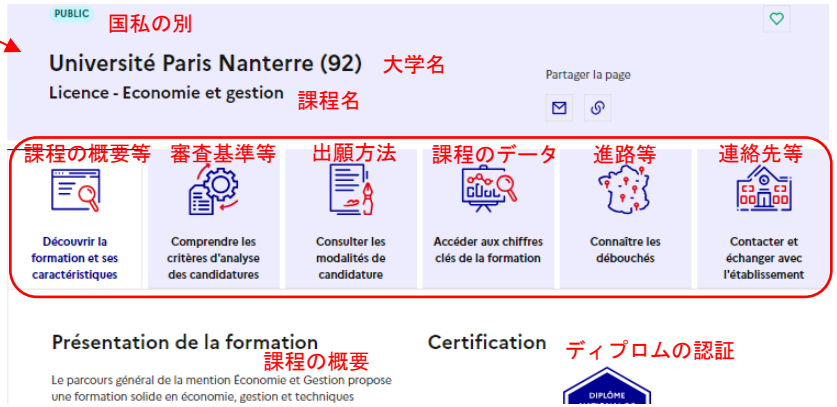

出典：Parcoursupのサイトを基に文部科学省作成。

海外の情報公表サイトの状況④（韓国）

（４）韓国の状況

韓国では、2007 年5 月に「教育関連機関の情報公開に関する特例法」が制定され、学校情報の公開に関する法的整備が完了したことにより、質保証の一環としての大学情報公開体制が構築された。これにより、幼稚園から大学に至るまで、全ての学校は主要情報を公開することが義務付けられ、自己評価の結果の一部もここに掲載されている。大学情報ポータル（https://www.academyinfo.go.kr/index.do）。

2023年現在、データは14分野65項目104細部項目が公開されており、学校、学部、学科単位での比較が可能。大学等の機関は各項目について定められた公示時期にデータを提出するほか、学則などの改正時には随時公開することとされている。提供言語は韓国語、英語、中国語。

なお、これらの公開された情報は、競争的資金の申請や大学評価の際の指標の一部として積極的に活用されている。

大学情報ポータルのページ（例：比較機能）

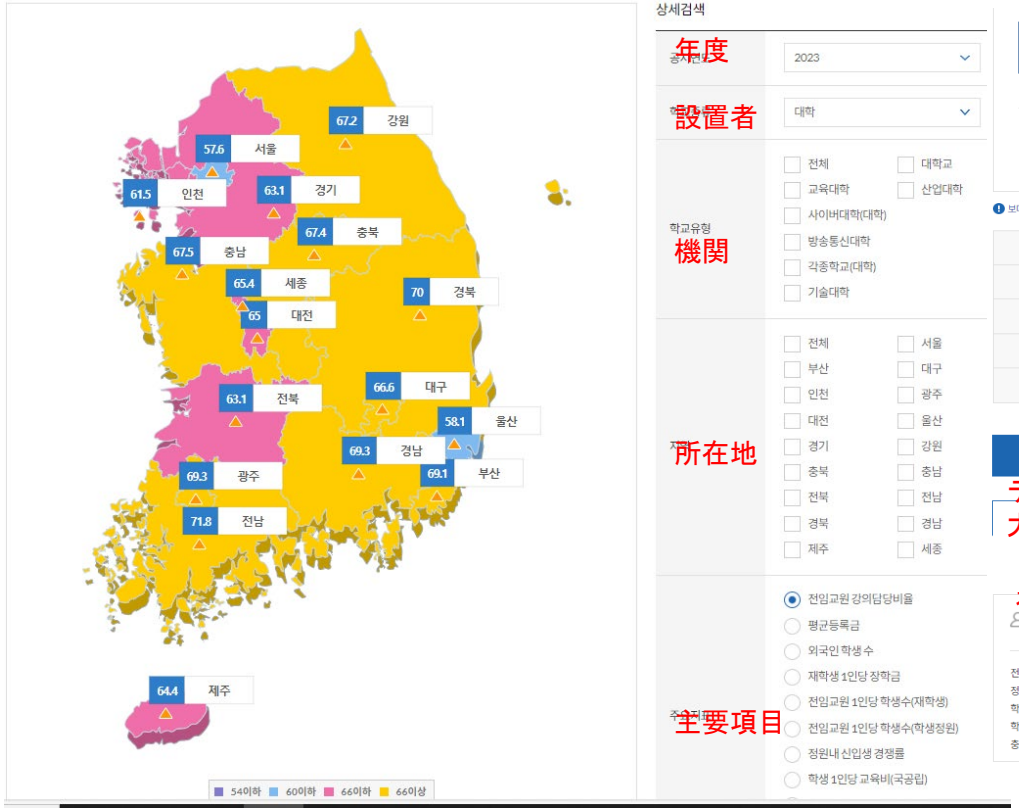

大学毎の情報ページ（例：ソウル大学）

出典：大学情報ポータルサイトを基に文部科学省作成。

海外の情報公表の状況⑤（中国）

（５）中国の状況

教育部傘下の学生サービス・資質発展センターが運営する「中国高等教育学生情報ネット」」があり、その中に高等教育入学志願者向けの情報サイトとして「陽光高考情報プラットフォーム」がある。同プラットフォームでは、機関の紹介、学部等の設置、専門分野の紹介、教員の質、学生募集及び選抜の規則、奨学金、宿舎・食堂、過去の合格ライン、学校のインフラ設備、学生の学校満足度等の情報を提供している。

陽光高考情報プラットフォームの北京大学のページ

出典「陽光高考情報プラットフォームウェブサイト」を基に文部科学省作成。

海外の情報公表サイトの状況⑥（EU）

（６）EUの状況

EU（欧州連合）の行政執行機関である欧州委員会は、高等教育における学生や教員の移動の更なる促進を目的に、独自の高等教育ランキングシステム「U-Multirank」を開発し、2014年にオンラインで運用を開始した（https://www.umultirank.org/）。これは、高等教育機関及び研究機関の研究業績に重きを置く従来の高等教育ランキングに対する反省から多様性を重視し、研究業績だけでなく、世界の高等教育機関を▽教育・学習、▽研究、▽知識移転、▽国際化、▽地域社会への貢献、の5つのカテゴリーにおいて評価したデータベースであり、総合的な評価結果やリーグテーブルの代わりに、目的や方向性や規模等において条件が類似する高等教育機関の評価結果をカテゴリー別に比較したり、高等教育機関別に全評価結果を一覧したりと、高等教育機関の情報（各機関の任意登録により2022年版では96か国の2,202機関のデータを掲載）を利用者のニーズに応じて閲覧できるようになっている。

「U-Multirank」の比較結果のページ

※ コンピュータ・サイエンスの学科を有する396大学を評価指標「外部資金による収入」の高い順に並べた場合。

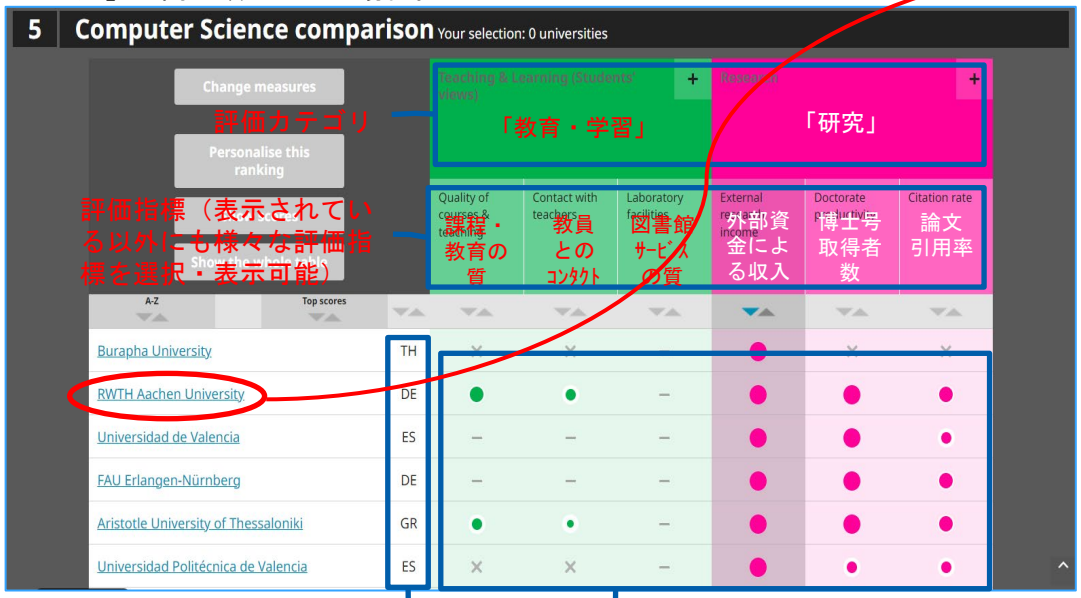

●が大きいほど評価が高いことを示す。
ーはデータなし、×は該当がないことを表す。

各大学のプロフィールのページ

※ドイツ、アーヘン工科大学の場合。

出典：U-Multirankのサイトを基に文部科学省作成。

参考資料１

中央教育審議会大学分科会質向上・質保証システム部会（第9回）における新たな評価制度に関する主な意見（令和８年６月３日）

１．新たな評価の基本的な考え方

新しい評価制度は社会に高等教育の価値を示すものであり、負担があっても達成感があるような評価制度というものを大学人がつくっていかなければいけないのではないか。

○　学部別に評価を受けるとなると、改組がどのように反映されるか等、今後実務レベルでの詳細検討が求められる。

○　教育の質向上を重視する評価制度の導入により、人為的な操作によって見かけ上は、教育の質が向上したように見せかける、成績評価のインフレが副作用として懸念される。また、インフレに乗じて学生の満足度も上がる傾向が見られると予想され、直接評価も間接評価もどちらの結果も向上したように見えてしまうため、大学にとってインフレを起こす強いインセンティブが生じる。そういったことが生じないよう何らかの歯止めをかけておくことを検討いただきたい。

２．新たな評価制度の基本的な枠組み

（１）評価の視点

○　質向上の視点として、「教育成果は教員による直接評価、学生の間接評価、社会からの評価を総合的に勘案する」という資料中の記載は、新しい評価制度の中核をなす重要な一文であるが、教育評価の専門家ではない方にとっては理解が難しい。理解が不十分なままに新しい評価を受けてしまうと、教育成果の可視化の点で大きな混乱が生じるおそれがあり、直接評価や間接評価の定義を示すなど、それぞれの評価の具体例を図や表にして示すとわかりやすいのではないか。

○　大学が、DP に記載されているものに限定されず、準正課や課外活動を通じて学生が学び成長したものについても、例えば特記事項として示せるなどアピールができるようにしてはどうか。

○　評価負担は、評価者だけでなく評価機関にも通じる課題。評価負担を減らしフィージビリティを高めるため、評価項目を絞り、評価の重複を防ぐ等検討いただきたい。

（２）評価手続

○　制度が実際に回るどうか示す数字は必要であり、評価の対象数、評価件数、評価候補者数等を明示すべきでないか。また、評価者の待遇についても今後議論の余地があるのではないか。

（３）評価の主体

○　教員、職員だけでなく、評価に係る専門人材が関わりながら評価を行っていくことが重要。評価に係る専門人材の配置・充実に向けた支援が必要ではないか。

○　評価の実施にあたり、評価者と大学が上下関係になるとうまくいかない。評価委員の研修を行うとともに、アンケートの実施等により評価員の声を拾うことが必要ではないか。

○　学部ごとの評価にあたり、同じ学者・教育者間で評価するピアレビューにこだわることは重要と考えている。

（４）評価結果の公表・活用

○　地方の大学にとって学生が集まることは重要であり、大学がどのような人材養成を行っていて、教育の質保証・向上をどのように図っているのかを中学校、高校にしっかり説明できれば受験生を確保できる。大学がどのような評価を受けて、教育を質向上させているかということが中学校、高校にも伝わるようすべき。

○　評価の結果が世に公表されるまでのプロセスについて、いずれの認証評価団体でも、評価についての異議申立ての時間が用意されていると承知しているが、応答に対するトラブルがデリケートであればあるほど出てくると思料しており、それが資源配分や厳格な対応に結びつけばつくほど、そのリスクは高まるのではないか。厳格な対応に関する姿勢は整理しておくことが肝要であり、インテグリティーを明確にしておき、これに沿わない場合は厳しい対応があるということを明示する必要がある。

○　新たな評価制度において、学生が何を学んでどのように成長したのかといった教育の質を重視し、学部ごとに分かりやすく可視化されているという点は大変意義深い。地域の大学にとっては、学びを可視化でき、生徒に対してそれを示せるということは、インセンティブにもつながると考えられる。高校生にとっては、進路選択を行う際に、限られた情報の中で、従来の偏差値や学校のブランド力、知名度といった情報だけでなく、各学部において行われている教育内容や人材養成、その成果を踏まえて判断できるようになり、高校における進路指導の質の向上にもつながるものであると期待。

○　段階的な評価について、高校生や保護者にとっては大変理解しやすいが、現在の偏差値のように大学のランク付けとなってしまうと問題。段階的に評価する意図を踏まえ、評価結果が公表される際には、評価の理由や特徴、教育を通じてどのような点を伸ばせるのかを高校生等に丁寧に説明できる方法であることが必要ではないか。

（５）持続可能な高等教育の評価への転換

○　認証評価と国立大学法人評価について、重複部分をなくし、効率化出来ないかと考えている関係者は多い。評価期間については法人評価と合わせ配慮いただいていると思うが、法人評価で代替できる部分を明確にするなど、評価負担の軽減につながる取組を進めてほしい。

中央教育審議会大学分科会（第 190 回）における
新たな評価制度に関する主な意見
（令和８年６月１１日）

１．新たな評価の基本的な考え方

（１）認証評価制度の現状と課題

○　「評価にあたり、評価者・被評価者双方への負担が重く、そのインセンティブを感じづらいのではないか」という記載と、「認証評価を通じた内部質保証の意識を高等教育機関全体で十分に共有できていないのではないか」という記載があるが、実際に評価をしてきた立場としては、両者は二律背反しているものであり、両立は厳しいものと思われる。

○　学部等の単位で教育の質を見ていく方向性自体は重要だと考えているが、新たな評価制度を設計するのであれば、理念や評価の観点だけでなく、制度が実際に回るのかどうか、それを示す数字というものが必要。。

○　評価者の待遇を曖昧にしたまま制度を拡張することにも慎重であるべき。書類の読み込み、評価表の作成、訪問調査等には、相当な時間と専門性を要するため、それにふさわしい処遇、業務軽減、事務局支援を制度として用意することが必要。評価制度の実効性は、評価される側だけではなく、評価する側の専門性、時間、処遇によって支えられており、次の世代に持続可能な評価制度として渡すためにも、この点も留意いただきたい。

（２）改革の方向性

○　大学選択において圧倒的に偏差値によってほとんどが決まってしまっているという実態があり、偏差値のいい大学、学部を卒業するということが学生たちの目標になっているというのが今の高等教育の現状。これを変えていくには、入学後の伸びしろの部分というものを評価するという体制を評価軸とすることが重要であり、これを明確に示していることに大いに賛同。

２．新たな評価制度の基本的な枠組み

（１）評価対象

○　大学院の研究科の取扱いについては別途議論中であるが、学士課程のみの教育機関よりも、例えば修士・博士課程まで設置する教育機関や研究機関の場合には、研究指導体制に関してより高い水準を求めることも考えられるのではないか。

（２）評価の視点

○　質保証の基準は現在の認証評価の延長であることから実現可能かと思う。一方、質向上の評価に関

しては公平性の担保が今後の検討課題と思われる。

○　評価サイクルの 6 年で世の中があっという間に変わってしまう。例えば教職員が民間企業ないしは行政機関にお互いに行くことによって、そのスピード感、今何が起こっているのかというのをはっきり分かる機会を得るためにも人材交流の観点や、教職員の学び直しの観点が非常に重要。

○　評価結果を使う側の観点から言うと、高校生や保護者がどこの大学が合っているかとか、どんなことが期待できるかということを判断できるようにするためにも、一定の共通の視点、フォーマットで、具体的には学修成果とか、学生の成長実感とか、あるいはキャリア形成とか、そういったもので評価を行っていくという視点が必要。

○　地域で求められる人材というのはその地域ごとのニーズや課題によって様々であり、養成する人材像というのは地域によっても異なっている。評価者が地域の事情に精通しているわけではないことから、地方大学の養成する人材像と評価者側が重視するポイントにずれが生じるのではないか懸念され、それぞれの地方における取組を適切に評価していくという観点からも検討してほしい。

○　直接評価をしっかりやるのは当然として、間接評価で全国学生調査とか就職先への調査などが挙げられているが、ぜひそういう視点も生かしてほしい。現状、全国学生調査、実施状況は大学に委ねられている面があるが、規模や方式もまちまちなので、もしこういう正式な評価に使われる場合は、一定の基準を示して実施を徹底することが非常に有効。

（3）評価手続

○　かつての金融庁と金融機関の関係というのは、まさに検査疲れみたいなことがあって、お互いに協力してシンプルな形で進めていくといった歴史があるが、新たな評価においても、大学、高等教育機関における内部監査の結果を用いてレポートするというやり方もあるのではないか。

○　データプラットフォームについては、 AI とかデータがこれからも進んでいくため、利用開始時点で完成形を目指すというのはあまり実効性がなく、走りながら考えていくというか、実際の利用状況とか利用者の声をしっかり聞き取りながらアジャイルに中身を変えていくという姿勢が絶対必要。開始後も継続的にブラッシュアップを目指すという方針で臨んでほしい。

○　新たな評価は、新制大学以来の大改革につながることに期待。いろいろ課題があるが、走りながら検討するということにならざるを得ない。大学関係者だけの議論にせず、受験生、保護者、それから出口のほうの産業界などのステークホルダーに丁寧な説明をして賛同に回ってもらうということが必要。今回とにかく大改革になり、スタートすることが重要なので、スタートはソフトランディングでいいと思われる。

○　段階別評価である星の配分については、星 3 つが 1 割、星 2 つが 1 割、星 1 つが 7 割、ゼロが 1 割といったところでスタートすることでいいのではないか。とにかくこれをスタートさせるためにもソ

フトランディングをして、走りながら徐々に改善していくべき。

○　段階別評価の結果が資源配分にも結びつけられるということになると、非常に大学にとってクリティカルになる。評価基準をどう設定するか、評価の結果が違ったときに、それをどう調整、オペレーションするか、あるいは評価基準合わせ、キャリブレーションをどう行うかということについて、今後検討が必要。

○　データプラットフォームへの AI の活用に関し、AI はまだまだ制度面の問題があるという評価もあるが、ただこれだけ短い期間で成長しており、2030 年を 1 つの起点とするのであれば、あと数年ある中で、どういう形で公正な、それから信頼に足る評価ができるのか考えていく余地がある。

○　学部設置時の学問分野で見るとしたときに、かなり古い段階で学部を設置しているような学部もあり、そういったところも含めてどの分野で評価するのか実務的なところも検討してほしい。

○　伝統的な構成の学部だけではなくて、文理融合だったり、学際教育だったり、リベラルアーツだったり、そういったものを重視する学部が近年増加しているため、今後出てくる新しい形の学部にも対応した評価方法を考えてほしい。

（４）評価の主体

○　国内には 700 以上の学位名称が存在し、その 7 割は 1 つの大学でしか使用されていない学位名称となっており、評価する際に戸惑いが生じることが考えられる。新たな評価が 400 種類以上に及ぶ学部名を大学が主体的にきっかけになることに期待する。また、評価員の確保が課題になるため、例えば、欧州の国際認証でも見られる手法であるチェックリスト方式といったものを組み合わせて簡素化する方式を取り入れることも検討してほしい。

（５）評価結果の公表・活用

○　評価結果をもっとポジティブに公表・活用することとし、例えば 3 つ星の学部に対してはしっかりと資源配分をしていく、公表についても全国の高校生に対してアピールしていくなど積極的な公表や活用というものを文部科学省として出していくべき。

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ　議論のまとめ 概要

参考資料２

第１部　新たな評価の基本的な考え方

※ 研究科の評価の在り方は別途大学院部会等で検討中であり、今後、同部会での検討状況を踏まえ、「新たな評価」に組み入れることとする。

我が国の高等教育における質保証・向上の考え方と認証評価の現状

- 我が国の高等教育の質保証・向上システムは設置認可審査、設置計画履行状況等調査、自己点検・評価、認証評価、情報公表等で構築。
- その中で**認証評価制度はその中核**。制度開始20年が経過し、各高等教育機関の努力と認証評価機関における様々な改善や工夫の結果、**内部質保証システムの導入が進んでいる**一方で、以下のような**課題も指摘**されている。

①社会的機能の再考の必要性

・社会からの理解と支持を得るためには、入学後にどの程度学生を成長させることができたのかといった「教育の質」を第三者かつ専門家の評価を通じて可視化すべきではないか

・高等教育機関の多様性等を尊重しつつ、評価の客観性・公平性をより高めることが必要ではないか。評価結果が社会に十分認知されていないのではないか

②評価者・被評価者双方の評価負担、インセンティブの不足

十分な動機付けがないこと等による「徒労感」があるのではないか

③内部質保証の意義の浸透

学内の改革には繋がったが、学生の学びと成長に寄与するカリキュラム改善まで至っていないのではないか

高等教育を取り巻く社会的な状況と「新たな評価」の必要性

- ✓ 急速な少子化（※）の中では、社会・就業構造を踏まえながら、地域の医療、福祉、産業、インフラ等を支える人材を確保することがこれまで以上に必要。高等教育機関の多様性を確保を図った上で、**学生一人一人が能力を最大限高めていく**ためにも、**教育研究の質保証・向上を通じて高等教育の機能強化**、**「教育の質」の不断の見直し**が求められる。

（※）令和6（2024）年大学進学者数63万人
⇒2040年大学進学者数約46万人（約27%減）

- ✓ 一方で**高等教育機関の「教育の質」によって社会的な評価や進学先の選択が行われていることは必ずしも明らかでない**（全国的には知名度は必ずしも高くないものの地域の医療・福祉・産業等を支えるべく、教育活動に精力的に取り組むことで学生の成長を促している高等教育機関もある）。
- ✓ **高等教育機関の「教育の質」が社会から適切に評価される仕組みを実現**し、学生や社会に広く訴求していくとともに、**高等教育機関は内部質保証と外部の視点からの改善・向上を促していくことが必要**。

改革の方向性

（１）学修者本位の教育を引き出す評価制度の構築

- 「新たな評価」においては、養成すべき人材像や卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）等を基盤として、**在学中どのくらい成長したかについて学生一人一人が知識・能力をどの程度身に付けたかという学修成果、学生自身の成長実感やステークホルダーによる評価を可視化**し、その結果を踏まえて**教育改善が進められているかという観点から評価すべき**である。
- 「新たな評価」を通じて、各高等教育機関の**教育について**最低限の**質保証のみならず、質向上につながるサイクルを構築**する。

（２）社会に開かれた高等教育機関の質保証及び質向上の実現

- 少子化という社会情勢やVUCA時代の高等教育機関はこれまで以上に**自らが行う教育活動に対して社会からの理解と支持を得ることが必要**であり、「新たな評価」の結果やその他必要な情報が**社会に理解されやすい形で公表される仕組み**が必要。

（３）持続的かつ効果的な評価の実現

- 「教育の質」の向上を測るために真に必要な項目に厳選し、評価のデータプラットフォームを構築・活用等を通じ、**「徒労感」解消**のための評価制度の抜本的な見直しを図る。

第２部　新たな評価制度の基本的な枠組み

１．評価対象【評価する単位・対象はどこか】

- 質保証の責任は一義的には大学にあることから、高等教育機関全体として質保証の責任を果たしているかを引き続き評価する。
- また、学修者本位の観点に基づき教育の実態を明らかにするため、**より学修者に近い単位である学部等を切り口として高等教育機関における教育活動を評価**する。

２．評価の視点【何を評価するか】

- 機関全体の評価については、教育の実践や支援の状況、教育研究環境に関して、全学的な調整・支援が適切に行われているか、点検・評価、改善がきちんとなされているかという内部質保証が図られているかという点に精選する。
- 学部等の評価については、以下の2つの視点から行う。
  ・法令等で求められている水準に達しているか（質保証の視点）
  ・学生一人一人の能力を最大限高めるために教育水準を向上させ、教育成果を明確に挙げているか（質向上の視点）

＜質保証の視点＞
　4つの基本的な方針の下７つの評価基準、15の評価項目に沿って**水準に達しているか厳格に判断**する
＜質向上の視点＞
　高等教育機関の様々な教育活動（優れた取組）と**ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を備えた学生を育成できているか（教育成果）**を明確に挙げているかを評価する。**「教育成果」は教員による直接評価、学生の間接評価、社会からの評価を総合的に勘案**する

- 「新たな評価」では、上記のように掲げた資質・能力を備えた学生を育成できているかという点を教育成果を評価することとなることから、**各高等教育機関は適切なディプロマ・ポリシーとなっているか再検証すべき**である。

３．評価手続【どのように評価するのか】

- 「教育の質」によって高等教育機関の社会的な評価や進路選択がなされいるか必ずしも明らかでない現状を踏まえ「教育の質」を分かりやすく発信すること、先進的な取組の共有や課題の把握共有を通じた自己改善の促進につなげるため**4段階の段階別評価を導入**する。

高等教育機関として求められている水準に達していない学部等	高等教育機関として求められている水準に達している学部等	学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果が期待される学部等	学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を挙げている学部等
要是正	１つ星（★）	２つ星（★★）	３つ星（★★★）

※ 最も高い評価をするにあたり、評価される学部等に対して社会的・学術的に期待されている水準をディプロマ・ポリシーを掲げ高い教育成果を挙げていること、当該ディプロマ・ポリシーの達成に向けて学生を入学時から大きく成長に導いていること、挙げている教育成果が単年度や個別の教職員の取組に依存するものではなく継続的かつ組織的なものであることといった観点を基本とする。

- 評価サイクルは、学部等の教育活動の評価を中心に実施することから、現在の分野別認証評価の意義や機能に近づくこと、高等教育は学位の種類・学位の分野について様々であるが、医学分野等は６年制課程をとっていること、他の評価とのバランスを踏まえ、**６年を前提**とする。
  ※なお、「要是正」の評価を受けた高等教育機関には、６年を待つことなく可及的速やかに自律的な改善を図った上で再度評価を受審することを求める。

- 効果的な評価の実施のため、高等教育機関による**データ入力機能**、**データ閲覧・評価支援機能**、**データ公表機能**を一元的に備えた**データプラットフォームを独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に設置**する。

全国学生調査の結果データなど文部科学省が実施する調査の結果は、文部科学省が一元的にデータプラットフォームに入力し高等教育機関の負担の軽減
定量的な確認を自動計算機能等により代替したり、定性的な内容の確認についても、不足している情報等がある場合にアラートを表示する機能を設けるなど
ＡＩの活用を含め、評価者の負担を軽減

- 特に評価に当たり重要な判定を行う場合や、評価機関が社会に対してより丁寧な説明が求められる場合などは、実地調査においてその実態を確認することが必要不可欠であり、実地調査を実施することが望ましいが、対面での実地調査を行わなくても評価を可能とするように柔軟な運用を可とする。

４．評価の主体【誰が評価するのか】

- 学部等の「教育の質」を評価し、社会に対して評価結果を公表することから、同じ学位の分野単位での大学教員による定性的評価（ピア・レビュー）を基本とし、学位の分野を踏まえて実施できるよう体制を整えた評価機関が実施する。

①文学関係　②教育学・保育学関係　③法学関係　④経済学関係　⑤社会学・社会福祉学関係　⑥理学関係　⑦工学関係　⑧農学関係　⑨獣医学関係
⑩医学関係　⑪歯学関係　⑫薬学関係　⑬家政関係　⑭美術関係　⑮音楽関係　⑯体育関係　⑰保健衛生学関係（看護学関係）
⑱保健衛生学関係（リハビリテーション関係）　⑲保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係以外）　⑳法曹養成関係　㉑教員養成関係

- これまで「教育の質」を担保するために、実績がある機関の知見や経験を活用していくために、**高等教育機関全体の評価及び学部等の段階別評価を総合的に担う機関（総合評価機関）**のほかに、**特定の分野を専門的に評価する機関（特定分野評価機関）**を設ける。
特定分野評価機関の評価を受審した学部等については、特定分野評価機関の評価結果をもって総合評価機関の当該学部等の評価を代替する。
- 評価機関が複数存在する場合、評価の公平性をより担保できるよう、評価に当たり基準に照らした判断や提出資料等の評価機関間でのばらつきをなくす**調整組織及びその役割の明確化**を行う。
- 高等教育機関の中核たる「教育の質」の評価をすることから、これまで以上に評価機関の評価の質の信頼性を高めていくために、評価機関に対して認証を与えた**文部科学大臣が**評価が適正に行われているか**確認するシステムを設ける**。

５．評価結果の公表・活用【どのように公表・活用するか】

- **評価結果をデータプラットフォームにおいて一元的に公表**し、**公表内容やフォーマットは統一**する。
情報の受け手である学生等がアクセスしやすいように評価結果、評価結果の具体的内容については分かりやすく示す。
- 評価結果については、例えば資源配分等の**国の政策に活用**することを検討する。「**要是正」機関**に対しては、改善が行われるよう、**文部科学省において厳格な対応を行う**。

６．持続可能な高等教育の評価への転換

- 持続可能な評価とするべく、「新たな評価」の導入に合わせて、機関別認証評価と分野別認証評価の統合、国立大学法人評価における現況分析との重複解消を図る。

「新たな評価」の概略

高等教育機関

- 定期的な自己点検・評価活動を前提に、６年以内に１回「新たな評価」を受審
- 自己点検・評価書を「新たな評価」にも活用

データ入力

評価機関

- 機関全体の評価と学部等単位での「教育の質」に特化した評価を実施

機関全体の評価

✓ 内部質保証を中心に機関全体として質保証を行う責任を果たしているかを評価

学部等単位での「教育の質」に特化した評価

✓ 教育の状況を質保証の視点と質向上の視点の双方から評価

質保証の視点…高等教育機関としても求められる水準に達しているか
質向上の視点…教育活動を通じて**教育成果**を明確に挙げているか

✓ 学位の分野に応じたピア・レビューを実施

①文学関係 ②教育学・保育学関係 ③法学関係 ④経済学関係 ⑤社会学・社会福祉学関係 ⑥理学関係 ⑦工学関係 ⑧農学関係 ⑨獣医学関係 ⑩医学関係 ⑪歯学関係 ⑫薬学関係 ⑬家政関係 ⑭美術関係 ⑮音楽関係 ⑯体育関係 ⑰保健衛生学関係（看護学関係） ⑱保健衛生学関係（リハビリテーション関係） ⑲保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係以外） ⑳法曹養成関係㉑教員養成関係

- 機関全体の評価結果と学部等ごとの評価結果を付して文部科学省・機関（学長）宛てに通知

機関としての適合/要是正 ／ **学部等ごとの段階別評価**（要是正、★、★★、★★★）

※ 機関全体の基準に適合する場合は「適合」、適合しない場合は「要是正」
※ 学部等ごとの評価において「要是正」学部等がある場合、機関全体の「内部質保証が図られていない」として機関全体の評価は「要是正」

データ活用

評価結果入力

「新たな評価」データプラットフォーム

- データ入力・受審管理
- 評価作業支援
- 評価結果公表

高等教育機関

- 評価結果を学内で共有し、自己改善等に活用

⚠「要是正」機関

文部科学省からの確認に応じて、改善状況を報告

文部科学省

- 評価結果を資源配分等の政策に活用することを検討
- 「要是正」機関に対し、改善状況の聴取
- 改善の取組が不十分、改善の見通しがない場合には厳格に措置することを検討

参考資料３

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ
議論のまとめ

令和８年６月３日
教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方
ワーキンググループ

第１部　「新たな評価」の基本的考え方

１．我が国の高等教育機関における質保証・向上の考え方と認証評価の現状

○　高等教育機関は、学校教育法で規定されたそれぞれの目的を達成するため、世界水準の教育研究の推進や、地域における人材育成、産業振興への貢献等、様々な活動を行っている。予測不可能な時代にあって、学生一人一人が自らの可能性を最大限に発揮するとともに、多様な価値観を持つ人材が協働して社会と世界に貢献していくことができるようにするためには、「何を学び、身に付けることができるのか」という学修の成果を中核に据えた学修者本位の教育を更に発展させる必要があり、平成 30（2018）年 11 月の中央教育審議会答申「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」（以下「グランドデザイン答申」という。）や令和７（2025）年２月の中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」（以下「知の総和答申」という。）の答申においてその方向性が示されている。

○　我が国の高等教育における質保証・向上システムは、大学設置基準等に基づく設置認可審査、設置計画履行状況等調査、自己点検・評価、認証評価、情報公表等によって構成されており、これに加えて、学校法人運営の状況を確認する学校法人運営調査が行われているほか、継続的な質的向上と社会への説明責任を果たすため、中期目標・中期計画の達成状況の評価を行う国立大学法人評価や、公立大学法人評価が実施されているところである。

○　特に、認証評価は、各高等教育機関が、我が国の高等教育機関としての質と水準を有していることを保証し、その向上を図り、十分にその機能を果たしているかを定期的に確認し、評価結果の公表をもって社会からの信頼と支援を受け、各高等教育機関が評価結果を踏まえて自己改善を行っていくことを目的に、高等教育の質保証・向上の中核として、平成 16（2004）年度から実施されている。

○　認証評価が導入されてからの 20 年間で、各高等教育機関における適切な自己点検・評価の実施及び定着、評価結果を活用した改善、内部質保証システムの導入が進んできている。これらは、各高等教育機関の努力と、認証評価機関における様々な改善や工夫の結果であり、高等教育機関の改革を支える役割を担ってきた。

専門職大学等及び専門職大学院の分野別認証評価においては、教育課程、教員組織そ

の他教育研究活動の状況についても評価を行ってきており、特に法科大学院については詳細で多岐にわたる評価を実施することを通じて、教育水準の向上を支えてきた。

○　なお、現在の認証評価制度は、米国を参考にしながら、文部科学大臣が認証した認証評価機関が、学校教育法第 110 条第２項に規定する認証の基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（以下「細目省令」という。）を踏まえて作成した大学評価基準に基づき、「適合」「不適合」の判断を行い、高等教育機関に対していわゆる「アクレディテーション」を行ってきたところである。

ただし、米国は、国による設置認可が行われておらず、外部の評価機関がそれぞれに定める基準に照らして適合しているか、また、継続的に適合しているかという観点から各評価機関がアクレディテーションを行っている。この点、我が国の場合は、大学設置基準等に則って大学設置・学校法人審議会の審査を経て、大学設置認可が行われているため、国が高等教育機関としての適格性を判断している。その上で、国が定める大学設置基準等を踏まえた細目省令に基づいた大学評価基準により第三者が評価する仕組みとなっていることを鑑みれば、米国の第三者評価制度と我が国の第三者評価制度は大きく異なる点には留意する必要がある。

○　認証評価制度は制度構築から 20 年が経過して、これまでの中央教育審議会の答申等でも課題や改善の方策が指摘されている[1]。改めて、本ワーキンググループでは、これまでに、認証評価を行っている機関別認証評価機関及び分野別認証評価機関、認証評価を受審する高等教育機関の各種団体、高等学校関係団体、経済団体から対面若しくは書面によるヒアリングを実施したところである[2]。そこでの意見や委員間での議論も踏まえ、認証評価の現状と課題については、以下のように整理される。

①　現在の認証評価が果たすべき社会的機能を再考する必要があるのではないか

・現在の認証評価は、高等教育機関の自己改革・自己改善を促すことを主眼として、各機関の内部質保証システムが機能しているかどうかを中心にチェックしてきた。しかし、社会（高校生、高校教員、企業、世論等）からは高等教育機関で行われている「教育の

---

[1] 近年では、グランドデザイン答申のほか、「認証評価制度の充実に向けて」（審議まとめ）（平成 28（2016）年３月 18 日中央教育審議会大学分科会）、「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」（令和４（2022）年３月 18 日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会）において、課題や改善の方向性が示されているところである。また、「2040 年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議　審議まとめ」（令和８（2026）年２月 19 日）においても「新たな評価の在り方」として検討に当たり留意すべき事項が指摘されている。

[2] 本ワーキンググループでは検討に当たり、機関別認証評価機関５機関にヒアリングするとともに、分野別認証評価機関８機関から書面にて意見を聴取した。また９つの高等教育関係団体にヒアリングをするとともに、委員を通じて一般社団法人日本医学教育評価機構（JACME）の医学分野の評価の現状も聴取した。併せて、法科大学院を除く専門職大学院計 113 大学 138 専攻にアンケート調査を行い、90 の専攻から回答を聴取した。その他、全国高等学校校長協会、日本私立中学高等学校連合会、一般社団法人日本経済団体連合会、一般社団法人新経済連盟、日本商工会議所、公益社団法人経済同友会といった認証評価機関や高等教育関係団体以外からも幅広く意見を聴取した。

質」を明示することを期待されているとの指摘がある。多様な高等教育機関の目的に応じ、入学後にどの程度学生を成長させることができたのかといった付加価値こそが「教育の質」であり、こうした「教育の質」を可視化することが非常に重要である。そのため、学生一人一人の能力を最大限に高めるという高等教育機関の本来の目的を達成するために各機関が取り組んでいる内容とその成果を明確に提示し、学生の進路選択も含めて社会からの理解と支持を得るために、第三者かつ専門家の視点で「教育の質」に一層重点を置いて評価する手法への転換を図るべきではないか。

・高等教育機関の多様性・個性や特性は尊重されるべきである。他方、現在の認証評価において、高等教育機関の質と水準の保証・向上を図る評価基準や評価結果にばらつきがあることは、外部から見た際の分かりづらさに繋がっているのではないかとの指摘がある。したがって、評価の客観性・公平性をより高めるとともに、特に国際通用性のある評価基準との整合性も引き続き担保するべきではないか。

・評価報告書についても、関係の各種ウェブサイト等に公表されているが、評価機関によってそれぞれ項目や表現が異なることで外部から見て分かりづらいという指摘がある。また、教育実施に係る学内プロセスについての詳細な記述による評価報告書は、高等教育機関が自らの質を保証し、その向上を図る際には重要なものであるが、第三者からは読みにくく、それゆえに社会から十分認知されていないのではないか。

② 評価に当たり、評価者・被評価者双方への負担が重く、そのインセンティブを感じづらいのではないか

・現在の認証評価を受審することが高等教育機関の内部質保証に活かされているという意見がある。その一方で、既に「教育の質」の向上のために様々な取組を行っている高等教育機関においては、改めて細かい規程や制度の整備の有無を確認されることや、評価によって得られる具体的な効果を実感しにくいことなどから、十分な動機付けがなされていない評価業務となってしまっているとの指摘がある。さらには、学生への教育や研究等に費やす時間と労力を割いて様々な調査で同じ情報・項目を収集・整理・提供したり、異なる目的で同様の項目について評価を受けていたり、法令適合性などの確認事項が多いことも指摘されている。このような状況が評価業務に対して「徒労感」を生じさせているのではないか。

・機関別認証評価と分野別認証評価の評価サイクルが異なる[3]とともに、評価に係る作業に重複がある点など、評価による高等教育機関の負担が増加しているのではないかとの指摘がある。受審負担の軽減を図りつつ、実効性のある制度へと転換していくことが求められるのではないか。

・分野別認証評価においては評価分野の細分化や学会の不存在等を理由に持続可能な評価を行うことが困難な状況になっているのではないか。

[3] 学校教育法第 109 条及び同法施行令により、機関別認証評価と分野別認証評価においては、それぞれ 7 年以内毎と 5 年以内毎に実施する必要があるとされている。

③ 認証評価を通じた内部質保証の意識を高等教育機関全体で十分に共有できていないのではないか

認証評価結果は内部質保証に活用し、高等教育機関全体の自己改革・自己改善に活かすことが期待されており、実際にこれまでにも機関全体の改革につながっている面もある。しかしながら、機関全体の評価だけでは、それを活用して個々の学部・学科[4]（以下「学部等」という。）のレベルにおいて学生の学びと成長に寄与するカリキュラム改善までにつなげることは難しいのではないか。

[4] 本報告書で「学部」とあるものは大学・専門職大学の学部を指し、「学科」とあるものは短期大学・専門職短期大学・高等専門学校の学科を指す。なお、「研究科」とあるものは大学院・専門職大学院の研究科を指す。

２．改革の方向性

○　「知の総和答申」では、我が国の最も重要な課題として少子化を指摘した上で、高等教育が目指す姿として、「知の総和」を向上させることを掲げた[5]。「知の総和答申」においては、18 歳人口は 2034 年度までは 100 万人を維持するが、2040 年度までの６年間で 74 万人まで急減するとされており[6]、令和６（2024）年時点で約 63 万人いる大学進学者数は、2040 年には約 46 万人となり、現在の定員規模の約３割減少することが見込まれている。こうした急速な少子化の中で、社会・就業構造を踏まえながら、地域の医療、福祉、産業、インフラ等を支える人材を確保することがこれまで以上に必要となる。この「知の総和」の向上を実現するためには、高等教育機関の多様性の確保を図った上で、学生一人一人が能力を最大限高めていくことが必要であり、教育研究の質の保証・向上を通じて高等教育の機能強化を図ることが求められている。

○　我が国は、少子化の他にも国際競争の激化、AI 技術の更なる進化などに伴う社会・産業構造の転換を通じて地域や職種の就業構造の変化など様々な課題・変化に直面し始めている。そのような課題や変化に対して柔軟に対応し、主体的に課題解決に取り組み、新たな価値を創造できる人材が必要であり、そのような中で高等教育機関の役割は非常に大きく、社会からも期待されている。何よりも、この不透明な時代を生きる学生が自らの可能性と学びの伸長を実感でき、「『学び続けること』こそが価値である」と共有できる社会を実現できることが重要である。

学生が生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を身に付け、学生自身が学修成果や成長を実感できるよう、高等教育機関は、学生の学修時間の増加・確保を伴う学生の主体的な学びの確立や、学生の学ぶ意欲を醸成し、その成長を後押しするよう、その「教育の質」を不断に見直し、学修者本位の教育を行うことが必要である。

○　このような不断の見直しを行うためには、高等教育機関が、大学設置基準等に基づく設置認可審査から設置計画履行状況等調査を通じて高等教育機関としての教育水準を担保されたことから引き続き、自律的な組織として社会からの期待・信頼を得るべく、その使命や目的の実現に向けて自らの活動について継続的に点検・評価を通じて質を保証するとともに、絶えず改善・向上に取り組む、いわゆる内部質保証の取組は必要不可欠であるとともに、外部の視点からその状況を改めて確認し、改善・向上を促していくことも必要である。

また、現状においては、高等教育機関の「教育の質」によって社会的な評価や進学先

---

[5] 「知の総和答申」において、「「知の総和」は、人の数と、人の能力の掛け合わせで決まる。高等教育機関は、未来を担う人材の育成や、社会の新たな価値の創出に欠かせない役割を果たしており、教育と研究の機能をこれまで以上に強化することによって社会に貢献しながら、「知の総和」を向上する中心的な役割を果たすことが求められる。」とされている。

[6] 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計（令和５年推計）」の出生低位・死亡低位を基に推計。これは、令和２（2020）年までの実績値を基に令和２（2020）年 10 月１日現在の男女別年齢各歳別人口を基準人口として将来人口の推計を行っている。

の選択が行われているかは必ずしも明らかではない。この点において、全国的には知名度が必ずしも高くないものの、地域の医療・福祉・産業等を支えるために教育活動に精力的に取り組み、学生の成長を促している地方の高等教育機関があることを忘れてはならない。そのため、各機関の「教育の質」が社会から適切に評価される仕組みを実現し、学生や社会に広く訴求させることで、高等教育機関の自律的な改善・向上の取組の後押しにつなげていくことが必要である。

したがって、内部質保証による自律的な改革・改善と認証評価をはじめとする第三者評価が相補的に関わることで、新たな高等教育の質保証・向上システムの構築の実現を図っていく。

○　上記の課題及び「知の総和答申」の提言内容を踏まえて、以下の方向性で、現在の認証評価制度をはじめとした第三者評価の改革を行い、「新たな評価」制度を構築する。なお、「新たな評価」制度の構築に当たっては、その趣旨や内容を踏まえ、高等教育機関が受審している様々な評価を整理していく。

（１）学修者本位の教育を引き出す評価制度の構築

「知の総和答申」において示されたように、学生一人一人が能力を最大限に高めていくためには、各高等教育機関における「教育の質」の向上を図っていくことが必要である。また、認証評価が有する社会的機能を踏まえれば、大学設置基準等の法令適合性や、高等教育機関として求められる教育環境水準、教学に係るシステムを含む内部質保証システムの確認は、我が国の高等教育機関としての適格性を判断する観点から、引き続き重要である。

その上で、「新たな評価」においては、高等教育機関の自己点検・評価を踏まえ、各機関が自ら掲げる「養成する人材像」、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」、「入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）」を基盤とした教育プログラム[7]により、学生の在学中の成長を、学生一人一人が知識・能力をどの程度身に付けたかという学修成果や学生自身の成長実感、ステークホルダーによる評価等により可視化し、その結果を踏まえ、教育改善を進めているかを評価すべきである。

その上で、「新たな評価」を通じて、高等教育機関の教育について、最低限の質を保証

---

[7] 「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」（令和５（2023）年４月 27 日教育未来創造会議）において、「デジタルバッジの活用等により、学位やマイクロ・クレデンシャルの国際通用性の観点も含めた電子化を促進する」ことが提言されるなど、社会・経済活動のニーズに対応したリカレント教育を推進する観点から、個別の単位に分けて学修するマイクロ・クレデンシャルの提供等の必要性が指摘され、文部科学省においてもオンライン教育プラットフォーム「JV-Campus」を活用し、国内外へマイクロ・クレデンシャルを認証・発行する体制の整備を進めている。「新たな評価」は学部・学科単位を切り口にした学位における教育プログラムを想定しているが、マイクロ・クレデンシャルの評価の在り方も「新たな評価」の実施状況を踏まえて必要に応じて検討すべきである。

するだけにとどまらず、質向上につながるサイクルを構築する。

（２）社会に開かれた高等教育機関の質保証及び質向上の実現

これから迫りくる少子化という社会情勢、将来の予測が困難である VUCA[8]といわれる時代においては、高等教育機関はこれまで以上に自律的な改革・改善を行い、自らが行う教育活動に対して社会からの理解と支持を得ることが求められる。

また、「新たな評価」の結果が、高等教育機関へ進学を希望する高校生や社会人等の進路選択の判断材料となり、さらに、高等教育機関と産業界や地域社会との連携の促進に活用されることで、各高等教育機関の更なる改革・改善にもつなげていく。

そのためにも、「新たな評価」の結果が社会に広く認知され、活用されるべく、各高等教育機関による積極的な情報公表はもとより、「新たな評価」の結果やその他必要な情報が、社会に理解されやすい形で公表される仕組みを構築する。

（３）持続的かつ効果的な評価の実現

現在の認証評価において、高等教育機関側・評価機関側の双方に「徒労感」が生じているとの指摘が多い。また、「知の総和」の実現に向けては、高等教育機関における「教育の質」の向上が必要である一方、その可視化は必ずしも十分とはいえず、評価を通じて「教育の質」を明らかにしていくことが必要である。こうした状況を踏まえ、現在の認証評価における評価項目を「教育の質」を評価するために真に必要な項目に厳選するなど、評価制度の抜本的な見直しを行う。

評価の手続についても、デジタル化を進め、評価に用いる各種データについて一括管理できるようなデータプラットフォームを構築することで評価事務手続の簡素化・効率化を行う。

また、評価する項目や収集する情報等が重複する類似の制度がある場合には、整理・統合を行う。

以上の改革の方向性を踏まえた上で、現在の認証評価制度の見直し等を通じた「新たな評価」制度の構築に向けて、

① 評価対象【評価する単位・対象はどこか】
② 評価の視点【何を評価するのか】
③ 評価の手続【どのように評価するのか】
④ 評価の主体【誰が評価するか】
⑤ 評価結果の公表・活用【評価結果をどのように公表・活用するのか】

の論点ごとに本ワーキンググループにおいて、まずは学部等を中心に検討を行った[9]。

---

[8] VUCA とは、 Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）Ambiguity（曖昧性）の頭文字を取った造語である。

[9] 本報告書の「高等教育機関」は特段の説明がなければ、学校教育法第 1 条に規定する大学、高等専

なお、高等教育機関の中で大学院（専門職大学院も含む）については、創造性豊かな優れた研究開発能力を持つ研究者等の養成と高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成など、急速に変化する時代をリードする人材の育成の中核となることが期待されている。

近年の国際的な競争環境が年々高まる一方で、前述したように18歳人口が減少する中において、大学院で高度な教育を受けた修士・博士人材や専門職大学院の専門職学位人材が高度で多様なフィールドで活躍する社会の実現は欠かせない。そのためにも大学院の研究機能の強化と併せて、各研究科の「教育の質」を担保し、優れた教育の取組及びその成果の可視化を図ることを通じて、大学院教育の価値を広く社会や学生、将来的な大学院進学者に明示していくことが必要である。

そのため、大学院教育の在り方や制度について専門的な調査・審議を行う大学分科会大学院部会において、評価の視点を中心に検討が進められており[10]、今後、その方向性を示し、「新たな評価」の全体像に組み入れていくこととする。

門学校を指す。

[10] また、法科大学院における評価の在り方については、分野別認証評価の細目省令の構成等これまで他の分野からは独立して評価の仕組みが整備されてきた経緯も踏まえ、大学院部会の議論を踏まえ、別途法科大学院等特別委員会で検討する。

第２部　「新たな評価」制度の基本的枠組み

１．評価対象【評価する単位・対象はどこか】
～　学部等の「教育の質」の評価を重視する制度への転換

○　高等教育機関は、その教育研究の水準の向上を図るため、教育研究、組織運営及び施設整備の自己点検及び評価を行い、その結果を公表している[11]。

その上で、現在の認証評価は、高等教育機関の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の総合的な状況を評価する機関別認証評価と、専門職大学等又は専門職大学院を置く大学について、その課程に係る分野について評価する分野別認証評価を受審している。

○　これまで機関別認証評価は、高等教育機関全体の内部質保証システムの構築に一定の成果を挙げてきたところである。一方で、高等教育機関の教育研究の基本的組織である大学・専門職大学の学部、短期大学・専門職短期大学・高等専門学校の学科ごとの「教育の質」を評価し改善につなげる観点では、その成果は必ずしも全ての学部等にまで及んでおらず、高等教育機関の果たすべき大きな役割である「教育の質」の向上に向けた取組に十分につながっていないのではないか、との指摘もある。

○　学部等は専門分野ごとに組織され、教育内容や教育方法もその専門分野によって差異があるとともに、高等教育機関によっては学部等によって所在地が異なる場合もあるなど、教育研究の基本組織として学部等を単位とした教育活動が行われているのが現状である。この点、学部等においては「養成する人材像」や「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」が掲げられている学位プログラムごとに自己点検・評価を行っているところもあることから、「新たな評価」における「教育の質」の保証・向上の状況は、学位プログラムの状況も含め確認するが、組織としては、法令で定められた教育研究の基本組織である学部等で改善・改革に取り組んでいる現状を踏まえ、学部等が教育成果を挙げられているかという点に重きを置いた評価へ見直す。

○　そのためには、機関全体として必要な体制を整備し、目指す方向性に向け、自己点検と改善を進めていくことと併せて、学部等の教育活動についても自己点検と改善に取り組むことが必要である。

○　したがって、「新たな評価」制度においては、まず、機関全体における、高等教育機関の教育研究、組織運営及び施設整備の状況と学部等の教育活動を確認する。その上で、学修者により近い単位である学部等を評価の単位とすることで、学部等を切り口に、高等教育機関で行われている教育活動について法令等で求められている水準が保証され、学生一人一人の能力を最大限高めるための取組を行い、教育成果につながっているかという観点から評価を行うよう制度の転換を図る。

---

11 学校教育法第 109 条第 1 項（高等専門学校については同法第 123 条で準用されている）

２．評価の視点【何を評価するか】

（１）評価の基準・項目

～機関全体及び学部等の質保証と質向上の視点からの評価と基準・項目等の共通化

○　現在の認証評価においては、法令適合性や高等教育機関として求められている教育環境水準や教学に係る規程やシステムの有無を判断することで内部質保証システムの構築を評価している。内部質保証システムの構築は、各機関の「教育の質」を保証する上で必要不可欠であるとともに「教育の質」の向上の基盤であることから、引き続き、その確認・評価を行っていくことは必要である。

○　したがって、「新たな評価」においても、高等教育機関が、法令や社会的倫理に則って自律的な組織として運営され、教育研究、組織運営及び施設整備それぞれの観点から継続的に点検・評価しているか、主体的に改善・向上に向けて取り組んでいるか、また、それが的確に機能しているかについて、評価機関において確認する。

○　しかしながら、こうした確認のみで、各高等教育機関における「教育の質」が学修者の視点から十分に示されるとは言い難い。進学者は学びたい学問分野を前提に進学先を選択している傾向があることから、高等教育機関全体だけではなく、学部等ごとの「教育の質」を評価した結果を提示することで、学生が進学先の選択等にも活用することが重要である。そのため、各学部等の教育目標たる、「養成する人材像」や「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」等に照らして学生が設定された学修成果を挙げられているかを可視化し、教育改善へ活用できているかという点、また、教育活動を通じて教育成果を挙げられているかという点を評価の中心に据え、この観点からの評価に注力する評価制度を構築する。

○　この点、これまでの認証評価を通じて確認されてきた、財務・経営の観点は、国立大学法人であれば国立大学法人評価制度によって、また、公立大学法人であれば地方独立行政法人評価制度によって、学校法人であれば、学校法人運営調査委員制度や日本私立学校振興・共済事業団による財務分析・経営改善の支援等、既存の制度で対応が行われてきている。そのため、評価機関が高等教育機関全体を評価する項目としては、社会からより注目・期待されている学生への教育の実践や支援の状況、教育研究環境に関して、学部等の組織と有機的な連携が図られ、自己点検・評価を通じて全学的な調整・支援が適切に行われ、改善につながっているかという内部質保証が図られているかという点に精選することとし、評価機関は以下の基準に沿って評価を行う。

機関全体の評価基準

（評価基準①）高等教育機関全体の社会的信頼に関すること

（評価基準②）全学的な内部質保証システムに関する手続及び体制に関すること

（評価基準③）高等教育機関の目指す方向性に向け、点検・評価、その結果に基づく改善を行い、内部質保証が図られていること

○　高等教育機関が、機関全体の評価を通じて、上記の基準を十分満たしていないと評価機関に判断された場合には、学部等の評価を行わず、高等教育機関として自己改善を行うことが求められる。その一方で、場合によっては学部等の評価の状況も加味することもあり得ることから、評価機関においては、機関全体の評価と学部等の評価を必要に応じて一体的に行うべきである。

○　学部等の評価においては、実践されている「教育の質」を
①　法令等で求められる教育活動の水準に達しているか（質保証の視点）
②　学生一人一人の能力を最大限高めるために教育活動の水準を向上させ、教育成果を明確に挙げているか（質向上の視点）
という２つの視点から評価機関は評価していくこととする[12]。

○　なお、学位の種類によって法令等で求められる水準が異なる場合や学位分野の独自性や国際水準の基準と照らして、基準等の追加等は可能とするが、複数の評価機関が存在する場合には、全ての評価機関において同一の基準となるよう調整がなされる必要がある。
　併せて、学位分野の独自性に関して「学生の視点に立って何を身に付けるべきか」について、「新たな評価」の実施を契機にして、産業界をはじめとした社会の声も参考にしながら、各学位分野の学協会において積極的に議論が行われることを期待する。

ア　質保証の視点

○　「質保証の視点」については、基本的には法令等で求められる水準を基準としているものであることから、複数の評価機関が存在する場合にも、原則として全ての評価機関が同一の基準に基づいて評価すべきである。

○　各学部等の自己点検評価書・根拠資料を基に、以下に示す４つの評価の基本的な方針の下、７つの評価基準、１５の評価項目について、法令等で高等教育機関として求められる水準に達しているかを厳格に判断する。

○　また、高等教育機関は、社会に変革をもたらす研究成果を創出するなど社会貢献も重要な役割を担っている。研究については、各プロジェクトや競争的研究費の審査を通じて、研究チームや個々の研究者に対して評価が行われているところであるが、高等教育機関における「教育と研究の往還」という視点は重要であるため、「新たな評価」においては、研究力やその成果が教育に還元できているかについても留意すべきである。

[12] 本ワーキンググループにおいては、「質保証の視点」の評価基準や評価項目、「質向上の視点」に加え、評価を行う上での判断例等も併せて検討を行いまとめたところである（後述別添）。今後、「新たな評価」を実施していくに当たり参考にされることを期待する。

Ⅰ．明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表

【評価基準①】高等教育機関の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」を適切に定め、社会に分かりやすく掲げていること

（評価項目 a）高等教育機関の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」を適切に定め、示していること

【評価基準②】「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力を「卒業認定・学位授与の方針」において示していること

（評価項目 a）「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力を「卒業認定・学位授与の方針」で示していること

Ⅱ．「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・教育研究体制

【評価基準①】「教育課程編成・実施の方針」に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること

（評価項目 a）「卒業認定・学位授与の方針」と整合性がある「教育課程編成・実施の方針」を策定していること

（評価項目 b）「教育課程編成・実施の方針」と「卒業認定・学位授与の方針」に基づく学修成果の評価を多面的に行う考え方を策定していること

（評価項目 c）「教育課程編成・実施の方針」に則して教育課程を体系的に編成し、ふさわしい授業科目を開設していること

（評価項目 d）授業を担当するにふさわしい資質・能力を有している教員及び指導補助者を授業担当として配置していること

（評価項目 e）「教育課程編成・実施の方針」に照らして、入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等やその評価・判定の基準を示す「入学者の受入れ方針」を的確に定め、当該方針を踏まえた入学者選抜方法を明確に示していること

【評価基準②】施設設備、学生支援体制など教育環境・体制を整備していること

（評価項目 a）学修支援に関する高等教育機関としての方針に基づき、学修支援に必要な情報を学生に示していること

（評価項目 b）学修環境を整備するとともに、必要な情報を学生に示していること

Ⅲ．学生の学修成果の適切な把握と評価

【評価基準①】「卒業認定・学位授与の方針」に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果について適切に把握と評価を行っていること

（評価項目 a）卒業認定の基準、判定方法、体制等を明らかにしていること

（評価項目 b）授業の単位認定を適切に行っていること

（評価項目 c）卒業時の「卒業認定・学位授与の方針」の到達度に関して、「何を学び、身に付けることができたのか」を多面的な方法により把握し、評価

していること
【評価基準②】在学中の学修成果の結果を高等教育機関・学部等の掲げる「養成する人材像」につなげていること
（評価項目 a）「養成する人材像」を実現するために必要な「卒業認定・学位授与の方針」に示されている資質・能力を身に付けた学生を社会等に輩出できていることを明らかにし、社会的に示していること

Ⅳ．学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善
【評価項目①】学修成果の可視化によって得られた結果を、教育改善に活用していること
（評価項目 a）教育改善のための体制を構築していること
（評価項目 b）様々なステークホルダーの意見を通じて定期的に点検・評価し、改善・向上を図っていること

イ　質向上の視点

○　我が国の高等教育機関は、世界的な研究・教育の拠点を目的とするものから、地域社会を支える職業人養成を目的とするものなど、多様な目的を有していることを考慮する必要がある。各機関は、基本的には学部等ごとに「建学の精神」や「養成する人材像」を踏まえて「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を定めている。そのため、高等教育機関の様々な教育活動により、一人一人の学生が学位プログラムを通じて得た自らの学びの成果（学修成果）を把握し、様々な根拠やデータを組み合わせて「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」で掲げる資質・能力を備えた学生を育成できているか、すなわち「教育成果」を明確に挙げているかを評価する。

○　評価に当たっては、在学中、学生一人一人が知識・能力をどの程度身に付けたかという学修成果を可視化する取組が重要になる。学修成果の可視化は、これまでアンケート等、学生の自己評価を通じてエビデンスを得る間接評価が中心であったが、第一義的には学生の知識や能力の表出に伴う直接評価によって行われることを受け、直接評価と間接評価の双方の観点で行うことが重要である。直接評価に関しては、標準試験、ポートフォリオ、ルーブリックを用いた卒業論文等の評価、授業成績に基づく「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」の達成度の評価、プロジェクト・ベースト・ラーニングなどプロジェクト学修の成果の把握などの取組が高等教育機関でも始まっているところであり、そのような取組が学修成果を十分可視化できているかを検証しながら、どのような評価手法が効果的であるか各高等教育機関で検討していくべきである。これらの可視化の取組を通じて高等教育機関は学部等の「教育成果」を明らかにしていくことが求められる。

なお、間接評価に関しては、「全国学生調査」[13]において、「新たな評価」の趣旨に即した質問項目を今後設定し、その結果を評価に活用していくべきである。

「教育成果」を把握するに当たっては、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に示されている資質・能力を身に付けた学生が社会や地域で貢献していることは、高等教育機関として社会の信頼や期待を応える意味でも重要な要素であり、在学中の学生の学修成果だけでなく、こうした観点も「新たな評価」を通じて広く明らかにしていくこととする。

○　そのほか、各高等教育機関が「教育の質」の向上につなげていくためにも、優れた取組を積極的に評価できる仕組みにすべきである。

○　学部間連携の取組や全学での教養教育など学部等という枠を超えて行われる教育活動も重要である。学生の視点から見れば、学部等が提供する教育も学部等横断で行われている教育も同一機関における教育であることに変わりはない。「新たな評価」ではそれらの教育が各学部等における「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」の達成、学生の成長にどのように寄与しているかという観点から適切に評価すべきである。

○　また、認証評価制度以外にも、高等教育機関の自主的な取組として、国際的な評価機関による評価を受審している場合[14]や教育プログラム単位の国際的な認証等[15]がある場合については、国際的な評価基準に基づいて、教育内容や体制が審査されるため、世界で通用する「質の高い教育」を提供していることの客観的な根拠になり得ることから、質向上の視点から評価すべきである。

（２）「新たな評価」制度導入における「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」等の再検証

「新たな評価」制度においては、各高等教育機関が将来を見据えた「養成する人材像」

---

[13]グランドデザイン答申においては、学修者本位の教育へ転換を図るとともに、各大学が教育成果や教学に係る取組状況等の大学教育の質に関する情報を把握・公表していくことの重要性を指摘する一方、「社会が理解しやすいよう、国は、全国的な学生調査や大学調査を通じて整理し、比較できるよう一覧化して公表すべき」と提言されたことを受け、令和元（2019）年度から施行実施してきており、令和７（2025）年度から本格実施している。

[14] 例えば、ビジネススクールについては、AACSB（The Association to Advance Collegiate Schools of Business）、EQUIS（European Quality Improvement System）、AMBA（The Association of MBAs）といった国際認証機関によって国際認証が行われているほか、医学教育については、日本医学教育評価機構（JACME）において、世界医学教育連盟（WFME）の国際基準を踏まえた評価が行われている。

[15] 例えば、日本技術者教育認定機構（JABEE）は、技術者教育認定の世界的枠組みであるワシントン協定などの考えに準拠した技術者を育成する教育プログラムを認定している。

を掲げ、社会にそのような人材を輩出するために、学生が在学中にどのような資質・能力を身に付けることができたかを評価することになることから、適切な「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」の設定が必要である。また、産業構造の変化や新たな技術の発展などを踏まえて、高等教育に求められる人材像も常に変化していることから、「新たな評価」制度を実施するに際し、各高等教育機関は自らが掲げる「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を、地域のニーズや社会の要請及び国際的な要請に照らしつつ、各機関の理念等に基づき、「学生が何を学び、どのような力を身に付けることができるのか」「学修成果を可視化し得るものとなっているか」について改めて検討し、具体的かつ十分なものとなっているか再検証すべきである。

３．評価手続【どのように評価するか】

（１）評価結果の在り方：分かりやすく、かつ、改善につながる段階別評価

○　現在の認証評価の評価結果については、ほぼ全ての高等教育機関が「適合」という判定を受けている。当然、高等教育機関を称する資格を備えるべく、各機関が必要な取組を行ってきた証左である。

○　大学をはじめとする高等教育機関の役割は、学生一人一人の可能性を広げ、その資質・能力を最大限伸ばすことによって、社会の発展の原動力となる人材を育成することである。しかしながら、各機関の「教育の質」によって社会的な評価や進路選択が行われているかは必ずしも明らかではなく、このような現状を打破するため、その学部等で実践されている「教育の質」を分かりやすく評価し、発信する必要性は高い。これにより、規模や地域性にかかわらず、丁寧に教育や学生支援を行うことを通じて、社会や地域で必要な人材を育成している高等教育機関が高く評価されるべきである。

○　また、学部等の「教育の質」の評価を分かりやすく発信することにより、各高等教育機関間で先進的な取組や課題を把握・共有しやすくなり、さらに、そうした情報を参考にしながら、学生が学修の成果を実感できるよう、各高等教育機関における自己改革・自己改善の取組が更に進むことが重要である。

○　そのため、「新たな評価」においては、高等教育機関全体の評定に加えて、各学部等において段階別の評価結果を付すよう変更する。

具体的には、高等教育機関として求められている質保証の基準に達していない学部等については「要是正」とし、質保証の基準に達しているもののうち、「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果が期待される学部等」「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を挙げている学部等」についてはより高く評価することとする４段階の評価とする。その際の評語については、例えば、星のような特定の記号の数など、高校生や企業等をはじめとした社会にとって分かりやすいものとする。

特に、「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を挙げている学部等」として評価をするに当たり、評価される学部等に対して社会的・学術的に期待されている水準を「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に掲げ高い教育成果を挙げていること、当該「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」の達成に向けて学生を入学時から大きく成長に導いていること、挙げている教育成果が単年度や個別の教職員の取組に依存するものではなく継続的かつ組織的なものであること、といった観点を基本として段階別に評価を行っていく。その際、十分な成果を挙げられていない場合については、どこが不十分なのかを評価機関が明確に示すことが望ましい。

また、現在の認証評価においては、評価基準に適合しているか否かという結果を明示する観点から「不適合」という評定を付していたが、「新たな評価」においては高等教育機関全体の評価基準を満たしていない機関や、質保証の基準に達していない学部等を

有する機関については、機関自らが是正しなければならないことを強調するため、「要是正」という評語を付す。

○　なお、段階別評価を行う際には、単に各高等教育機関の課題を追及・指摘するのではなく、各高等教育機関が自らの活動に対する自負を獲得するとともに、更なる高みを求めて自己改革を通じた「教育の質」の向上につなげるためにも相対評価ではなく絶対評価を基本とする。

（２）評価サイクル

○　評価のサイクルは、現在の機関別認証評価では７年間、分野別認証評価では５年間としており、高等教育機関には７年以内の機関別認証評価の受審、５年以内の分野別認証評価の受審を義務付けている。「新たな評価」では、

・機関全体の点検・評価を行いながら、学部等の教育活動の評価を中心に実施することから、現在の分野別認証評価の意義や機能に近づくこと
・高等教育は学位の種類・学位の分野について様々であるが、医学分野等は６年制課程をとっていること
・他の評価とのバランス（国立大学法人や地方公立大学法人の法人評価は６年）

を踏まえ、実施する評価機関の実情も加味することとするが、「新たな評価」を受審した後は、６年以内に次の受審を義務付けることを前提とする。

なお、「要是正」の評価を受けた高等教育機関は法令等で求められる教育活動の水準に達していないことを意味する。したがって、６年を待つことなく可及的速やかに自律的な改善を図った上で再度評価を受審し、「要是正」という評価結果からの脱却を求めることとする。

（３）効果的な評価手続：データプラットフォームの構築と実地調査の在り方

○　評価業務を効果的かつ効率的に実施するために、高等教育機関、評価機関及び文部科学省がデータ等を共有できるシステムとして、データプラットフォームを構築する。各評価機関がそれぞれデータプラットフォームを設けるとデータ形式の統一化や整合性がとれず、管理コストが増加することになることを踏まえれば、高等教育機関の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報、高等教育機関の入学資格及び学位その他これに準ずるものに関する情報、高等教育機関における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を担っている独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に設置し、一元的に管理することが必要である。

○　また、データプラットフォームは、受審管理機能、高等教育機関によるデータ入力機能、データ閲覧・評価支援機能、データ公表機能を一元的に備えているものにするべき

である。特にデータ入力においては、全国学生調査の結果データなど、文部科学省が実施する調査の結果について、各高等教育機関に改めて入力を求めるのではなく、収集済みのデータを文部科学省が一元的にデータプラットフォームに入力することなどにより、高等教育機関側の作業負担の軽減を図るべきである。さらに、評価において必要となる定量的な確認については、自動計算機能等により代替するとともに、定性的な内容の確認についても、不足している情報等がある場合にアラートを表示する機能を設けることに加え、ＡＩの活用も視野に入れながら、評価者・被評価者双方の負担軽減につながる評価支援が行われるべきである。

○　また、現在の認証評価においては、高等教育機関の自己点検評価書に基づき、書面審査と実地調査が行われている。これは細目省令において、認証評価機関の評価の方法に高等教育機関の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていることが認証要件として求められているためである。実地調査は、教育現場や施設、関係者（学長、教職員、学生）へのヒアリングを通じて、書面だけでは確認できない「教育の質」や環境を客観的に評価し、実態を検証する重要なプロセスである。そのため、「新たな評価」においても、特に評価に当たり重要な判定を行う場合や、評価機関が社会に対してより丁寧な説明が求められる場合などは、実地調査においてその実態を確認することが必要不可欠であり、実地調査を実施することが望ましい。

○　この点、コロナ禍において実地調査の対面実施が不可能であった際には、各高等教育機関から提出された資料やデータ等から教育の実情を把握し、オンラインでの面談を効果的に活用することで、学生や教職員の声も取り入れながら評価を行ってきたところである。

　このような経験を通じて、評価機関が書面調査やオンライン面談を行った上で、必ずしも対面での実地調査を行う必要がないと判断した場合には、対面での実地調査を行わなくても評価を可能とするような柔軟な運用を認めるよう改める。

○　「新たな評価」制度は、学部等ごとの「教育の質」を重視した評価を行うなど、これまでの認証評価から大きな変更になる。そのため、「新たな評価」を実施するまでに現在の認証評価機関や先行する分野別評価機関、高等教育機関の協力も得つつ、試行的な評価を含め、必要な準備が行えるように、文部科学省において必要な支援が行われることを期待する。

４．評価の主体【誰が評価するのか】

（１）評価主体の在り方

○　現在の認証評価制度において、文部科学大臣の認証を受けている評価機関は１６機関ある。各機関が持つ専門性等を踏まえ、書面審査や実地調査、ヒアリング等を通じて、高等教育機関の教員らを中心とした評価委員会による定性的評価（ピア・レビュー）を行っているところであり、これまで培った定性的評価等の経験については、「新たな評価」制度においても積極的に活かすべきである。

○　特に、「新たな評価」制度においては、高等教育機関全体に対して、社会的信頼に関することと内部質保証が適格に行われているかを評価しつつ、学部等で実施している教育に対して質保証と質向上の観点の評価に注力するよう大きな変更を図っていくことになる。この点、学部等の「教育の質」を評価し、社会に対して評価結果を公表していくのであれば、その専門性が近しい、つまりは同じ学位の分野単位でのピア・レビューを行うことを基本とする。

したがって、「新たな評価」の学部等の評価においては、以下の学位の分野[16]を踏まえて実施できるよう、評価機関はその体制を整えることが求められる。

①文学関係　②教育学・保育学関係　③法学関係　④経済学関係
⑤社会学・社会福祉学関係　⑥理学関係　⑦工学関係　⑧農学関係　⑨獣医学関係
⑩医学関係　⑪歯学関係　⑫薬学関係　⑬家政関係　⑭美術関係　⑮音楽関係
⑯体育関係　⑰保健衛生学関係（看護学関係）
⑱保健衛生学関係（リハビリテーション関係）
⑲保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係以外）
⑳法曹養成関係　㉑教員養成関係

○　昨今では、複数の学問分野をまたいで学ぶ分野横断型の学部等も増えてきている。その際には、同学部等がもつ学問分野に照らして、上記学位の分野の専門家が協働して評価にあたるよう体制を構築することが求められる。

○　この点、評価機関は必要な評価員を確保することになるが、「新たな評価」制度を円滑かつ実効的に行っていくために、学位の分野単位での評価を適切に行える体制を確保することを前提に、どのような評価体制を採るかについては評価機関の実情を踏まえることとするとともに、文部科学省においては高等教育機関関係者に対して幅広く協力を求めるなど、公平・公正な評価を行うために適格な評価者の確保策について、必要な支援を検討すべきである。

---

16 「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」（平成 15 年文部科学省告示第 39 号）に基づく学位の分野である。学部等の届出設置の要件として、学位の分野の変更を伴わないこととされている。届出設置が可能かどうか（認可の要否）を判断する基準として定められている。

○　また、これまでの認証評価においては、高等教育機関の教員のみならず、産業界関係者や高校関係者も一部参画してきた。社会の視点を幅広く反映して高等教育の質を評価していくためには、これら関係者の評価手続への一層の参画を促進していくことが必要である。また、国際的な事例も参考に、学生代表者が評価手続に参画すること、また、そのために必要な素養・理念の共有や研修を行うことも今後検討していく。

○　「新たな評価」の主体としては、高等教育の質の保証と向上に向けて、機関全体の評価と学部等の「教育の質」の評価を担う十分な体制等を備えた機関がその役割を担うことを期待している。また、例えば、医学教育の充実・向上を図ることを目的に、医学教育の質を国際的見地から保証する役割を担ってきた日本医学教育評価機構（JACME）をはじめとして、特定の学位の「教育の質」を担保するべく取り組んできた機関も存在することから、「新たな評価」を実施する際には、これまで実績がある機関の知見や経験を活用していく。

○　そのため、高等教育機関全体の評価及び学部等の段階別評価を総合的に担う機関（総合評価機関）だけではなく、特定の分野を専門的に評価する機関（特定分野評価機関）を文部科学大臣が認証し、特定分野評価機関の評価を受審した学部等（又は学部の下に置かれる学科等）については、特定分野評価機関の評価結果をもって総合評価機関の当該学部等の評価を代替することができるようにする。

その際、文部科学大臣は、総合評価機関、特定分野評価機関が「新たな評価」制度を遂行するに当たり、それぞれの役割に応じた評価を行うために必要な体制を備えているか、また、各評価機関が定める評価基準及び評価方法が文部科学省の示す評価基準・項目等と整合しているかなどについて、厳格に審査する。

○　また、現在の認証評価制度においては、

・複数の評価機関が存在し、その評価の基準や観点が必ずしも一致しないことから評価への公平性という観点で課題があるのではないか
・評価機関ごとに評価手法が異なることで、効果的・効率的で優れた評価手法が十分に共有・実践されていないのではないか
・第三者評価である認証評価を通じて各高等教育機関の活動を社会へ明らかにして理解を得るという役割が必ずしも十分に果たせていないのではないか

という指摘がある。

○　したがって、今回の「新たな評価」制度においては、前述したように質保証の評価基準・項目については、複数の評価機関が存在する場合には、全ての評価機関同一となるよう調整するとともに、評価員等の評価体制の在り方や教育成果の例及び段階の判定基準等についても、実績がある評価機関の知見等を参考にしつつ、これまでの質保証の実

績を損なうことがないよう調整を行うことが必要である。そのため、評価の公平性をより担保できるよう、評価に当たり基準に照らした判断や提出資料等の評価機関間でのばらつきをなくすための調整組織及び同組織の役割について明確化する。

また、評価員に対する研修の共通化等、評価を実施するに当たり共通化できる業務がある場合には、同組織で調整の上実施する。

（２）評価主体の質の確保：認証評価機関に対する定期的な確認

○　現在の認証評価機関は、評価の質の信頼性を高めるため、自己点検・評価を定期的に行い、その結果を公表している[17]。

○　「新たな評価」制度は、評価機関が、高等教育機関として求められる教育環境水準や教学に係るシステムなど内部質保証システムの確認を基盤とし、高等教育機関の中核たる「教育の質」の評価をすることになるが、その評価結果を通じて、高等教育機関の教育活動を社会に問うていくことを踏まえれば、これまで以上に評価機関の評価の質の信頼性を高めていかなければならない。このことから、評価機関自身が自己点検・評価を引き続き実施していくことが必要であるとともに、評価機関に対して認証を与えた文部科学大臣も評価が適正に行われ、評価機関として適格であるかを確認するシステムを設けていくべきである。

17 細目省令第２条第４号に基づき、認証評価機関として各認証評価事業について定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を公表している。

５．評価結果の公表・活用【評価結果をどのように公表・活用するか】

（１）評価結果の公表

○　全ての学修者が自らの可能性の伸長を実感できる高等教育改革を実現するために、各高等教育機関が「教育の質」の向上に向けた取組を更に加速させる必要がある。そのためには、第三者評価を通じて高等教育機関において学生の成長に資する取組が行われていることを明らかにするとともに、社会の理解を深め、支持を得ていくことがこれまで以上に必要である。

この点、前述したように評価に関するデータプラットフォームを設けることとしており、評価結果についても同プラットフォームにおいて一元的に公表する。その際、学生等が必要な情報に到達しやすくするために様々な要素でソート・検索できるような機能を備える。

また、公表内容のフォーマットに統一性を持たせるとともに、評価結果及びそのように判断した評価の具体的内容を記載することとするが、情報の受け手である学生等がアクセスしやすいように評価の具体的内容についてはポイントを分かりやすく示すこととする。

なお、特定の学位の分野について特定分野評価機関による評価を受審した場合には、当該学位の分野の評価結果も併せて公表する。

併せて、例えば、「所在地」、「授与される学位」、「養成する人材像」、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」のような学部等に関する基本的な情報を付記し、学生の進路選択等にも活用しやすくする。

○　ただし、「新たな評価」結果を公表する際には、各高等教育機関の個性・特色の明確化を図り、その多様性を明らかにするよう配慮することも必要である。

○　また、「知の総和答申」では、情報公表に関し、設置者別ではない新たなデータプラットフォーム（Univ-map（ユニマップ）（仮称））の構築が提言されており[18]、Univ-map（ユニマップ）（仮称）では「新たな評価」結果も併せて公表するが、評価結果以外の情報公表事項や公表の方法を検討する際に、評価結果を他の情報公表事項とどのように組み合わせて公表するかについても併せて検討する。

（２）評価結果の活用の在り方

○　現在の認証評価においては、大学教育再生戦略推進費のような高等教育機関の優れた取組を重点的に支援する補助金の基礎的要件として高等教育機関の教育研究活動の質

---

18 「知の総和答申」では、「大学ポートレートで培ってきた実践や知見を生かしつつ、単純な数値に限らず高等教育機関を横断的に比較する観点から、設置者別ではない新たなデータプラットフォーム（Univ-map（ユニマップ）（仮称））を構築し、情報公表を更に進めることが必要である。」と提言されている。

が担保されているべきという考え方の下、「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とするなどの政策面で活用しているところである。前述のとおり、「新たな評価」の実施に当たっては、質保証の視点から基準・項目の共通化を図り、質向上の視点については評価の観点等を調整することで、評価結果を資源配分等の政策に活用することも文部科学省は検討し、各高等教育機関の改善努力を後押しするようにすべきである。

○　また、良好な評価結果を受けた各高等教育機関への受審期間の延長や次回の評価における評価項目の軽減など評価手続の簡素化については、「新たな評価」制度の実情を鑑み検討する。

○　「質保証の視点」で示した評価基準・項目は法令等で求められる水準を基にしていることから、学部等の評価において「質保証の視点」で示した基準・項目を満たさない場合は「要是正」として判断することになるが、「要是正」学部等の場合、法令で求められる水準に達していないおそれがあることから、確実な改善が行われるよう、文部科学省は、ペナルティを含めたその後の対応を検討することが必要である。

現在の認証評価において、「不適合」の判定を受けた高等教育機関は適合認定を受けるべく、再度評価を受審することができるが、「新たな評価」においても、前述したように「要是正」機関は可及的速やかに自律的な改善を図った上で再度評価を受審することが求められる。「要是正」機関については、高等教育機関は法令等で求められる教育活動の水準に達していないことから、学位授与機関の正当性としての疑義があることを意味し、文部科学省は当該機関に学部の新設等は認めない制度的措置を講じるべきである。さらに、文部科学省は「要是正」機関から改善状況を聴取し、当該機関が実効性ある改善を行うよう担保するためにも、改善の取組がなされていない、不十分である又は改善の見通しがない場合は、法令違反に係る学校教育法第 15 条の規定の措置も含め厳しい是正措置を講じていく。加えて、「新たな評価」の結果については、データプラットフォームや認証評価機関において公表するのみならず、質保証の責任を担う高等教育機関において、情報公表を進める。

○　なお、現在の認証評価制度においても「不適合」の判定を受けている高等教育機関は存在し、文部科学省は当該機関の教育研究等の状況について報告又は資料の提出を求め、改善を行った上で再度評価を受審するよう促しているが、「不適合」の状態が継続している高等教育機関があるのも現状である。

現在の認証評価制度において「不適合」の判定を受けていることは、高等教育機関としての運営・教育に関し重大な課題を抱えていることを示すものであるため、現在の認証評価において「不適合」の状態が継続している高等教育機関に対しても、評価結果の公表や法令上の措置等、「新たな評価」を待たずに文部科学省において厳格な対応を直ちに講じることが必要である。

６．持続可能な高等教育の評価への転換

○　1990 年後半以降、行政・企業・教育などあらゆる分野で、意思決定の根拠や成果をステークホルダーに対し明確に説明し、社会から信頼を得ることが求められてきたところである。この点、大学をはじめとした高等教育に関しては、平成 14（2002）年の中央教育審議会の答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」において、我が国の行政システム全体が国による事前規制型から事後チェック型へ移行する方向にある中、設置認可制度を見直し、文部科学省の関与は謙抑的としつつ、設置後も含めて官民のシステム全体で大学の質を保証していく必要がある、といった認識を示し、「認証評価制度」の導入を提言したところである。また、その後も国立大学法人化など、高等教育の透明性と信頼が求められる法整備や組織改革が進められてきたところである。

○　各評価制度の趣旨は異なっており、いわゆる「評価疲れ」解消のために近年取組を進めてきているところであるが、高等教育機関側・評価機関側の双方で「徒労感」が生じているとの指摘は現時点でも強く、本来高等教育機関として期待される教育と研究に注力すべき時間を制約することになっては、本末転倒である。

○　今回「新たな評価」制度を構築するに当たり、学位の分野を踏まえた学部等の「教育の質」を評価するという真に必要な目的を達成することと併せて、高等教育で求められている教育に係る評価全般についても見直すべきである。

○　具体的には、

・現在の機関別認証評価と分野別認証評価については、「新たな評価」では機関全体の評価と学部等ごとの段階別評価を一元的に行うことになることから、その統合を図る

・国立大学法人評価における教育に関する現況分析は「新たな評価」と類似する要素も多く、重複の解消を図る

ことを進めていく。

○　また、「新たな評価」を行う際には、高等教育機関からの基本的な提出書類は各機関で行われている自己点検評価書と根拠資料とし、質保証の水準を満たしているか疑義がある場合や評価結果を判断するために必要不可欠な場合を除き、評価を受審するための追加的な資料を提出させない、若しくは既存の資料の提出にもって代えるような配慮をしていく。そのためには、当然ながら「新たな評価」を見据えた定期的な自己点検・評価活動が引き続き重要であり、各高等教育機関は現在の自己点検・評価の内容や方法も見直すよう、その検討を進めるべきである。

別添

具体的な評価基準・項目・評価の視点・判断例

※４年制大学の学部を想定したモデル

【機関全体の評価】

＜評価基準＞

１　高等教育機関全体の社会的信頼に関すること

【根拠資料例】

- 法令で全学的に求められている事項に関するデータ等（教員数、校地・校舎面積、情報公表等）

【判断例】

□　社会の信頼や学生の利益を損なうことがないよう法令や社会的倫理に則って機関運営がなされていない。

□　以下のような法令で全学的に求められている事項を満たしていない。

- 特定の範囲の年齢に著しく偏ることがないよう配慮するとともに、必要な教員数が確保していること
- 教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修を教員等に実施していること（もしくは実施していることを確認していること）
- 必要な校地・校舎等の施設及び設備等を備えていること
- 必要な高等教育機関の情報を社会に公表していること

＜評価基準＞

２　全学的な内部質保証システムに関する手続及び体制に関すること

【根拠資料例】

- 全学的な内部質保証の方針及び手続、内部質保証の体制図、手続規程

【判断例】

□　適切な内部質保証のための全学的な手続を明らかにしていない。

□　全学的な内部質保証を行うための適切な体制を整備していない。

＜評価基準＞

３　高等教育機関の目指す方向性に向け、点検・評価、その結果に基づく改善を行い、内部質保証が図られていること

【根拠資料例】

- 機関のビジョン、機関の中長期計画等、機関が定期的に行っている自己点検に関する資料

【判断例】

□　中長期計画など、機関として目指す方針を示していない。

□　内部質保証手続に基づいて、機関の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について、定期的かつ適切に点検・評価を行っていない。

□　自己点検・評価の結果に基づいて、学部等の組織に対し、全学的な調整や支援を適切に行われておらず、質保証がなされていない。

【学部等評価】

質保証の視点

評価の基本的な方針Ⅰ.
明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表

＜評価基準①＞
高等教育機関の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」を適切に定め、社会に分かりやすく掲げていること
＜評価項目＞
a. 高等教育機関の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」を適切に定め、示していること

【根拠資料例】

- 高等教育機関・学部等の理念と「養成する人材像」を記載した学則及び HP での公表を示す資料
- 産学連携協議会議事録、外部評価委員会報告書、自治体との連携協定書等の養成する人材像が社会・地域ニーズを踏まえていることが分かる資料等
- 全国学生調査

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

学教法第 83 条、学教法施行規則第 172 条の２、大学設置基準第２条、認可基準告示第１条第１項第２号

質保証の視点

□ 「養成する人材像」を、高等教育機関・学部等の理念や社会・地域のニーズ等を踏まえたものとしており、学生・教職員の間で共有し、社会に対して発信しているか。

【判断例】

□ 学部等ごとに、人材の養成に関する目的が学則等に定めていないなど、「養成する人材像」を示していない。

□ 「養成する人材像」を、機関が担うべき法令上の目的・役割に照らして、整合性のあるものとしていない。

※ 例えば、「養成する人材像」が深く専門の学芸を教授し知的・道徳的及び応用的能力を展開させる機関の教育目的と整合しない場合。

□ 「養成する人材像」を機関の理念や社会・地域のニーズ等を踏まえたものとしていない。

※ 例えば、「養成する人材像」が社会や地域ニーズを踏まえたものになっているとの根拠が示せない場合。

評価の基本的な方針Ⅰ.
明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表

＜評価基準②＞
「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力を「卒業認定・学位授与の方針」(DP) において示していること
＜評価項目＞
a. 「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力を「卒業認定・学位授与の方針」(DP) で示していること

【根拠資料例】

- 学部等の DP を示している学則もしくは公表を示す資料
  ※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

施行規則第 165 条の２

質保証の視点
□ 掲げている「養成する人材像」と DP との関連が示され、DP を分野別参照基準や国際基準、学士力やジェネリックスキルに関する国際基準などを踏まえたものとしているか。

【判断例】

□ 「養成する人材像」に照らし必要かつ学位にふさわしい資質・能力を DP に掲げていない。
※ 「学位にふさわしい」か否か判断する際は、例えば、分野別参照基準や国際基準、学士力やジェネリックスキルなどを踏まえているか確認する。

評価の基本的な方針Ⅱ.
「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・教育環境体制

＜評価基準①＞
「教育課程編成・実施の方針」（CP）に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること
＜評価項目＞
a. 「卒業認定・学位授与の方針」（DP）と整合性がある「教育課程編成・実施の方針」（CP）を策定していること

【根拠資料例】

- CP を示す資料
- DP と CP の関係性を示す資料

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

施行規則第 165 条の２、施行規則第 172 条の２

質保証の視点
□ DP と整合性がある CP を定めているか。 **【判断例】** □ DP と整合性がある CP を策定していない。

評価の基本的な方針Ⅱ.
「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・教育環境体制

＜評価基準①＞
「教育課程編成・実施の方針」（CP）に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること
＜評価項目＞
b.　「教育課程編成・実施の方針」（CP）と「卒業認定・学位授与の方針」（DP）に基づく学修成果の評価を多面的に行う考え方を策定していること

【根拠資料例】

- DP に基づいたアセスメントプラン

※　上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

なし

質保証の視点
□　教育の成果を点検・評価するための学修成果の評価を多面的に行う考え方を策定しているか。 **【判断例】** □　教育の成果を点検・評価するための学修成果の評価を多面的に行う考え方を策定していない。

評価の基本的な方針Ⅱ.
「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・教育環境体制

＜評価基準①＞
「教育課程編成・実施の方針」(CP) に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること
＜評価項目＞
c. 「教育課程編成・実施の方針」(CP) に則して教育課程を体系的に編成し、ふさわしい授業科目を開設していること

【根拠資料例】

- シラバス
- 履修要項
- シラバスを確認するための組織体制等を示す資料
- カリキュラムツリー、カリキュラムマップなど体系的な教育課程編成等を示す資料
- 全国学生調査

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第 19 条～第 25 条、施行規則第 172 条の２

質保証の視点

□　CP に照らして教育課程を体系的に編成しているか。
□　教育課程を編成するための責任と権限を持った決定機関があるか。
□　シラバス等を通じて「授業科目」「授業の方法・内容」「年間の授業計画」を明示しているか。
□　学位にふさわしい授業科目を開設しているか。
□　授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、単位数を適切に定めているか。

【判断例】

□　「養成する人材像」や DP・CP を実現するために十分な教育課程を体系的に編成していない。

※　体系性の判断例

- 教育課程の編成に当たって、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮がなされていない。
- 「主要授業科目」が、学生に学位を取得させるに当たって、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を育成するために必要な科目であって、当該授業科目と DP・CP との関係性を踏まえたものとなっていない。
- 必修科目、選択科目及び自由科目の位置付けが勘案されていない。
- 機関の教育上の目的に沿って、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各年次に適切に配当していない。
- 「養成する人材像」に対応した履修モデルが示されていない。

□　個別の科目の内容を、高等教育機関の教育としてふさわしい内容・水準としていない。

※　卒業要件単位に算入することが認められないものの例（卒業要件単位に算入しない科目として開講することは可能）

- 授業内容がリメディアル教育、資格試験対策、ビジネスマナーや就職対策等に終始しているもの
- 情報リテラシーで単にワープロソフトの操作を学ぶ等の水準に終始しているもの

□　明らかに授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮しておらず、単位数を適切に定めていない。
□　授業を講義、演習、実験、実習・実技のいずれか又は併用により適切な授業方法で行っていない。
□　メディア授業を実施する場合、具体的な実施方法等を提示し、面接授業に相当する教育効果を有するものである内容としていない。
□　設定している授業科目を実践する上で適切な学生数としていない。

評価の基本的な方針Ⅱ.
「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・教育環境体制

＜評価基準①＞
「教育課程編成・実施の方針」（CP）に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること
＜評価項目＞
d. 授業を担当するにふさわしい資質・能力を有している教員及び指導補助者を授業担当として配置していること

【根拠資料例】
- 教育研究組織の構成・教員選抜方針を示す資料
- 教員データ（氏名、年齢、保有学位、直近の研究業績若しくは実務経験等）
- 授業科目の担当教員表
  ※　上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】
大学設置基準第 7 条～第 10 条、第 12 条～17 条

質保証の視点

□　研究業績や教育実績等に照らしてふさわしい資質・能力を有している教員等を配置しているか。

【判断例】
□　教員数が大学設置基準を満たしていない。
□　学部等の規模や授与する学位の種類・分野に応じ必要な教員及び事務職員等を配置していない。
□　教員の構成について特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮していない。
□　演習、実験、実習・実技を伴う授業科目について、助手を配置するなど、指導体制に配慮していない。
□　授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者が授業の一部を分担する場合、十分な教育効果を挙げられることについて、合理的な説明をしていない。
□　教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等の相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しておらず、教育研究に係る責任の所在を明確にしていない。
□　教育研究上の責任体制、管理運営への参画、勤務形態（・処遇等）において、基幹教員（又は専任教員）の位置付けを明確にしていない。
□　実務家教員について、当該分野の実務経験を有する者で構成し、保有資格、実務の業績、実務を離れてからの期間等を踏まえて、十分な実務能力を有した者であることを説明していない。

評価の基本的な方針Ⅱ.
「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・教育環境体制

＜評価基準①＞
「教育課程編成・実施の方針」(CP) に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること
＜評価項目＞
e. 「教育課程編成・実施の方針」(CP) に照らして、入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等やその評価・判定の基準を示す「入学者受入れの方針」(AP) を的確に定め、当該方針を踏まえた入学者選抜方法を明確に示していること

【根拠資料例】

- AP を示す資料
- 入学者選抜方法を示す資料

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

施行規則第 165 条の２、施行規則第 172 条の２、大学設置基準第２条の２

質保証の視点
□ 的確な AP を定め、それに沿った入学者選抜方法を示しているか。 **【判断例】** □ 的確な AP を定めていない。 □ AP を定めているが、それに沿った入学者選抜方法としていない。 □ AP を定めているが、入学者選抜方法を明確としていない。 □ 「養成する人材像」と AP が整合性をもって説明していない。

評価の基本的な方針Ⅱ.
「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・教育環境体制

＜評価基準②＞
施設設備、学生支援体制など教育環境・体制を整備していること
＜評価項目＞
a. 学修支援に関する高等教育機関としての方針に基づき、学修支援に必要な情報を学生に示していること

【根拠資料例】

- 学修支援に関する機関の基本方針
- 学修支援体制組織図及び関連規程などの学修支援体制を示す資料
- 修学、進路選択、心身の健康等に係る支援に関する情報公表を示す資料
- 全国学生調査

※　上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】
施行規則第 172 条の２

質保証の視点

□　学修支援に関する的確な方針・体制を備え、留学生や障害のある学生など個々のニーズに合った情報提示を行っているか。

【判断例】
□　教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に関する指導等に取り組んでおらず、また、そのための体制を整えていない。また、その体制等について学生への情報提示を行っていない。
□　修学、進路選択、心身の健康等に係る支援に関する情報を適切に公表していない。

評価の基本的な方針Ⅱ.
「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・教育環境体制

＜評価基準②＞
施設設備、学生支援体制など教育環境・体制を整備していること
＜評価項目＞
b. 学修環境を整備するとともに、必要な情報を学生に示していること

【根拠資料例】

- 校地・校舎等の面積
- 設置基準上必要とされている施設等の整備状況
- 教育環境の情報公表をしていることを示す資料
- ラーニングコモンズ等の自主学習スペースなどの設置状況
- ラーニングコモンズ等の自主学習スペースの活用状況報告書
- ＩＣＴ利用のための方針

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第 34 条～第 40 条の３、施行規則第 172 条の２

質保証の視点
□ 校地・校舎等面積の基準を満たし、基準上必要な施設設備を備え、ラーニングコモンズ等の自主学習スペースなど学生の学修のために必要なスペース等の確保が十分か。

【判断例】

□ 校地・校舎等の面積が大学設置基準を満たしていない。
□ 基準上必要な施設設備を備えていない。
□ 校地・校舎等の施設及び設備などの教育環境に関する情報を公表していない。
□ 学生との個別面談・指導のためのスペースや学生が休息、交流できるスペースが十分でない。

評価の基本的な方針Ⅲ.
学生の学修成果の適切な把握と評価

＜評価基準①＞
「卒業認定・学位授与の方針」（DP）に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果について適切に把握と評価を行っていること
＜評価項目＞
a. 卒業認定の基準、判定方法、体制等を明らかにしていること

【根拠資料例】

- 学則など卒業認定の基準や判定方法・体制を示す資料

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第 25 条の２、第 32 条、施行規則第 172 条の２

質保証の視点
□ 卒業認定の基準や判定方法・体制が明らかで、その内容等が十分か。 □ 学生に対して、授業の方法・内容、１年間の授業の計画をあらかじめ明示することとしているか。 **【判断例】** □ 卒業認定の基準や判定方法・体制を明らかにしていない。 □ 124 単位以上修得することなどの卒業に関する法令上の要件を満たしていない。

評価の基本的な方針Ⅲ.
学生の学修成果の適切な把握と評価

＜評価基準①＞
「卒業認定・学位授与の方針」（DP）に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果について適切に把握と評価を行っていること
＜評価項目＞
b.　授業の単位認定を適切に行っていること

【根拠資料例】

- 学修成果に係る基準・判定方法・体制等を明らかにした資料
- 学修成果に係る評価に当たっての基準の公表を示す資料
- 既修得単位の認定状況に関する資料
- 科目ごとの成績分布
- 科目ごとの履修者数
- 適切な単位認定を行うための体制を示す資料
- 事前事後学習や的確な単位認定がされていることを機関が確認した結果を示す資料
- 異議申し立て制度など評価の透明性確保を示す資料
- 全国学生調査

※　上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第 21 条～第 23 条、第 25 条の２、第 27 条～第 30 条、施行規則第 172 条の２

質保証の視点

□　単位認定を適切に行っているか。

【判断例】

□　１年間の授業期間として、35 週確保していない。
□　各授業科目の授業について、十分な教育効果を上げることができるよう、８週、10 週、15 週その他の機関が定める適切な期間を設定していない。
□　単位互換を行う場合、他の高等教育機関において履修した授業科目について、60 単位を超えない範囲としていない。
□　成績評価基準に従って厳格な成績評価を行っていない。
□　授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で機関が定める時間の授業を１単位としておらず、単位数を適切に定めていない。

評価の基本的な方針Ⅲ.
学生の学修成果の適切な把握と評価

＜評価基準①＞
「卒業認定・学位授与の方針」（DP）に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果について適切に把握と評価を行っていること
＜評価項目＞
c. 卒業時の「卒業認定・学位授与の方針」（DP）の到達度に関して、「何を学び、身に付けることができたのか」を多面的な方法により把握し、評価していること

【根拠資料例】

- DP の到達度を把握・評価していることを示す資料

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第 25 条の２

質保証の視点
□ DP の到達度を把握するために的確な直接評価と間接評価を実施しているか。

【判断例】

□ 学修の成果・学位論文に係る評価、卒業の認定に当たって、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示し、当該基準に従って適切に行う仕組みとしていない。

□ 成績評価の基準・方法について、学部等全体としての基本方針を踏まえ適切に設定していない。

□ DP の到達度を把握するための的確な直接評価と間接評価を実施していない。

評価の基本的な方針Ⅲ.
学生の学修成果の適切な把握と評価

＜評価基準②＞
在学中の学修成果の結果を高等教育機関・学部等の掲げる「養成する人材像」につなげていること
＜評価項目＞
a. 「養成する人材像」を実現するために必要な「卒業認定・学位授与の方針」(DP) に示されている資質・能力を身に付けた学生を社会等に輩出できていることを明らかにし、社会的に示していること

【根拠資料例】

- 卒業者数
- 就職率・進学率データ
- 卒業生や雇用先のアンケート調査やヒアリング調査結果

※　上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

施行規則第 172 条の２

質保証の視点
□　「養成する人材像」や DP に見合う人材を育成し、社会に対して輩出できているという明確なデータや根拠を示しているか。 **【判断例】** □　「養成する人材像」や DP に見合う人材を育成し、社会に対して輩出できていることを示す卒業者数、進学者数、就職状況を把握しておらず、的確に社会的に示していない。

評価の基本的な方針Ⅳ.
学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善

＜評価基準①＞
学修成果の可視化によって得られた結果を、教育改善に活用していること
＜評価項目＞
a. 教育改善のための体制を構築していること

【根拠資料例】

- 教育改善のための体制に係る説明図（規程・体制図など）
- 受審単位ごとの自己点検・評価報告書
- 授業内容及び方法の改善を図るための研修を実施する仕組みを示す資料
- 教員及び事務職員の必要な能力及び資質を向上させるための研修機会の提供を示す資料

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第１条第３項、細目省令第１条第２項第１号ト及び同項第２号

質保証の視点

□ 教育改善を図るための体制を備え、運用しているか。

【判断例】

□ 教育改善に係る規程や体制を整えていない。
□ 教育改善に係る規程や体制はあるが、規程どおりに運用していない。
□ 教育改善に係る規程や体制があり、規程どおりに運用しているが、客観的なデータ等を用いて運用していない。
□ 受審単位ごとでの自己点検・評価の実施に努めていない。
□ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとしていない。
□ 機関の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員に必要な知識・技能を修得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けることその他必要な取組を行うこととしていない。
□ 授業の一部を分担する指導補助者（教員を除く。）がいる場合、当該補助者に対し必要な研修を行うこととしていない。

評価の基本的な方針Ⅳ.
学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善

＜評価基準①＞
学修成果の可視化によって得られた結果を、教育改善に活用していること
＜評価項目＞
b. 様々なステークホルダーの意見を通じて定期的に点検・評価し、改善・向上を図っていること

【根拠資料例】

- 学修成果の把握・評価した結果を教育改善に活かしている自己点検・評価報告書
- 自己点検・評価結果に基づく改善計画
- 地域、産業界、教職員、学生などのステークホルダーからの意見を聴取し、それを踏まえて定期的に点検・評価していることを示す資料

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

なし

質保証の視点

□ 地域・社会のニーズを把握するために適格なステークホルダーからの意見を聞いて、改善・向上を図っているか。

【判断例】

□ ステークホルダーからの意見を聞いていない。
□ 自己点検・評価を実施していない。
□ 自己点検・評価の結果に基づいた改善・向上を行っていない。

質向上の視点

質向上の視点

□　教育活動を通じて教育成果を明確に挙げているか。

教育成果…「卒業認定・学位授与の方針」に定める資質・能力を備えた学生を育成できていること

【判断のポイント】

①教育活動の取組状況

- 評価の基本的な方針Ⅰ～Ⅳに示す取組状況等を基に判断。

②教育成果

- 教育成果を挙げていることの説明を基に判断。

（教育成果を示す根拠例）

- 多面的な直接評価（授業科目の試験、成績管理、ルーブリック、e ポートフォリオ、アセスメントテストなど）の結果
- 多面的な間接評価（全国学生調査、振り返りシート、ルーブリックの自己評価など）の結果
- 社会での活躍を示すデータ（就職先への調査、卒業後調査、地域内就職率など）

※　「評価の基本的な方針」を踏まえた優れた取組の例

（明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表に係る取組例）

- 社会・地域のニーズの把握に向けた体系的・継続的な調査や産業界・自治体・卒業生等のステークホルダーとの意見交換を実施し、「養成する人材像」を定期的に見直し・再定義を行っている。
- 「養成する人材像」との整合性を踏まえ、DP の見直し・改善に取り組んでいる。
- DP に掲げられる資質・能力について、アセスメントに耐えうる具体性を持ってコンピテンシーとして定めている。
- 「養成する人材像」や DP について学生が理解し、学修計画に結び付けるような取組を行っている。

（「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・教育環境体制の整備に係る取組例）

- 直接評価と間接評価を組み合わせた多面的な評価を盛り込むなど優れたアセスメントプランを策定し、実行している。
- 教育課程全体が体系的に設計され、学修を段階的に深化させる構造が整備されるなど、学修者本位の教育課程となるよう高いレベルの創意工夫を行っている。
- DP と授業科目との対応関係を学生に分かりやすい形で体系的に示している。
- 学修上の支援を必要とする学生を早期に把握し、個別相談・補習・学習支援プログラム等を効果的に行うための実施体制を整備している。
- 学生の成長を促すための形成的評価を実施している。

（学生の学修成果の適切な把握と評価に係る取組例）

- 高等教育機関の理念や専門分野の特色を踏まえ、学位授与の質保証と透明性を一層高めるための独自の工夫や先進的な取組を行っている。
- DP の到達度に当たり、直接評価（授業評価、卒業研究等の評価、主要授業科目の試験等）を中心としつつ、間接評価（学生アンケート等の自己評価等）を活用するなど多面的かつ精緻な学修成果の把握や評価を行っている。
- 卒業生や雇用先の調査、キャリア追跡等を活用し、卒業後の活躍状況や社会的評価を詳細に把握している。

（学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善に係る取組例）

- 内部質保証システムにおいて、学生や学生団体が参画し、積極的かつ効果的に意見・評価・提案を受け入れ、反映する体制を構築している。
- 地域社会、産業界、自治体、卒業生、外部有識者等からの積極的かつ効果的に意見・評価・提案を受け入れ、反映する体制を構築している。
- 学修成果の可視化により得られた結果を、組織的・継続的に分析し、教育課程や授業改善、修学支援等の具体的改善に的確に活用し、独自の工夫や先進的な取組を行っている。

参考資料４

参考資料集

令和８年６月２９日版

目次

・学士・修士の修業年限・・・

学士・修士の修業年限

学士・修士の修業年限に関する条文①

○　学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第87条　大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

２　（略）

第89条　大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生・・・で当該大学に三年（同条第１項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部の学生にあつては、三年以上で文部科学大臣の定める期間）以上在学したもの・・・が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

○　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（抄）

第147条　学校教育法第八十九条に規定する卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合・・・に限り行うことができる。

一　大学が、学修の成果に係る評価の基準その他の学校教育法第八十九条に規定する卒業の認定の基準を定め、それを公表していること。

二　大学が、大学設置基準第二十七条の二又は専門職大学設置基準第二十二条に規定する履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用していること。

三　学校教育法第八十七条第一項に定める学部の課程を履修する学生が、卒業の要件として修得すべき単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもつて修得したと認められること。

四　学生が、学校教育法第八十九条に規定する卒業を希望していること。

学士・修士の修業年限に関する条文②

○　大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）

第3条　（略）

2　修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとすることができる。

3　前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。

第16条　修士課程の修了の要件は、大学院に二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。

2　前項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、前条において準用する大学設置基準第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位数は七単位を超えないものとする。

学士・修士の修業年限に関する条文②

○　大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）

第42条　大学院を置く大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、学部との連続性に配慮した教育課程の編成により、当該学部における教育と当該大学院の研究科における教育との円滑な接続を図る実証的な成果の創出に資する効果的な取組を行うため特に必要があると認められる場合には、当該効果的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であることの文部科学大臣の認定を受けることができる。ただし、他の大学の学部との間で行う学部との連続性に配慮した教育課程の編成に係る場合にあつては、次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

一～三　（略）

２　連続課程特例認定大学（前項の規定による認定を受けた大学をいう。次項において同じ。）の大学院については、第三条第三項中「修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは」とあるのは「第四十二条第一項の規定による認定を受けた大学に置かれる大学院の修士課程においては」と、第十八条第一項中「大学院は」とあるのは「第四十二条第一項の規定による認定を受けた大学の大学院は」と、「単位（学校教育法第百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）」とあるのは「単位」と読み替えて、これらの規定を適用する。

３　（略）

学部・研究科の連続性に配慮した教育課程の促進に係る制度改正（大学設置基準等の一部改正）①

基本的な考え方

✓国内外における国際競争力の高まる一方で、少子化が加速する中、人文・社会科学系も含めて、**専門知そのものを深掘り、広げることに加え、数理・データサイエンス・AIを適切に利活用し、総合知をもって社会課題を解決できる人材の輩出**が求められている。

✓そのためには、学士課程から博士課程までを見通した**体系的な教育課程の編成のもと、各課程の学びの密度を高める必要**がある。一方、現在は、同一の学位レベルの連携**（横の連携）を促進する制度（共同教育課程や研究科等連係課程等）は存在**するが、**上位の学位レベルとの連続性の向上を図る一般的な制度は存在していない**※　。

※　工学分野の連続性に配慮した教育課程については平成30年に導入。

✓**大学院レベルの課程を見据えて、学士課程を構築**することは、**学士課程そのものの質と密度を高める**ものである。例えば、大学院固有の教育方法である**「研究指導」を受ける素地を養う観点から、学部段階から、複雑化した社会において課題を見出し、解決を図る訓練をしておくことは極めて重要**である。

✓こうしたことを踏まえ、まずは、**学士課程から博士課程までの縦の連続性の向上を図るための制度の整備を図る**こととする。具体的には、各設置基準の**教育課程の編成方針として、学部と研究科の連続性に配慮した教育課程を編成することを明記する**とともに、連続性に配慮した教育課程を編成する**学部と研究科を一つの単位として、３つの方針の策定を可能とする**こととする。

✓これは、**現行の標準修業年限を前提とした各課程の教育を有機的につなぎ、その質と密度を高めることを目的**とするものであり、**標準修業年限の短縮を一義的な目的とするものではない**。

✓その上で、こうした**連続性に配慮した教育課程の編成の結果**、修士課程において30単位以上の修得と必要な研究指導を受ける等の**現行の修了要件を満たすことを前提**に、**（４年＋）１年以上２年未満の期間が修業年限として必要かつ十分なものであることを国として確認できる場合には、例外的に、大臣の認定により、修士課程の標準修業年限を１年以上２年未満の期間とすることなどを可能**とすることとする。

学部・研究科の連続性に配慮した教育課程の促進に係る制度改正（大学設置基準等の一部改正）②

１．学部・研究科の連続性に配慮した教育課程の編成の促進

主な改正内容

✓ 大学設置基準等に定める**教育課程の編成方針**において、各大学は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、**学部における教育及び大学院の研究科における教育の連続性に配慮した教育課程（以下「連続課程」という。）を編成することを明記**する。

✓ いわゆる**３つの方針**（卒業・修了認定の方針（DP）、教育課程の編成・実施に関する方針（CP）及び入学者受け入れに関する方針（AP）をいう。以下同じ。）について、**大学の実情に応じて連続課程を編成する学部及び大学院を一つの単位として策定可能**とする。

※専門職大学及び専門職大学院についても同様の取扱いとする。

※３つの方針については、今回の改正により、学部段階、大学院段階ごとに策定することに加え、連続課程単位でも策定可能であることを法令上新たに定め、各大学の実情に応じた策定単位の選択肢を広げるものである。なお、連続課程単位で策定する場合においても、学士課程や修士課程のＤＰを段階的な学修成果の目標としてわかるようにしておく必要があることに留意。

改正により可能となる３つの方針の策定パターン

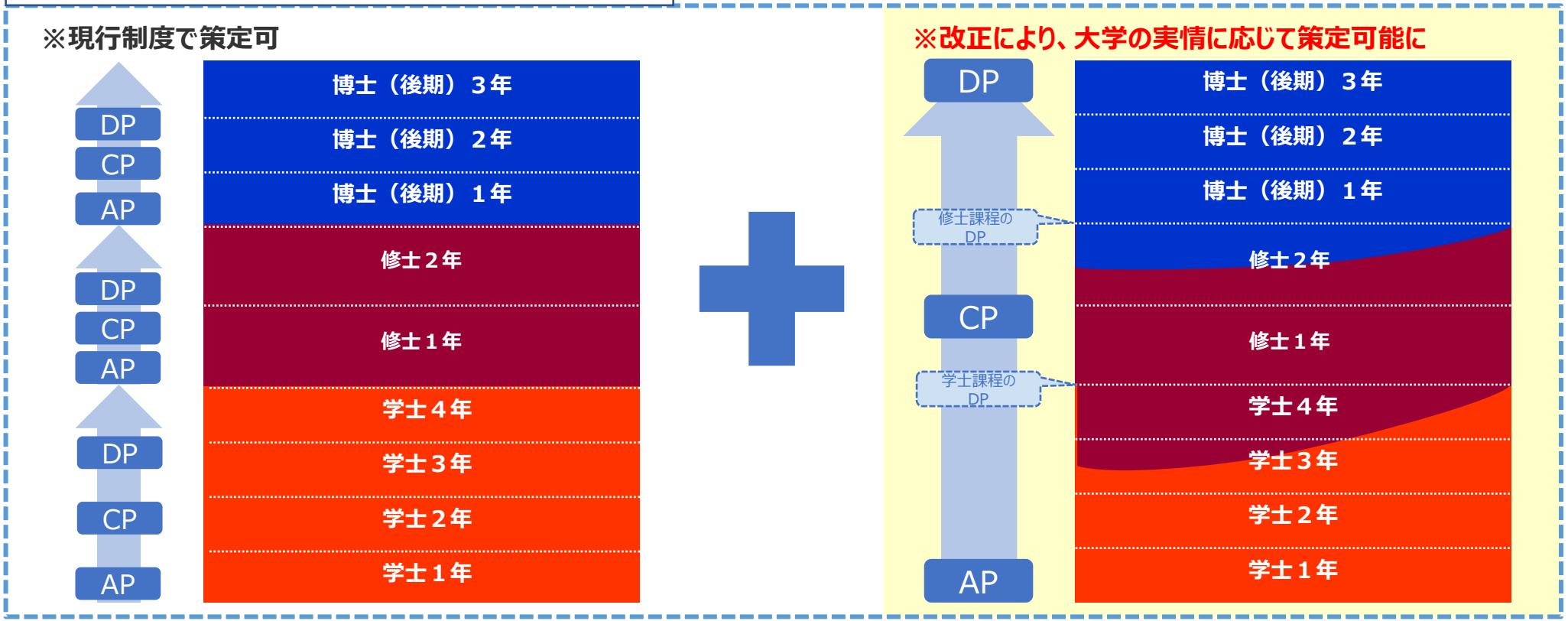

２．連続課程特例認定制度の創設

制度創設の趣旨

効果的な連続課程の編成に係る実証的な成果を創出し、今後の更なる制度改善につなげるため、内部質保証等の体制が十分機能していることを前提に、標準修業年限等に係る特例を認める制度を創設。

特例の要件

○　次のア及びイの要件を満たし、**文部科学大臣の認定**を受けたときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、標準修業年限等に係る大学院設置基準の特例を認める。

ア　**連続課程の編成に係る実証的な成果の創出に資する効果的な取組を行うため特に必要**があると認められる場合

イ　以下を行う大学であること

- 当該効果的な取組を行う
- 教育研究活動等の状況について自ら行う**点検、評価及び見直しの体制の整備**
- 教育研究活動等の状況の**積極的な公表**並びに**学生の教育研究上適切な配慮**を行う

○　**他の大学との間で連続課程を編成**する場合に係る上記の認定は　**大学等連携推進法人の社員又は一定の要件を満たす複数大学設置法人が設置する大学間**において**協議会を設け**、**連携推進方針等に沿って編成される連続課程に限る**こととする。

※　詳細は、教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な特例制度や連携開設科目制度に倣い告示で定める予定。

※　専門職大学及び専門職大学院（法科大学院及び教職大学院を除く。）についても同等の取扱いとする。

特例の効果

具体的には、以下の特例を認める。

①**修士課程の標準修業年限**を**１年以上２年未満の期間**とすること

②**大学院入学前に大学院の単位を修得**した場合には、**修得時の大学院の入学資格の有無に関わらず**、当該単位数を勘案した**在学期間の短縮を可能**とすること

（改正後イメージ）

①大臣認定による修士課程の修業年限の短縮

②大臣認定による先取り履修に基づく在学期間の短縮

スキームのイメージ

３．施行期日

令和8年2月24日

主要国の高等教育機関の修業年限①（米国）

学校種名	課程	修業年限	通常の在学年齢	備考
総合大学	学士課程（ISCED6）	4	18～	B.A.とB.S.に大別される。いずれも、フルタイム学生として4年間学び、セメスター制の場合は60単位以上、クオーター制の場合は90単位以上を取得することが学位取得要件。専門職学位（B.Eng.、 B.Ed.など）もある。
	修士課程（ISCED7）	1～2（大学で設定）	21～	M.A.及びM.S.に大別される。いずれも学士取得後、フルタイムの学生の場合1～2年間学び、セメスター制の場合は30～60単位以上、クオーター制の場合は45～75単位以上を取得することのほか、修了試験合格や研究論文の執筆、芸術作品の提出などの要件が課されていることが一般的。M.A.やM.S.とは別に、MBAやMPAなど多様な専門職学位も設けられている。
	博士課程（ISCED8）	3～	21～	研究志向の学位（Ph.D.）と専門職学位（M.D.、J.D.など）に大別される。前者は研究論文の作成や研究プロジェクトの実施が学位取得条件となるが、修業年限が示されている場合は、フルタイム学生として3年以上学ぶことが求められる。後者は特定の職業分野に関する実践志向の学位であり、通常、フルタイム学生として3～4年間学ぶことが学位取得の要件となる。
その他の4年制大学（リベラルアーツカレッジ等）	学士課程（ISCED6）	4	18～	B.A.とB.S.に大別される。いずれも、フルタイム学生として4年間学び、セメスター制の場合は60単位以上、クオーター制の場合は90単位以上を取得することが学位取得要件となる。専門職学位（B.Eng.、 B.Ed.など）もある。
	修士課程（ISCED7）	1～2（大学で設定）	21～	M.A.及びM.S.に大別される。いずれも学士取得後、フルタイムの学生の場合1～2年間学び、セメスター制の場合は30～60単位以上、クオーター制の場合は45～75単位以上を取得することのほか、修了試験合格や研究論文の執筆、芸術作品の提出などの要件が課されていることが一般的。M.A.やM.S.とは別に、MBAやMPAなど多様な専門職学位も設けられている。
２年制大学	準学士課程（ISCED5）	標準2	18～19	4年制大学への編入学につながるもの（A.A.、A.S.）と就職準備を目的とするもの（A.A.S.など）がある。いずれも、フルタイム学生の場合は2年間学び、セメスター制の場合は60単位以上、クオーター制の場合は90単位以上を取得することが学位取得要件となる。

出典：文部科学省調べ。

主要国の高等教育機関の修業年限②（英国）

学校種名	課程	修業年限	通常の在学年齢	備考
大学	準学位課程(ISCED5)	2	18～20	実務的な内容の応用準学位（foundation degree）課程。修了後は第一学位課程への編入も可能。
	第一学位課程(ISCED6)	3	18～20	基本は3年。外国語学科やビジネス系は課程の中にそれぞれ1年間の留学や実習研修期間が入るため4年。そのほか、医・獣医・歯(5)・薬(4)・看護(3)など、専攻によって修了年数は異なる。医・獣医で学士号取得の課程が組み込まれている大学は6年。
	修士課程（研究主体）（ISCED7）	2	21～	MPhilとMResがある。前者（Master of Philosophy）は独立したプロジェクト研究を行う独立した学位だが、一般的に博士課程の導入部分に位置する。後者（Master of Research）はデータ収集や結果分析など特定分野の研究手法を学ぶ。博士課程を検討している者がその分野での研究経験不足を補う目的で取得することも多い。
	修士課程（講義主体）（ISCED7）	1	21～	文学修士（Master of Arts:MA）、理学修士（Master of Science:MSc）など分野名が付されるのが一般的。
	専門職修士（ISCED7）	1～2（大学で設定）	21～	経営学（MBA）やエンジニア（MEng）など、職業上実践的な技能を習得する。修業年限は大学や専攻による（大学が設定）。
	PGCE（学卒者教育資格）（ISCED7）	1	21～	学士号保持者を対象に、PGCEという名称の教員資格を取得する課程。同時に正規教員資格（QTS）も取得できるコースが多い。
	博士課程(ISCED8)	3～4（大学で設定）	21～	PhDあるいはDphilと呼ばれるアカデミックな博士課程。第一学位取得後、3～4年在籍し、博士論文の審査に合格する必要がある。研究主体の修士課程に登録し、博士候補として博士課程へ転入するルートも一般的。修士号が不要な大学もあり、年齢制限の上限もない。平均的に24～25歳の入学者が多い。修業年限は大学や専攻による（大学が設定）。
	専門職博士(ISCED8)	4～5（大学で設定）	21～	教育博士（EdD）、医学博士（MD）、経営学博士（DBA）など。修業年限は大学や専攻による（大学が設定）。

出典：文部科学省調べ。

主要国の高等教育機関の修業年限③（フランス）

学校種名	課程	修業年限	通常の在学年齢	備考
大学	学士課程（ISCED6）	3	18～20	
	職業リサンス課程（ISCED6）	1	20～	高等教育2年修了者を対象とする1年の課程。修了者に学士の学位が付与される。
	修士課程（ISCED7）	2	21～	
	博士課程（ISCED8）	3	23～	
技術短期大学部	大学技術教育学士取得課程（ISCED6）	3	18～20	
グランゼコール	機関独自のディプロムの取得課程（ISCED6～7）	3	20～22	主にグランゼコール準備級を経て入学する課程である。
		5	18～22	主にグランゼコール準備級を経ずに入学する課程である。
リセ付設グランゼコール準備級	グランゼコール準備課程（ISCED6）	2	18～19	グランゼコール入学試験に向けた準備課程（ディプロム取得課程ではない）。
リセ付設中級技術者養成課程	中級技術者養成課程（ISCED5）	2	18～19	
国立高等教職教育学院	修士課程（ISCED7）	2	21～22	

出典：文部科学省調べ。

主要国の高等教育機関の修業年限④（ドイツ）

学校種名	課程	修業年限	通常の在学年齢	備考
専門大学	学士課程（ISCED6）	3～4（大学で設定）	18/19～	標準学修期間については、各州の高等教育法に学士を3～4年とすることが定められており、これに基づき、各大学が課程年限を設定しているが、3年であることが一般的。多くの専門大学では、企業で職業訓練生として職業訓練に従事しながら大学で関連する座学を学修する二元式学修課程が設置されている。同課程の場合、通常3.5年（210単位）で学士の取得に至る。
	専門大学ディプローム取得課程（ISCED6）	～4	18/19～	伝統的な学修課程で、標準学修期間は4年以下とされているため、学士相当と位置づけられている。
	修士課程（ISCED7）	1～2（大学で設定）	21～	標準学修期間については、各州の高等教育法に修士を1～2年とすることが定められており、これに基づき、各大学が課程年限を設定しているが、2年であることが一般的。
総合大学（工科大学、教育大学、神学大学、芸術・音楽大学を含む）	学士課程（ISCED6）	3～4（大学で設定）	18/19～	標準学修期間については、各州の高等教育法に学士を3～4年とすることが定められており、これに基づき、各大学が課程年限を設定しているが、3年であることが一般的。音楽大学が提供する音楽学士の取得課程の標準学修期間は、通常4年である。
	修士課程（ISCED7）	1～2（大学で設定）	21～	標準学修期間については、各州の高等教育法に修士を1～2年とすることが定められており、これに基づき、各大学が課程年限を設定しているが、2年であることが一般的。
	ディプローム/マギスター取得課程（ISCED7）	4.5	18/19～	伝統的な学修課程で、標準学修期間は4.5年とされているため、修士相当と位置づけられている。
	国家試験（医学、歯学、薬学、獣医学、食品化学、法学）（ISCED7）	4～6.5	18/19～	特定の専門職養成に関わる学修課程は学位ではなく、国家試験をもって修了する。標準学修期間は、職種により4～6.5年となっており、国家試験の合格は修士相当と位置づけられている（医学：6.5年、歯学：5～5.5年、薬学：4～5年、獣医学：5.5年、食品化学：4.5年、法学：5年、教師養成：4.5年）。
	博士課程（ISCED8）	(3)	23～	博士の取得を目的とした課程は限定的に存在するのみ。博士の学位は、1人の教授の下で研究を続け、博士論文を執筆するスタイルで取得するのが一般的である。

※在学開始年齢は、中等教育段階の年限が州や中等教育段階の学校種により8年又は9年であるため、18歳又は19歳となっている。

出典：文部科学省調べ。

主要国の高等教育機関の修業年限⑤（中国）

学校種名	課程	修業年限	通常の在学年齢	備考
大学	本科課程（ISCED6）	4～5	19～22	学士は 4~5年の本科卒業者で、学業成績が一定の基準に達している者に授与される。学士の学位は、哲学、経済学、法学、教育学、文学、歴史学、理学、工学、農学、医学、管理学、芸術学の12の専攻分野及び建築学の職業専門学位に対して授与される。学士は通常4年の課程。5年の課程は医学、農学の獣医学、芸術学の一部課程などで実施。
	専科課程（ISCED5）	2～3（大学で設定）	19～21	
	修士課程（ISCED7）	2～3（大学で設定）	22～	修士及び博士の学位は、修士は 2~3年の修士課程を、博士は 3~4年の博士課程を修了し、修了試験及び論文審査に合格した者に、それぞれ授与される。修士及び博士の学位は、哲学、経済学、法学、教育学、文学、歴史学、理学、工学、農学、医学、管理学、軍事学、芸術学の専攻分野に対して、またそれらに加えて修士では40種の職業専門学位が、博士では6種の職業専門学位が授与される。
	博士課程（ISCED8）	3～4（大学で設定）	24～	
専科学校	専科課程（ISCED5）	2～3（大学で設定）	19～21	短期高等教育である専科課程 (2~3年）で、主に、教員養成や看護師の育成などの専門人材の育成を担っている。卒業者には短期高等教育の卒業証書が授与される。
職業技術学院	専科課程（ISCED5）	2～3（大学で設定）	19～21	短期高等教育である専科課程 (2~3年）で、工業、食品、芸術等の様々な分野の実践的人材を育成している。卒業者には、卒業証書が授与される。
大学院レベルの教育を提供する科学研究機関	修士課程（ISCED7）	2～3（大学で設定）	22～	修士及び博士の学位は、修士は 2~3年の修士課程を、博士は 3~4年の博士課程を修了し、修了試験及び論文審査に合格した者に、それぞれ授与される。修士及び博士の学位は、哲学、経済学、法学、教育学、文学、歴史学、理学、工学、農学、医学、管理学、軍事学、芸術学の専攻分野に対して、またそれらに加えて修士では40種の職業専門学位が、博士では6種の職業専門学位が授与される。
	博士課程（ISCED8）	3～4（大学で設定）	24～	

注：「中華人民共和国高等教育法」（1998年制定、2018年改正）の第17条に「専科教育の基本的な修業年限は 2～3 年，本科教育の基本的な修業年限は 4～5 年，大学院修士教育の基本的な修業年限は 2～3 年，大学院博士教育の基本的な修業年限は 3～4 年とする。非全日制の卒業資格につながる高等教育の修業年限は，これより適宜延長しなければならない。高等教育機関は，実際の必要に基づき，当該機関の修業年限を調整することができる。」と規程がある。なお、学部レベルの教育を提供する本科課程については教育部が「普通高等教育機関本科専門分野目録」を公表しており、その中で修業年限を示している。
出典：文部科学省調べ。

主要国の高等教育機関の修業年限⑥（韓国）

学校種名	課程	修業年限	通常の在学年齢	備考
大学	学士課程（ISCED6）	4	18～21	修業年限は4 年（医歯薬系は6 年）で、学則で定める所定の課程（140 単位前後）を修めると「学士」（Bachelor Degree）が授与される。
	修士課程（ISCED7） 博士課程（ISCED8）	2～	22～	修士課程及び博士課程の修業年限はそれぞれ2年以上、修士・博士の統合課程は4年以上とする。但し学則の定める所定の単位以上を取得した場合は、修士で1年、博士で6か月、修士・博士統合課程で1年6か月、修業年限を短縮できる。
教育大学	学士課程（ISCED6）	4	18～21	初等教員養成を目的とする4年制高等教育機関で、学則で定める所定の課程（140単位前後）を修めると「学士」（Bachelor Degree）が授与される。
産業大学	学士課程（ISCED6）	-	18～21	産業大学の修業年限は制限されていない。
専門大学	専門学士課程（ISCED5）	2～3	18～20	専門職業人の養成を目的とする短期高等教育機関で、修業年限は2年以上3年以下とされる。所定の単位を修得したものには「専門学士」（Associate Degree）が授与される。医療・理工系課程は3年制。
	専攻深化課程（ISCED6）	1～2	20～21	専門大学を卒業した者の継続教育を目的とした1～2年の専攻深化課程（非学位課程も含む）を置くことができ、教育省長官から認可を受けた専攻深化課程において所定の単位を修得した者には「学士」を授与することができる。医療・理工系課程は1年制。
技術大学	学士課程（ISCED6） 専門学士課程（ISCED5）	2	18～21	学士課程の入学資格は専門大学を卒業したものかこれと同等の学力があるとされたもので、企業に1年半以上在職した経験があることが条件である。
遠隔大学（放送大学・サイバー大学）	学士課程（ISCED6）	4	18～	放送通信大学（Air & Corr. University）とサイバー大学（Cyber University）を含む遠隔大学は、2年制の専門学士課程と4年制の学士課程が置かれる。
	専門学士課程（ISCED5）	2		

出典：文部科学省調べ。

単位制度と卒業・修了要件

単位制度と卒業・修了要件に関する条文①

○　大学設置基準（昭和３１年文部省令第２８号）

第２１条　各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

２　前項の単位数を定めるに当たつては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

３　前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第３２条　卒業の要件は、百二十四単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする。

２～６　（略）

単位制度と卒業・修了要件に関する条文②

○　大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）

第12条　大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。

2　（略）

第16条　修士課程の修了の要件は、大学院に二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。

2　（略）

第17条　博士課程の修了の要件は、大学院に五年（略）以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に三年（修士課程に二年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2～4　（略）

早期卒業

大学の「早期卒業」について

○いわゆる「早期卒業」とは、学部教育の全課程を修了することの意義を踏まえつつ、能力・適性に応じた教育を行う必要性を踏まえ、一律に在学期間を４年とするのではなく、大学の責任ある授業運営と厳格な成績評価を前提として例外的に４年未満の在学で卒業を認める制度。
平成11年の学校教育法及び同法施行規則改正により、平成12年４月に大学の第１年次に入学する学生から適用。

○早期卒業者は我が国及び諸外国の大学院へ進学、あるいは就職して社会の各方面で活躍することが期待される。

（対象者に関する要件）
・大学に３年以上在学したこと（学校教育法第89条）
・卒業要件として大学の定める単位を優秀な成績で修得すること（学校教育法第89条）
・早期卒業を希望すること（学校教育法施行規則第147条第4号）

（受け入れ大学に関する要件）
・大学が、学修の成果に係る評価の基準その他の早期卒業の認定の基準を定め、それを公表していること（学校教育法施行規則第147条第1号）
・大学が、履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用していること（学校教育法施行規則第147条第2号）

（留意点）
・早期卒業は学生の能力・適性に応じた教育を行いその成果を適切に評価していく観点から設けられた例外的な措置であること
・十分な教育的配慮、責任ある授業運営や適切な成績評価の実施、早期卒業の運用状況の公表などに配慮し、安易な運用により大学教育の質の低下を招かないよう適切な運用の確保に努める必要があること

大学の「早期卒業」の実態

【早期卒業制度を導入している大学】

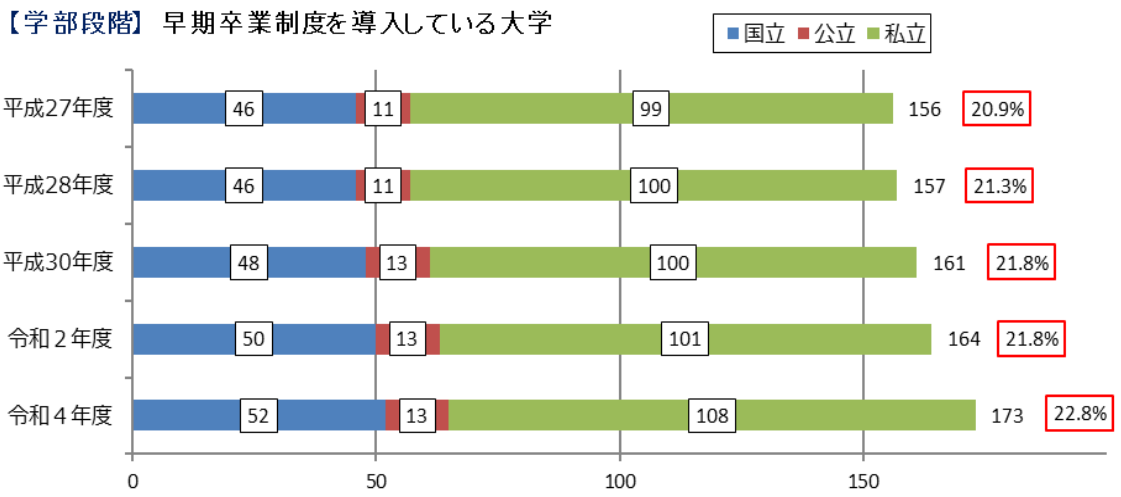

（※）選択肢「導入している」と回答した学部が１つ以上ある大学を集計。
（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。
（※）平成29年度、令和元年度、令和３年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

【実際に早期卒業させた大学】

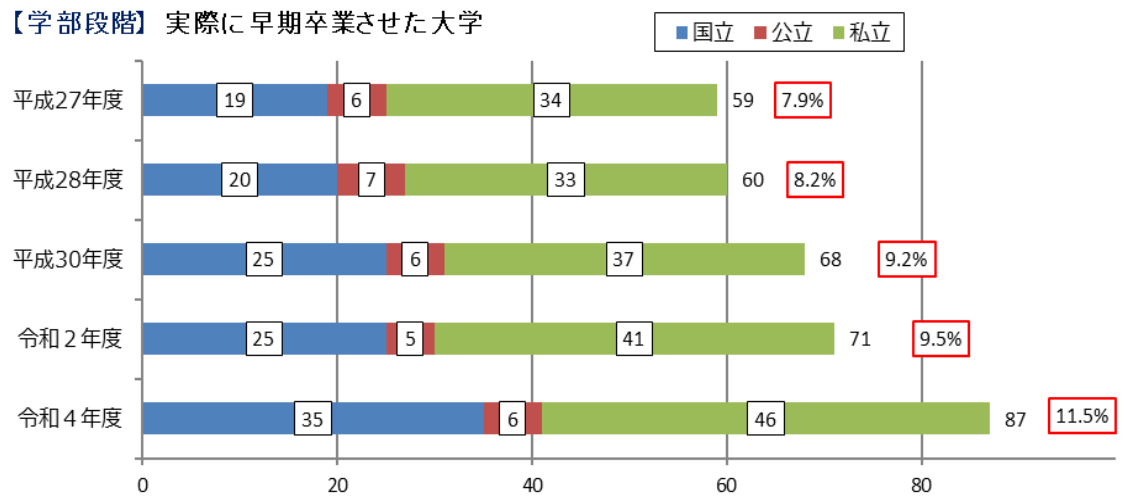

（※）選択肢「導入している」と回答した学部が１つ以上ある大学を集計。
（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。
（※）平成29年度、令和元年度、令和３年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

【早期卒業した学生数】

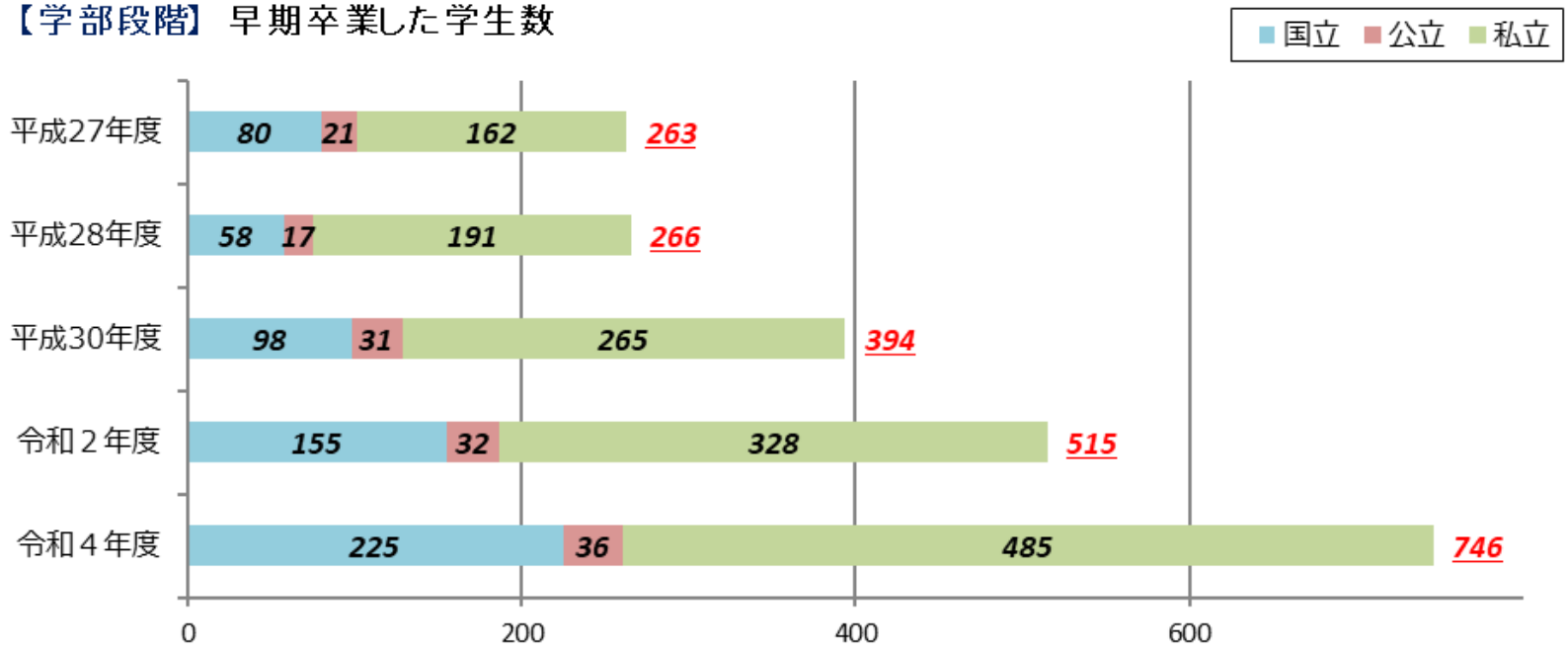

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。
（※）平成29年度、令和元年度、令和３年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

（出典）文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和４年度）」

優等学位

諸外国における優等学位の例

○　オーストラリア

優等学士（Bachelor Honours Degree）

　研究の基礎や方法の提供に加えて、１つ以上の専門分野におけるより発展的で一貫した知識や技能が提供され、相当数の論文やプロジェクトが求められる。

　通常、学士取得後＋１年間の学習が必要だが、４年間の学士プログラムに組み込まれている場合もある。優等学位取得者が、博士プログラムに直接進める場合もある。

○　イギリス

優等学士（Honours Bachelor Degree）

　３年間の課程で360単位の修得。優等学士学位の成績分類（※）においてUpper secondを得た修了者には一般的な修士課程入学資格が与えられる。なお、１単位は10時間の学修をもって構成され、授業時間に限らず、自習・課題作成等の授業外学修時間も含まれる。

（※）優等学士学位授与時の分類と在学中の成績の対応

First：100-70%、Upper second：69-60%、Lower second：59-50%、Third：49-40%

出典：各国の高等教育・質保証システムの概要（大学改革支援・学位授与機構HP）より

https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/publish/package.html

通信教育

大学通信教育の現状

- 通信課程の学生数は、学部190,904人、大学院3,511人（修士2,739、博士269人、専門職503人）、短大17,110人。
- 通信制大学（学部）は、幅広い年齢層と約半数の有職者の学生で構成されている。

■通信教育を行う大学数・通信課程の学生数

	学　部	大　学　院			短期大学
		修士	博士	専門職	
通信教育を行う大学数（延べ数。R６）	46	23	11	2	11
通信課程の学生数（R7,人）※正規課程	190,904	2,739	269	503	17,110
うち放送大学学園	60,998	647	93	-	-
通信課程の卒業者数（R7年度間、人）	24,149	1,006	42	113	5,653

※通信教育を行う大学数については令和６年度全国大学一覧、短期大学一覧より作成（新規募集停止となっている大学を含む）。その他については、令和7年度学校基本統計により作成（正規課程の学生のみ）。

■通信教育学部学生数（関係学科別）

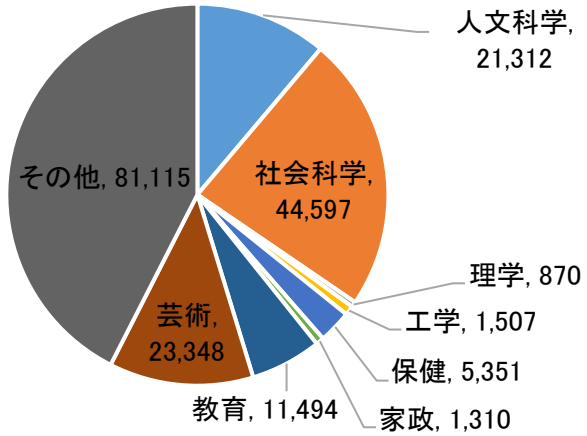

■通信制大学における学生の特色

【通学制大学】

－10代入学者割合－

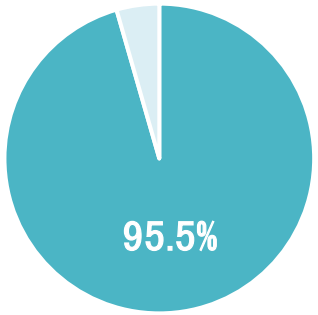

【通信制大学（学部）】

－年齢別学生割合－

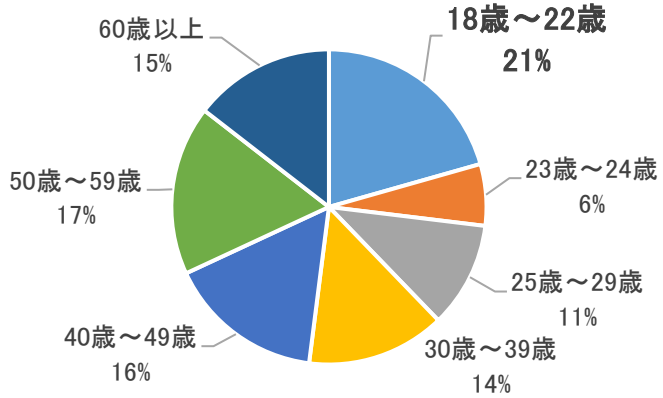

－学生の有職者割合－

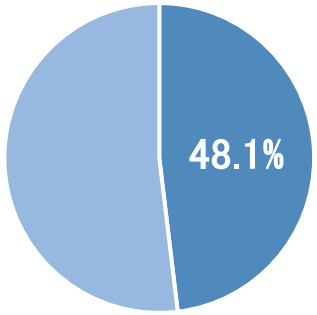

通学制と通信制の授業方法等の比較（設置基準）

通学制の大学		通信制の大学
124単位のうち、60単位まで②遠隔授業による修得可（大学設置基準第32条第５項） 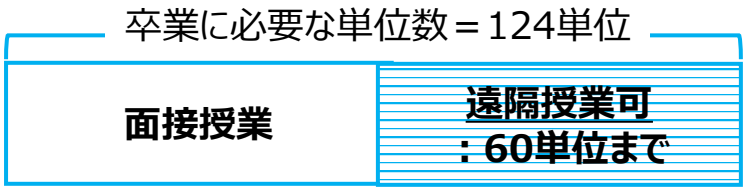	**卒業要件となる単位数**	124単位のうち、少なくとも30単位の修得は①面接授業又は②遠隔授業によらなければならない。ただし、当該30単位のうち10単位までは③放送授業による修得可（大学通信教育設置基準第６条第２項） 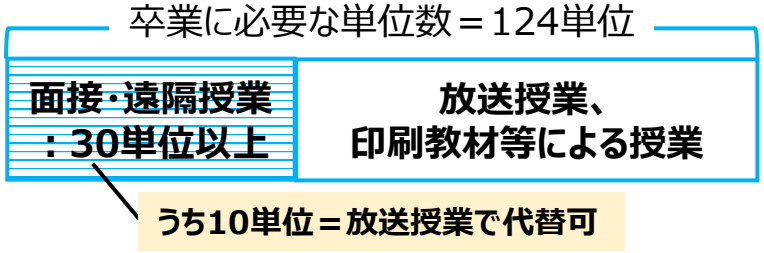
授業の方法		
○ 講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う（大学設置基準第25条第１項）	①面接授業	○ 同左（大学通信教育設置基準第３条第１項により準用）
○ 文部科学大臣が別に定めるところ【※】により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる（大学設置基準第25条第２項）	②遠隔授業（メディアを利用して行う授業）	○ 同左（大学通信教育設置基準第３条第１項により準用）
【※】平成13年文部科学省告示第51号（次ページ参照） ⇒同時性又は即応性を持つ双方向性を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められることが必要。	③放送授業	○ 主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（大学通信教育設置基準第３条第１項） ○ 添削等による指導を併せて行うものとする（同条第２項）
	④印刷教材等による授業	○ 印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、若しくはその内容をインターネット等を通じて提供し、主としてこれにより学修させる授業（大学通信教育設置基準第３条第１項） ○ 添削等による指導を併せて行うものとする（同条第２項）

（参考）参照条文①

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）抄

第二十五条　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
２　大学は、文部科学大臣が別に定めるところ【※】により、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

【※】平成13年文部科学省告示第51号　大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件
通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認められたものであること。
１．同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場または住居に近い場所を含む。以下次号において「教室等以外の場所」という。）において履修させるもの
２．毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員もしくは　指導補助者が当該授業の終了後速やかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

第三十二条　卒業の要件は、百二十四単位以上を修得することとのほか、大学が定めることとする。
５　前四項又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）抄

第三条　授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、若しくはその内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下この項及び第九条第二項において「インターネット等」という。）を通じて提供し、主としてこれにより学修させる授業（次項において「印刷教材等による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるもの（インターネット等を通じて提供する映像、音声等を含む。）の視聴により学修させる授業（次項及び第六条第二項において「放送授業」という。）、大学設置基準（昭和三十一年文部科学省令第二十八号）第二十五条第一項の方法による授業（第六条第二項及び第九条第三項において「面接授業」という。）若しくは同条第二項の方法による授業（第六条第二項において「メディアを利用して行う授業」という。）のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
２　印刷教材等による授業及び放送授業の実施に当たつては、添削等による指導を併せ行うものとする。

第六条　卒業の要件は、大学設置基準第三十二条第一項の定めるところによる。
２　前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数百二十四単位のうち三十単位以上は、面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得するものとする。ただし、当該三十単位のうち十単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができる。

第九条
２　前項の校舎等の施設の面積は、別表第二のとおりとする。ただし、通信教育学部のみを置く大学であつて、インターネット等を利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させるものについては、インターネット等を利用して行う授業の特性を踏まえた授業の設計その他の措置を当該大学が講じており、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合は、この限りでない。

（参考）参照条文②

○大学通信教育設置基準　別表第一

学部の種類	文学関係	教育学・保育学関係	法学関係	経済学関係	社会学・社会福祉学関係	理学関係	工学関係	家政関係	美術関係	音楽関係
収容定員8,000人の場合の基幹教員数	17	17	21	21	21	21	21	17	17	17
収容定員12,000人の場合の基幹教員数	21	21	23	23	23	23	23	21	21	21
収容定員16,000人の場合の基幹教員数	25	25	27	27	27	27	27	25	25	25

備考　一・二　（略）
三　収容定員が8,000人未満の場合には、収容定員8,000人として取り扱うものとする。
四　収容定員がこの表に定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて、4,000人につき基幹教員3人の割合により算出される数の基幹教員を増加するものとする。
五　この表に定める基幹教員数は、この表に定める基幹教員数は、一の学部を置く大学が当該学部を一学科で組織する場合の基幹教員数とし、二以上の学科で組織する場合又は二以上の学部を置く場合にあつては、共通する授業科目を勘案して、それぞれ相当数の基幹教員を増加し、又は減ずるものとする。
六　この表に掲げる学部以外の学部における基幹教員数については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

○大学設置基準　別表第一イ(1)　その他専門職学科に係るもの等は略

学部の種類		文学関係	教育学関係・保育学関係	法学関係	経済学関係	社会学・社会福祉学関係	理学関係	工学関係	農学関係	獣医学関係	薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを目的とするもの）	薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを目的とするものを除く。）	家政関係	美術関係	音楽関係	体育関係	保健衛生学関係（看護学関係）	保健衛生学関係（看護学関係を除く。）
一学科で組織する場合の基幹教員数	収容定員	320-600	320-6000	400-800	400-800	400-800	200-400	200-400	200-400	300-600	300-600	200-400	200-400	200-400	200-400	200-400	200-400	200-400
	基幹教員数	10	10	14	14	14	14	14	14	28	28	14	10	10	10	12	12	14
二以上の学科（専門職学科を含む。）で組織する場合の一学科の収容定員並びに基幹教員数	収容定員	200-400	200-400	400-600	400-600	400-600	160-320	160-320	160-320	240-480	240-360	160-240	160-240	160-240	160-240	160-320	－	160-320
	基幹教員数	6	6	10	10	10	8	8	8	16	16	8	6	6	6	8	－	8

基幹教員の考え方

基幹教員の考え方

- 基幹教員制度は、大学教育の基本的な単位である学位プログラムの編成、実施や改善を担う教員の責任性の明確化を図るもの。

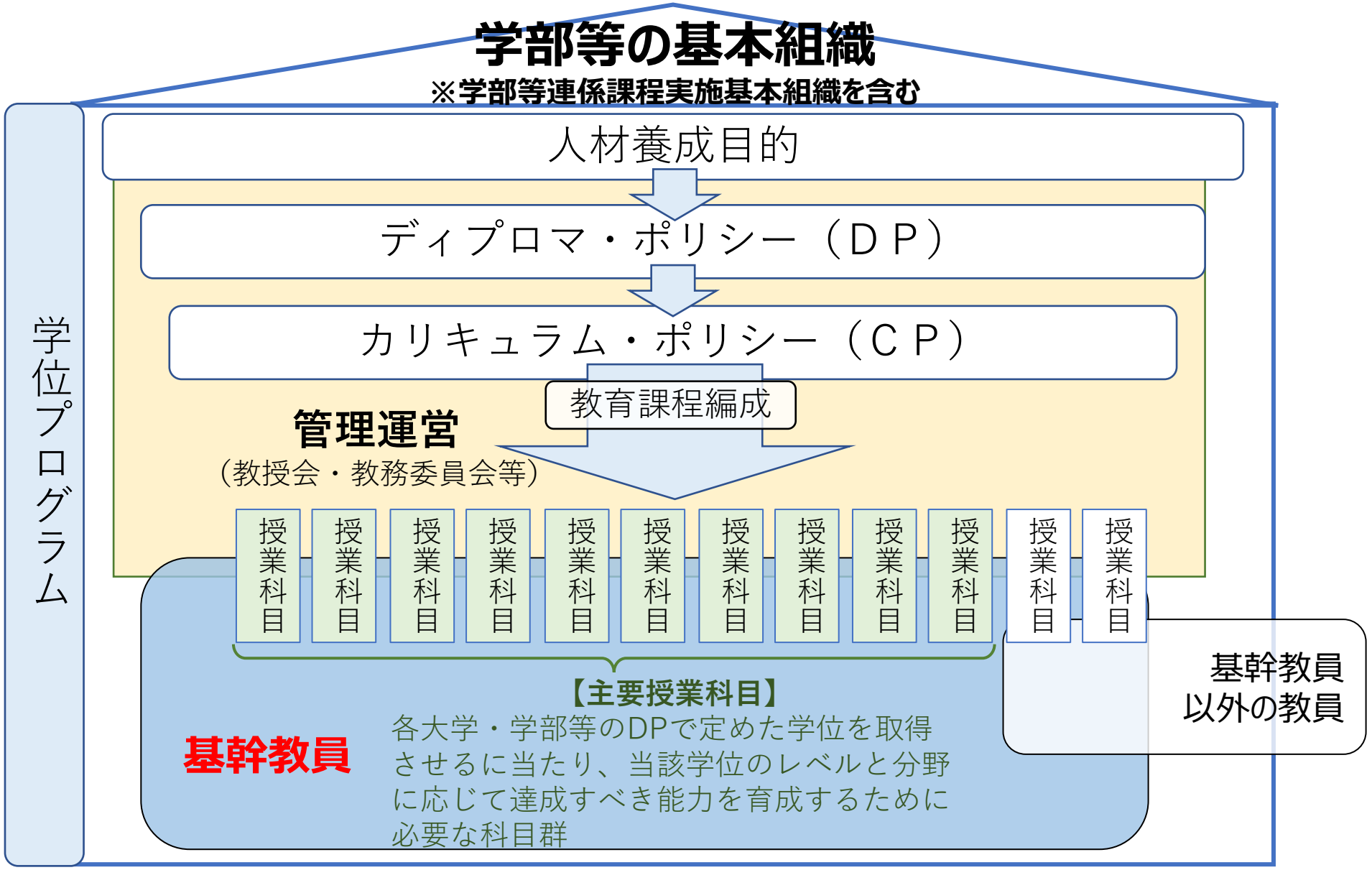

基幹教員の定義及び必要最低教員数の算出方法について

定義： 以下の①及び②を満たす教員

①	教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員※1
② 右に記載のA又はBのいずれか	（A）当該学部の教育課程における主要授業科目を担当する教員（専ら当該大学の教育研究に従事する者に限る。※2）
	（B）当該学部の教育課程における年間８単位以上の授業科目を担当する教員

※１　教授会や教務委員会など当該学部の教育課程の編成等について審議を行う会議に参画する者等を想定
※２　一の大学でフルタイム雇用されている者等（月額報酬20万円以上）を想定

教員（全体）

基幹教員

教育課程の編成等に責任を担い、当該学部の教育課程における**年間８単位以上の授業科目を担当**する教員（専ら当該大学の教育研究に従事する者**以外の者**）
※例えば、クロスアポイントメント等により、複数の大学や企業との兼務を行う者等

教育課程の編成等に責任を担い、当該学部の教育課程における**年間８単位以上の授業科目を担当**する教員（**専ら当該大学の教育研究に従事する者**）

教育課程の編成等に責任を担い、当該学部の教育課程における**主要授業科目を担当**する教員（**専ら当該大学の教育研究に従事する者**）

基幹教員以外の教員
※各学部等の授業科目を担当しない教員

複数の大学・学部等で算入可能（各々の学部で年間８単位以上担当）

算入はいずれか[１]まで

【別表第一】
A学部注の収容定員に基づく必要最低教員数
※３／４以上は専ら当該大学の教育研究に従事する教員

B学部注の収容定員に基づく必要最低教員数
※３／４以上は専ら当該大学の教育研究に従事する教員

＋

【別表第二】
大学全体の収容定員に基づく必要最低教員数
※別表第一で算入する教員除く
※３／４以上は専ら当該大学の教育研究に従事する教員

注：学部以外の基本組織（教教分離型の場合は教育組織）を含む

✓ 必要最低教員数に含まれなければ、基幹教員となれないものではない。
✓ 必要最低教員数を超える分については、特段制限なし。

定員管理

定員管理の取扱い

- 大学設置基準において、収容定員は、学科・課程を単位として、学部ごとに定めることとされている。
- 収容定員の規模に応じて、教員数や校地・校舎の規模等の必要となる教育環境の水準が定められている。
- 一定の定員の超過や未充足に対しては、学部・学科等の設置不認可や基盤的経費の減額等がある。
- 大学院部分や通信制課程については、「適正な定員管理」自体は大学院設置基準や大学通信教育設置基準等で求められるが、大学設置審査等に関する不認可措置は不適用（ただし、①国立大学の定員未充足の取扱い、②高等教育の修学支援新制度の機関要件（通信制課程のみ）については適用あり）。

Ⅰ．定員超過の取扱い

1．大学設置審査等に関する取扱い

認可申請を行う大学の既設学部（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科）又は短期大学若しくは高等専門学校の既設学科（学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程）の収容定員に対する学生数の割合が一定値以上の場合は、不認可。ただし、修業年限を超えて一定期間在籍している者は以下の条件をすべて満たす場合に限り控除して算出するなど、成績管理の厳格化・明確化と両立が図られる仕組みとなっている。

① 毎年度、授業計画書を作成・公表
② GPA（グレード・ポイント・アベレージ）の公表及び適切な運用
③ 成績不振の学生への個別指導（面談、補習等）を大学等が主体的に実施

区分	大学				短期大学	高等専門学校
大学規模（収容定員）	4,000人以上			4,000人未満		
学部規模（入学定員）	300人以上	100人以上300人未満	100人未満			
不認可となる割合	1.05以上	1.10以上	1.15以上	1.15以上	1.15以上	1.15以上

※国際競争力けん引学部等の認定を受けた学部等は、収容定員充足率の上限を5%引き上げる。
【根拠】大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第1条第1項第3号、同条第2項、同条第4項
「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の公布について（通知）」（令和4年9月30日付高等教育局長通知）

2．基盤的経費等に関する取扱い

（1）国立大学

学部ごとの収容定員超過率が110%以上（小規模学部（入学定員100人以下）は120%以上、国際競争力けん引学部等の認定を受けた中規模学部（入学定員101人以上300人未満）は115 %以上）の学生数分の授業料収入相当額を、中期目標期間終了時に国庫納付。ただし、留学生（国費留学生、外国政府派遣留学生、交流協定に基づく私費留学生、留学生のための特別コースに在籍する私費留学生）、休学者、2年以内の留年者（ただし全科目で学修目標、授業方法・計画、成績評価基準の明示、成績評価にGPA制度を導入、成績不振の学生への個別指導（面談、補習等）を行うことが要件。）は学生数から控除される。

【根拠】「令和5年度以降の国立大学の学部における定員超過の抑制について」（令和5年2月3日付高等教育局長通知）
「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示及び国際競争力けん引学部等の認定等に関する規程の公布について（通知）」（令和7年9月29日付高等教育局長通知）

（2）私立大学（高等専門学校を含む）

収容定員充足率（大学全体、学部等ごと、それぞれで算定）が一定の基準を超過した場合は、私立大学等経常費補助金が不交付となる。不交付とならない場合であっても、収容定員充足率（学部等ごとに算定）に応じて増減。ただし、２年以内の留年者（授業方法・計画、成績評価基準の明示、GPA制度の導入、成績不振の学生への個別指導（面談、補習等）を大学で実施していることが要件）等は学生数から除外される。なお、大学院部分や通信制課程については、基礎となる学部の収容定員充足率に応じて配分する。

※大学院大学・通信制大学は、当該研究科・学部の収容定員充足率に応じて配分。

＜大学全体の収容定員充足率による不交付措置＞

定員規模 （収容定員）	8,000人以上	4,000人以上 8,000人未満	4,000人未満
超過率	1.10倍以上	1.20倍以上	1.30倍以上

＜学部ごとの収容定員充足率による措置＞

定員規模 （収容定員）		8,000人以上	4,000人以上 8,000人未満	4,000人未満
充足率	100％	＋９％		
	101～102％	＋６％		
	103～104％	＋３％		
	105～106％	±０％		
	107～109％	▲６％		
	110～112％	不交付	▲９％	
	113～116％	〃	▲13％	
	117～119％	〃	▲17％	
	120％	〃	不交付	▲17％
	121～124％	〃	〃	▲21％
	125～128％	〃	〃	▲25％
	129％	〃	〃	▲29％
	130％～	〃	〃	不交付

※令和５年度から令和６年度にかけては経過措置を設けており、上記は令和７年度の基準。医歯学部については、別途設定。

※国際競争力けん引学部等の認定を受けた学部等については、収容定員超過率が一定割合以上となった場合における段階的な減額措置を、留学生の受け入れによって超過する場合に限り、緩和する。

【根拠】私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第５条第２号、第６条
私立大学等経常費補助金交付要綱等
「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示及び国際競争力けん引学部等の認定等に関する規程の公布について （通知）」（令和７年９月29日付高等教育局長通知）

（3）国公私共通

大学教育再生戦略推進費事業について、全学又は学部単位の収容定員に対する学生数の割合が一定値以上の場合は、申請資格を有しない。

区分	大学				短期大学	高等専門学校
大学規模 （収容定員）	4,000人以上			4,000人未満		
学部規模※2 （入学定員）	300人以上	100人以上 300人未満	100人未満			
令和8年度 収容定員充足率	1.05未満	1.10未満	1.15未満※	1.15未満	1.15未満	1.15未満

※1大学規模（収容定員）が8,000人以上の場合は「1.15倍未満」を「1.10倍未満」と読み替える。
※2全学の収容定員充足率においては、「学部規模（入学定員）」は「学部規模（設置する学部の平均入学定員）」と読み替える。
※3収容定員充足率の算出は「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成 15 年文部科学省告示第 45 号）」に準拠する。
※4国際競争力けん引学部等の認定を受けた学部等は、認定後の収容定員充足率の上限を適用する。

【根拠】大学教育再生戦略推進費公募要領

Ⅱ．定員未充足の取扱い

１．大学設置審査等に関する取扱い

（1）大学設置審査

認可申請を行う大学の既設学部（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科）又は短期大学若しくは高等専門学校の既設学科（学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程）の収容定員に対する学生数の割合が5割（※）を上回らない場合は不認可（令和７年度学部等設置から適用。）。

（※）令和11年度開設（令和９年９月申請分）審査からは7割。ただし、当該大学等に置く学部等で収容定員充足率が7割以下のものを全て廃止する計画を有しており、かつ、当該認可の申請に係る大学等の収容定員の総数が増加しない場合を除く。

【根拠】大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第１条第１項第４号

（2）寄附行為（変更）認可審査

申請する学校法人が設置する全ての既設大学等の学部単位（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合及び短期大学・高等専門学校の場合は学科単位）の収容定員に対する学生数の割合が5割（※）を上回らない場合は不認可（令和８年度大学等設置から適用。）。

（※）令和11年度開設（令和９年９月申請分）審査からは7割。ただし、当該大学等に置く学部等で収容定員充足率が7割以下のものを全て廃止する計画を有しており、かつ、当該認可の申請に係る大学等の収容定員の総数が増加しない場合を除く。

【根拠】学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成19年文部科学省告示第41号）第２の５（２）関係

大学の設置等の際に、学生納付金の単価や学生数が、学生確保の見通しの観点（育成しようとする人材の長期的な需要の動向、競合校の分析、既設大学等の充足状況、学生募集に関する取組等）から合理的に算定されているかを審査し、経常経費の資金計画の財源となる学生納付金収入が確実に収納される見込みがあると判断できない場合は不認可（令和７年度大学等設置から適用）。

【根拠】学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成19年文部科学省告示第41号）第１の３（５）関係

２．基盤的経費等に関する取扱い

（1）国立大学

学部、研究科ごとに収容定員充足率が90%未満（小規模学部（収容定員400人以下）、小規模研究科（収容定員30人以下）は80%未満）の場合、未充足の学生数分の受入に要する経費措置分を中期目標期間終了時に国庫納付する。

【根拠】「剰余金の翌事業年度への繰り越しに係る文部科学大臣の承認等について」の一部改正について（令和４年３月23日付高等教育局長通知）

（2）私立大学（高等専門学校を含む）

a）私立大学等経常費補助金

収容定員充足率（学部等ごとに算定）の割合に応じて、私立大学等経常費補助金が減額・不交付となる。なお、大学院部分や通信制課程については、基礎となる学部の収容定員充足率に応じて配分する。

※大学院大学・通信制大学は、当該研究科・学部の収容定員充足率に応じて配分。

充足率	99～98%	97～95%	94～90%	89%	88%	…	56%	55～51%	50%以下
増減率	＋6%	＋3%	±0%	▲13%	▲14%	…	▲48%	▲50%	不交付

【根拠】私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第5条第3号、第6条
私立大学等経常費補助金交付要綱等

※医歯学部については、別途設定。

b）高等教育の修学支援新制度

機関要件の一つとして、以下のとおり経営に関する要件を設定しており（私立学校のみ）、収容定員充足率に関するものも含まれる。

〇以下の2つの要件をすべて満たしていること。

① 法人の決算に関する要件
- ・直近3年度いずれかの収支計算書の「経常収支差額」
- ・直近年度の賃借対照表の「運用資産－外部負債」

② 収容定員充足率に関する要件（大学・短期大学・高等専門学校の場合）
- ・直近3年度いずれかの在籍学生数が収容定員の8割以上であること

〇なお、機関要件を満たさなくなった場合、対象校としての確認を取り消すことになるが、地方における学校の役割の重要性を踏まえ、②の定員充足率に係る要件を満たさずとも、それ以外の要件を満たしており、以下のような場合には取り消しを猶予する。

（大学・短期大学・高等専門学校の場合）
- ・直近年度の在籍学生数が収容定員の5割以上であり、かつ直近年度の進学・就職率が9割を超える場合
（上記を満たさない場合）同一道府県内※に、同種・同学位分野の進学代替先がない場合　※首都圏大都市部を除く。

【根拠】大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第3条第2号ハ

（3）国公私共通

a）大学教育再生戦略推進費

全学の収容定員充足率（設置する学部の在籍者数の和／設置する学部の収容定員の和）が、7割を上回らない場合もしくは、設置する学部のうち7割を上回わらないものが申請事業の取組対象である場合は、申請資格を有しない。

【根拠】大学教育再生戦略推進費公募要領

b）大学・高専機能強化支援事業（支援1） ※国立大学及び短大・高専は対象外

大学の総収容定員充足率が計画の対象となる学部等の設置等に係る設置認可申請又は届出までに80%を満たさない場合は、申請要件を満たさない。

教学マネジメント指針

「教学マネジメント指針」の概要

1．教学マネジメントとは

■ 教学マネジメントの定義は、**「大学がその教育目的を達成するために行う（大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルでの）管理運営」**

■ 各大学は、自ら設定した「三つの方針」に基づく教育について、その成果を評価するための質的水準や具体的な実施方法などを定めた方針を策定・活用し、自己点検・評価を実施した上で、教育の改善・改革につなげることが重要。教育の改善・改革のためのPDCAサイクルは、大学全体、学位プログラム、個々の授業科目のそれぞれの単位で有効に機能していることが必要。

2．「教学マネジメント指針」の概要

取り組み		概要
Ⅰ	「三つの方針」を通じた学修目標の具体化	● 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、ＤＰを具体的かつ明確に設定
Ⅱ	授業科目・教育課程の編成・実施	● 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成 ● 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要 ● 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる
追補	「入学者受け入れの方針」に基づく大学入学者選抜の実施	● 入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等や、評価・判定の方法・基準について、「入学者受入れの方針」に具体的に示す ● 入学者選抜が求める学生を適切に見いだすものとなっていたか、点検・評価を実施し、その結果を踏まえてAP等の見直しを実施
Ⅲ	学修成果・教育成果の把握・可視化	● 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくため、複数の情報を組み合わせて多元的に学修成果・教育成果を把握・可視化 ● 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保 **【大学全体レベル】**・大学全体で厳格な成績評価の実施 ・GPAの信頼性の確保のため算定方法や分布状況を公表 ・大学としての考え方を内外に示す ・可視化に用いる情報の自主的な策定・開発 ・教育改善を進める全学的な組織の整備 **【学位プログラムレベル】** ・複数教員分担による科目の成績評価の平準化 ・成績評価が意図通りか点検　・GPAを多様な用途で活用 ・学生の成長実感などの情報も組み合わせた包括的な資質・能力評価 ・様々な情報の組み合わせによるDPの達成状況の評価・適切な学生へのFB **【授業科目レベル】** ・各科目で厳格かつ公正で透明な成績評価 ・成績評価結果等の分布を踏まえた授業改善 ・重点科目の評価設計は学位プログラム全体で通用する評価とする
Ⅳ	教学マネジメントを支える基盤（FD・SD、教学IR）	● DPに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義 ● 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なＦＤ・ＳＤを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施 ● 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学ＩＲの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進
Ⅴ	情報公表	● 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要 ● 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要

認証評価

認証評価制度の概要

- 大学は、教育研究等の状況について自己点検・評価を行い公表する義務を負う（学校教育法第109条第１項）。
- 大学は、当該大学の教育研究の総合的な状況について、大臣認証を受けた第三者機関（認証評価機関）による評価（いわゆる機関別認証評価・７年以内毎に受審）を受ける義務を負う（学校教育法第109条第２項）。
- 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学は、上記の評価に加え、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、認証評価（いわゆる分野別認証評価・５年以内毎に受審）を受ける義務を負う。

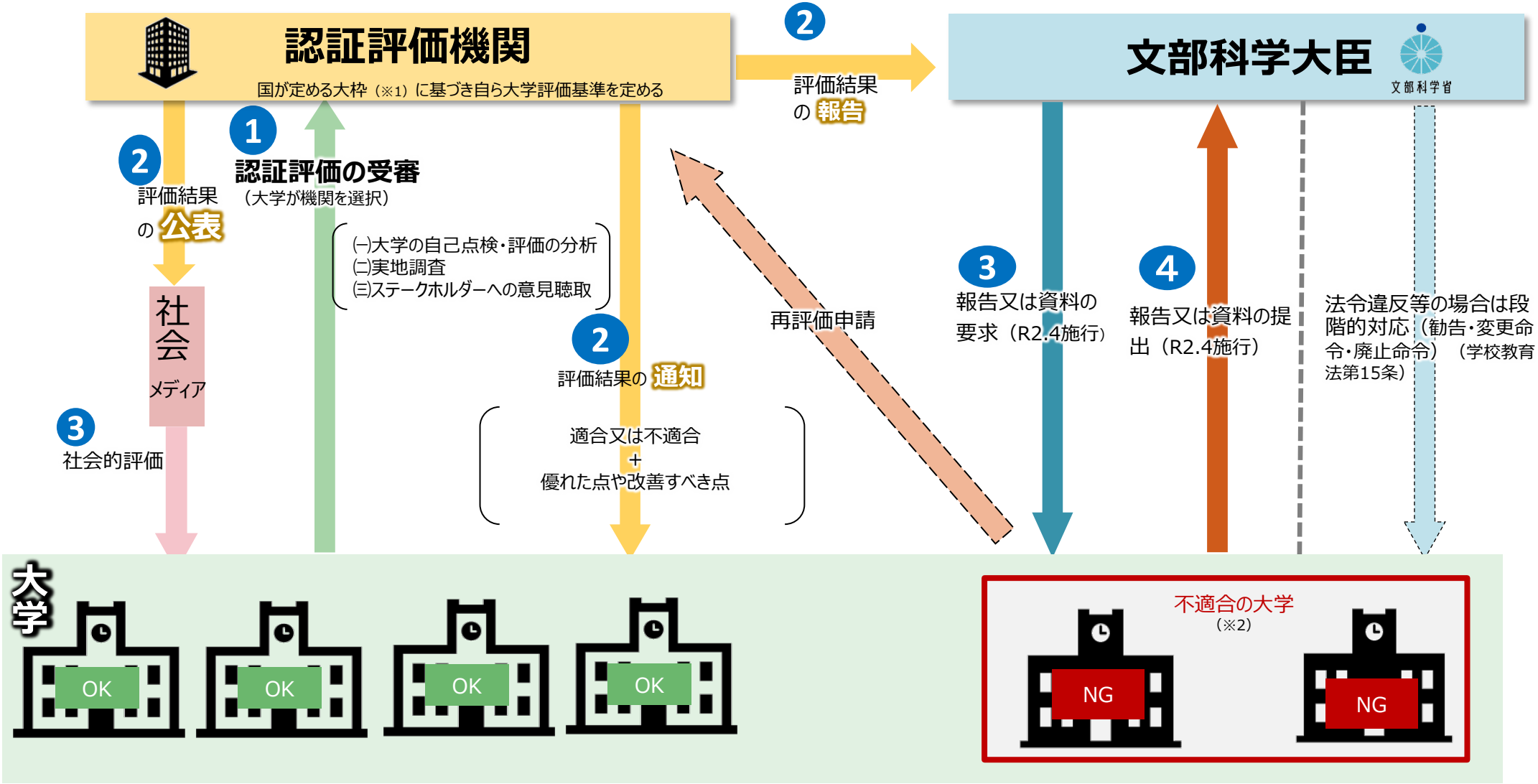

評価結果を踏まえて自ら改善を図る

認証評価機関一覧（令和８年４月現在）

１．機関別認証評価機関

認証評価機関名	評価の対象	認証日
公益財団法人　大学基準協会	大学	平成１６年８月３１日
独立行政法人　大学改革支援・学位授与機構		平成１７年１月１４日
公益財団法人　日本高等教育評価機構		平成１７年７月１２日
一般財団法人　大学教育質保証・評価センター		令和元年８月２１日
一般財団法人　大学・短期大学基準協会		令和２年３月３０日
一般財団法人　大学・短期大学基準協会	短期大学	平成１７年１月１４日
公益財団法人　大学基準協会		平成１９年１月２５日
公益財団法人　日本高等教育評価機構		平成２１年９月４日
独立行政法人　大学改革支援・学位授与機構	高等専門学校	平成１７年７月１２日

２．分野別認証評価機関（計　１４機関（実数））

（１）専門職大学院（計　１３機関（実数））

認証評価機関名	評価の対象分野	認証日
公益財団法人　日弁連法務研究財団 独立行政法人　大学改革支援・学位授与機構 公益財団法人　大学基準協会	法科大学院	平成１６年８月３１日 平成１７年１月１４日 平成１９年２月１６日
一般社団法人　ABEST21 International	経営（経営管理，技術経営，ファイナンス，経営情報）	平成１９年１０月１２日
公益財団法人　大学基準協会	経営（経営学，経営管理，国際経営，会計，ファイナンス，技術経営）	平成２０年４月８日
特定非営利活動法人　国際会計教育協会	会計	平成１９年１０月１２日
一般財団法人　日本助産評価機構	助産	平成２０年４月８日
公益財団法人　日本臨床心理士資格認定協会	臨床心理	平成２１年９月４日
公益財団法人　大学基準協会	公共政策	平成２２年３月３１日
公益財団法人　日本高等教育評価機構	ファッション・ビジネス	平成２２年３月３１日
一般財団法人　教員養成評価機構	教職大学院，学校教育	平成２２年３月３１日
一般社団法人　日本技術者教育認定機構	情報，創造技術，組込み技術，原子力	平成２２年３月３１日
公益財団法人　大学基準協会	公衆衛生	平成２３年７月４日
一般社団法人　ABEST21 International 公益財団法人　大学基準協会	知的財産	平成２３年１０月３１日 平成２４年３月２９日
一般社団法人　専門職高等教育質保証機構	ビューティビジネス	平成２４年７月３１日
公益社団法人　日本造園学会	環境・造園	平成２４年７月３１日
公益財団法人　大学基準協会	グローバル・コミュニケーション	平成２８年３月２９日
一般社団法人　日本ソーシャルワーク教育学校連盟	社会福祉	平成２９年２月２日
公益財団法人　大学基準協会	デジタル・コンテンツ系	平成２９年８月２４日
公益財団法人　大学基準協会	グローバル法務	令和元年１１月１５日
公益財団法人　大学基準協会	広報・情報	令和２年３月３０日
一般社団法人　専門職高等教育質保証機構	教育実践	令和３年５月１０日

（２）専門職大学・専門職短期大学（計　２機関（実数））

認証評価機関名	評価の対象分野	認証日
一般社団法人　専門職高等教育質保証機構	リハビリテーション（専門職大学）	令和５年１１月６日
一般社団法人　専門職高等教育質保証機構	ファッションビジネス（専門職大学）	令和５年１１月６日
一般社団法人　専門職高等教育質保証機構	動物ケア（専門職短期大学）	令和５年１１月６日
特定非営利活動法人職業教育評価機構	経営情報ビジネス（専門職大学）	令和６年３月２９日
一般社団法人　専門職高等教育質保証機構	経営ビジネス（専門職大学）	令和７年１月３１日
一般社団法人　専門職高等教育質保証機構	情報工学（専門職大学）	令和７年１月３１日
一般社団法人　専門職高等教育質保証機構	農林環境（専門職大学）	令和７年１月３１日
一般社団法人　専門職高等教育質保証機構	アニメ・マンガ（専門職大学）	令和７年１月３１日
一般社団法人　専門職高等教育質保証機構	農林環境（専門職短期大学）	令和７年１月３１日

認証評価の実施状況

R8.4.1版

機関別認証評価実施数（大学・短期大学・高等専門学校）

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
		←第1サイクル→							←第2サイクル→							←第3サイクル→							第4サイクル	
実施校数（※1）		34	83	136	205	177	232	270	57	97	150	220	210	228	204	56	106	152	227	213	200	189	74	3,520
評価結果	適　合	32	83	135	200	167	224	242	54	93	145	217	200	219	194	53	105	150	224	212	196	184	71	3,400
	保　留	2	0	1	5	10	8	25	3	2	2	1	9	6	5	3	0	0	0	0	0	0	0	82
	不適合	0	0	0	0	0	0	3	0	1	3	2	1	3	5	0	1	2	3	1	4	5	3	37
再（追）評価（※2）	適　合	0	0	0	1	0	1	8	11	6	10	4	4	4	5	6	4	9	1	1	0	0	3	78
	不適合	0	0	0	1	1	0	0	0	2	4	0	0	0	0	1	3	1	1	0	0	0	0	14

（※１）H24年度において、認証評価結果の取消があることから、実施校数と評価結果の合計数が異なる。
（※２）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

法科大学院認証評価実施数

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
				←第1サイクル→					←第2サイクル→					←第3サイクル→					←第4サイクル→					
実施校数		0	0	2	22	44	7	0	3	20	37	7	1	2	13	23	1	1	2	11	20	1	2	219
評価結果	適　合	0	0	2	17	27	5	0	3	19	30	4	1	2	10	20	1	1	2	10	20	1	2	177
	保　留	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不適合	0	0	0	5	17	2	0	0	1	7	3	0	0	3	3	0	0	0	1	0	0	0	42
再（追）評価（※3）	適　合	0	0	0	0	3	6	8	2	0	0	3	4	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	29
	不適合	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4

（※３）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

分野別認証評価実施数（法科大学院を除く。）

※５年以内ごとに認証評価を受けることが義務付けられている。

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
実施専攻数		0	0	0	0	20	14	21	15	13	33	18	27	11	17	37	26	26	22	18	38	32	31	419
評価結果	適　合	0	0	0	0	19	13	20	15	11	33	16	25	11	17	36	25	26	22	18	38	32	31	408
	保　留	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	不適合	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	10
再（追）評価（※4）	適　合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	不適合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3

（※４）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

認証評価結果の活用例

【認証評価結果を踏まえた対応の現状】

● 大学教育再生戦略推進費における「申請資格」

⇒ 平成27年度から、「不適合」の判定を受けていないことを各事業共通の申請資格としている。

参考：「認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）」（平成28年3月18日）より抜粋

大学の優れた取組を重点的に支援する補助金（「大学教育再生戦略推進費」等）について、優れた取組を行う大学の基礎的要件として必要な大学の教育研究活動の質が担保されているべきであることから、認証評価において「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とするなどの活用について、今後検討していくことが期待される。

● 国立大学法人の中期目標期間における業務の実績に関する評価

⇒ 国立大学法人評価委員会が、国立大学法人に係る教育研究評価を（独）大学改革支援・学位授与機構に要請するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて当該評価を行うよう要請するものとされている。【国立大学法人法第31条の3第2項】

● 公立大学法人に関する地方独立行政法人評価

⇒ 中期目標期間終了時評価等において、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとされている。【地方独立行政法人法第79 条】

● 学校法人の事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成

⇒ 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業計画及び中期的な計画を作成するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて作成しなければならないとされている。【私立学校法第148条第4項】

（参考）

認証評価は大学の教育研究水準の向上に資するよう、複数の認証評価機関が自ら定める大学評価基準に従ってそれぞれ実施するものであるため、基盤的経費への配分に関しては直ちにその結果を活用する仕組みとすることは難しい。

参考：平成31年4月3日 衆・文部科学委員会議事録より（政府参考人答弁抜粋）

認証評価につきましては、その結果について行政処分又は直接的な資源配分に結びつける仕組みとはなっていない。それは、認証評価というのは、文部科学省令に規定している大枠を踏まえた上で各認証評価機関が独自に定める評価基準で行っておりますので、その認証評価の結果を国立大学運営費交付金や私学助成の配分に直接活用することは困難であるということでございます。

情報公表

大学の情報公表に関する制度の経緯①

平成１１年　大学設置基準の改正
・大学における教育研究活動等の状況について積極的に提供する義務を規定（第２条）

平成１６年　国立大学法人法
・中期目標・中期計画の作成・法人評価の実施を制度化
・財務情報等の公開義務を規定（独立行政法人通則法第３８条を準用）

平成１６年　地方独立行政法人法
・中期目標・中期計画の作成・法人評価の実施を制度化
・公立大学法人を含む地方独立行政法人の財務情報等の公開義務を規定（第３４条）

平成１６年　学校教育法の改正
・自己点検・評価の公表を義務化（第１０９条）
・認証評価制度の施行

平成１７年　私立学校法の改正
・財務情報等の公開義務を規定（第４７条）

平成１９年　大学院設置基準の改正（平成２０年に大学設置基準でも同様の内容を規定）
・人材養成目的の公表、シラバス・成績評価基準の明示を規定（第２条の２、第２５条の２）

平成１９年　学校教育法の改正
・教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（第１１３条）

大学の情報公表に関する制度の経緯②

平成２３年　学校教育法施行規則等の改正
- 各大学が公表すべき教育情報を具体的に明確化（第１７２条の２）
- 認証評価の細目省令に情報公表への取組状況について認証評価の対象に位置づけ

平成２８年　学校教育法施行規則等の改正
- ３つのポリシーの公表の義務化（第１７２条の２第１項）

平成２９年　学校教育法施行規則等の改正
- 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学における専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況の公表の義務化（第１７２条の２第２項）

令和元年　学校教育法施行規則等の改正
- 学位論文に係る評価に当たっての基準の公表の義務化（第１７２条の２第３項）

令和６年　学校教育法施行規則等の改正
- 各大学等が公表することが必要な情報として、「入学者の選抜に関すること」及び「外国人留学生の数」を追加（第１７２条の２第１項）
- 大学院を置く大学が公表することが必要な情報として、「研究科、専攻又は学生の履修 上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位取得の状況に関すること」を追加（第１７２条の２第３項）

※　このほか、教学マネジメント指針において、大学における学修成果や教育成果等に関する公表すべき情報の内容・公表　すべき方法を具体的に記載することで大学の情報公表を促すと共に、令和元年に策定された大学等における修学の支援に関する法律施行規則において、機関要件確認に関する情報を公開を求めている。

大学の教育研究活動等に関する情報公表制度等

●大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年）

【大学設置基準】（当時）
第二条の二　大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。*（※平成22年に条削除、平成23年に学校教育法施行規則第172条の2を新設）*

●教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年）

【学校教育法】
第百十三条　大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

●各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年、平成28年、平成29年、令和元年、令和6年）

【学校教育法施行規則】
第百七十二条の二　大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。
一　大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること*（※後段は3つのポリシー策定義務化に伴う追加（平成28年））*
二　教育研究上の基本組織に関すること
三　教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
四　入学者の選抜に関すること　*（※入学者選抜、外国人留学生数及び大学院の学位授与の状況の公表の推進に伴う追加（令和6年））*
五　入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること。
（※入学者選抜、外国人留学生数及び大学院の学位授与の状況の公表の推進に伴う追加（令和6年））
六　授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること。
七　学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
八　校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
九　授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
十　大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
2　専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。*（※専門職大学設置基準の制定に伴う追加（平成29年））*
3　大学院（第二号については、専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についての情報を公表するものとする。
一　研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること。*（※入学者選抜、外国人留学生数及び大学院の学位授与の状況の公表の推進に伴う追加（令和6年））*
二　大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準に関すること*（※大学院における3つのポリシー策定義務化に伴う追加（令和元年））*
4　大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
5　前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

●情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け（平成23年）

【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】
第一条　学校教育法（略）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
一　大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（略）並びに大学（（略））に係るものにあっては大学設置基準（略）に、それぞれ適合していること。
二～六（略）
2　前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
一　大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
イ～ホ（略）
ヘ　教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
ト～リ（略）

情報公表を促す制度・指針等について

<table>
<tr><th>項目</th><th>大学が公表すべき教育情報
（学校教育法施行規則第172条の2 ）</th><th>高等教育の修学支援新制度機関要件
（大学等における修学の支援に関する法律施行規則第2条）</th><th>大学ポートレート</th><th>教学マネジメント指針</th></tr>
<tr><td>基本情報</td><td colspan="3">➢ 大学の教育研究上の目的　ex）大学の教育研究上の目的、３つのポリシー
➢ 教育研究上の基本組織　ex）学部、研究科の名称</td><td>―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">教育情報</td><td colspan="3">➢ 教員　ex）教員組織、教員数、各教員の学位及び業績
➢ 学生　ex）入学者数、収容定員、学生数、留学生数
➢ 進学及び就職　ex）卒業者数、修了者数、進学者数、就職者数、進学及び就職等の状況、入学者選抜
➢ 教育課程　ex）授業科目、授業の方法及び内容、シラバス、学修の成果に係る評価
➢ キャンパス　ex）校地、校舎等の施設及び設備、学生の教育研究環境
➢ 費用　ex）授業料、入学料
➢ 学生支援　ex）修学支援、就職・進路選択支援、心身の健康等に係る支援</td><td rowspan="2">➢ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報例
ex）学生の成長実感・満足度、修業年限期間内に卒業する学生の割合、アセスメントテストの結果、語学力検定等の学外試験のスコア

➢ 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報例
ex）教員一人あたりの学生数、履修単位の登録上限設定の状況、ＧＰＡの活用状況、教学ＩＲの整備状況</td></tr>
<tr><td></td><td>【任意項目】
➢ 学修成果・教育成果に関する情報例
ex）修業年限期間内に卒業する学生の割合、学生の満足度、学修に対する意欲
➢ 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報例
ex）ＧＰＡ制度の採用・活用状況、履修単位の登録上限設定の状況、認証評価の結果</td><td>➢ 特色
ex）学部・研究科等の特色、生涯教育（私学版）、社会貢献（私学版）
➢ 入試
ex）入試情報、転学編入学
➢ 取得可能な資格
➢ 課外活動
ex）クラブ活動の状況、ボランティア活動の状況
など</td></tr>
<tr><td>財務情報</td><td>―</td><td>➢ 収支計算書、貸借対照表などの財務諸表等</td><td>➢ 財務諸表等（国公立版）</td><td>―</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>―</td><td>➢ 自己点検・評価の結果
➢ 設置者の役員の氏名が記載された名簿
【任意項目】
➢ 事業計画　など</td><td>➢ 評価結果（認証評価及び自己点検評価の結果）
➢ 高等教育の修学支援新制度</td><td>―</td></tr>
</table>

大学ポートレートについて

（独）大学改革支援・学位授与機構に置かれる「大学ポートレート・大学情報基盤センター」が日本私立学校振興・共済事業団と連携・協力して、平成２７年３月より大学ポートレートによる国公私立大学の大学情報を発信。（https://portraits.niad.ac.jp/）

概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

○大学の多様な**教育活動の状況**を、国内外の様々な者にわかりやすく**発信**。
→ 大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上

○大学が自らの活動状況を把握・分析するために**教育情報**を**活用**。
→ エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速、外部評価による質保証システムの強化

○基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、**各種調査**等への対応に係る大学の**負担軽減**。
→ 大学運営の効率性の向上

大学ポートレートで発信している主な大学情報

【大学単位で公表する情報】
- 大学の基本情報
- 大学の教育研究上の目的等
- 大学の特色等
- 教育研究上の基本組織
- キャンパス
- 評価結果
- 学生支援（修学支援、就職・進路選択支援等）
- 課外活動

【学部・研究科等の単位で公表する情報】
- 教育研究上の目的と３つの方針
- 学部・研究科等の特色
- 教育課程（取得可能な学位、学問分野、学修の成果に係る評価等）
- 資格
- 入試（入学者数、入試方法等）
- 教員（教員組織、教員数、教員の有する学位・業績等）
- 学生（収容定員、学生数等）
- キャンパス
- 費用及び経済的支援（授業料等、奨学金、授業料減免等）
- 進路（卒業・修了者数、進学者数・就職者数等）

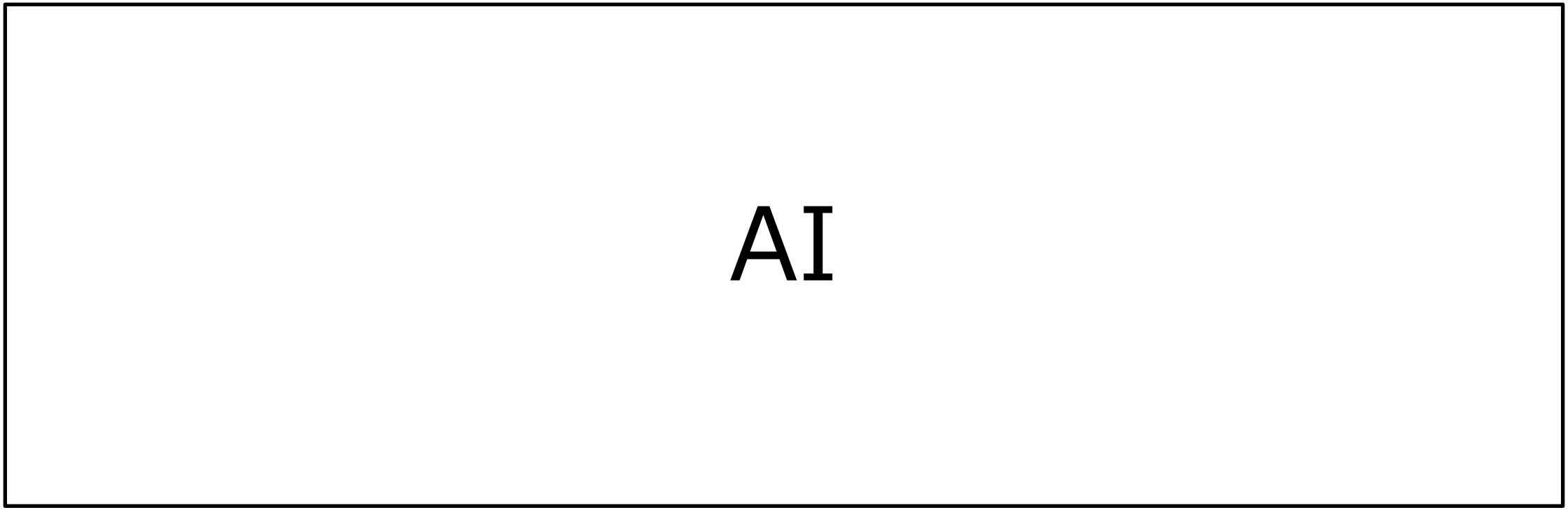
AI

大学・高専における生成AIの教学面の取扱いについて【概要】（令和5年7月13日事務連絡）

趣 旨

- ✓ 生成AIを含むAIの利活用は、経済社会を前向きに変えるポテンシャルがある一方、懸念やリスクも指摘されており、バランスを取りながら進めていく必要
- ✓ **大学・高専における生成AIの教学面の取扱いは、具体的に行われている教育の実態に応じて対応を検討することが重要**であり、各大学・高専において、学生や教職員等に向けて適切に指針等を示すなどの対応を行うことが望ましい
- ✓ その際、**生成AIに関する技術の進展や指針等の運用状況などに応じ、対応を適宜見直していくことが重要**

文部科学省において、各大学・高専の対応の参考となるよう、各大学等の指針や有識者の見解等を踏まえ、生成AIに関して利活用が想定される場面例や留意すべき観点等を取りまとめ

活用が想定される場面例

○ 学生による主体的な学びの補助・支援（ブレインストーミング、論点の洗い出し、情報収集、文章校正、翻訳やプログラミングの補助等）
○ 学生が生成AIを使いこなすための教育（生成AIの原理の理解、プロンプト（質問・作業指示）に関する工夫や出力の検証、生成AIの技術的限界の体験等）
○ 教員による教材開発等への利活用や、効果的・効率的な事務運営

留意すべき観点

○ 生成AIと学修活動との関係性、成績評価
　大学・高専における学修は学生が主体的に学ぶことが本質であり、生成AIの出力をそのまま用いてレポート等を作成することは一般に不適切と考えられること。適切に学修成果を評価するため、生成AIを利活用したことの明記、小テストや口述試験の併用等の工夫も有効と考えられること等
○ 生成AIの技術的限界
　生成された内容に虚偽やバイアスが含まれている可能性があること、内容の確認・裏付けを行う必要があること
○ 機密情報や個人情報の流出・漏洩の可能性
　生成AIへの入力を通じ、機密情報や個人情報が意図せず流出する可能性があるため、安易に入力することは避けること等
○ 著作権との関係性
　他人の著作物について、著作権法に定める権利の対象となる利用を行う場合には、原則として著作権者の許諾が必要となること。AIを利用して生成した文章等の利用により、既存の著作物に係る権利を侵害することのないよう留意する必要があること等
○ AI等に関する基礎的な知識等の理解
　生成AIを含むAIの利活用に当たっては、大学・高専の学生等が、最新の動向、 AIの普及による可能性とリスク、倫理面やデータリテラシー等を含むデジタル化社会に対応するための基礎的な知識・能力等について理解・習得することが重要であること等

別紙

大学・高専における生成 AI の教学面の取扱いについて

基本的な考え方

（生成 AI に関する動向）

令和４年 11 月に OpenAI 社が公開した ChatGPT は、公開から２か月で月間ユーザーが１億人を突破し、また、文章のみならず画像や音声等の生成を行う AI も普及するなど、生成 AI の開発や利活用が急速に進展している。

政府においては、これまで「人間中心の AI 社会原則」（平成 31 年３月 29 日統合イノベーション戦略推進会議決定）等により、AI に対する基本戦略・基本理念を明らかにしてきているほか、生成 AI の登場によって整理すべき当面の論点等について、本年５月 26 日に AI 戦略会議において「AI に関する暫定的な論点整理」（以下「論点整理」という。）を取りまとめている。生成 AI を含む AI の利活用は、利便性や生産性の向上、さらには人間の様々な能力をさらに発揮することを可能とするなど、経済社会を前向きに変えるポテンシャルがある。一方で、AI の信頼性や誤用・悪用などの懸念やリスクも指摘されており、論点整理では、しっかりと懸念やリスクへの対応とバランスを取りながら進めていく必要があるとされている。

（趣旨／大学・高専における対応）

教育分野においては、生成 AI を適切に利活用することで、学修効果が上がり、また教職員の業務効率化を図ることができるなどの効果が期待される反面、レポート等の作成に生成 AI のみが使われること等に対する懸念が指摘されている。こうした背景も踏まえ、多くの大学・高専では、既に生成 AI の教学面の取扱いに関する指針等の策定が進められている状況にある。

大学・高専における生成 AI の教学面の取扱いについては、各大学・高専において、具体的に行われている教育の実態等に応じて対応を検討することが重要であり、学生や教職員に向けて適切に指針等を示すなどの対応を行うことが望ましい。その際、生成 AI に関しては今後も急速な進歩が続き、教学面への影響が変化することも想定されるため、継続的な状況把握に努め、技術の進展や指針等の運用状況などに応じ、対応を適宜見直していくことが重要である。

文部科学省では、大学・高専の今後の対応の参考となるよう、有識者や数理・データサイエンス・AI 教育強化拠点コンソーシアム拠点校の協力を得て、既に各大学において策定されている指針等の内容等を踏まえつつ、現時点において生成 AI（特に ChatGPT 等の文章生成 AI を念頭に置く。以下同じ。）に関して利活用が想定される場面例や留意すべき観点等について、以下のとおり取りまとめた。この内容は、各大学・高専において共通すると考えられる点について、現時点での生成 AI の状況も踏まえてまとめたものであり、各大学・高専においては、本内容を参考にしつつ、行われている教育の実態や生成 AI に関する最新動向等を踏まえ、主体的・継続的に指針等の見直し、FD・SD 等の組織的な研修を含めた対応を検討することが期待される。

生成 AI の取扱いの観点

（利活用可否の検討、利活用が想定される場面例）

大学・高専においては、個々の教育の目的・内容や下記の留意すべき観点等を踏まえ、生成 AI の利活用可否や利活用不可の場面でこれに反した行為を行った際の措置等を含む対応を検討し、学生や教職員に対して適切に示すことが望ましい。

生成 AI を利活用することが有効と想定される場面としては、例えば、ブレインストーミング、論点の洗い出し、情報収集、文章校正、翻訳やプログラミングの補助等の学生による主体的な学びの補助・支援などが考えられる。

この他にも、生成 AI は、今後さらに発展し社会で当たり前に使われるようになることが想定されるという視座に立ち、生成 AI の原理への理解、生成 AI へのプロンプト（質問・作業指示）に関する工夫やそれによる出力の検証、生成 AI の技術的限界の体験等により、生成 AI を使いこなすという観点を教育活動に取り入れることも考えられる。

また、上記の学生による利活用以外にも、教員による教材開発や、効果的・効率的な大学事務の運営等に利活用することも考えられる。

なお、こうした生成 AI の利活用の取組事例やその際に生じた懸念事項といった新たな知見について教職員間で共有し、適切な利活用を追求することも有効と考えられる。

（留意すべき観点）

大学・高専における教育に生成 AI の利活用を検討する際には、以下の点に留意することが重要である。

○生成 AI と学修活動との関係性、成績評価：

大学・高専における学修は学生が主体的に学ぶことが本質であり、生成 AI の出力をそのまま用いるなど学生自らの手によらずにレポート等の成果物を作成することは、学生自身の学びを深めることに繋がらないため、一般に不適切と考えられること。また、生成 AI の出力に著作物の内容がそのまま含まれていた場合、これに気付かずに当該出力をレポート等に用いると、意図せずとも剽窃に当たる可能性があること。

学生がレポート等に生成 AI を利活用した場合には、適切に学修成果を評価するため、利活用した旨や利活用した生成 AI の種類・箇所等を明記させることや、小テストや口述試験等を併用するなど評価方法の工夫を行うことも有効と考えられること。また、AI が生成した文章かを判定するツールを学修成果の評価等に活用する場合でも、その結果を過信しないことが重要であること。なお、利活用や学修成果の評価等に当たっては、生成 AI の種類（有料版か無料版か）により、成果物に差が生まれ得ることにも留意することが重要と考えられること。

大学・高専における生成AIの教学面の取扱いについて（令和5年7月13日事務連絡 別紙 ②）

○生成 AI の技術的限界（生成物の内容に虚偽が含まれている可能性）：

大規模言語モデルを活用した生成 AI は、基本的に、ある語句の次に用いられる可能性が確率的に最も高い語句を出力することで、文章を作成していくものであり、AI により生成された内容に虚偽が含まれている又はバイアスがかかっている可能性があること。こうした生成 AI に関する技術的限界を把握した上で、インターネット検索等と同様に、出力された内容の確認・裏付けを行うことが必要と考えられること。

○機密情報や個人情報の流出・漏洩等の可能性：

生成 AI への入力を通じ、機密情報や個人情報等が意図せず流出・漏洩する可能性等があるため、一般的なセキュリティ上の留意点として、機密情報や個人情報等を安易に生成 AI に入力することは避けることが必要と考えられること。なお、特に教職員が生成 AI を利用する際には、各大学・高専における情報セキュリティに関する指針[1]や、個人情報保護法[2]を踏まえた対応が必要となることに留意すること。また、生成 AI の種類によっては、入力の内容を生成 AI の学習に使用させない（オプトアウト）ことができること。

○著作権に関する留意点：

他人の著作物[3]の利用について、著作権法に定める権利（複製権や公衆送信権等）の対象となる利用（複製やアップロード）を行う場合には、原則として著作権者の許諾が必要となること。AI を利用して生成した文章等の利用により、既存の著作物に係る権利を侵害[4]することのないように留意する必要があること。

学校その他の教育機関での授業においては、著作権法第 35 条により許諾なく著作物を複製や公衆送信することができるため、学生や教職員が AI を利用して生成したものが、既存の著作物と同一又は類似のものだったとしても、授業の範囲内で利用することは可能となる。ただし、広くホームページに掲載することなどは、著作権者の許諾が必要となることに留意すること。

上記の観点のほか、生成 AI を含む AI の利活用に当たっては、各大学・高専の学生等が、その最新の動向、AI の普及による可能性とリスク、倫理面やデータリテラシー等を含むデジタル化社会に対応するための基礎的な知識・能力等について理解・習得することが重要である。また、そうした AI に関する授業科目等については、AI に関する技術の進展や社会での活用状況等を踏まえて、適宜改善を図ることも重要である。

[1] 例えば「ChatGPT 等の生成 AI の業務利用に関する申し合わせ」（令和５年５月８日デジタル社会推進会議幹事会申合せ）においては、「約款型外部サービスでは、（中略）必要十分なセキュリティ要件を満たすことが一般的に困難であることから、原則として要機密情報を取り扱うことはできない」等とされている。

[2] 「生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等について」（令和５年６月２日個人情報保護委員会）参照。

[3] 著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。単なるデータ（事実）やアイディア（作風・画風等）は含まれない。

[4] 侵害に当たるかの要件は、一般的に、類似性（創作的表現が同一又は類似であること）及び依拠性（既存の著作物をもとに創作したこと）が必要となる。類似していない場合や既存の著作物を知らず偶然に一致したに過ぎない場合は著作権侵害とはならない。

文部科学省では、数理・データサイエンス・AI 教育の全国展開を推進しており、前述の要素を含む優れた教育プログラムを政府が認定する「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」を実施しているほか、大学・高専により形成し全国９ブロックで活動する「数理・データサイエンス・AI 教育強化拠点コンソーシアム」において、生成 AI を含むデータ・AI 利活用の最新動向や、そうした動向を踏まえた留意事項等の内容を含むモデルカリキュラムや教材の開発・改善・普及展開等の取組を継続的に行うこととしており、各大学・高専においては、当該取組の活用・参画についても積極的に検討されたい。

（参考）

・数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/suuri_datascience_ai/00001.htm

・数理・データサイエンス・AI 教育強化拠点コンソーシアム
http://www.mi.u-tokyo.ac.jp/consortium/index.html

参考資料４

基礎データ

高等教育機関への進学率等の推移

高等教育機関への進学率は概ね上昇を続け、令和7年には大学のみで58.6%、全体で85.4%となっている。

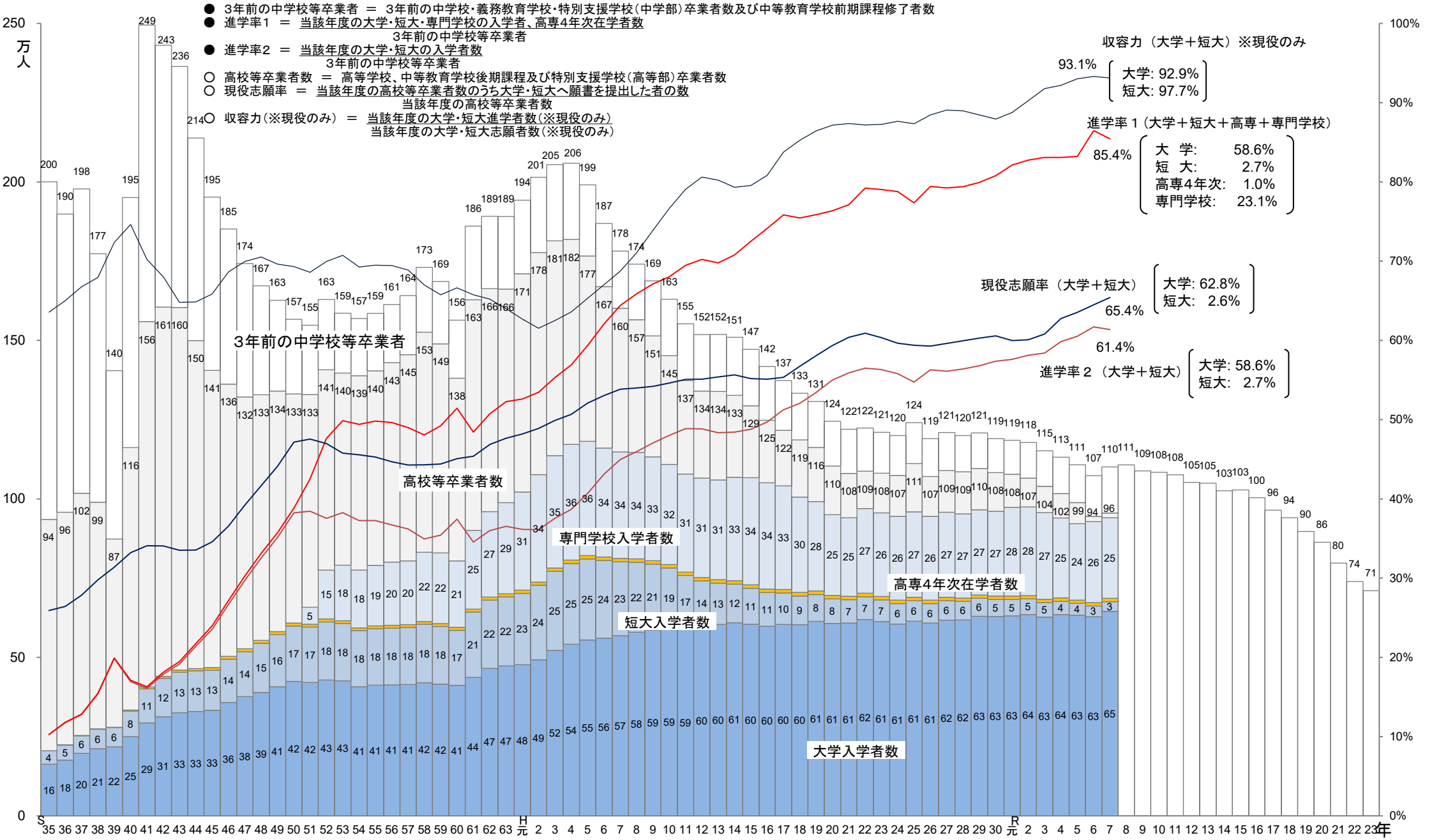

出典：文部科学省「学校基本統計」。令和8～23年については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）（出生低位・死亡低位）」を基に作成。
※進学率、現役志願率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

男女別・大学進学率等の推移

- 昭和50年（1975年）と比べて、女性の大学入学者数は約20万人増加、進学率も約44ポイント増加している。
- 近年は、男女とも進学率は上昇傾向にあるが女性の上昇幅が大きい。

女性

H25→R7
大学進学率：約11.1ポイント増
大学入学者数：約2.8万人増

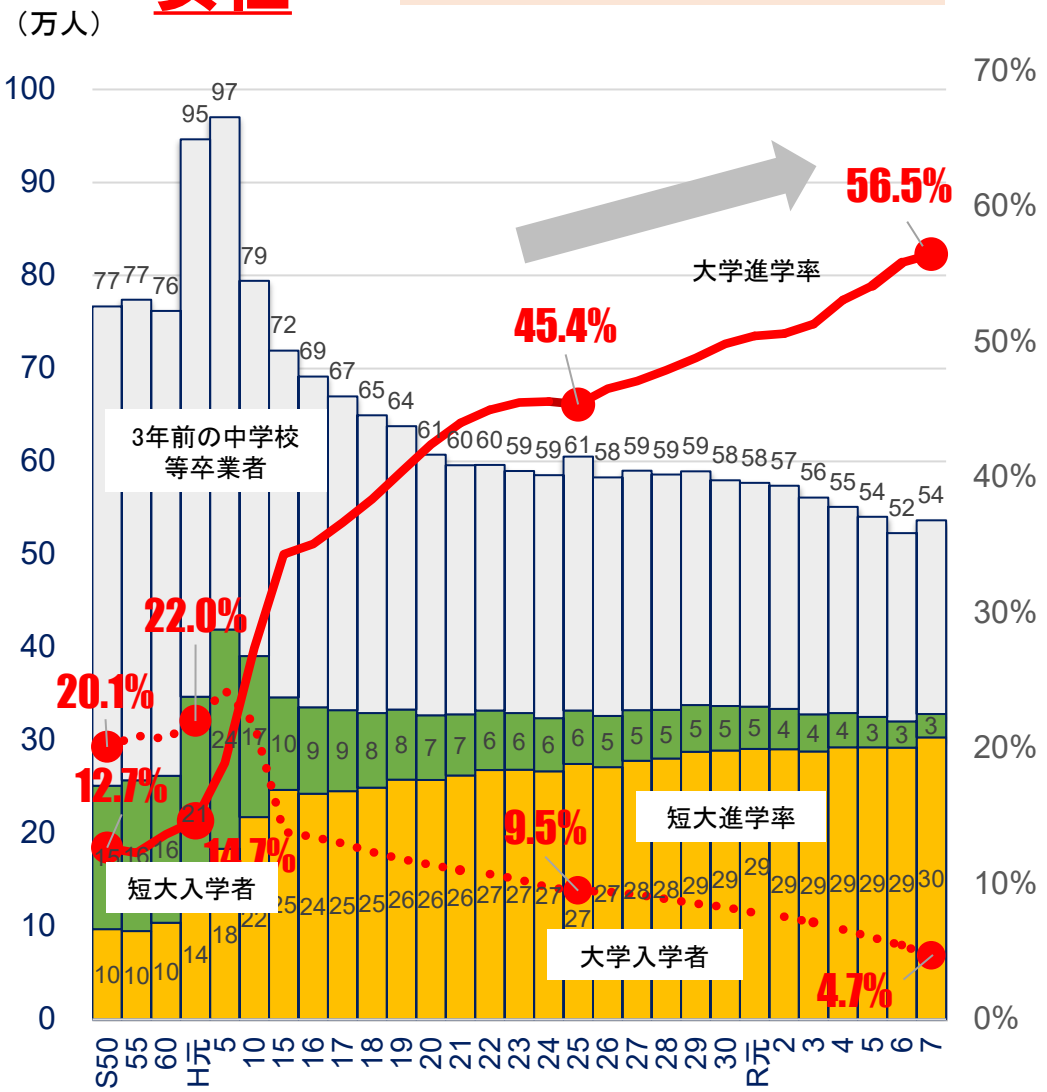

男性

H25→R7
大学進学率：約7.2ポイント増
大学入学者数：横這い

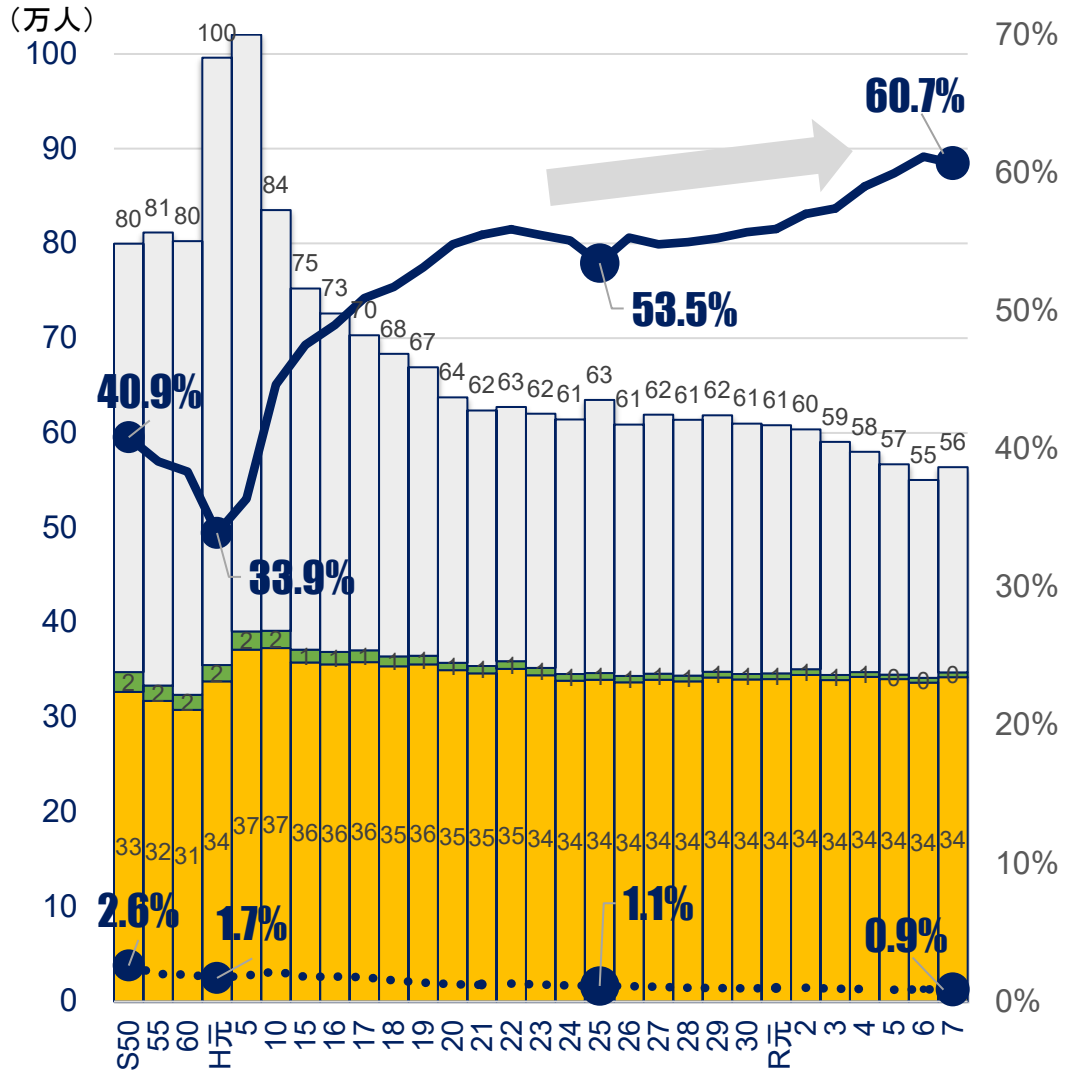

【出典】文部科学省「学校基本統計」

都道府県別高校新卒者の4年制大学、短期大学、専門学校への進学率

令和７年度の都道府県別高校新卒者の４年制大学、短期大学、専門学校への進学率は、京都府（84.1%）が最も高く、山口県（61.9%）が最も低い。
京都と山口では22ポイントの差。

（計算式）　直ちに大学、短大、専門学校に進学した者 ／ 高等学校卒業者＋中等教育学校後期課程卒業者＋特別支援学校高等部卒業者

※4年制大学、短期大学、専門学校それぞれに進学した者の割合は小数点以下を切上げた値を示している。

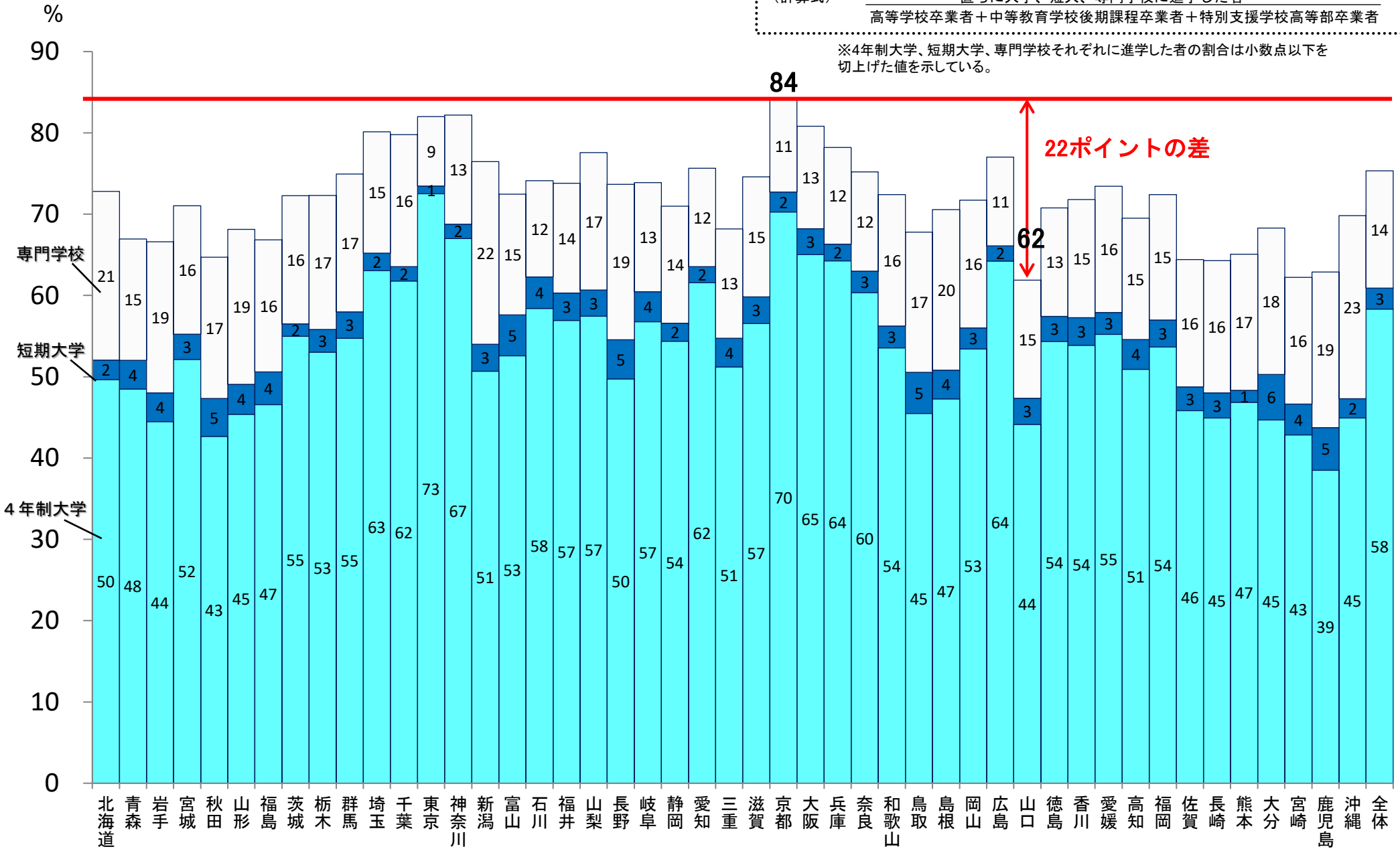

（出典）文部科学省「令和7年度学校基本統計」

高等教育段階における進学率の国際比較

- 短期大学、専門学校等を含めた高等教育機関全体への初回進学率は、 OECD平均の59.1%に対して、 日本は76%。
- 日本の大学学士課程又は同等レベルへの進学率は52.1%であり、OECD平均の52.6%とほぼ同水準。

【25歳未満・高等教育全体】

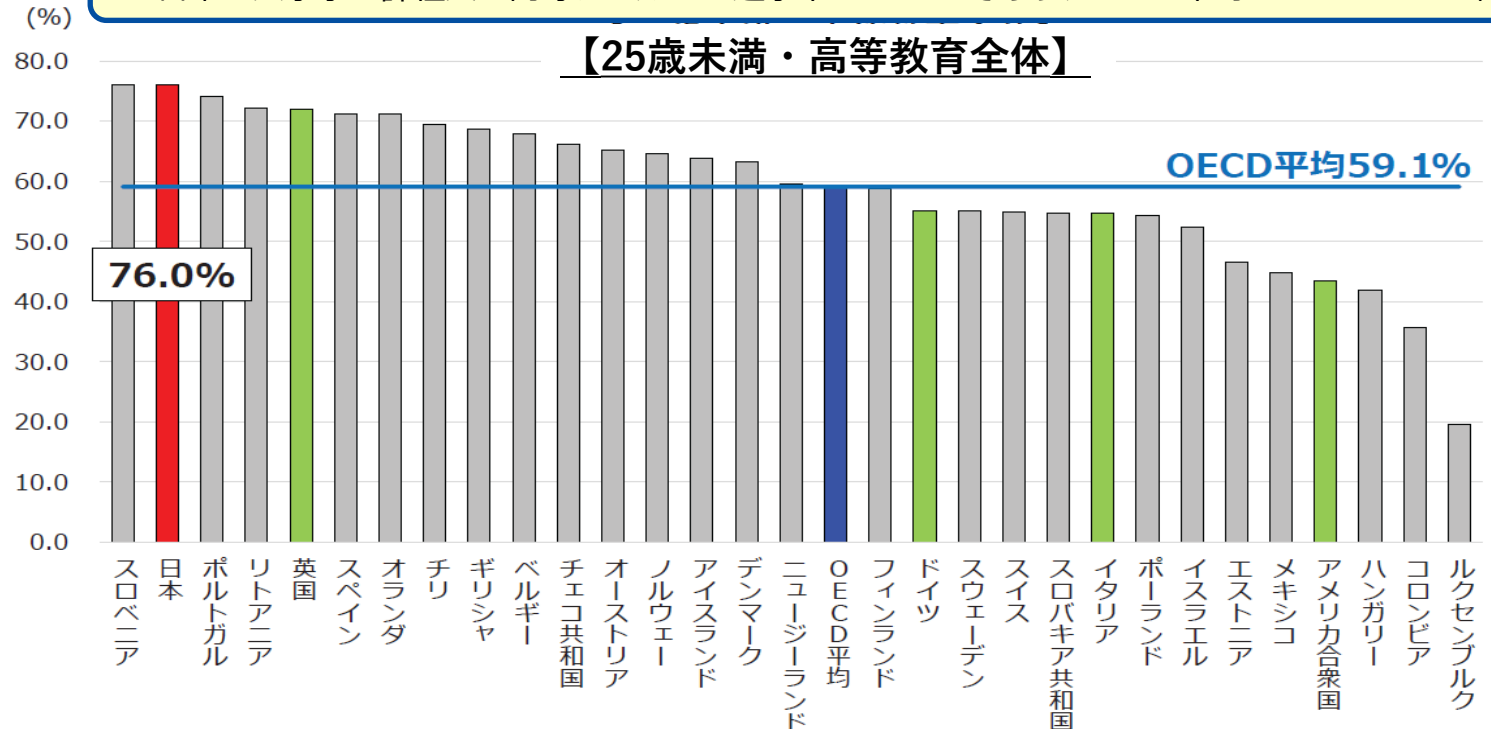

（2021年）

※OECD加盟38ヵ国のうち、オーストラリア、カナダ、コスタリカ、フランス、アイルランド、韓国、ラトビア、トルコを除く。

※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※初回進学率は、25歳未満の各年齢における高等教育段階の初回入学者数を当該年齢人口で除した率の合計。留学生含む。

※高等教育への初回入学者のみが対象となるため、学士課程修了後に修士課程に進んだ者は含まない。

※参照年度は2020年度（令和2年度）。

【25歳未満・学士課程相当段階進学率】

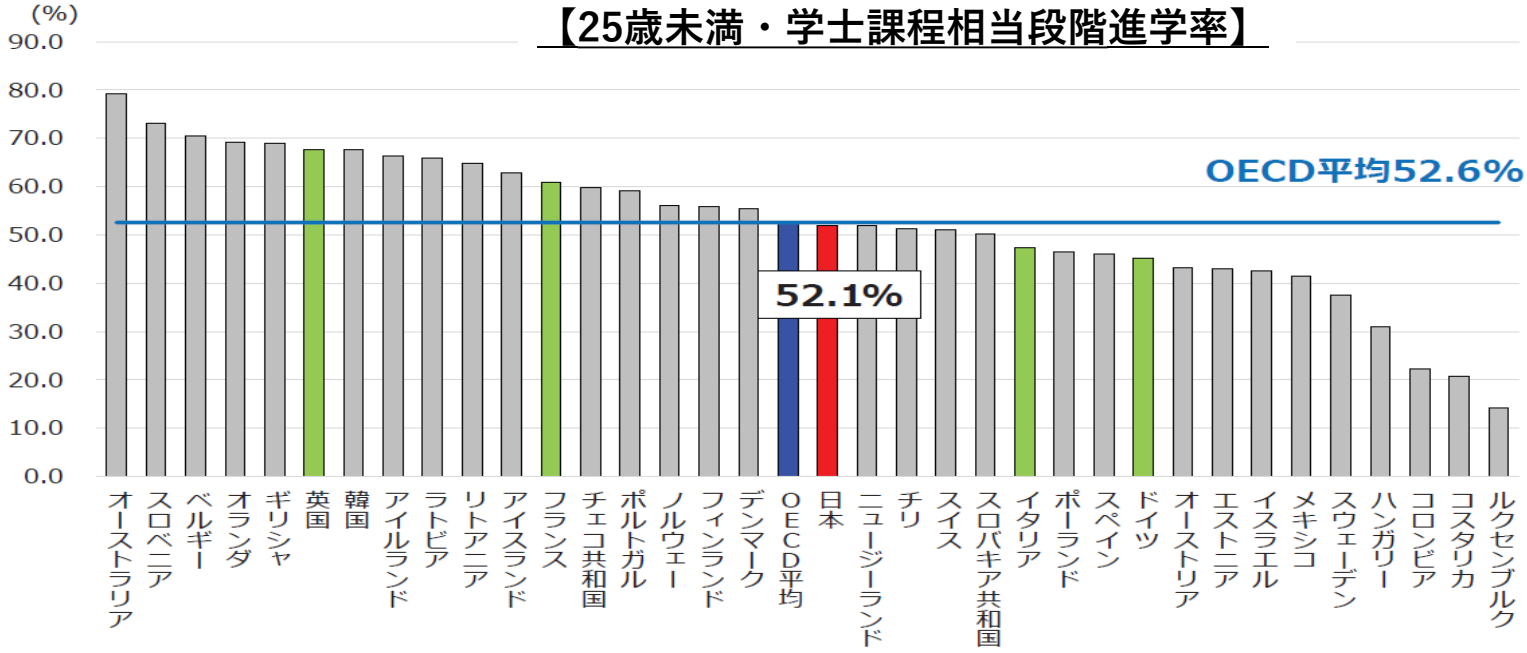

（2021年）

※OECD加盟38ヵ国のうち、カナダ、アメリカ合衆国、トルコを除く。

※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※進学率は、25/30歳未満の各年齢における当該高等教育段階の 新入学者数を当該年齢人口で除した率の合計。留学生含む。

※参照年度は2020年度（令和2年度）。

出典：
statistics

高等教育機関の数

区　分	計	大学	うち大学院を置く大学	短期大学	高等専門学校	専門学校
計	3,820	812	669	292	58	2,658
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
国　立	144	85	85	0	51	8
	3.8%	10.5%	12.7%	0.0%	87.9%	0.3%
公　立	294	103	92	14	3	174
	7.7%	12.7%	13.8%	4.8%	5.2%	6.5%
私　立	3,382	624	492	278	4	2,476
	88.5%	76.8%	73.5%	95.2%	6.9%	93.2%

（令和7年5月1日現在）

（注1）通信教育のみを行う大学（私立8校（放送大学含む））及び短大（私立2校）を除く。
（注2）学生募集停止をしている機関を含む。

（出典）文部科学省「学校基本統計」（令和７年度）より作成。

高等教育機関の在学者数

区　分	総計	大学	うち学部	うち大学院	うち修士課程	うち博士課程	うち専門職学位課程	うち専攻科	うち別科	うちその他	短期大学	高等専門学校	専門学校
計	3,668,992	2,972,412	2,645,837	277,132	174,961	79,560	22,611	814	6,418	42,211	71,196	56,277	569,107
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
国　立	659,871	608,869	435,622	158,642	95,959	54,075	8,608	195	294	14,116	0	50,771	231
	18.0%	20.5%	16.5%	57.2%	54.8%	68.0%	38.1%	24.0%	4.6%	33.4%	0.0%	90.2%	0.0%
公　立	198,456	170,373	149,758	18,410	11,918	5,695	797	146	77	1,982	4,750	3,761	19,572
	5.4%	5.7%	5.7%	6.6%	6.8%	7.2%	3.5%	17.9%	1.2%	4.7%	6.7%	6.7%	3.4%
私　立	2,810,665	2,193,170	2,060,457	100,080	67,084	19,790	13,206	473	6,047	26,113	66,446	1,745	549,304
	76.6%	73.8%	77.9%	36.1%	38.3%	24.9%	58.4%	58.1%	94.2%	61.9%	93.3%	3.1%	96.5%

（注1）「学生数（総計）」には、学部学生・本科学生のほか、専攻科・別科の学生、科目等履修生等を含む。
（注2）「うちその他」の学生とは、科目等履修生、聴講生及び研究生である。

（令和7年5月1日現在）

（出典）文部科学省「学校基本統計」（令和７年度）

高等教育機関の入学者数等

	人数	割合（人数／合計）
大学（計）	62万8,766人	59.1%
国立大学	9万9,386人	9.3%
公立大学	3万5,814人	3.4%
私立大学	49万3,566人	46.4%
短大	3万3,477人	3.2%
高専	1万436人	1.0%
専門学校	25万5,391人	24.0%
上記以外の者（未進学者）	13万5,381人	12.7%
合計	106万3,451人	100%

（令和6年5月1日現在）

【出典】文部科学省「学校基本統計」

国公私立大学学生数（学部、修士、博士）

- 我が国の学校数は812校（うち、私立624校（76.8%））であり、学部学生数は約265万人（うち、私立約206万人（78%））。
- 修士課程・博士課程の学生数は、国立が占める割合が高い。

学校数

●合計812校

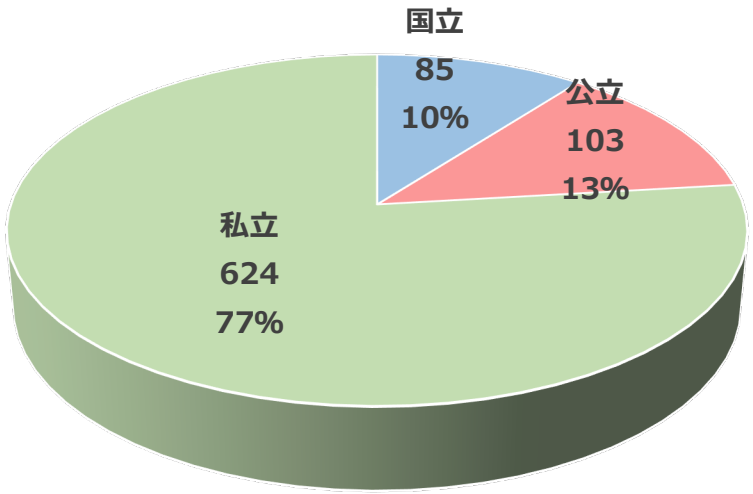

学生数

学士課程

●合計264万5,837人

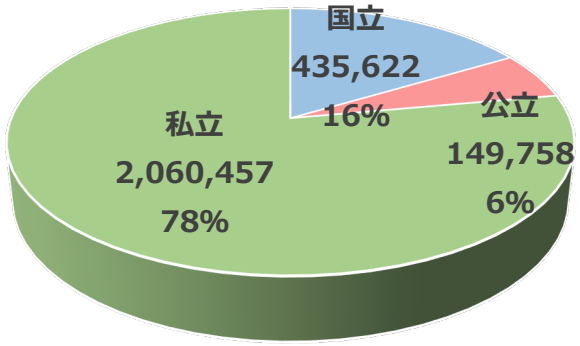

専門職学位課程

●合計2万2,611人

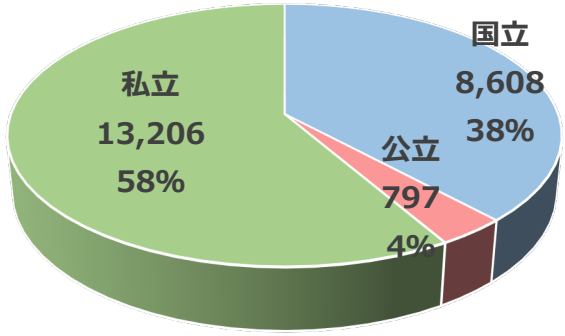

修士課程

●合計17万4,961人

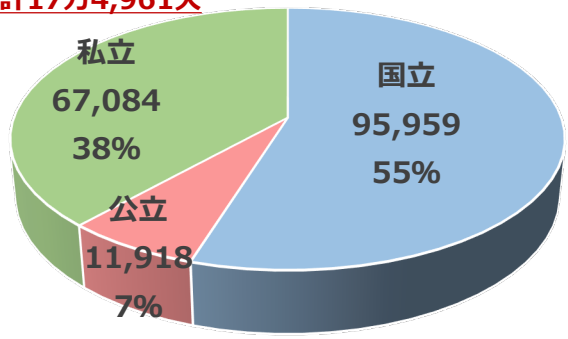

博士課程

●合計7万9,560人

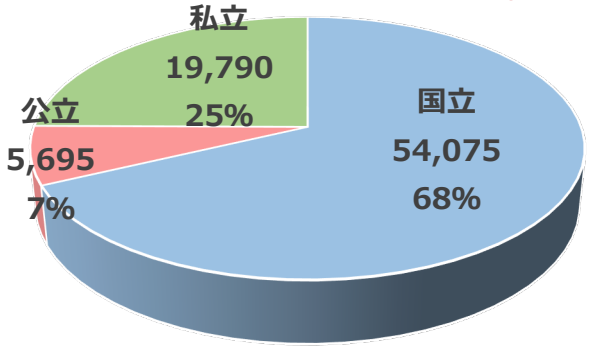

（出典）文部科学省「学校基本統計」（令和7年度）より作成。

大学・短期大学数の推移

- 近年の主な傾向として、四大化や廃止により短期大学数は減少。
- 平成14年以降は全体的に四大・短大の合計数も減少傾向。国立大学数は平成16年以降ほぼ横ばい。

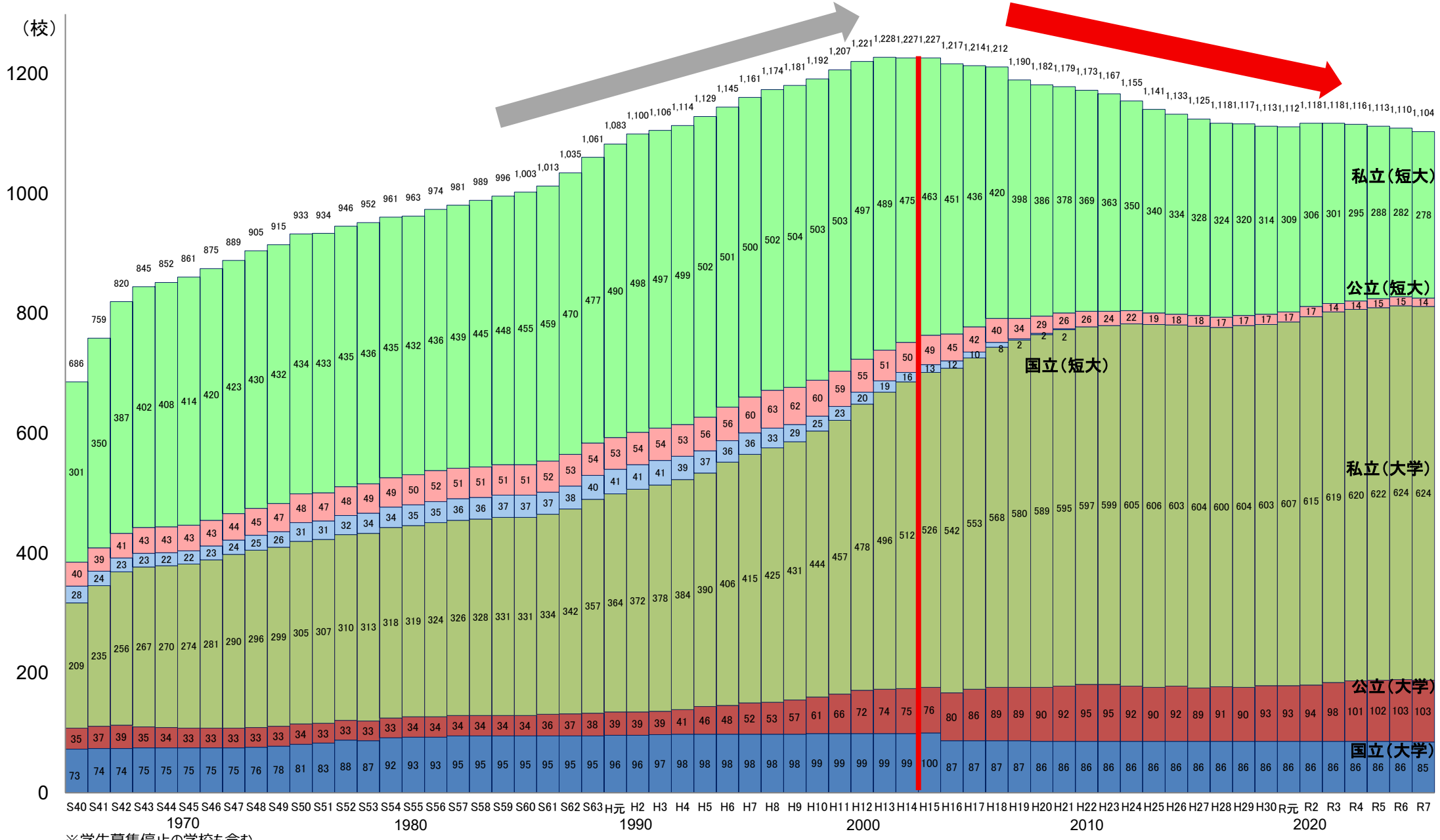

※学生募集停止の学校も含む。
※通信教育課程のみ置く学校は含まない。

（出典）文部科学省「学校基本統計」

設置者別大学入学定員数の推移

大学入学定員数は、昭和60～平成11年まで私立大学を中心に上昇し、その後平成16年まで一時的に減少。平成17年以降は、緩やかに上昇し続けている。

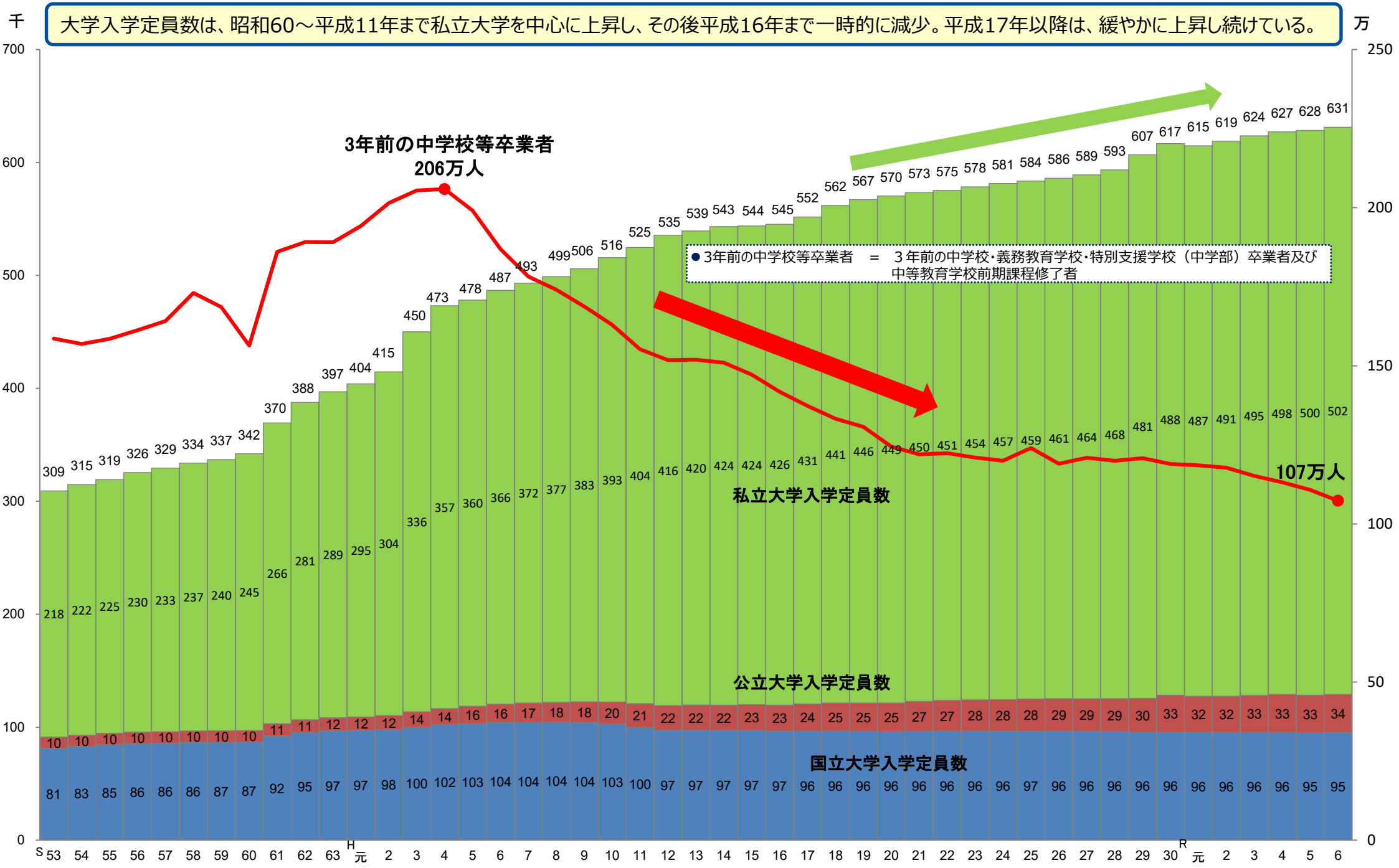

出典：文部科学省「全国大学一覧」。「学校基本統計」
※大学定員数については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

専攻分野別入学者数の推移

2000年以降、全体の入学者数は横ばいで推移。関係学科別では、「保健」、「その他」が増加する一方で、「工学」「理学」などの学部の入学者数は減少傾向。

関係学科別入学者数の推移（国公私立大学）

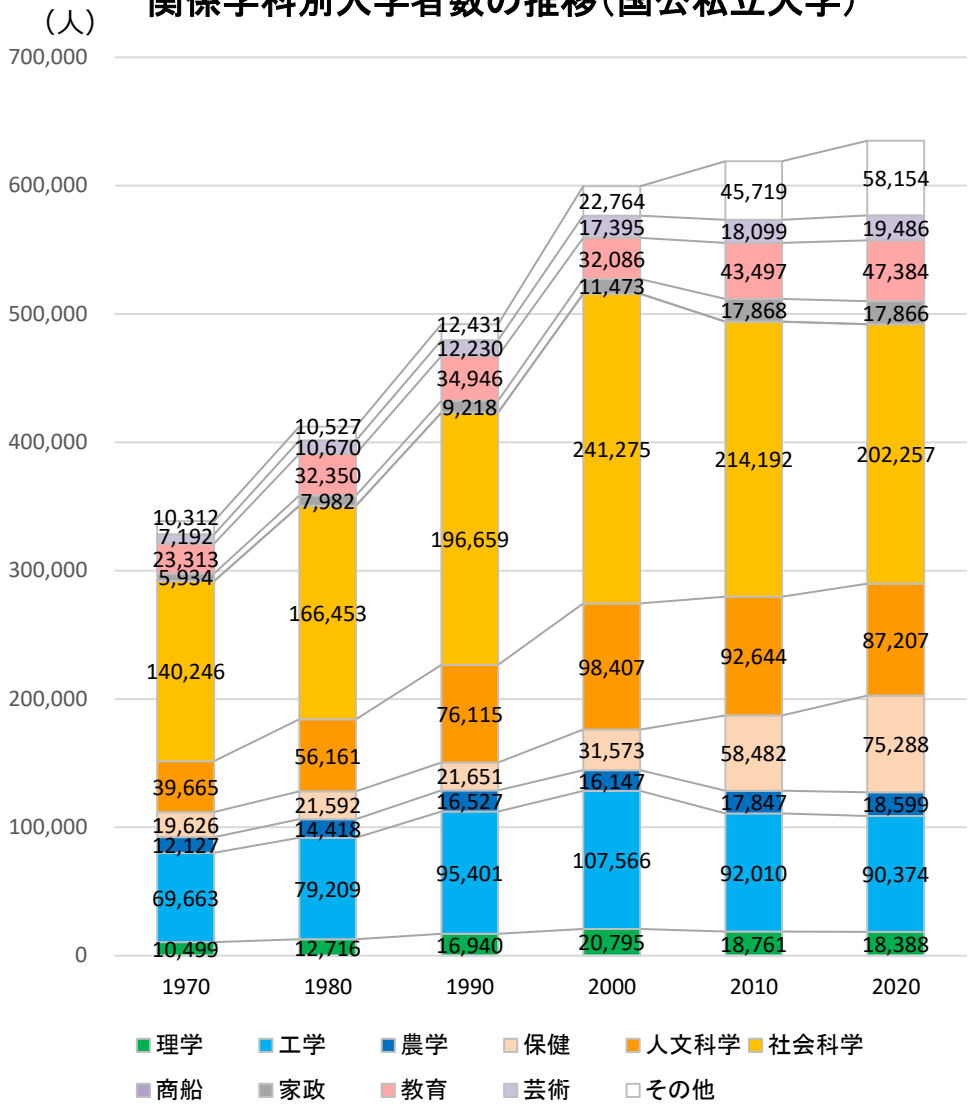

関係学科別入学者割合の推移（国公私立大学）

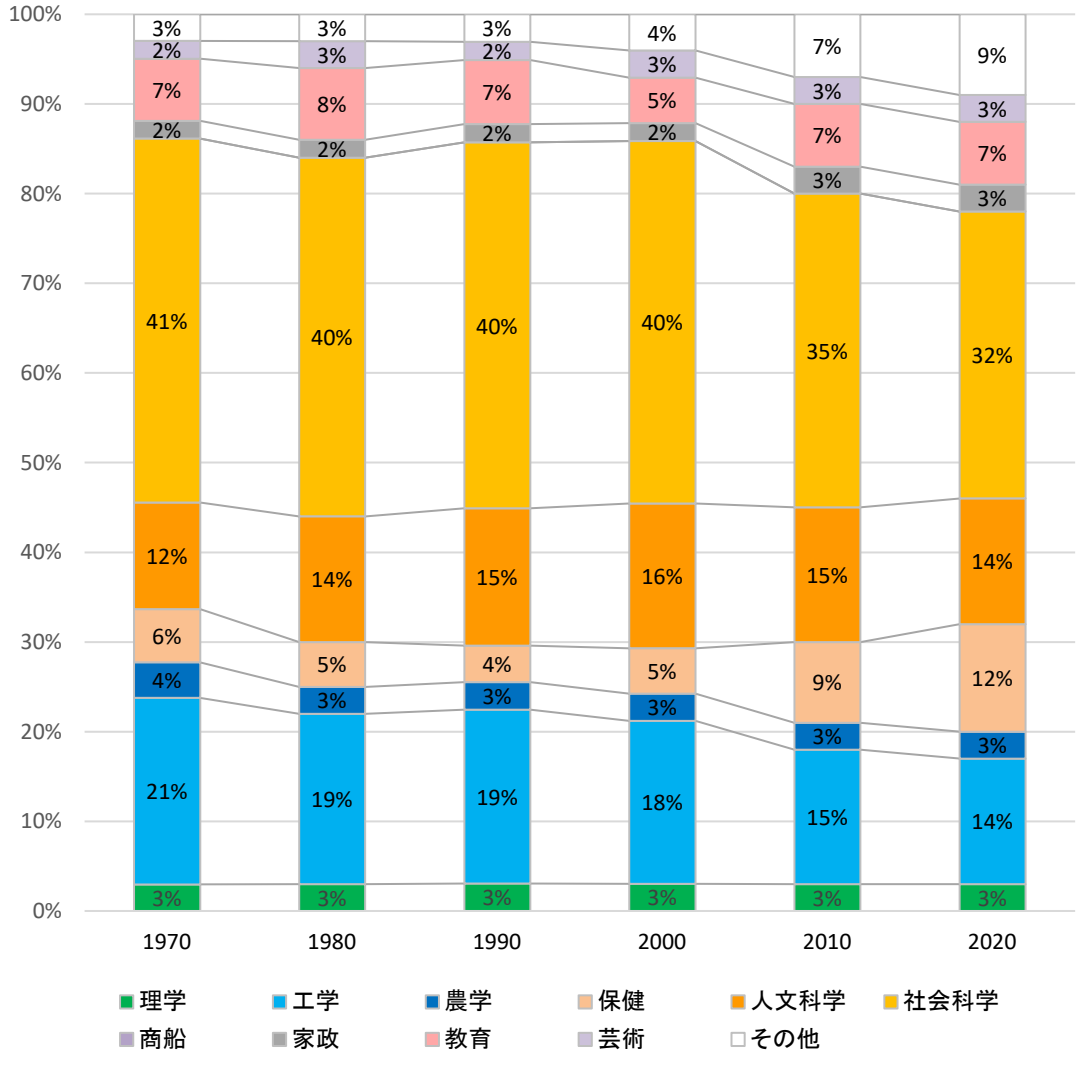

※「その他」には文理融合型の複合的新領域の学部も含まれる

（出典）文部科学省「学校基本統計」より作成。

規模別学校数及び入学定員数の割合

- 学校数において小規模大学は全体の77.1%を占めており、このうち私立が大半を占めている。
- 入学定員において小規模大学の定員は全体の34.1%を占めており、このうち私立が大半を占めている。

学校数

（令和4年度）

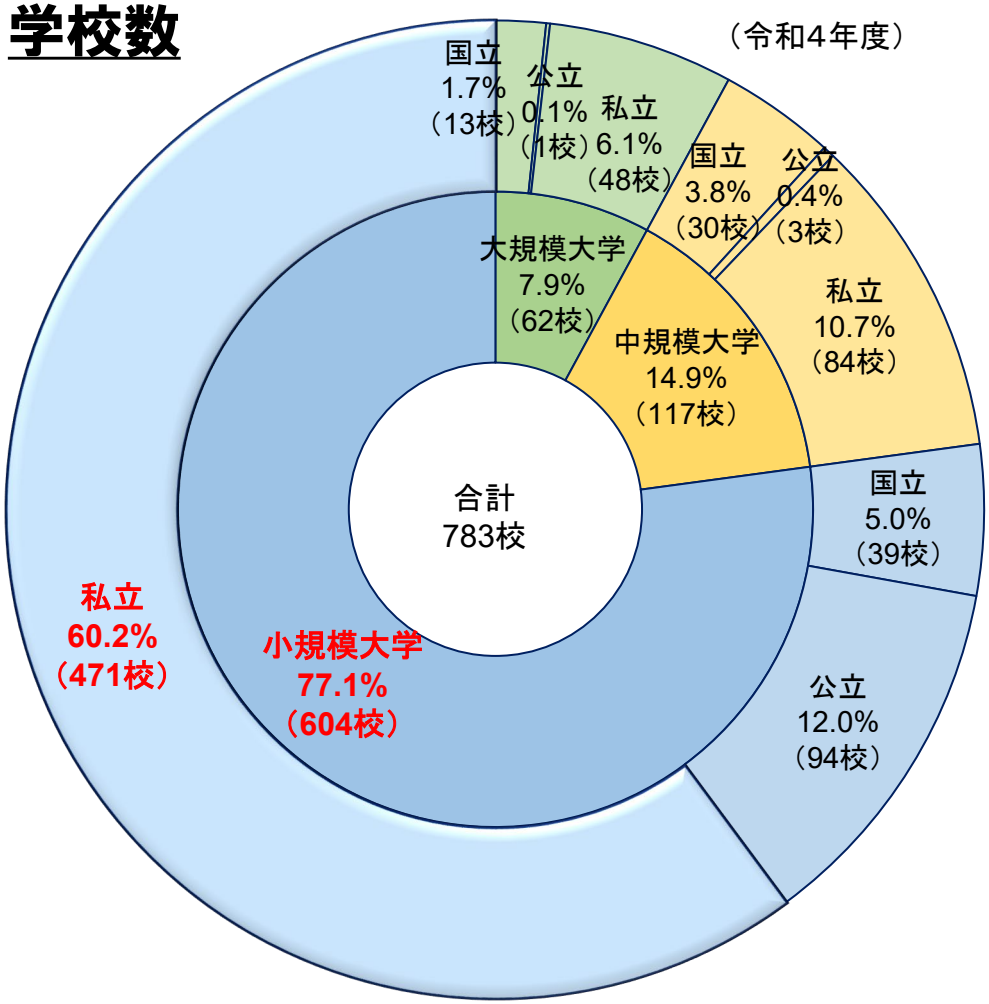

入学定員数

（令和4年度）

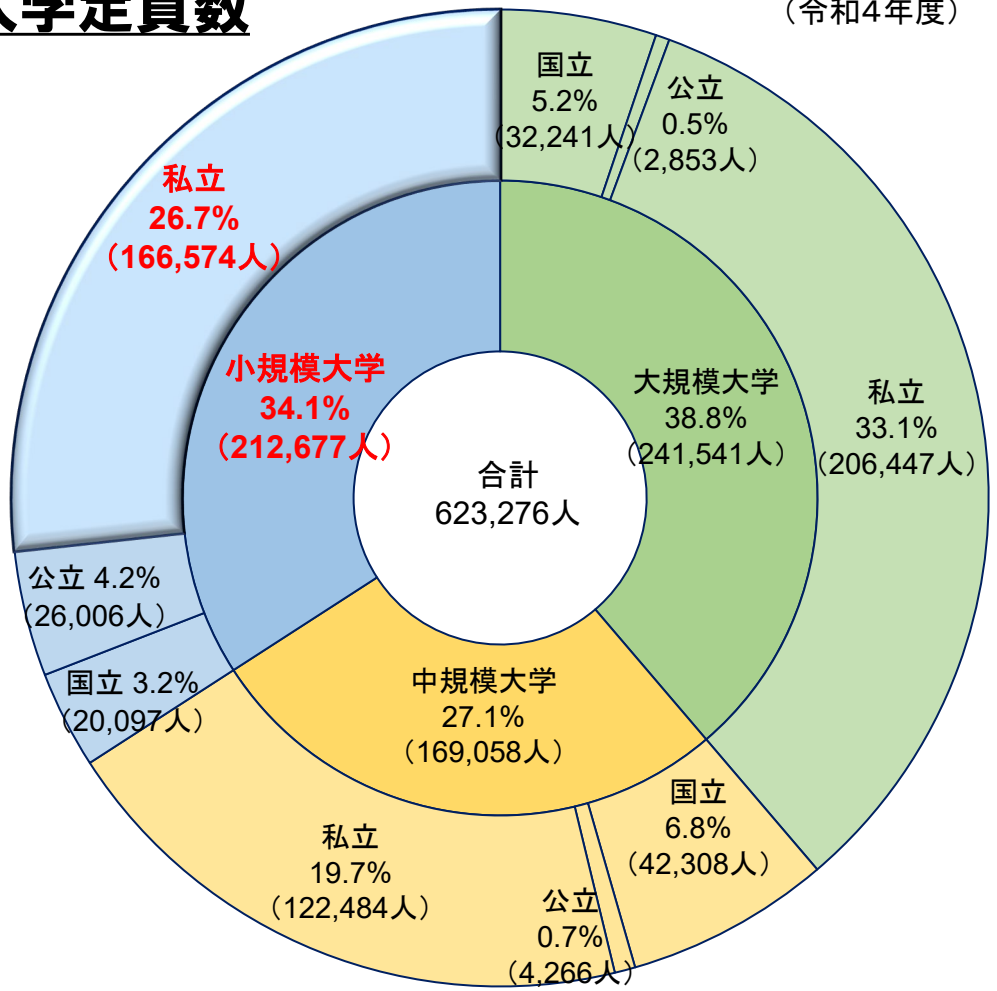

大規模大学　中規模大学　小規模大学

※大規模大学：入学定員が2,000人以上の大学、中規模大学：入学定員が1,000人～1,999人の大学、小規模大学：入学定員が999人以下の大学
※小数点第二位を四捨五入しているためグラフの合計値が一致しない場合がある。

【出典】文部科学省調べ

編入学者数の推移

編入学者数は、平成12年頃まで急激に上昇し、平成17年以降令和元年まで減少し続けた後、一時増加に転じたが近年は減少傾向。

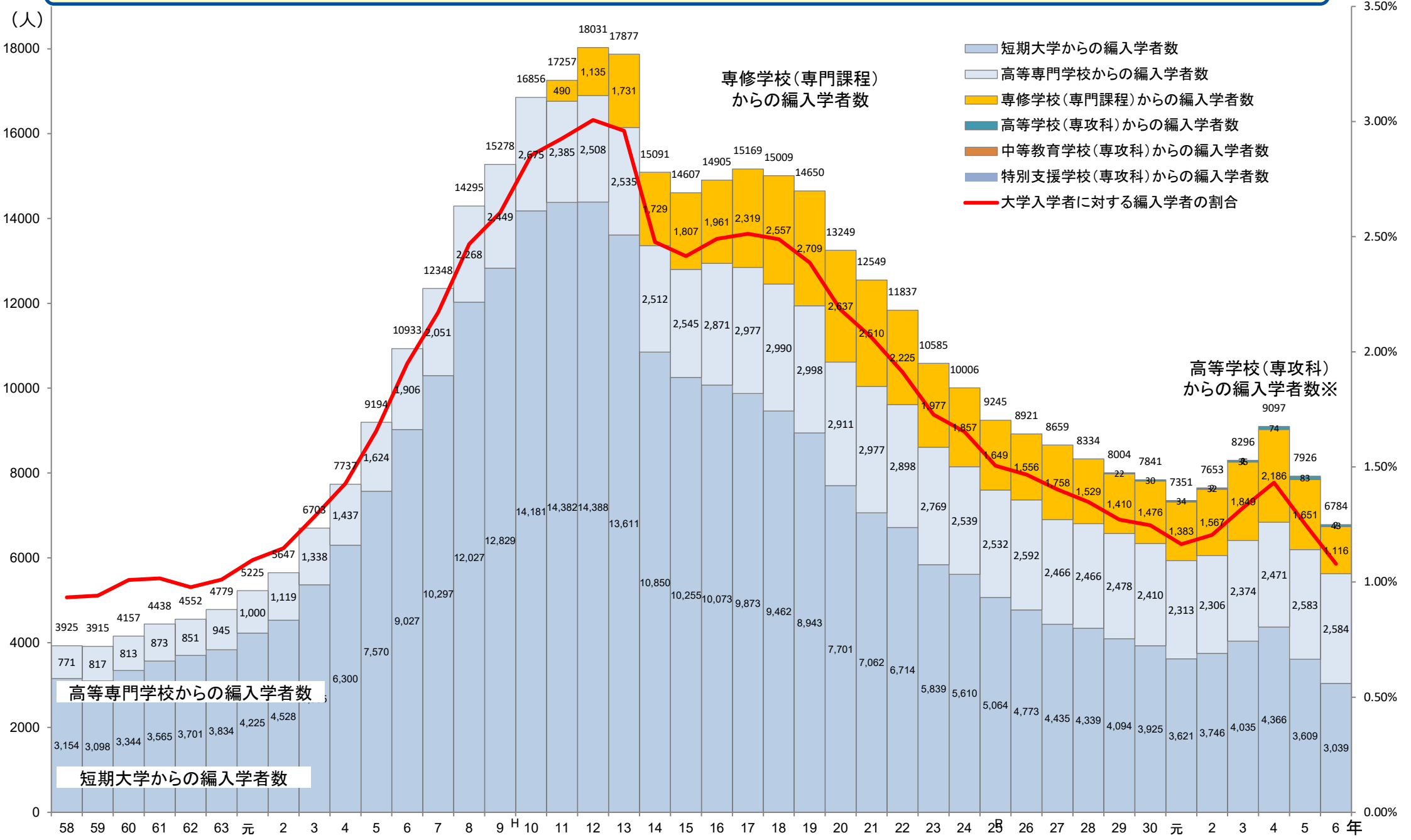

出典：文部科学省「学校基本統計」。
※高等学校（専攻科）からの編入学者数内に中等教育学校（専攻科）からの編入学者数及び特別支援学校（専攻科）からの編入学者数が含まれている

短期大学から4年制大学への編入学者の推移

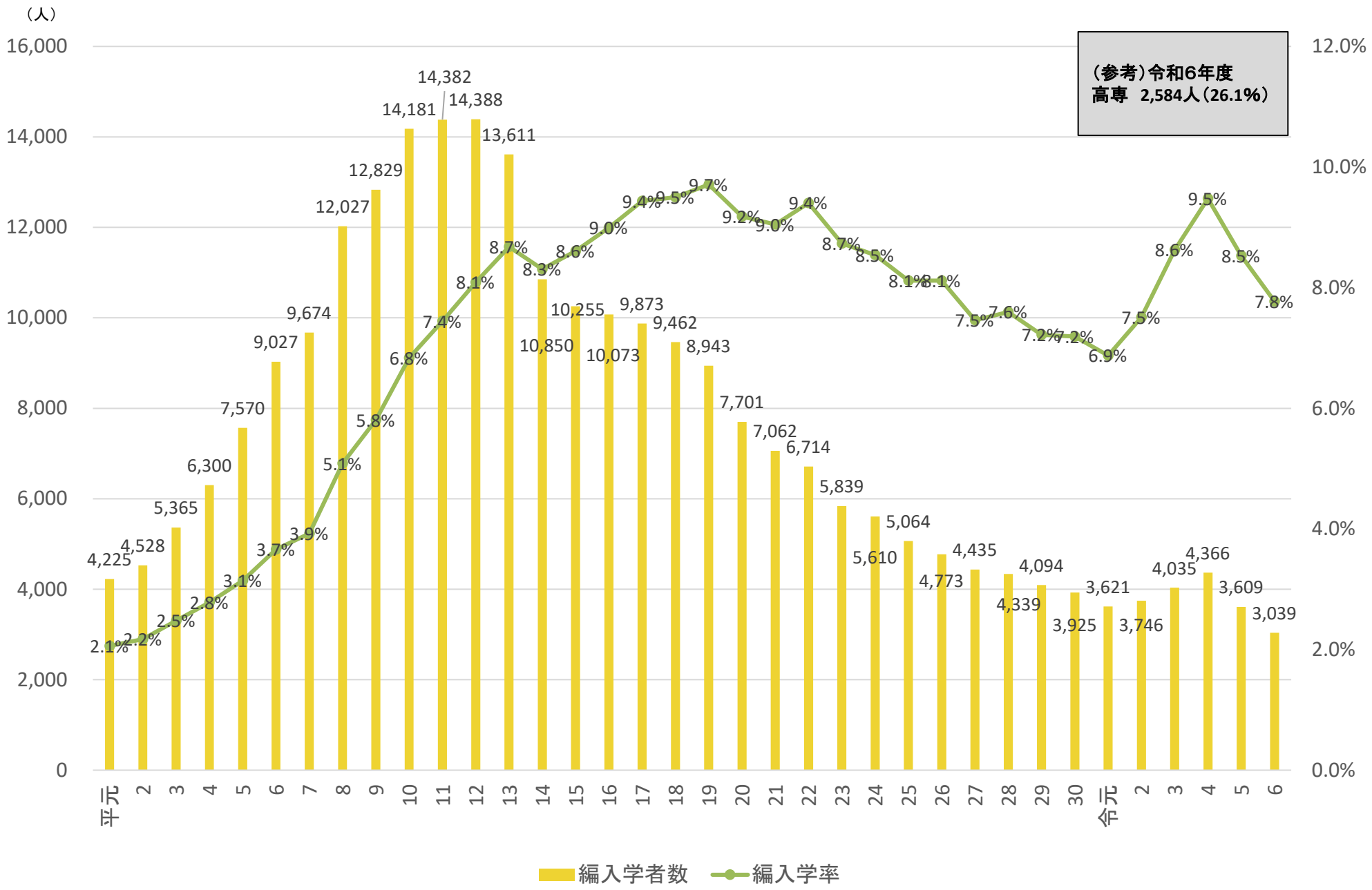

※編入学者は夜間含む。
※短期大学卒業者数に占める編入学者数の割合。
※当該年度に4年制大学が受け入れた編入学者数で過年度卒業者を含む。

（出典：「学校基本統計」）

各国の有力大学における学部・大学院学生比較（人数・割合）

- 米・仏・中の研究大学の多くが、学部生よりも大学院生の占める割合が大きい。
- 日本のほか、米国の州立大学や英国の大学においては　学部生の割合の方がやや大きい。

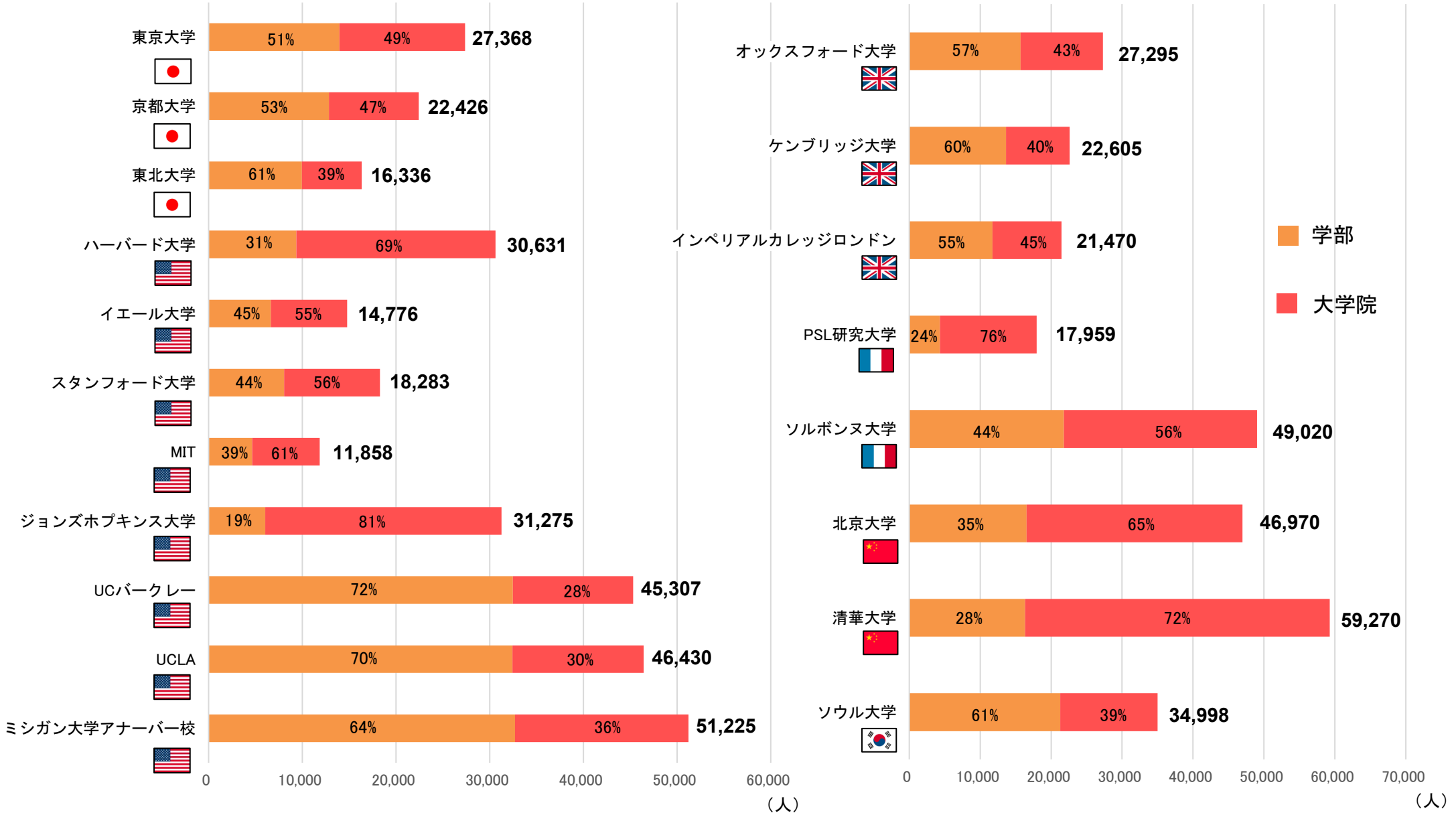

（出典：各国のウェブページの情報から文部科学省作成）

日米の高等教育の構造比較

●世界大学ランキングにランクインしている日米の大学をランキング順位別に配置すると以下のとおり。
●ランクインしている大学は、米国では全大学の約４％に過ぎず、かつトップ200位に集中しているのに対し、日本ではトップ200位以内の大学は少ない一方で、全大学の10%以上がランクインしている状況。

赤:: 私立大学
黒 : 州立大学

アメリカの高等教育

大学名は、カリフォルニア州内の大学のみを表示

カリフォルニア大学
（University of California）

UC Berkeley（9）
UC Los Angeles（18）
UC San Diego（34）
UC Davis（59）
UC Santa Barbara（69）
UC Irvine（92）
UC Santa Cruz
UC Riverside
UC Merced

スタンフォード大学（2）
カリフォルニアエ科大学(7)
南カリフォルニア大学(74)

カリフォルニア州立大学
（California State University）

San Diego State University

カリフォルニア・コミュニティ・カレッジ
（California Community College）

総数：約4,000校
（うち169校がランクイン）

THE World University Rankings 2024 Top1904

Top100
Top200
201-250
251-300
301-350
351-400
401-500
501-600
601-800
801-1000
1001-1500
1501+
others

日本の高等教育

黒：国立大学
赤：私立大学
青：公立大学

東京大（29）
京都大（55）
東北大(130)、大阪大(175)、東京工業大(191)
名古屋大
九州大
北海道大、筑波大
東京医科歯科大
広島大、神戸大　順天堂大学、慶應義塾大
会津大
千葉大、熊本大、岡山大、東京農工大　東京医科大、早稲田大
横浜市立大、京都府立医科大
浜松医科大、金沢大、新潟大、岐阜大、信州大
豊橋技術科学大、愛媛大、電気通信大、群馬大
香川大、九州工業大、三重大、長岡技術科学大
長崎大、滋賀医科大、徳島大、東京海洋大
富山大、山形大、山梨大、横浜国立大、鹿児島大
京都工芸繊維大、名古屋工業大、お茶の水女子大、山口大
関西医科大、産業医科大、藤田医科大、近畿大
久留米大、日本医科大、豊田工業大、愛知医科大
、東京慈恵会医科大、立教大、聖マリアンナ医科
大、北里大、立命館大、埼玉医科大、芝浦工業大
、昭和大、東邦大、東海大
東京理科大、兵庫医科大
札幌医科大、東京都立大、名古屋市立大、和歌山県立医科大
、大阪公立大
琉球大、佐賀大、秋田大、福井大、茨城大、岩手大
高知大、宮崎大、室蘭工業大、大分大、埼玉大、島根大
静岡大、鳥取大、宇都宮大、奈良女子大
高知工科大、兵庫県立大、静岡県立大、富山県立大
法政大、金沢医科大、帝京大、青山学院大
千葉工業大、中部大、中央大、獨協医科大
同志社大、福岡大、神奈川大、関西大
工学院大、関西学院大、京都産業大、明治大、
名城大、大阪工業大、大阪医科薬科大
龍谷大、上智大、東京農業大、東京都市大
東京電機大、東洋大学

総数：約1,100校
（うち119校がランクイン）

（出典）THE World University Rankings 2024に基づき作成

男女別・都道府県別の4年制大学進学率

大学進学率を男女別にみると、東京都、山口県、徳島県、熊本県を除く43都道府県で男性の方が女性よりも高く、男女の進学率の差は①山梨県（16.8ポイント）、②埼玉県（9.3ポイント）、③北海道（8.5ポイント）、④福島県（7.8ポイント）の順に高い。

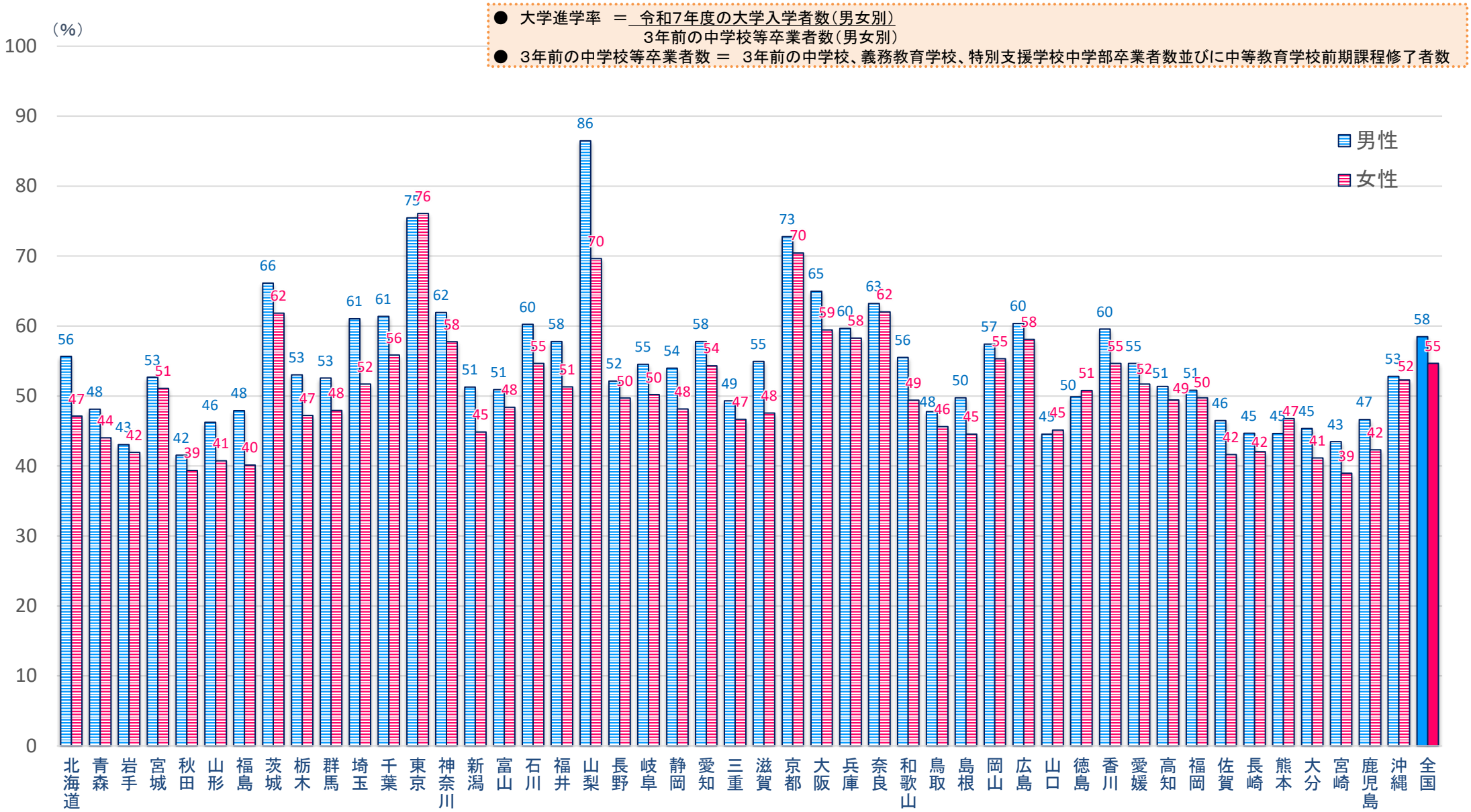

（出典）文部科学省「令和7年度学校基本統計」

都道府県別大学(学部)進学率の変化(過年度卒業者等を含む)

都道府県別の過年度卒業者等も含む大学（学部）進学率は、地域によって差があるが、2008年と比較すると全体的に上昇している。

○都道府県別の大学(学部)進学率(過年度卒業者等を含む)

（計算式） 当該年度の大学(学部)進学者(過年度卒業者等を含む) / 3年前の中学校等卒業者数

※3年前の中学校等卒業者数：3年前の中学校卒業者数、中等教育学校前期課程修了者数、特別支援学校中学部卒業者数
（2025年は、3年前の義務教育学校卒業者数を含む）

出典：文部科学省「学校基本統計（平成20年度版）」

出典：文部科学省「学校基本統計（令和7年度版）」

都道府県別大学進学者収容力（対大学進学希望者）

各県の大学進学希望者に対する収容力は、東京都と京都府で150%を上回っているほか、13都道府県でも90%を超えている。
他方で、50%に満たない県も6県ある。

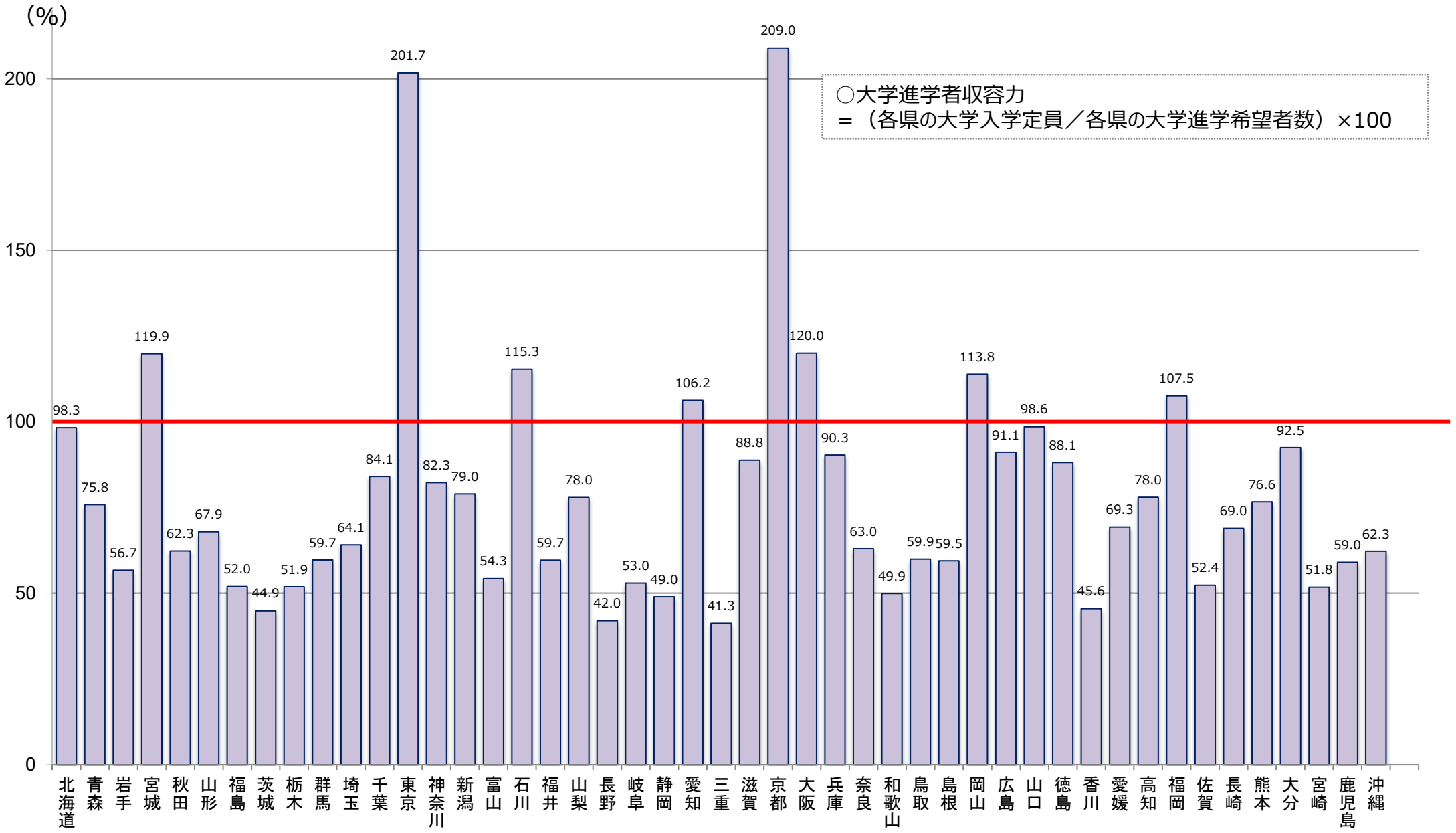

（出典）○大学入学定員数：文部科学省調べ（令和6年度）（※各県（学部の所在地による）に所在する大学の入学定員）
○大学進学希望者数：文部科学省「学校基本統計（令和6年度）」

都道府県別大学進学者収容力（対3年前の中学校等卒業者 ）

各県の３年前の中学校等卒業者に対する収容力は東京都と京都府を除く全ての県で100%を下回っており、その多くの県では５０%未満となっている。

○大学進学者収容力
＝（各県の大学入学定員／各県の３年前の中学校等卒業者 ）×100

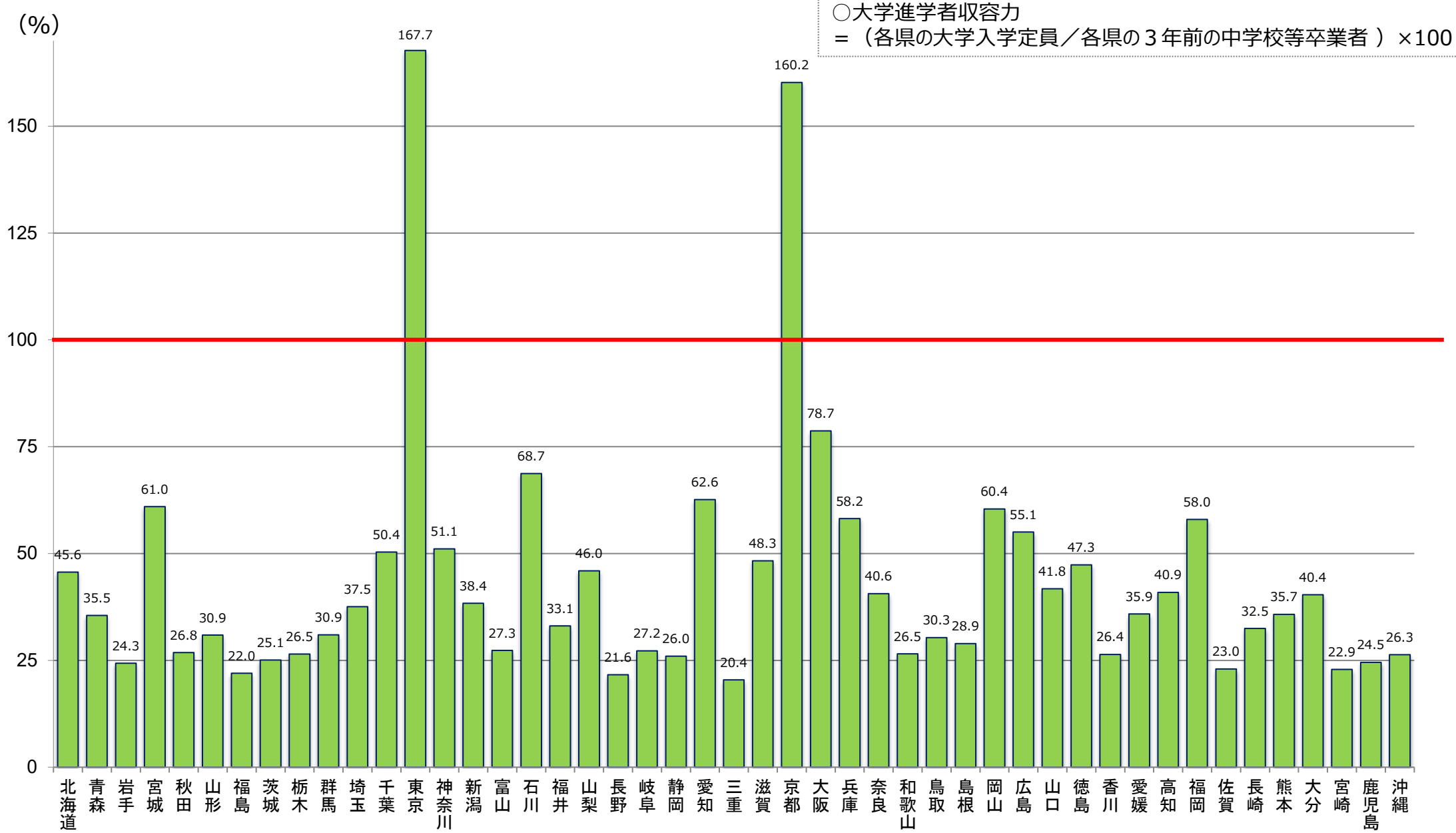

（出典）○大学入学定員数：文部科学省調べ（令和6年度）　（※各県（学部の所在地による）に所在する大学の入学定員）
○３年前の中学校等卒業者 ：文部科学省「学校基本統計（令和3年度）」（※大学入学定員数調査年度の３年前の中学校・義務教育学校・特別支援学校（中学部）卒業者及び中等教育学校前期課程修了者数）

都道府県別高卒者の地域別大学進学者数比率

- 東日本では、東京圏への進学が３割を超える県が相当数ある。また、東京圏出身者は東京圏への進学が多い。
- 西日本では、東京圏への進学は１割程度で地域ブロックへの進学が多い傾向がある。

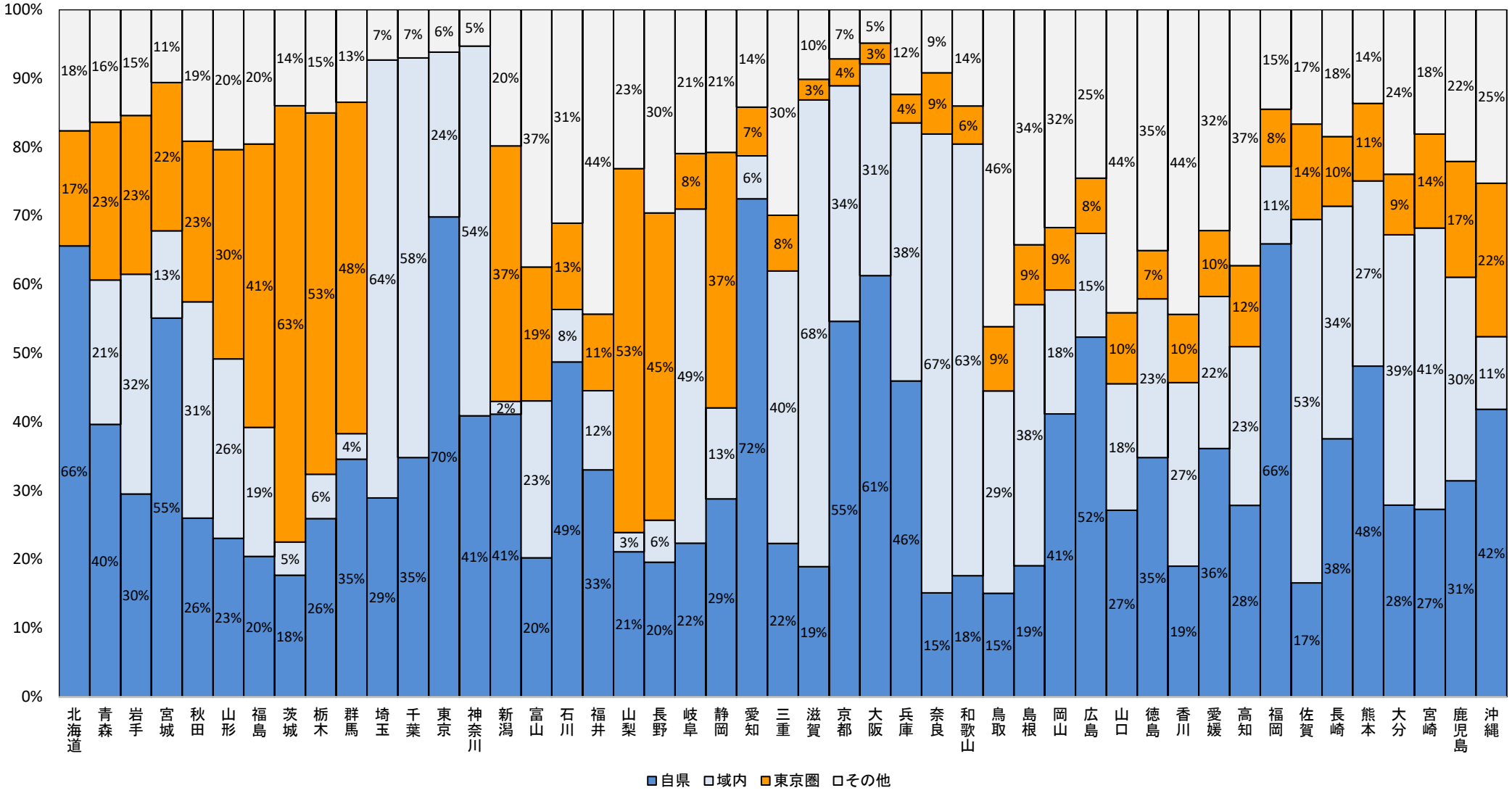

※地域区分：北海道、東北、関東（東京圏除く）、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、甲信越、北陸、東海、近畿、中国四国、九州

（出典）文部科学省「学校基本統計（令和７年度版）」

都道府県別高卒者の地域別大学進学者数

- 大都市がある都道府県を中心に大学進学者が多い傾向にある。
- 東日本では東京圏への進学者数が多い。

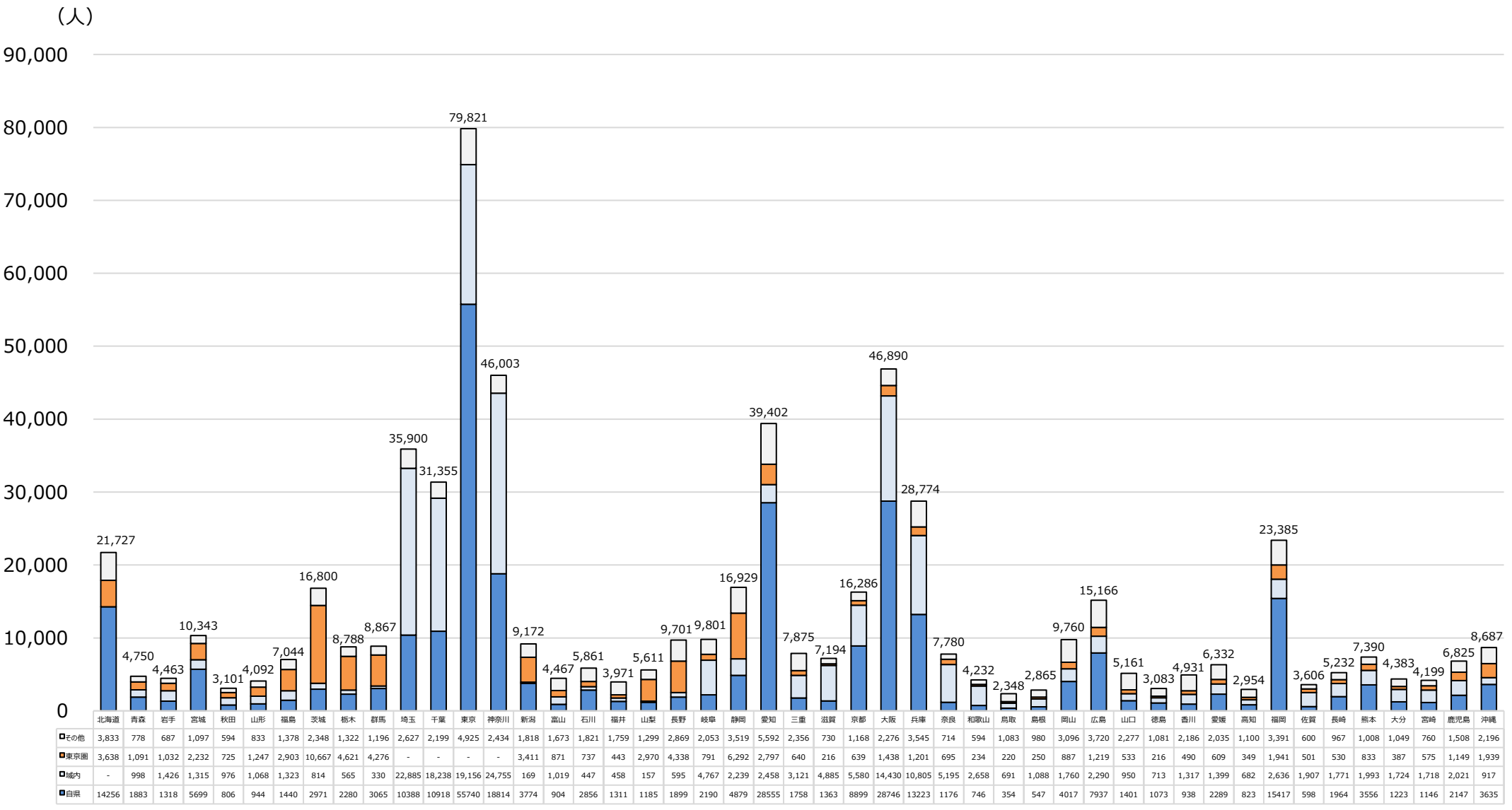

	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
その他	3,833	778	687	1,097	594	833	1,378	2,348	1,322	1,196	2,627	2,199	4,925	2,434	1,818	1,673	1,821	1,759	1,299	2,869	2,053	3,519	5,592	2,356	730	1,168	2,276	3,545	714	594	1,083	980	3,096	3,720	2,277	1,081	2,186	2,035	1,100	3,391	600	967	1,008	1,049	760	1,508	2,196
東京圏	3,638	1,091	1,032	2,232	725	1,247	2,903	10,667	4,621	4,276	-	-	-	-	3,411	871	737	443	2,970	4,338	791	6,292	2,797	640	216	639	1,438	1,201	695	234	220	250	887	1,219	533	216	490	609	349	1,941	501	530	833	387	575	1,149	1,939
域内	-	998	1,426	1,315	976	1,068	1,323	814	565	330	22,885	18,238	19,156	24,755	169	1,019	447	458	157	595	4,767	2,239	2,458	3,121	4,885	5,580	14,430	10,805	5,195	2,658	691	1,088	1,760	2,290	950	713	1,317	1,399	682	2,636	1,907	1,771	1,993	1,724	1,718	2,021	917
自県	14256	1883	1318	5699	806	944	1440	2971	2280	3065	10388	10918	55740	18814	3774	904	2856	1311	1185	1899	2190	4879	28555	1758	1363	8899	28746	13223	1176	746	354	547	4017	7937	1401	1073	938	2289	823	15417	598	1964	3556	1223	1146	2147	3635

※地域区分：北海道、東北、関東（東京圏除く）、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、甲信越、北陸、東海、近畿、中国四国、九州

（出典）文部科学省「学校基本統計（令和7年度版）」

都道府県別・出身地域別大学入学者数比率

東日本の大学は域外からの入学者が比較的多い一方で、西日本の大学では自県及び域内からの入学者が多い傾向にある。

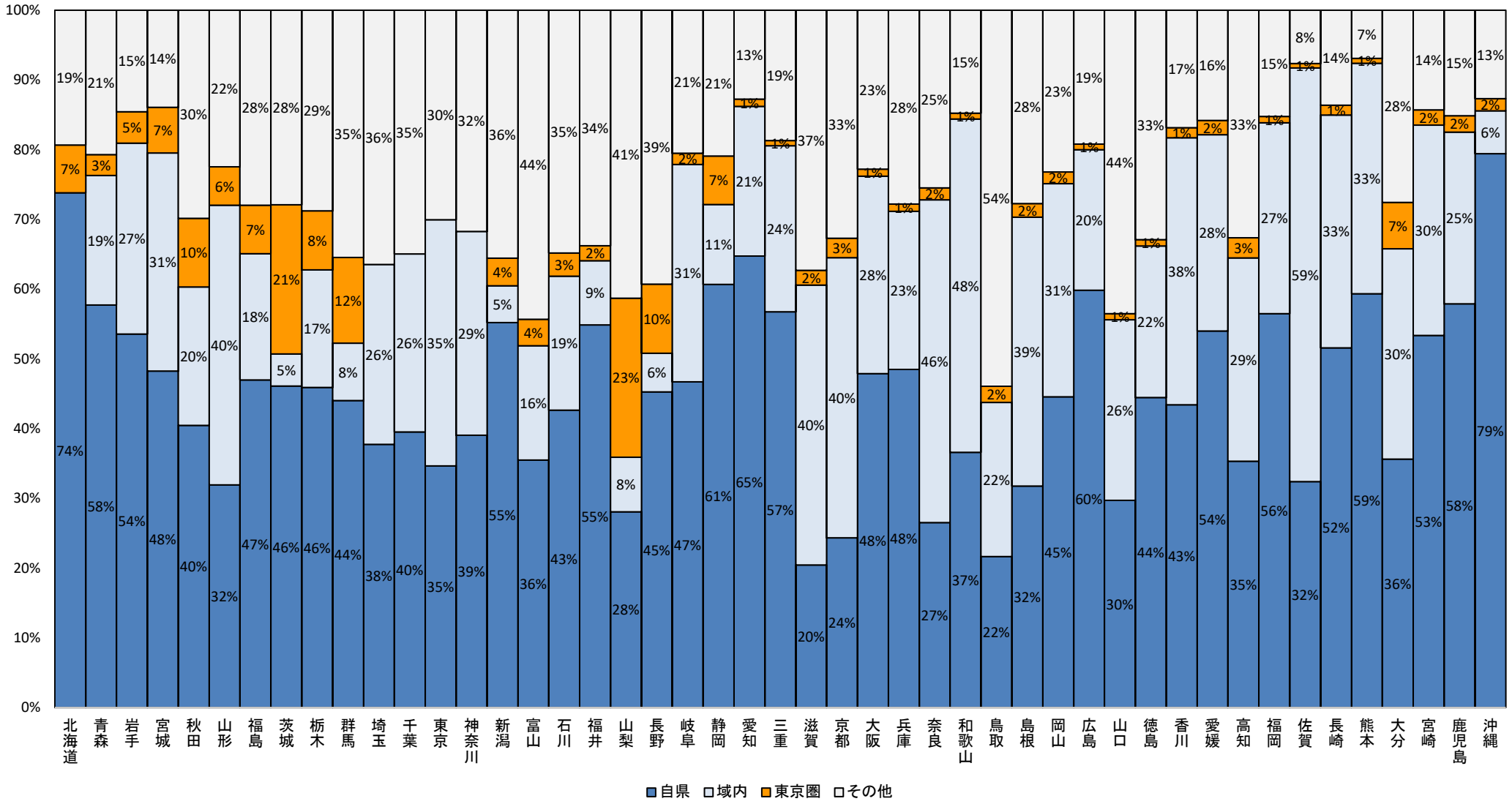

※地域区分：北海道、東北、関東（東京圏除く）、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、甲信越、北陸、東海、近畿、中国四国、九州

（出典）文部科学省「学校基本統計（令和７年度版）」

都道府県別・出身地域別大学入学者数

- 大都市にある大学では域外からの入学者を相当数受け入れている。
- 特に、東京圏にある大学は域外から多くの入学者を受け入れている。

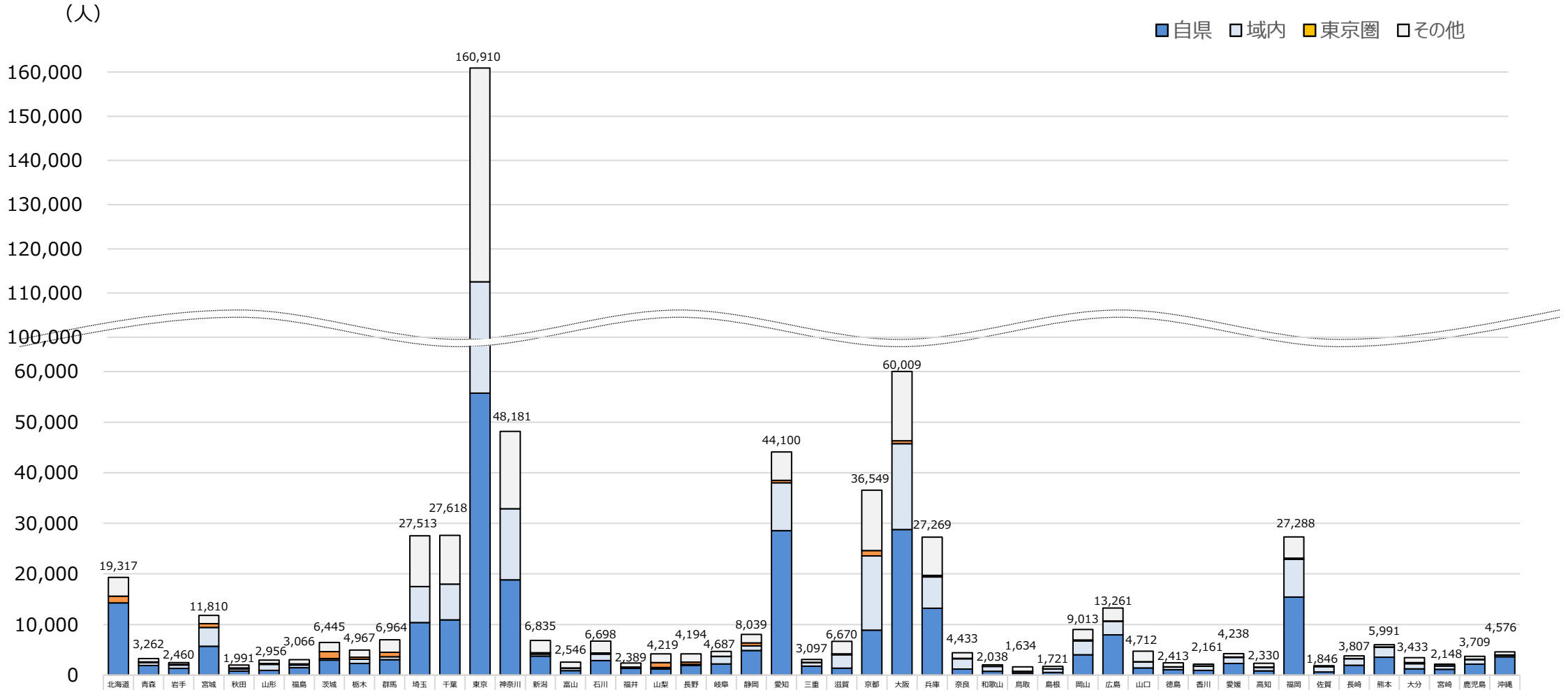

	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
その他	3,735	676	358	1,645	594	664	857	1,798	1,429	2,470	10,035	9,651	48,354	15,288	2,431	1,128	2,332	807	1,742	1,648	961	1,680	5,619	579	2,487	11,956	13,677	7,577	1,130	301	881	477	2,090	2,547	2,051	794	364	670	760	4,157	141	518	414	946	307	561	581
東京圏	1,326	97	111	774	196	163	214	1,379	420	855	-	-	-	-	271	97	223	51	962	415	75	559	460	23	143	1,018	597	284	75	17	38	34	152	107	41	22	31	87	68	250	12	54	41	229	47	87	80
域内	-	606	673	3,692	395	1,185	555	297	838	574	7,090	7,049	56,816	14,079	359	417	1,287	220	330	232	1,461	921	9,466	737	2,677	14,676	16,989	6,185	2,052	974	361	663	2,754	2,670	1,219	524	828	1,192	679	7,464	1,095	1,271	1,980	1,035	648	914	280
自県	14256	1883	1318	5699	806	944	1440	2971	2280	3065	10388	10918	55740	18814	3774	904	2856	1311	1185	1899	2190	4879	28555	1758	1363	8899	28746	13223	1176	746	354	547	4017	7937	1401	1073	938	2289	823	15417	598	1964	3556	1223	1146	2147	3635

※地域区分：北海道、東北、関東（東京圏除く）、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、甲信越、北陸、東海、近畿、中国四国、九州

（出典）文部科学省「学校基本統計（令和7年度版）」

大学入学者数等の将来推計について【推計の考え方】①

推計の考え方	将来の大学入学者数（E）は、推計18歳人口（B）に推計大学進学率（A）を掛けて算出される各都道府県からの大学進学者数（C）に、外国人留学生（D）等を足すことによって求められる。

A.大学進学率の推計について

- 2018年度～2021年度における都道府県別、男女別の大学進学率の伸び率によって今後2050年まで大学進学率が上昇すると仮定して都道府県別に推計。

（例外）

①2021年度の男女別の進学率を比較し、高い方の進学率が2021年度と比較して5pt以上上回った場合、＋5ptを上限として以降据置き。

②2021年度の男女別の進学率が低い方の進学率が高い方の進学率を上回った場合、以降を高い方の進学率と同値と仮定。

③進学率伸び率がマイナスの場合、2021年度の大学進学率が今後維持されると仮定。

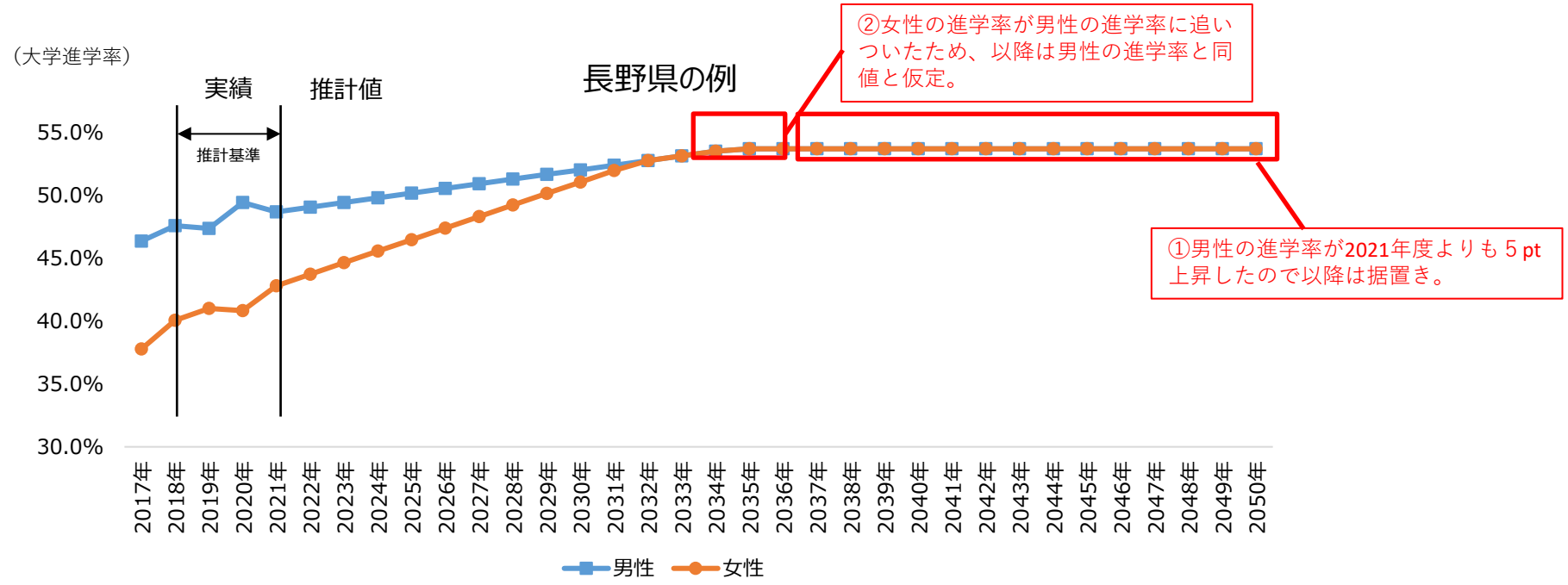

大学入学者数等の将来推計について【推計の考え方】②

B.18歳人口の推計について

- 2040年から2050年までの18歳人口について以下の推計方法により都道府県別に18歳人口を推計。
  日本の将来推計18歳人口（国立社会保障・人口問題研究所の推計）を2040年の都道府県比率※で案分
  ※ 2021年度中の出生者数に各都道府県の生存率を乗算することにより、大学等に入学することが想定される2040年4月時点の18歳人口の都道府県比率を算出

C.各都道府県からの大学進学者数

- 各都道府県の推計18歳人口（B）に各都道府県の大学進学率（A）を掛けたものを合計することにより算出。

D.外国人留学生の入学者数の推計について

- 2020年度～2022年度は新型コロナウイルス感染症の影響により外国人留学生数が一時的に激減したことを踏まえ、2019年度の外国人留学生数が維持されると推定。

E.大学入学者数の推計について

- 各推計値に基づく（B）×（A）による都道府県別の大学進学者数の合計（C）に（D）及びその他を足したものが2040年以降の大学入学者数の推計値となる。
  ※その他は高等学校卒業程度認定試験合格者・専修学校高等課程修了者で大学に進学した者（各年の進学者数の推計値に2019年の進学者数に占めるその他の比率を掛けることにより算出）

【（例）2040年の大学入学者数推計】

（B.18歳人口推計）	（A.大学進学率推計）	
北海道18歳人口（男性）13,031人	× 北海道進学率（男性）56.4%＝ 7,353人	北海道進学者数 14,355人
北海道18歳人口（女性）12,408人	× 北海道進学率（女性）56.4%＝ 7,002人	
青森県 ・・・		
⋮		⋮
沖縄県18歳人口（男性） 6,699人	× 沖縄県進学率（男性）47.0%＝ 3,152人	沖縄県進学者数 6,155人
沖縄県18歳人口（女性） 6,383人	× 沖縄県進学率（女性）47.0%＝ 3,003人	

大学進学率（全国）59.0%
（男性）60.6%　（女性）57.3%

（C.2040年の各都道府県からの大学進学者数）
435,798人

（D.2040年の推計外国人留学生入学者数）		（その他）		（E.2040年の推計大学入学者数）
435,798人	＋ 17,096人	＋ 2,149人	＝	**455,043人**

※四捨五入の関係上、四則演算の値と記載の数値は必ずしも一致しない

大学入学定員の総数
631,949人（R5）

（注）グランドデザイン答申時の推計について
881,782人（推計18歳人口）×55.5%（大学進学率）（※）＋16,724人（外国人留学生等）＝506,005人
（※）GD答申時は外国人留学生も含めて進学率を57.4%としていたが、18歳人口推計値に訪日予定の外国人等は含まれていないため上記の記載としている。

進学率・進学者数推計結果（出生低位・死亡低位）

●出生中位・死亡中位の出生数推計より、実際の出生数が少なく推移しているため、進学率・進学者数推計を**出生低位・死亡低位で推計**。
●急速な人口減少に伴い、大学進学率の伸長を加味したとしても、**2040年の各都道府県の大学進学者数の合計は40万人台**。
●**外国人留学生数が上昇すると仮定しても**、現在の大学の入学定員の規模が維持された場合には、2040年の**定員充足率は70%台**。

【外国人留学生数が現状のままであった場合】

年	2025（実績値）	2030	2035	2040	2045	2050
18歳人口	1,100,851	1,051,986	964,129	739,050	697,120	678,482
進学率	58.64%	59.56%	60.59%	61.57%	62.05%	62.41%
(a)進学者数	623,307	606,498	564,333	435,798	413,411	404,319
(b)留学生等	19,202	17,096	17,096	17,096	17,096	17,096
(c)その他※1	3,004	2,991	2,783	2,149	2,039	1,994
大学入学者数((a)+(b)+(c))	645,513	626,585	584,212	455,043	432,545	423,409
定員充足率※2	102.15%	99.15%	92.45%	72.01%	68.45%	67.00%

【外国人留学生数が増加すると仮定した場合】 **（2033年政府目標の留学生比率5%（教育未来創造会議第二次提言）の増加ペースで2023年から2040年まで増加すると仮定）**

年	2025（実績値）	2030	2035	2040	2045	2050
18歳人口	1,100,851	1,051,986	964,129	739,050	697,120	678,482
(a)進学者数	623,307	606,498	564,333	435,798	413,411	404,319
(b)留学生等	19,202	27,531	34,984	42,438	42,438	42,438
(c)その他	3,004	2,991	2,783	2,149	2,039	1,994
大学入学者数((a)+(b)+(c))	645,513	637,020	602,100	480,385	457,887	448,751
定員充足率	102.15%	100.80%	95.28%	76.02%	72.46%	71.01%

※1　高等学校卒業程度認定試験合格者・専修学校高等課程修了者で大学に進学した者
※2　2023年度の定員に対する定員充足率

大学進学者数等の将来推計について

大学進学率は上昇し、大学進学者数も増加傾向にあったが、2026年以降は大学進学率が上昇しても大学進学者数は減少局面に突入すると予測される。

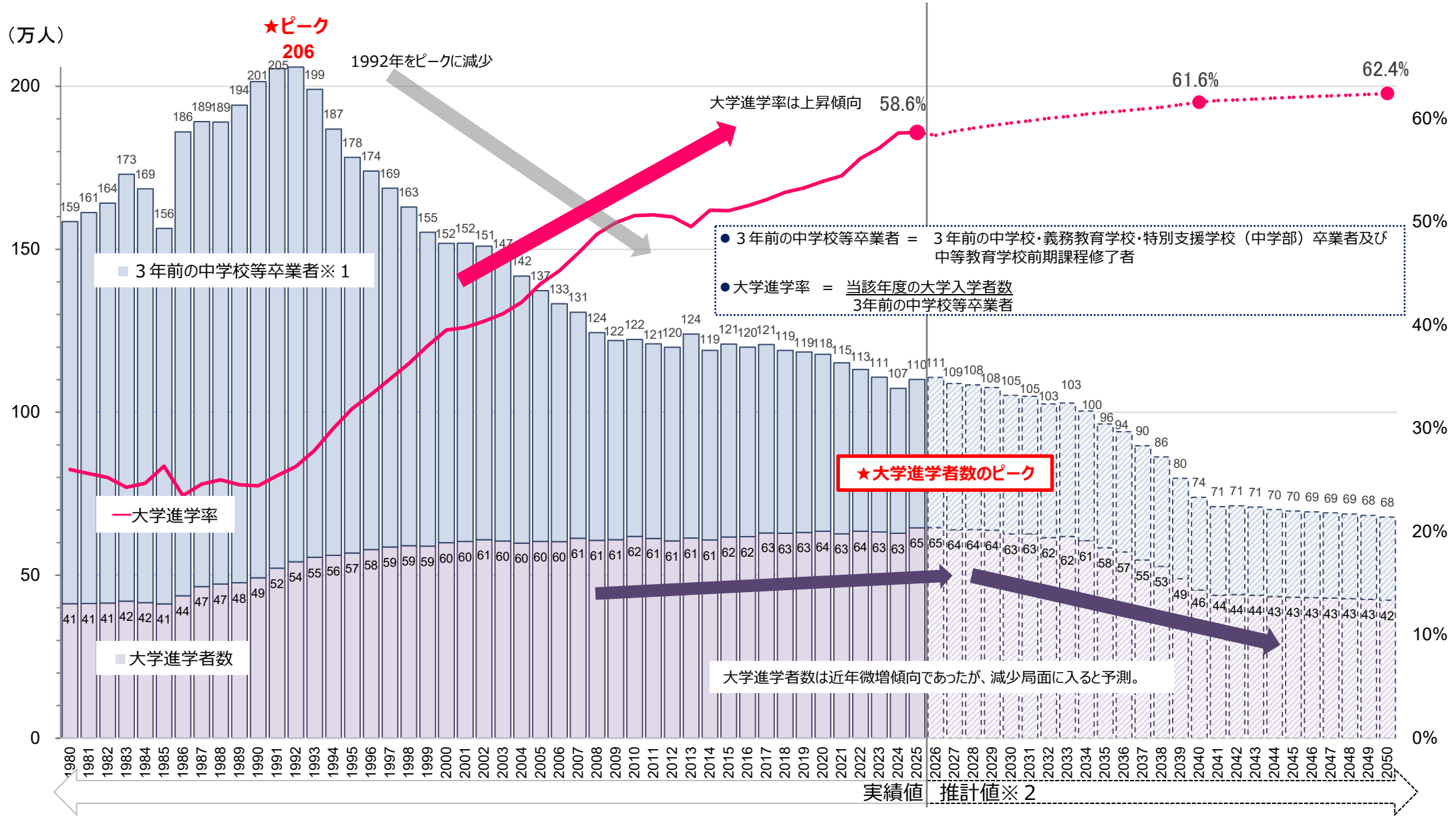

※1 推計値は国立社会保障・人口問題研究所が公表している日本の18歳人口の将来推計人口
※2 出生低位・死亡低位での推計

（出典）推計値：国立社会保障・人口問題研究所

2040年の各都道府県進学者等推計（出生低位・死亡低位）①

	北海道			青森県			岩手県			宮城県			秋田県			山形県			福島県			茨城県			栃木県			群馬県			埼玉県			千葉県		
3年前の中学校等卒業者【2021】	45,326			11,967			11,515			21,201			8,292			10,342			17,799			27,804			18,613			18,968			65,009			55,359		
高校等卒業者数【2021】	40,596			11,056			10,585			19,412			7,586			9,555			16,130			25,234			17,183			16,849			56,216			49,294		
大学進学者数【2021】	21,039			4,975			4,460			9,982			3,345			4,097			7,215			14,797			9,063			8,971			35,056			30,362		
大学進学率【2021】	46.4%			41.6%			38.7%			47.1%			40.3%			39.6%			40.5%			53.2%			48.7%			47.3%			53.9%			54.8%		
大学進学率（国公私別）【2021】	9.9%	3.4%	33.2%	11.8%	5.0%	24.7%	11.1%	5.3%	22.3%	9.2%	2.6%	35.3%	14.1%	4.3%	21.9%	11.0%	2.7%	26.0%	7.6%	3.2%	29.8%	8.4%	2.1%	42.7%	8.4%	1.9%	38.4%	7.9%	3.7%	35.7%	4.2%	0.9%	48.9%	4.3%	0.6%	50.0%
短大進学率【2021】	4.0%			4.7%			4.2%			4.6%			5.8%			4.6%			5.0%			2.7%			4.0%			4.2%			3.4%			3.0%		
専門学校進学率（現役）【2021】	20.7%			14.7%			17.6%			16.0%			16.3%			18.0%			15.5%			17.0%			16.8%			15.3%			16.0%			17.5%		
大学数【2021】	37			10			6			14			7			6			8			10			9			15			27			27		
大学数（国公私別）【2021】	7	6	24	1	2	7	1	1	4	2	1	11	1	3	3	1	2	3	1	2	5	3	1	6	1	0	8	1	4	10	1	1	25	1	1	25
入学定員【2021】	18,806			3,363			2,509			11,511			2,090			2,766			3,579			6,461			4,668			5,785			28,855			25,751		
入学定員（国公私別）【2021】	5,600	1,345	11,861	1,322	516	1,525	1,030	440	1,039	2,722	420	8,369	955	665	470	1,663	145	958	945	599	2,035	3,760	170	2,531	910	0	3,758	1,098	1,482	3,205	1,535	395	26,925	2,592	180	22,979
大学入学者数【2021】	19,119			3,407			2,544			11,713			2,075			2,792			3,451			6,697			4,823			5,983			28,847			27,402		
（国公私別）【2021】	5,756	1,434	11,929	1,371	549	1,487	1,068	473	1,003	2,779	453	8,481	985	694	396	1,690	148	954	991	605	1,855	3,829	171	2,697	929	0	3,894	1,142	1,551	3,290	1,598	406	26,843	2,635	180	24,587
県外から流入【2021】	4,954			1,363			1,281			6,061			1,194			1,868			1,822			3,727			2,639			3,249			18,497			17,051		
県内から流出【2021】	6,874			2,931			3,197			4,330			2,464			3,173			5,586			11,827			6,879			6,237			24,706			20,011		
流出入差（流入−流出）【2021】	-1,921			-1,568			-1,916			1,731			-1,270			-1,305			-3,764			-8,101			-4,240			-2,988			-6,209			-2,961		
自県進学率【2021】	67.3%			41.1%			28.3%			56.6%			26.3%			22.6%			22.6%			20.1%			24.1%			30.5%			29.5%			34.1%		
18歳人口推計【2040】	25,440			5,732			5,609			12,328			3,865			5,334			8,873			15,183			10,379			10,284			41,712			35,741		
大学進学者数推計【2040】	14,355			2,569			2,336			6,179			1,757			2,247			4,000			9,122			5,281			5,162			24,982			21,691		
大学進学率推計【2040】	56.4%			44.8%			41.7%			50.1%			45.5%			42.1%			45.1%			60.1%			50.9%			50.2%			59.9%			60.7%		
大学入学者数推計【2040】	13,074			1,927			1,446			7,143			1,233			1,677			2,064			4,773			3,008			4,661			21,196			19,934		
（国公私別）【2040】	3,936	981	8,157	776	311	841	607	269	570	1,695	276	5,172	585	413	235	1,015	89	573	593	362	1,109	2,729	122	1,922	579	0	2,429	890	1,208	2,563	1,174	298	19,723	1,917	131	17,887
入学定員充足率推計【2040】	69.5%			57.3%			57.6%			62.1%			59.0%			60.6%			57.7%			73.9%			64.4%			80.6%			73.5%			77.4%		
（国公私別）【2040】	70.3%	72.9%	68.8%	58.7%	60.2%	55.2%	59.0%	61.1%	54.9%	62.3%	65.8%	61.8%	61.3%	62.0%	50.1%	61.1%	61.3%	59.8%	62.7%	60.4%	54.5%	72.6%	71.7%	75.9%	63.7%	-	64.6%	81.0%	81.5%	80.0%	76.5%	75.5%	73.3%	74.0%	72.7%	77.8%
大学進学者数【2021】−大学進学者数推計【2040】	-6,684		(-32%)	-2,406		(-48%)	-2,124		(-48%)	-3,803		(-38%)	-1,588		(-47%)	-1,850		(-45%)	-3,215		(-45%)	-5,675		(-38%)	-3,782		(-42%)	-3,809		(-42%)	-10,074		(-29%)	-8,671		(-29%)
大学入学者数【2021】−大学入学者数推計【2040】	-6,045		(-32%)	-1,480		(-43%)	-1,098		(-43%)	-4,570		(-39%)	-842		(-41%)	-1,115		(-40%)	-1,387		(-40%)	-1,924		(-29%)	-1,815		(-38%)	-1,322		(-22%)	-7,651		(-27%)	-7,467		(-27%)

（参考）
大学進学者…各県に所在する高校等を卒業した者で、全国いずれかの大学に進学した者
大学入学者…各県に所在する大学に入学した者

2040年の各都道府県進学者等推計（出生低位・死亡低位）②

	東京都			神奈川県			新潟県			富山県			石川県			福井県			山梨県			長野県			岐阜県			静岡県			愛知県			三重県		
3年前の中学校等卒業者【2021】	105,013			78,922			19,972			9,769			10,706			7,667			7,849			20,449			20,213			34,976			72,056			17,593		
高校等卒業者数【2021】	101,997			67,477			18,071			8,898			10,073			7,246			7,874			18,424			17,986			31,948			63,402			15,401		
大学進学者数【2021】	78,180			44,498			8,698			4,561			5,607			4,104			5,018			9,269			9,760			16,879			38,573			7,864		
大学進学率【2021】	74.4%			56.4%			43.6%			46.7%			52.4%			53.5%			63.9%			45.3%			48.3%			48.3%			53.5%			44.7%		
大学進学率（国公私別）【2021】	6.6%	1.0%	66.8%	3.7%	1.2%	51.5%	9.5%	3.9%	30.1%	13.3%	5.5%	27.9%	13.5%	5.1%	33.7%	14.4%	6.2%	32.9%	9.4%	5.6%	48.9%	8.4%	4.0%	32.9%	9.0%	3.2%	36.1%	8.3%	3.9%	36.1%	9.5%	3.0%	41.0%	8.7%	2.5%	33.5%
短大進学率【2021】	1.9%			2.8%			3.8%			6.4%			5.6%			4.8%			5.3%			6.8%			5.3%			3.4%			3.1%			4.9%		
専門学校進学率（現役）【2021】	11.7%			14.6%			24.4%			15.6%			13.3%			13.8%			17.7%			19.3%			12.3%			15.6%			12.0%			12.7%		
大学数【2021】	146			32			22			5			14			6			7			11			13			14			52			7		
大学数（国公私別）【2021】	12	2	132	2	2	28	3	4	15	1	1	3	2	4	8	1	2	3	1	2	4	1	4	6	1	3	9	2	4	8	4	3	45	1	1	5
入学定員【2021】	153,377			44,893			6,699			2,575			6,502			2,300			4,169			4,020			4,940			8,090			41,964			3,190		
入学定員（国公私別）【2021】	9,716	1,570	142,091	1,662	1,130	42,101	2,467	765	3,467	1,770	495	310	1,726	590	4,186	855	450	995	825	990	2,354	1,978	960	1,082	1,240	200	3,500	2,145	935	5,010	3,976	1,764	36,224	1,310	100	1,780
大学入学者数【2021】	153,519			45,619			6,592			2,588			6,492			2,362			4,245			4,163			4,825			7,970			42,461			3,303		
（国公私別）【2021】	10,055	1,592	141,872	1,697	1,174	42,748	2,547	826	3,219	1,832	480	276	1,764	620	4,108	895	485	982	851	1,075	2,319	2,023	1,007	1,133	1,265	220	3,340	2,166	1,051	4,753	4,092	1,830	36,539	1,335	102	1,866
県外から流入【2021】	100,599			28,384			3,132			1,640			3,813			1,083			3,012			2,276			2,679			3,165			14,960			1,554		
県内から流出【2021】	25,261			27,263			5,238			3,613			2,928			2,825			3,785			7,382			7,614			12,074			11,072			6,115		
流出入差（流入−流出）【2021】	75,339			1,121			-2,106			-1,973			885			-1,742			-773			-5,106			-4,935			-8,909			3,888			-4,561		
自県進学率【2021】	67.7%			38.7%			39.8%			20.8%			47.8%			31.2%			24.6%			20.4%			22.0%			28.5%			71.3%			22.2%		
18歳人口推計【2040】	92,106			52,183			11,136			5,640			6,596			4,651			4,521			11,393			10,969			19,553			49,082			10,378		
大学進学者数推計【2040】	73,463			31,958			5,388			3,020			3,892			2,775			3,245			6,043			6,097			9,611			28,216			5,033		
大学進学率推計【2040】	79.8%			61.2%			48.4%			53.5%			59.0%			59.7%			71.8%			53.0%			55.6%			49.2%			57.5%			48.5%		
大学入学者数推計【2040】	120,199			34,340			4,129			1,749			4,410			1,622			2,989			2,799			3,268			5,028			30,028			2,253		
（国公私別）【2040】	7,873	1,246	111,080	1,277	884	32,179	1,595	517	2,016	1,238	324	186	1,198	421	2,790	615	333	675	599	757	1,633	1,360	677	762	857	149	2,262	1,366	663	2,998	2,894	1,294	25,840	911	70	1,273
入学定員充足率推計【2040】	78.4%			76.5%			61.6%			67.9%			67.8%			70.5%			71.7%			69.6%			66.2%			62.1%			71.6%			70.6%		
（国公私別）【2040】	81.0%	79.4%	78.2%	76.9%	78.2%	76.4%	64.7%	67.6%	58.2%	69.9%	65.5%	60.2%	69.4%	71.4%	66.7%	71.9%	74.0%	67.8%	72.6%	76.5%	69.4%	68.8%	70.5%	70.4%	69.1%	74.5%	64.6%	63.7%	70.9%	59.8%	72.8%	73.4%	71.3%	69.5%	69.6%	71.5%
大学進学者数【2021】−大学進学者数推計【2040】	-4,717		(-6%)	-12,540		(-28%)	-3,310		(-38%)	-1,541		(-34%)	-1,715		(-31%)	-1,329		(-32%)	-1,773		(-35%)	-3,226		(-35%)	-3,663		(-38%)	-7,268		(-43%)	-10,357		(-27%)	-2,831		(-36%)
大学入学者数【2021】−大学入学者数推計【2040】	-33,320		(-22%)	-11,279		(-25%)	-2,463		(-37%)	-839		(-32%)	-2,082		(-32%)	-740		(-31%)	-1,256		(-30%)	-1,364		(-33%)	-1,557		(-32%)	-2,942		(-37%)	-12,433		(-29%)	-1,050		(-32%)

（参考）
大学進学者…各県に所在する高校等を卒業した者で、全国いずれかの大学に進学した者
大学入学者…各県に所在する大学に入学した者

2040年の各都道府県進学者等推計（出生低位・死亡低位）③

	滋賀県			京都府			大阪府			兵庫県			奈良県			和歌山県			鳥取県			島根県			岡山県			広島県			山口県			徳島県		
3年前の中学校等卒業者【2021】	14,496			23,373			80,416			51,942			13,100			8,934			5,256			6,291			18,350			26,294			12,367			6,666		
高校等卒業者数【2021】	12,836			22,526			71,803			45,157			11,585			8,163			4,820			6,014			17,342			22,985			10,855			6,054		
大学進学者数【2021】	7,185			15,965			47,469			29,769			7,877			4,366			2,177			2,748			9,328			14,387			4,706			3,246		
大学進学率【2021】	49.6%			68.3%			59.0%			57.3%			60.1%			48.9%			41.4%			43.7%			50.8%			54.7%			38.1%			48.7%		
大学進学率（国公私別）【2021】	6.7%	3.3%	39.6%	8.6%	4.2%	55.5%	5.9%	3.0%	50.2%	8.8%	4.2%	44.4%	10.4%	3.9%	45.9%	9.3%	3.9%	35.7%	14.0%	5.0%	22.4%	12.4%	7.0%	24.4%	12.6%	4.1%	34.1%	11.3%	5.2%	38.2%	9.9%	4.8%	23.3%	15.8%	3.4%	29.5%
短大進学率【2021】	4.7%			4.1%			4.5%			3.6%			4.2%			3.9%			7.1%			5.0%			3.9%			2.9%			4.4%			3.9%		
専門学校進学率（現役）【2021】	15.1%			13.0%			13.6%			12.0%			11.1%			16.4%			17.8%			19.9%			17.1%			10.6%			14.0%			14.7%		
大学数【2021】	9			34			56			36			11			5			3			2			18			21			10			4		
大学数（国公私別）【2021】	2	1	6	3	4	27	2	2	52	2	4	30	3	2	6	1	1	3	1	1	1	1	1	0	1	2	15	1	5	15	1	3	6	2	0	2
入学定員【2021】	7,548			35,123			54,721			27,777			4,858			2,035			1,519			1,617			9,905			13,399			4,211			2,893		
入学定員（国公私別）【2021】	945	600	6,003	3,706	1,046	30,371	4,155	2,863	47,703	2,690	1,902	23,185	730	348	3,780	890	280	865	1,139	300	80	1,157	460	0	2,195	550	7,160	2,336	1,570	9,493	1,917	1,084	1,210	1,388	0	1,505
大学入学者数【2021】	7,661			35,049			56,375			27,050			4,777			2,038			1,554			1,682			9,068			13,328			4,306			2,638		
（国公私別）【2021】	957	625	6,079	3,820	1,082	30,147	4,278	2,943	49,154	2,767	1,897	22,386	770	348	3,659	939	281	818	1,161	315	78	1,206	476	0	2,257	577	6,234	2,407	1,677	9,244	1,965	1,113	1,228	1,422	0	1,216
県外から流入【2021】	6,052			26,717			28,439			13,866			3,648			1,261			1,223			1,203			5,111			5,662			3,090			1,455		
県内から流出【2021】	5,576			7,633			19,533			16,585			6,748			3,589			1,846			2,269			5,371			6,721			3,490			2,063		
流出入差（流入-流出）【2021】	476			19,084			8,906			-2,719			-3,100			-2,328			-623			-1,066			-260			-1,059			-400			-608		
自県進学率【2021】	22.4%			52.2%			58.9%			44.3%			14.3%			17.8%			15.2%			17.4%			42.4%			53.3%			25.8%			36.4%		
18歳人口推計【2040】	9,494			14,655			51,865			32,315			7,294			4,953			3,259			3,996			11,892			16,686			7,063			3,829		
大学進学者数推計【2040】	5,525			10,958			35,359			20,517			4,963			2,836			1,558			1,847			6,880			9,126			2,688			2,109		
大学進学率推計【2040】	58.2%			74.8%			68.2%			63.5%			68.0%			57.3%			47.8%			46.2%			57.9%			54.7%			38.1%			55.1%		
大学入学者数推計【2040】	5,540			25,048			40,716			19,283			3,337			1,414			1,087			1,156			6,444			8,743			2,980			1,791		
（国公私別）【2040】	692	452	4,396	2,730	773	21,544	3,090	2,126	35,501	1,973	1,352	15,958	538	243	2,556	651	195	567	812	220	55	829	327	0	1,604	410	4,430	1,579	1,100	6,064	1,360	770	850	966	0	826
入学定員充足率推計【2040】	73.4%			71.3%			74.4%			69.4%			68.7%			69.5%			71.6%			71.5%			65.1%			65.3%			70.8%			61.9%		
（国公私別）【2040】	73.2%	75.3%	73.2%	73.7%	73.9%	70.9%	74.4%	74.2%	74.4%	73.3%	71.1%	68.8%	73.7%	69.8%	67.6%	73.2%	69.6%	65.6%	71.3%	73.4%	68.2%	71.7%	71.1%	-	73.1%	74.6%	61.9%	67.6%	70.1%	63.9%	70.9%	71.0%	70.2%	69.6%	-	54.9%
大学進学者数【2021】－大学進学者数推計【2040】	-1,660		(-23%)	-5,007		(-31%)	-12,110		(-26%)	-9,252		(-31%)	-2,914		(-37%)	-1,530		(-35%)	-619		(-28%)	-901		(-33%)	-2,448		(-26%)	-5,261		(-37%)	-2,018		(-43%)	-1,137		(-35%)
大学入学者数【2021】－大学入学者数推計【2040】	-2,121		(-28%)	-10,001		(-29%)	-15,659		(-28%)	-7,767		(-29%)	-1,440		(-30%)	-624		(-31%)	-467		(-30%)	-526		(-31%)	-2,624		(-29%)	-4,585		(-34%)	-1,326		(-31%)	-847		(-32%)

（参考）
大学進学者…各県に所在する高校等を卒業した者で、全国いずれかの大学に進学した者
大学入学者…各県に所在する大学に入学した者

2040年の各都道府県進学者等推計（出生低位・死亡低位）④

	香川県			愛媛県			高知県			福岡県			佐賀県			長崎県			熊本県			大分県			宮崎県			鹿児島県			沖縄県			その他
3年前の中学校等卒業者【2021】	9,430			12,621			6,257			46,942			8,501			12,831			16,868			10,370			10,621			15,810			16,515			
高校等卒業者数【2021】	8,593			11,445			5,891			41,516			7,697			11,857			15,073			9,745			9,842			14,227			14,424			
大学進学者数【2021】	4,840			6,144			2,845			22,333			3,455			5,434			7,075			4,091			4,180			6,126			7,002			17,919
大学進学率【2021】	51.3%			48.7%			45.5%			47.6%			40.6%			42.4%			41.9%			39.5%			39.4%			38.7%			42.4%			
大学進学率（国公私別）【2021】	13.3%	3.7%	34.3%	14.7%	4.1%	29.9%	9.8%	6.2%	29.5%	9.2%	3.0%	35.4%	12.2%	2.1%	26.4%	14.1%	5.3%	23.0%	10.0%	3.4%	28.6%	13.3%	4.1%	22.0%	12.6%	4.1%	22.6%	11.8%	2.4%	24.5%	9.5%	3.4%	29.5%	
短大進学率【2021】	4.7%			4.5%			4.3%			4.3%			4.2%			3.8%			3.2%			7.1%			4.7%			7.1%			3.5%			
専門学校進学率（現役）【2021】	15.6%			16.9%			15.9%			15.9%			16.3%			15.4%			17.9%			19.8%			16.0%			19.4%			23.8%			
大学数【2021】	4			5			5			35			2			8			9			5			7			6			8			
大学数（国公私別）【2021】	1	1	2	1	1	3	1	2	2	3	4	28	1	0	1	1	1	6	1	1	7	1	1	3	1	2	4	2	0	4	1	3	4	
入学定員【2021】	2,189			3,860			2,215			25,761			1,818			3,986			5,712			3,520			2,335			3,683			3,972			
入学定員（国公私別）【2021】	1,239	90	860	1,770	100	1,990	1,075	860	280	4,110	1,999	19,652	1,278	0	540	1,641	730	1,615	1,667	480	3,565	1,070	80	2,370	1,035	300	1,000	2,053	0	1,630	1,547	640	1,785	
大学入学者数【2021】	2,092			3,875			2,212			25,963			1,817			3,914			5,643			3,029			2,174			3,652			4,153			
（国公私別）【2021】	1,275	90	727	1,818	100	1,957	1,110	906	196	4,214	2,097	19,652	1,315	0	502	1,657	752	1,505	1,706	505	3,432	1,086	81	1,862	1,064	312	798	2,100	0	1,552	1,567	664	1,922	
県外から流入【2021】	1,260			1,840			1,459			11,422			1,244			1,942			2,357			1,947			1,096			1,601			937			
県内から流出【2021】	4,008			4,109			2,092			7,792			2,882			3,462			3,789			3,009			3,102			4,075			3,786			
流出入差（流入−流出）【2021】	-2,748			-2,269			-633			3,630			-1,638			-1,520			-1,432			-1,062			-2,006			-2,474			-2,849			
自県進学率【2021】	17.2%			33.1%			26.5%			65.1%			16.6%			36.3%			46.4%			26.4%			25.8%			33.5%			45.9%			
18歳人口推計【2040】	5,640			7,171			3,528			34,719			5,622			7,814			11,584			6,503			6,901			10,500			13,082			
大学進学者数推計【2040】	3,237			3,841			1,794			16,896			2,413			3,845			4,951			2,775			2,812			4,289			6,155			19,245
大学進学率推計【2040】	57.4%			53.6%			50.9%			48.7%			42.9%			49.2%			42.7%			42.7%			40.7%			40.8%			47.0%			
大学入学者数推計【2040】	1,428			2,527			1,481			19,102			1,311			2,826			4,008			2,233			1,510			2,634			3,493			
（国公私別）【2040】	870	61	496	1,185	65	1,276	743	606	131	3,100	1,543	14,458	949	0	362	1,196	543	1,086	1,212	359	2,437	801	60	1,373	739	217	554	1,515	0	1,119	1,318	559	1,617	
入学定員充足率推計【2040】	65.2%			65.5%			66.8%			74.1%			72.1%			70.9%			70.2%			63.4%			64.7%			71.5%			88.0%			
（国公私別）【2040】	70.3%	68.3%	57.7%	67.0%	65.2%	64.1%	69.1%	70.5%	46.9%	75.4%	77.2%	73.6%	74.3%	-	67.1%	72.9%	74.4%	67.3%	72.7%	74.7%	68.4%	74.8%	74.6%	57.9%	71.4%	72.2%	55.4%	73.8%	-	68.7%	85.2%	87.3%	90.6%	
大学進学者数【2021】−大学進学者数推計【2040】	-1,603		(-33%)	-2,303		(-37%)	-1,051		(-37%)	-5,437		(-24%)	-1,042		(-30%)	-1,589		(-29%)	-2,124		(-30%)	-1,316		(-32%)	-1,368		(-33%)	-1,837		(-30%)	-847		(-12%)	
大学入学者数【2021】−大学入学者数推計【2040】	-664		(-32%)	-1,348		(-35%)	-731		(-33%)	-6,861		(-26%)	-506		(-28%)	-1,088		(-28%)	-1,635		(-29%)	-796		(-26%)	-664		(-31%)	-1,018		(-28%)	-660		(-16%)	

（参考）
大学進学者…各県に所在する高校等を卒業した者で、全国いずれかの大学に進学した者
大学入学者…各県に所在する大学に入学した者

大学院を置く大学数および研究科数

国立：100%，公立：88%，私立：78%の大学が大学院を置いている。

大学院を置く大学数

（令和6年5月1日現在）

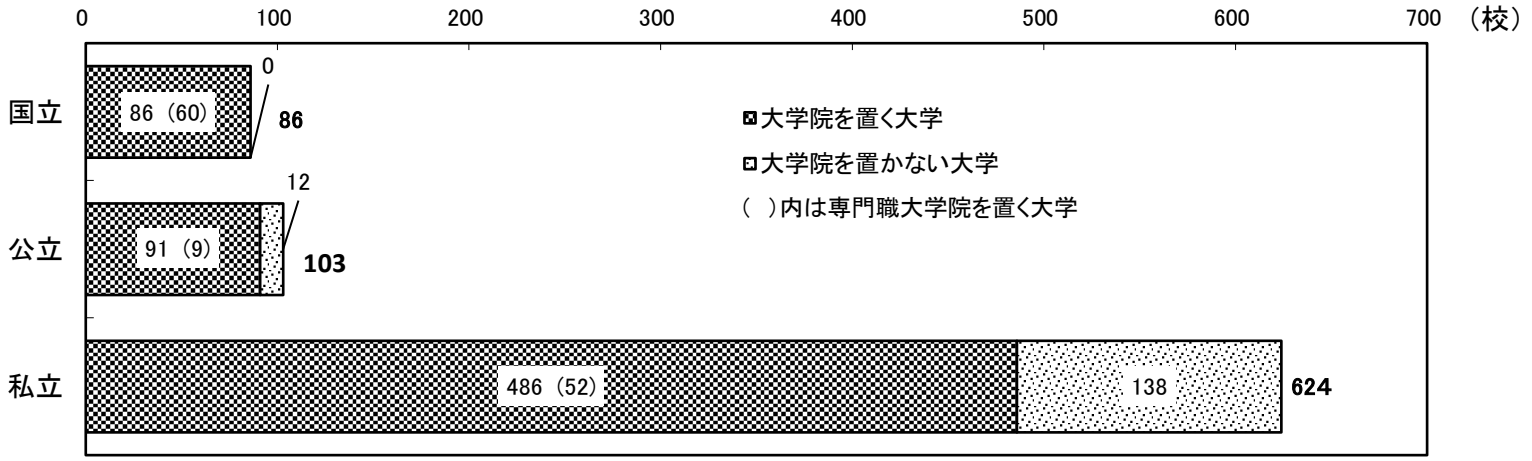

国立：100%
公立： 88%
私立： 78%

出典：令和6年度学校基本統計

研究科数

（令和6年5月1日現在）

区分	研究科数		
	修士課程 （修士、博士前期）	博士課程 （博士後期、一貫制）	専門職学位課程
国立	370	367	86
公立	193	174	10
私立	1,189	840	72
計	1,752	1,381	168

※学生が在籍している研究科の数

出典：令和6年度学校基本統計

大学院在学者数の推移

博士課程の在学者数は、令和６年度に最大となった。

（各年度5月1日現在）

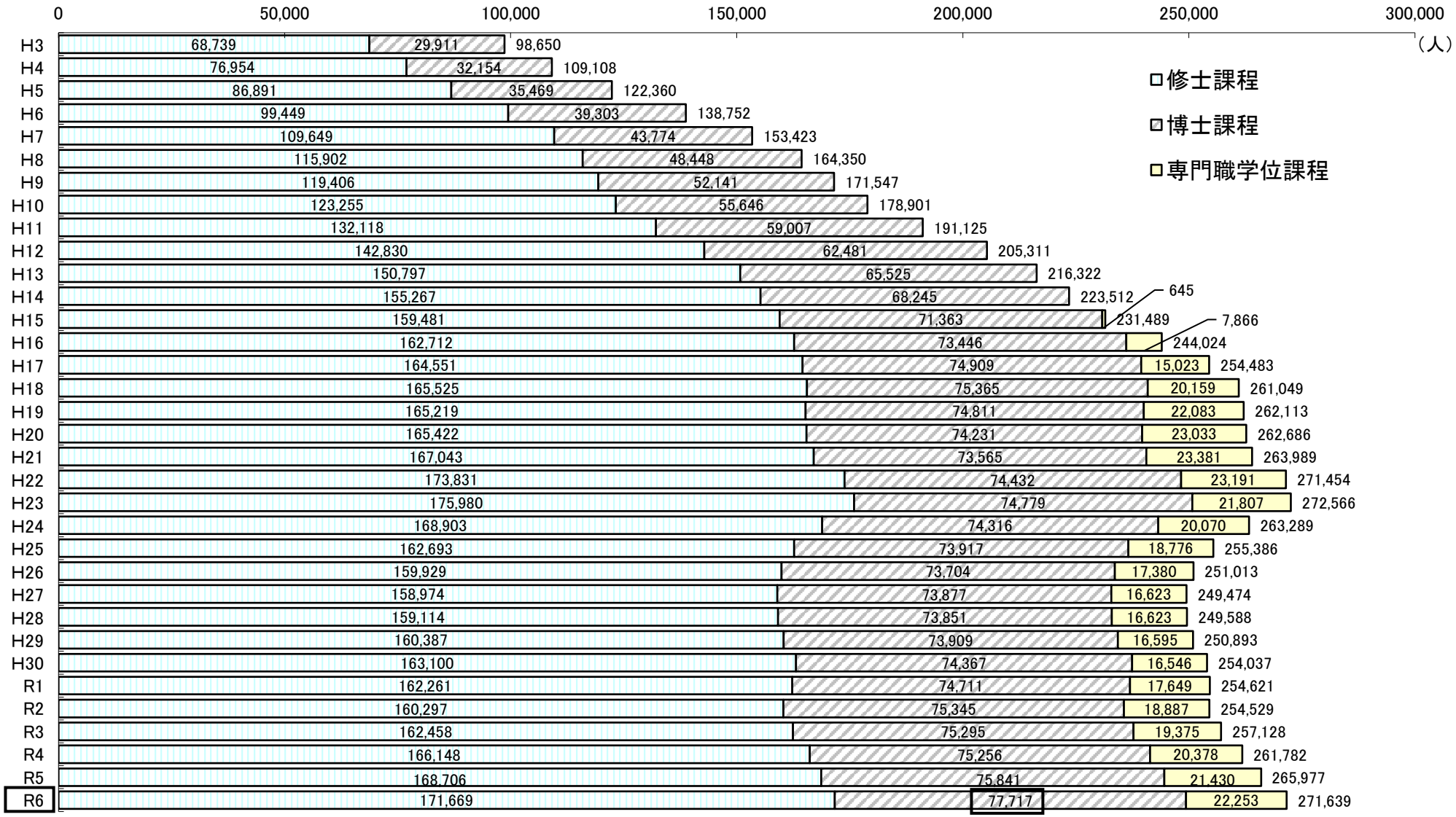

※　在学者数

修士課程：修士課程、博士前期課程、５年一貫制博士課程（１、２年次）

博士課程：博士後期課程、医歯学・薬学、獣医学の４年制博士課程、５年一貫制博士課程（３～５年次）

通信教育を行う課程を除く

出典：学校基本統計

高等教育段階における進学率の国際比較

- 日本の大学修士課程又は同等レベルへの進学率は7.4%であり、 OECD平均の20.4%の約3割ほどしか満たない。
- 日本の大学博士課程又は同等レベルへの進学率は0.7%であり、OECD平均の1.5%よりも下回っている。

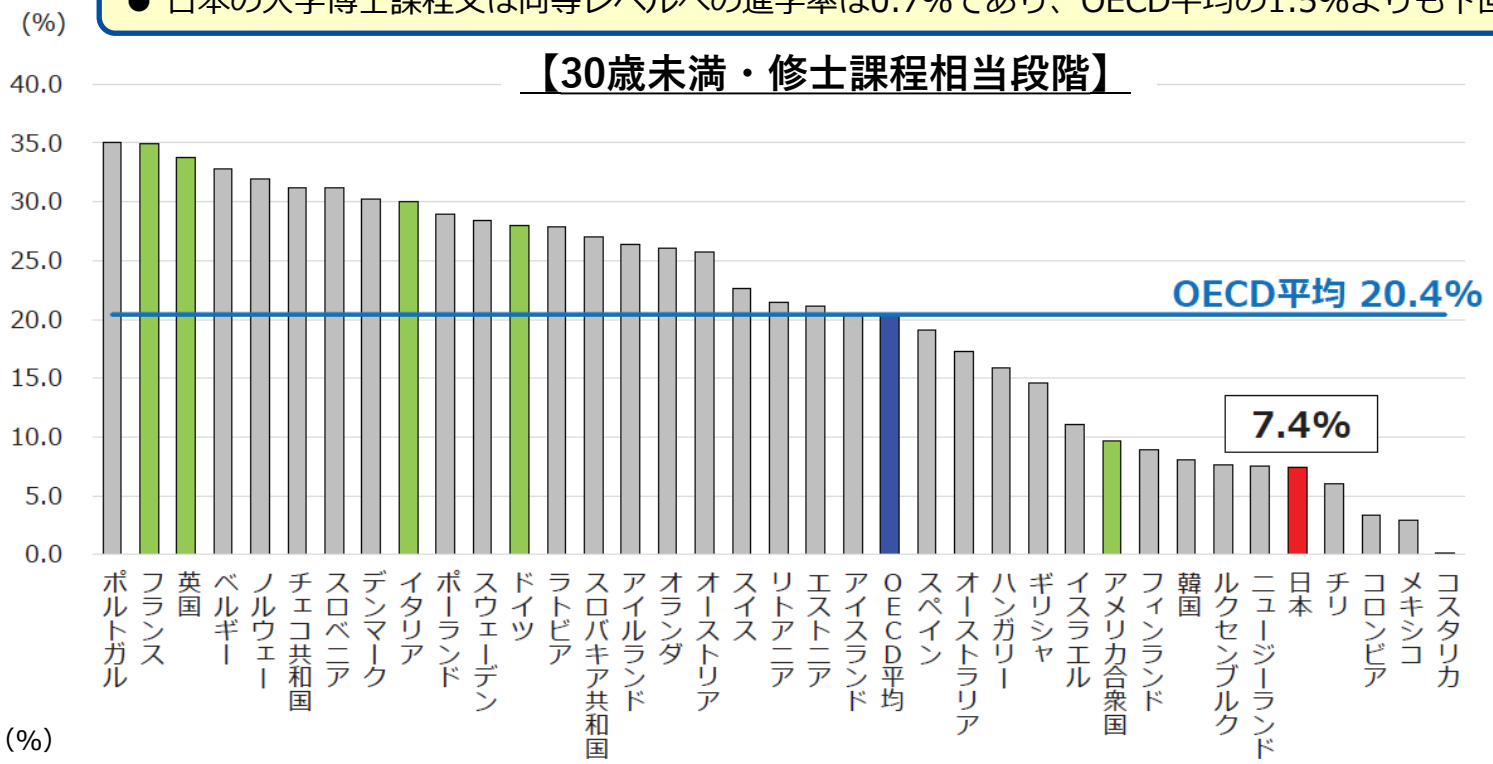

（2021年）

※OECD加盟38ヵ国のうち、カナダ、トルコを除く。
※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※進学率は、25/30歳未満の各年齢における高等教育段階の新入学者数を当該年齢人口で除した率の合計。
留学生含む。
※参照年度は2020年度（令和2年度）。

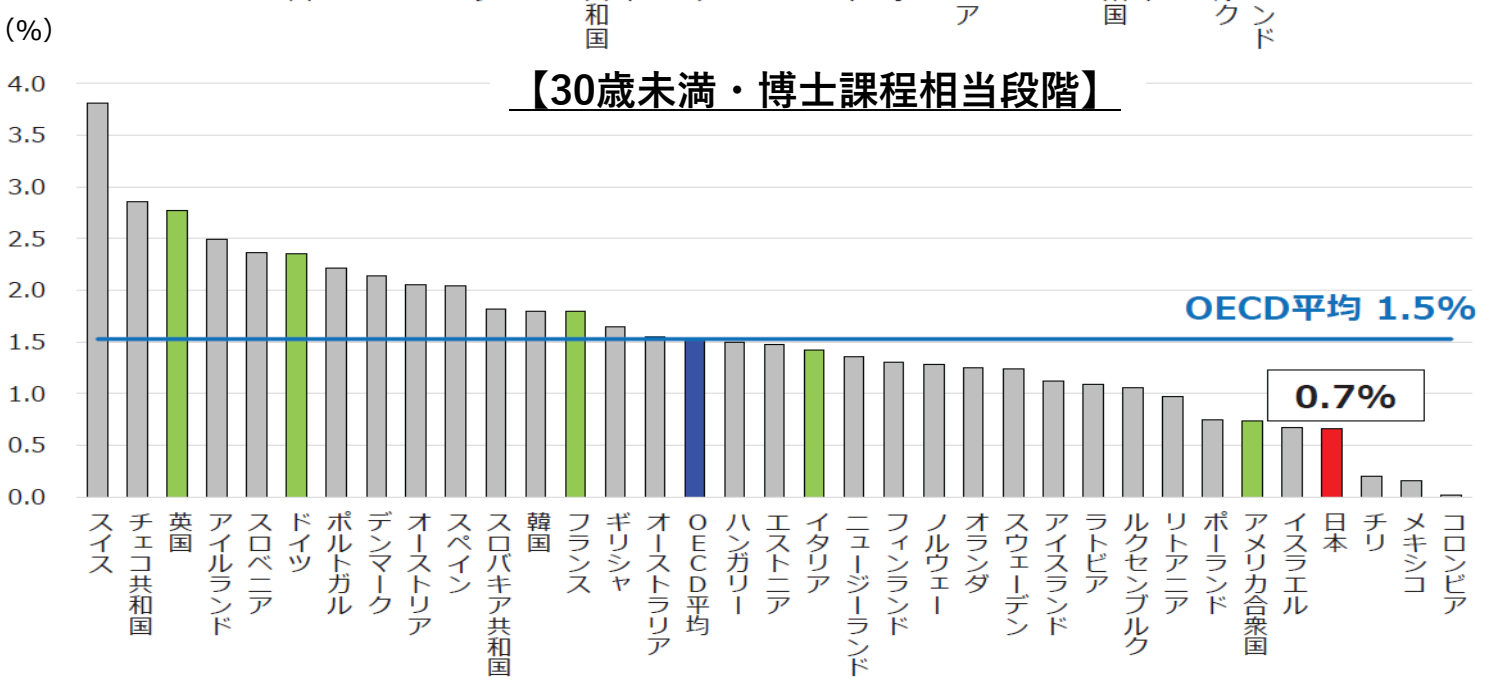

（2021年）

※OECD加盟38ヵ国のうち、ベルギー、カナダ、コスタリカ、トルコを除く。
※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※進学率は、25/30歳未満の各年齢における当該高等教育段階の 新入学者数を当該年齢人口で除した率の合計。
留学生含む。
※参照年度は2020年度（令和2年度）。

出典：OECD statistics

課程別・設置者別在学者比較（在学者数）

我が国の大学院在籍者の6割は国立大学に在籍。博士課程においては国立の割合が約7割である一方、専門職学位課程においては私立の在籍者比率が一番高い。

（令和6年5月1日現在）

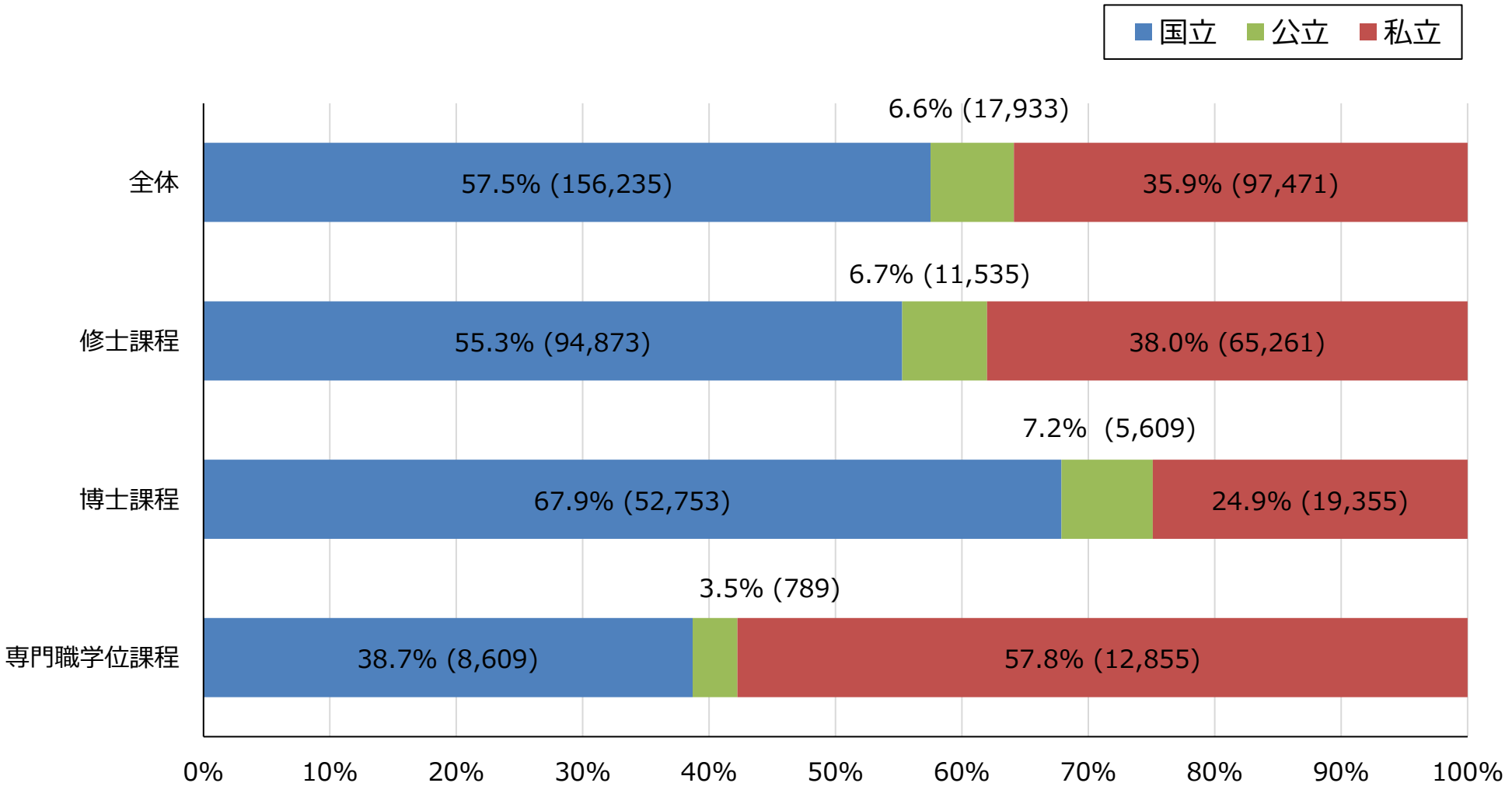

出典：令和6年度学校基本統計

学問分野別の大学院学生数

修士在籍者の場合は「工学」分野、博士在籍者の場合は「保健」分野が全体の約4割、専門職学位在籍者の場合は「社会科学」分野が全体の6割以上を占めている。

（令和6年5月1日現在）

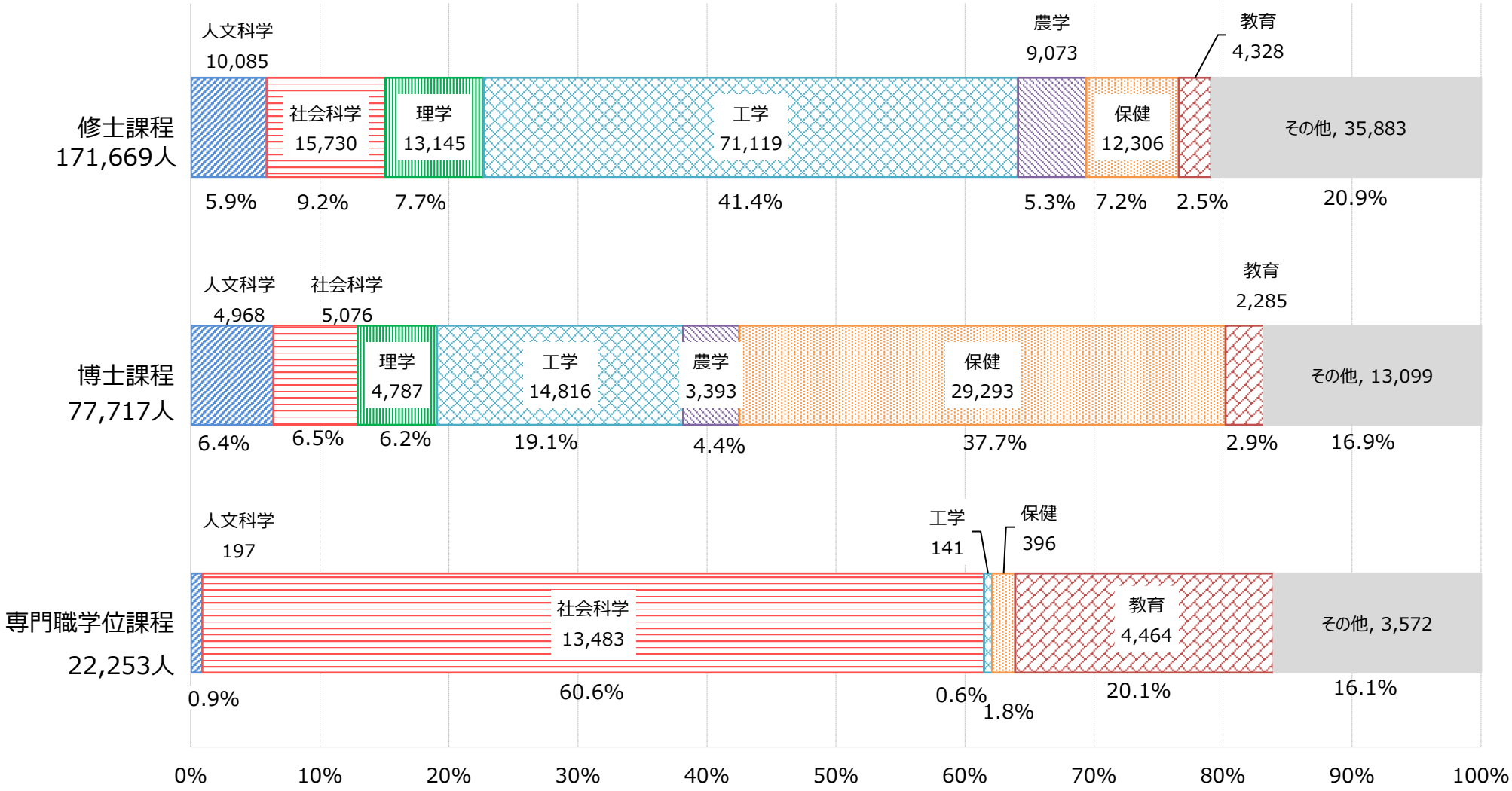

出典：令和6年度学校基本統計

修士課程入学者の推移

修士課程入学者は平成22年度をピークとして減少したが、近年は若干の回復傾向がみられる。
社会人以外の入学者数は令和2年度より増加傾向、社会人学生は平成30年度をピークに減少傾向。

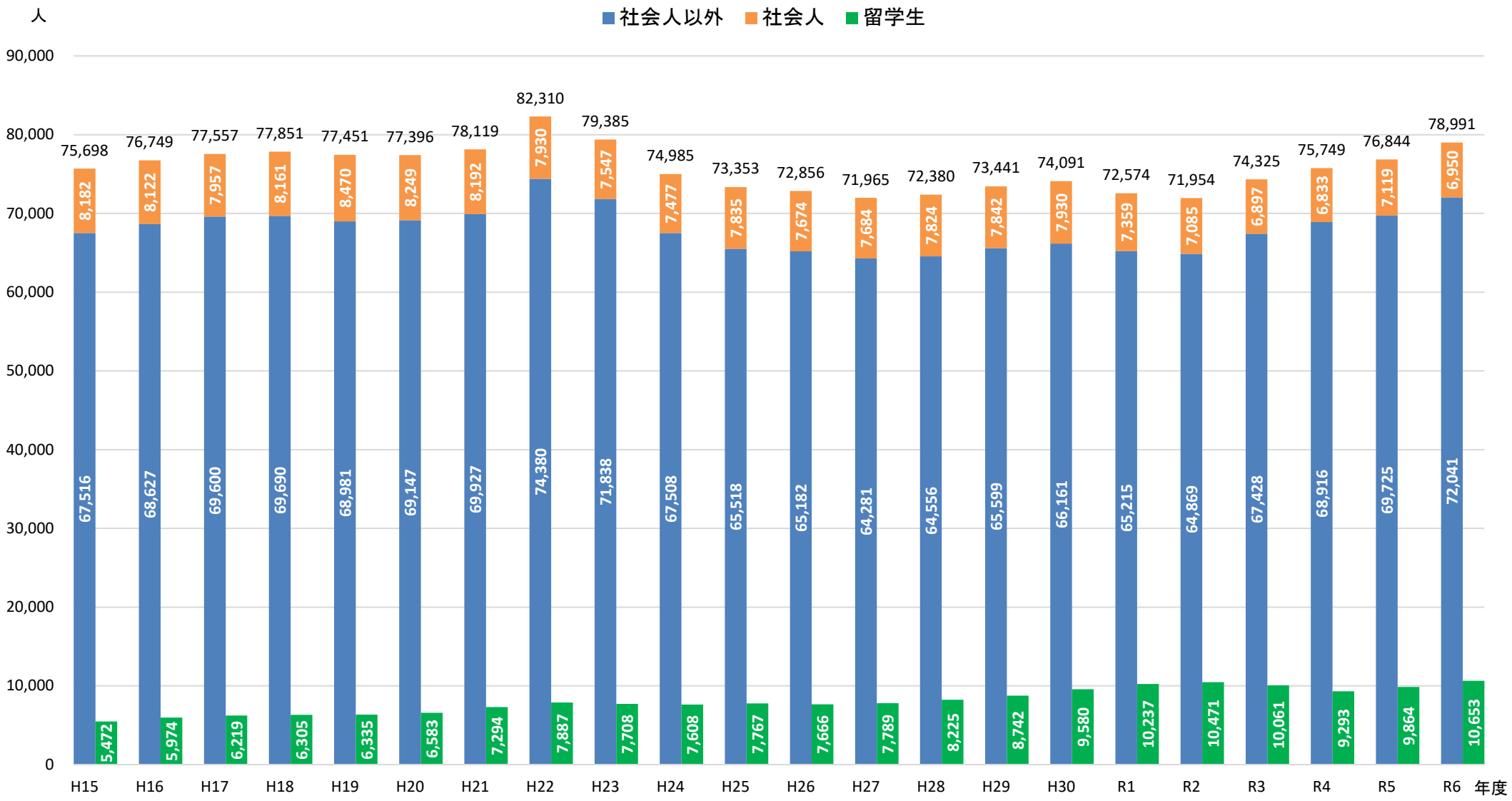

出典：学校基本統計

博士課程入学者の推移

博士課程入学者のうち、社会人以外の入学者数は、平成15年度の約1.4万人をピークに大幅に減少し、令和6年度には最大時から約40%の減少。

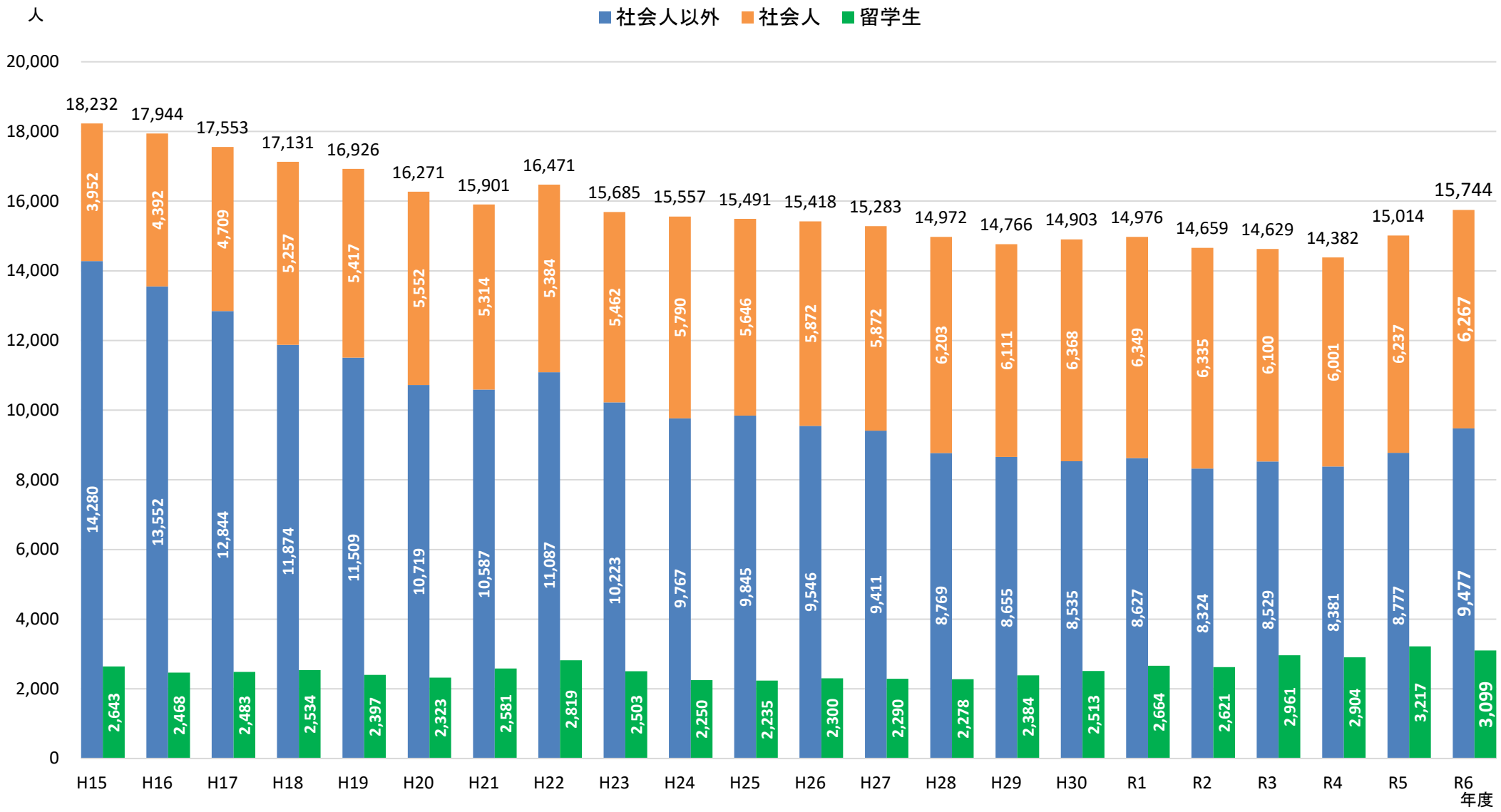

出典：学校基本統計

分野別学士課程修了者の進学率の推移

学士課程修了者の進学率は、全分野では横ばいだが、理学・工学・農学系は増加傾向。

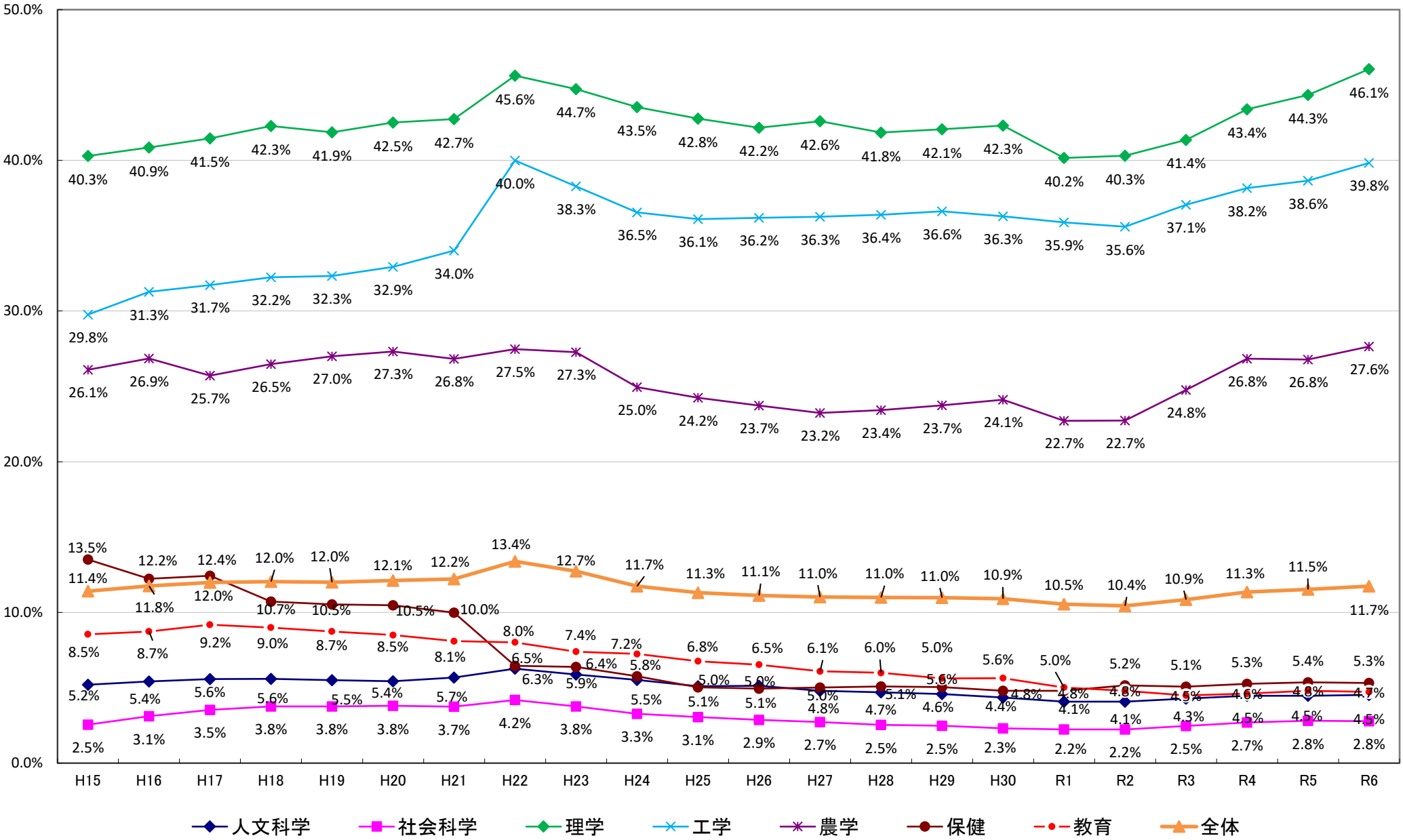

※「進学者」とは、大学院研究科、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の専攻科、別科へ入学した者である。また、進学しかつ就職した者を含む。
※「芸術」「家政」「その他」分野は修了者数が比較的少ないことから省略

出典：学校基本統計

分野別修士課程修了者の進学率の推移

修士課程修了者の博士課程等への進学率は、各分野を通じて減少傾向であったが、近年は横ばい。

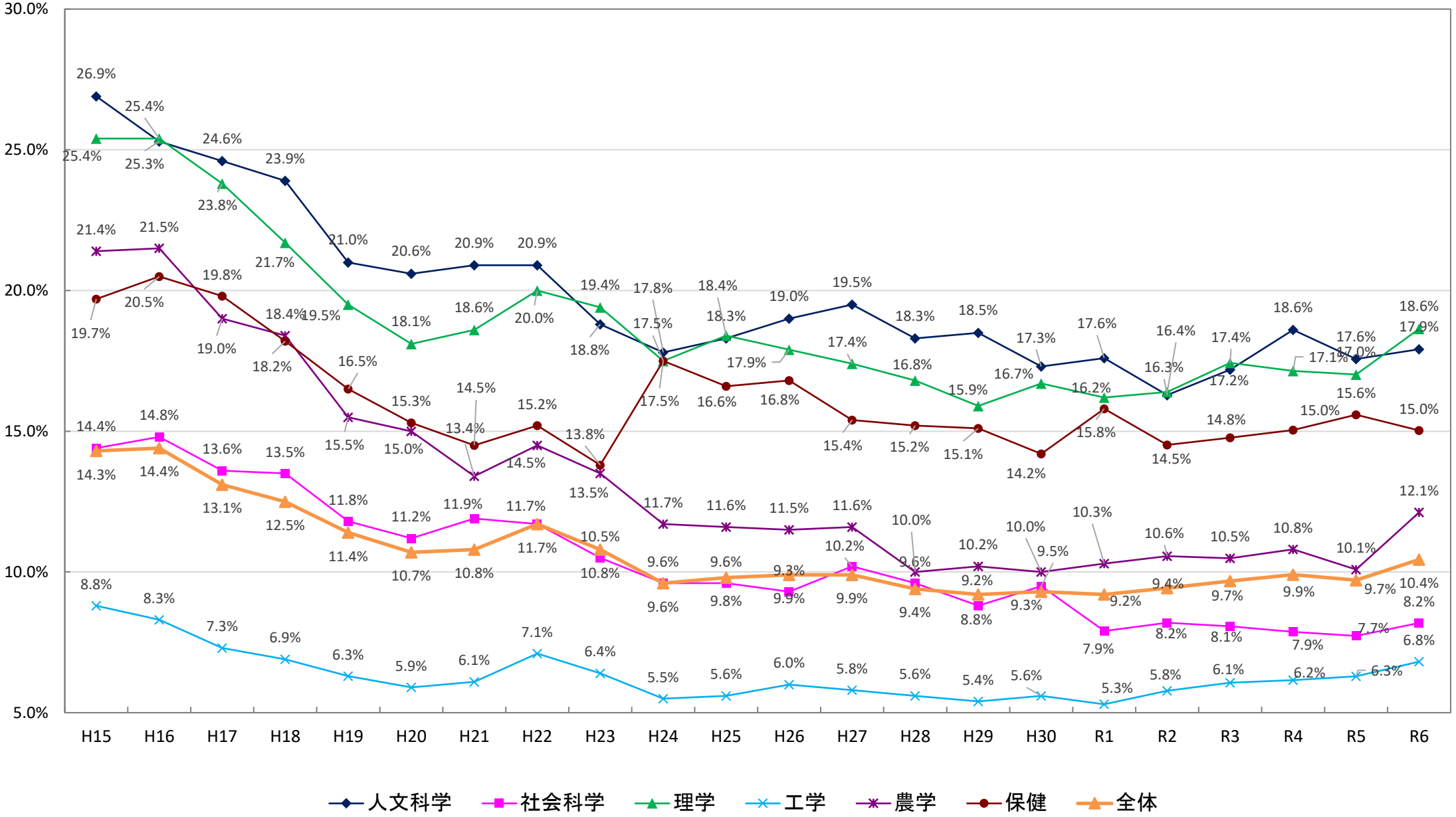

※「進学者」とは、大学院研究科、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の専攻科、別科へ入学した者である。また、進学しかつ就職した者を含む。
※「教育」「芸術」「家政」「その他」分野は修了者数が比較的少ないことから省略

出典：学校基本統計

分野別修士課程入学者充足率の推移

「人文・社会」分野修士課程の入学者充足率（＝入学者／入学定員）は6割前後で推移。

※平成25年度以前と平成26年度以降のグラフは出典が異なる。

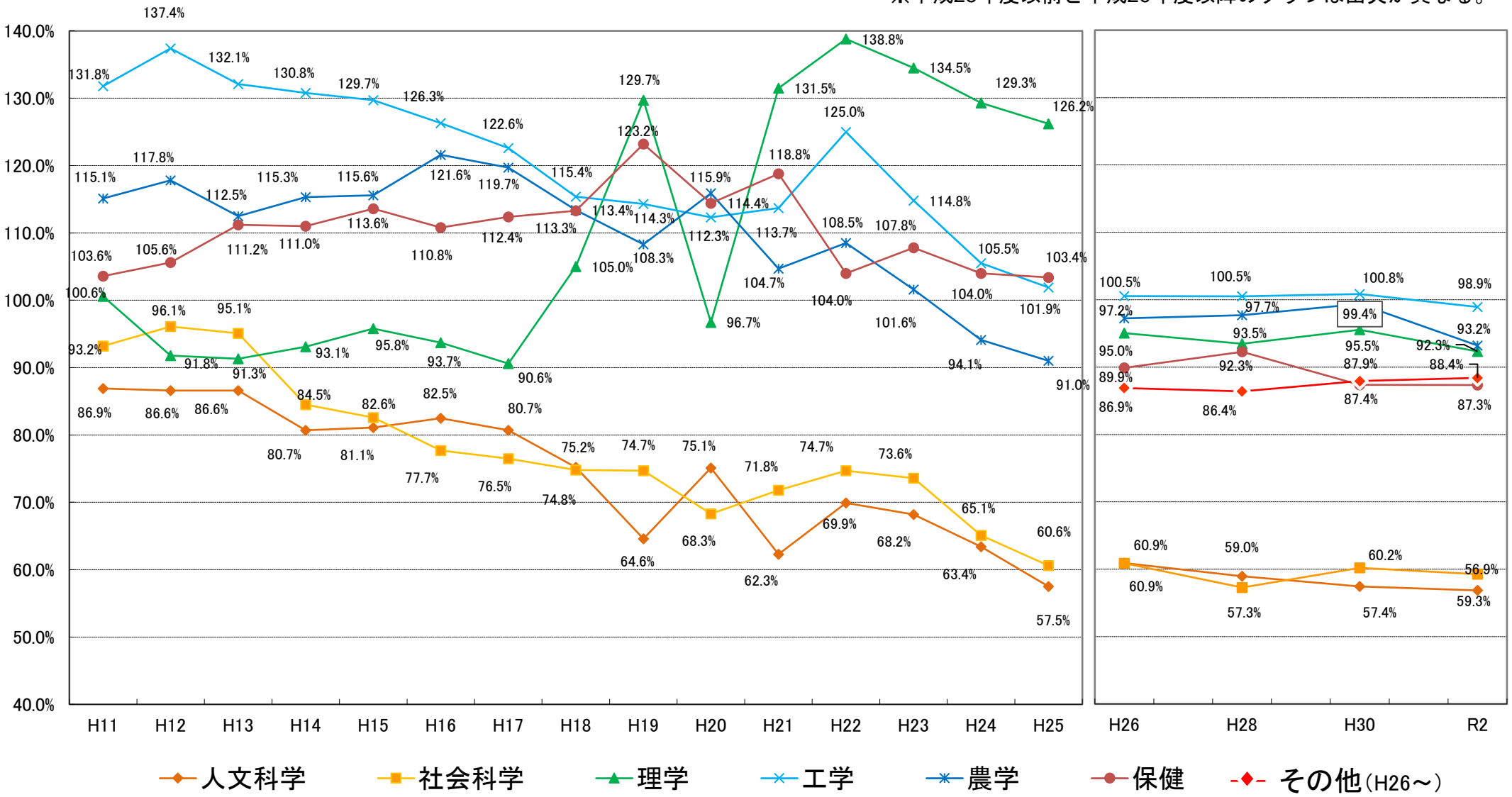

出典：（平成２５年まで）学校基本統計及び全国大学一覧より文部科学省作成
（平成２６年）「大学院における「第２次大学院教育振興施策要綱」等を踏まえた教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（平成２８年２月　株式会社リベルタス・コンサルティング）＜文部科学省：先導的大学改革推進委託事業＞
（平成２８年）「大学院における「第３次大学院教育振興施策要綱」等を踏まえた教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（平成３０年３月　株式会社リベルタス・コンサルティング）＜文部科学省：先導的大学改革推進委託事業＞
（平成３０年）「大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（令和２年３月　株式会社リベルタス・コンサルティング）＜文部科学省：先導的大学改革推進委託事業＞
（令和２年）「大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（令和４年２月　株式会社リベルタス・コンサルティング）＜文部科学省：先導的大学改革推進委託事業＞

分野別博士課程入学者充足率の推移

博士課程の入学者充足率（＝入学者／入学定員）は全体的に低下傾向。

※平成25年度以前と平成26年度以降のグラフは出典が異なる。

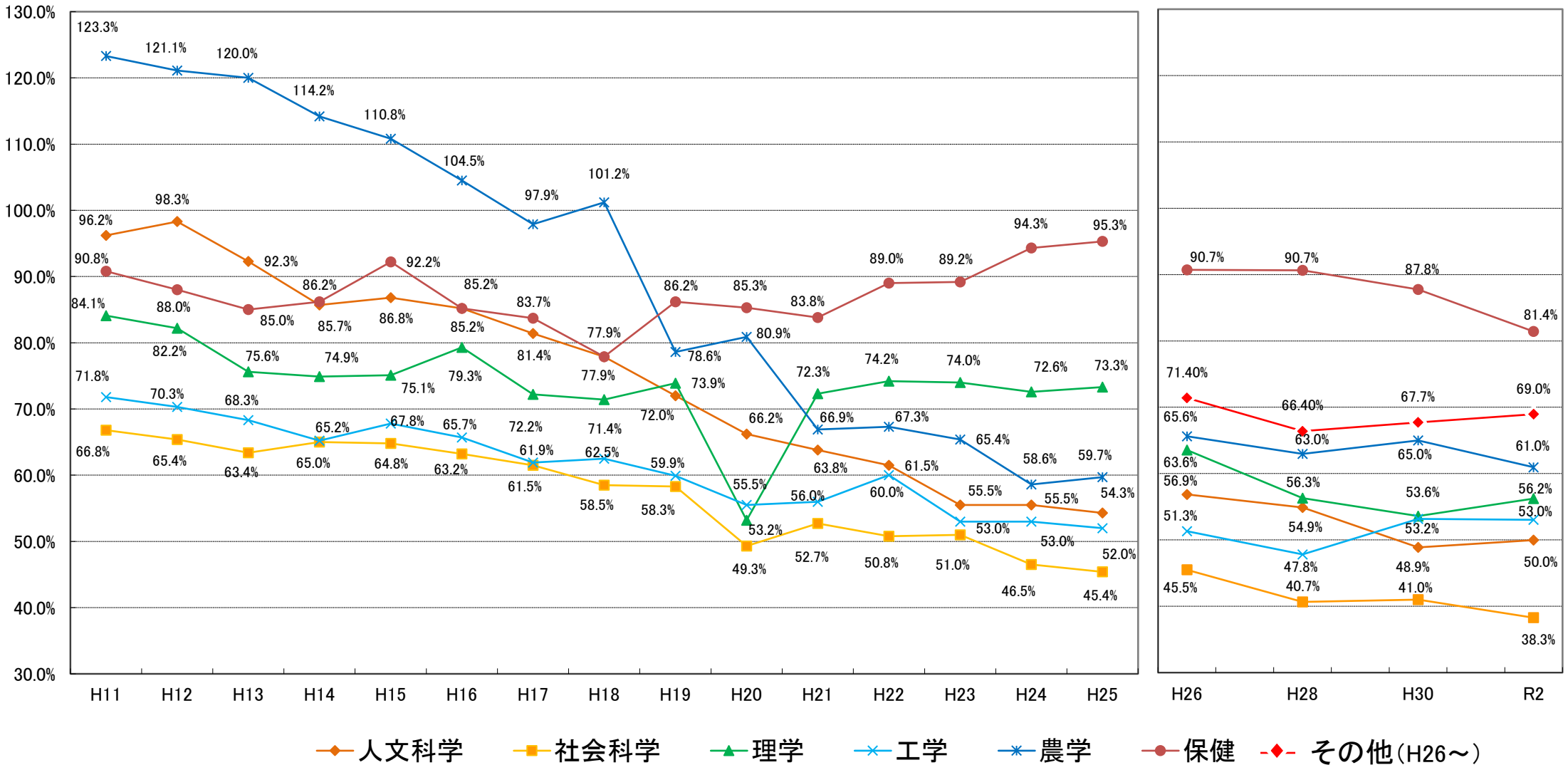

出典：（平成２５年まで）学校基本統計及び全国大学一覧より文部科学省作成
（平成２６年）「大学院における「第２次大学院教育振興施策要綱」等を踏まえた教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（平成２８年２月　株式会社リベルタス・コンサルティング）＜文部科学省：先導的大学改革推進委託事業＞
（平成２８年）「大学院における「第３次大学院教育振興施策要綱」等を踏まえた教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（平成３０年３月　株式会社リベルタス・コンサルティング）＜文部科学省：先導的大学改革推進委託事業＞
（平成３０年）「大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（令和２年３月　株式会社リベルタス・コンサルティング）＜文部科学省：先導的大学改革推進委託事業＞
（令和２年）「大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（令和４年２月　株式会社リベルタス・コンサルティング）＜文部科学省：先導的大学改革推進委託事業＞

入学者数に占める自大学出身者割合（修士）

理学、工学、農学系の修士課程における自大学出身者割合は高く、８～９割で推移している。
社会科学系の自大学出身者割合は低く、２～３割程度で推移している。

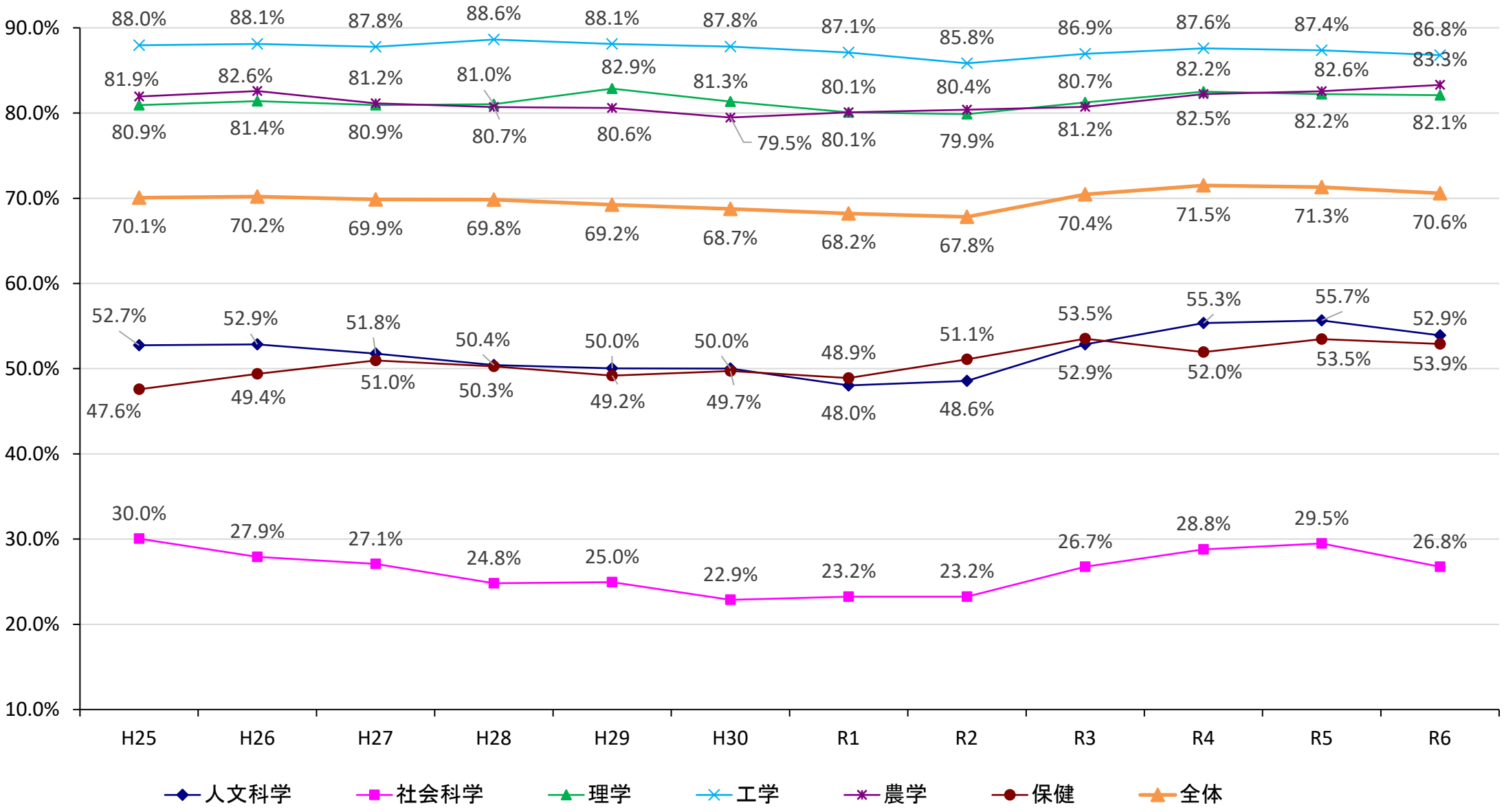

出典：学校基本統計

入学者数に占める自大学出身者割合（博士）

理学系の修士課程における自大学出身者割合は高く、８割以上で推移している。

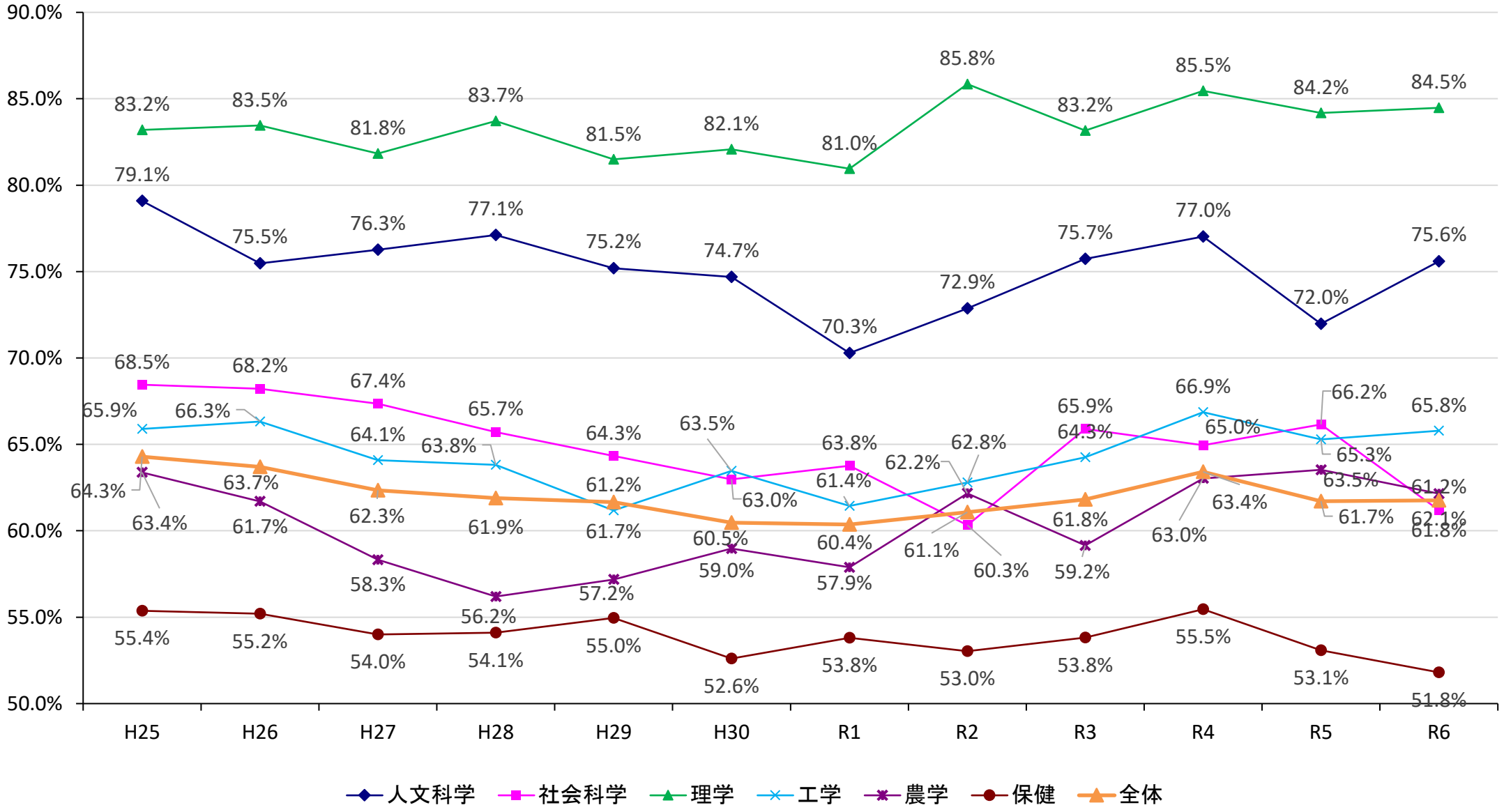

出典：学校基本統計

入学者数に占める自大学出身者割合（専門職学位）

人文科学、教育系の自大学出身者割合が相対的に高く、「工学」分野の自大学出身者の割合は非常に低い。

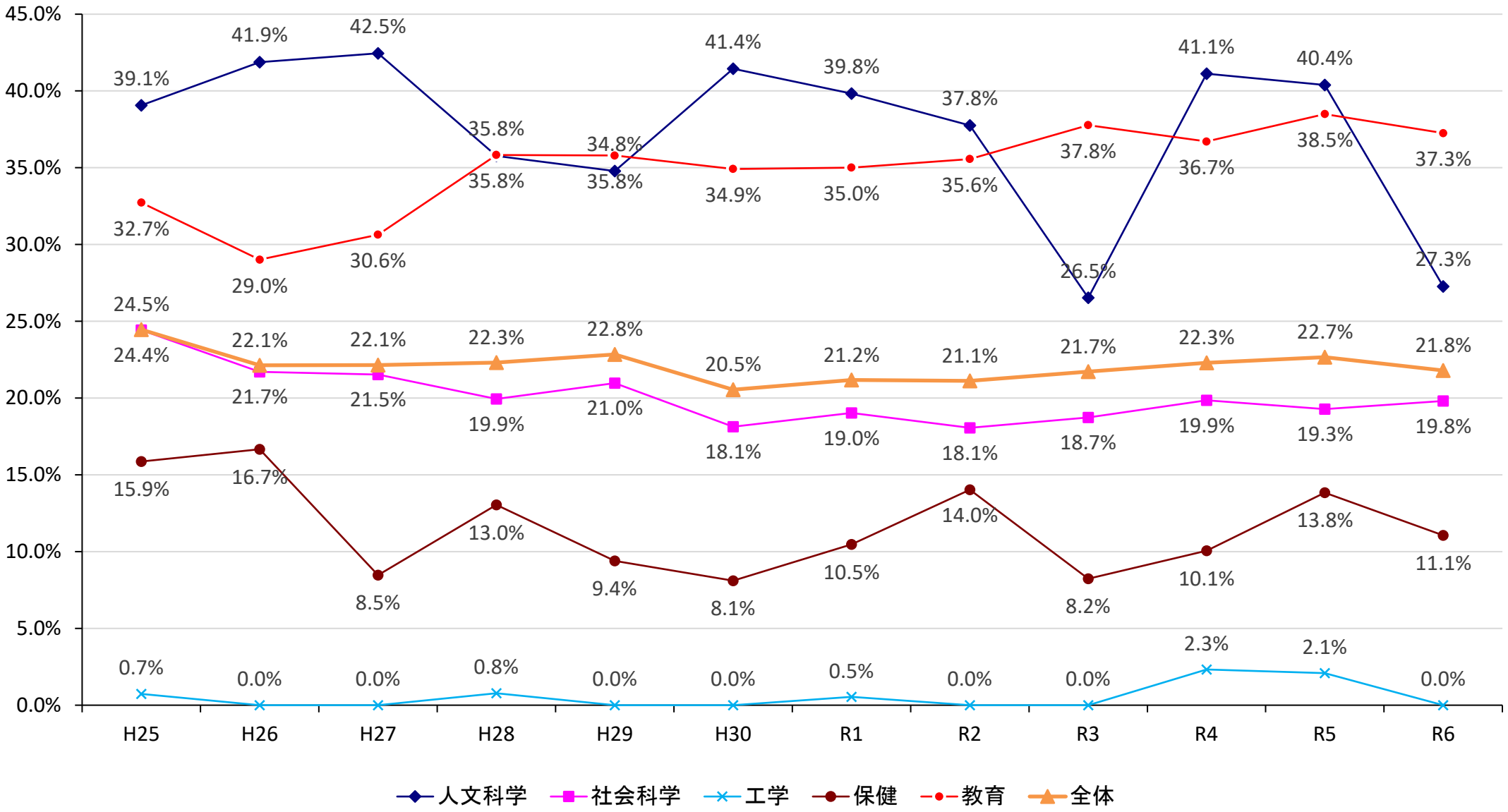

出典：学校基本統計

博士の学位授与者数の推移

- 学位授与者数は、課程博士はほぼ横ばいだが、平成27年度以降増加傾向。
- 論文博士は、減少傾向。

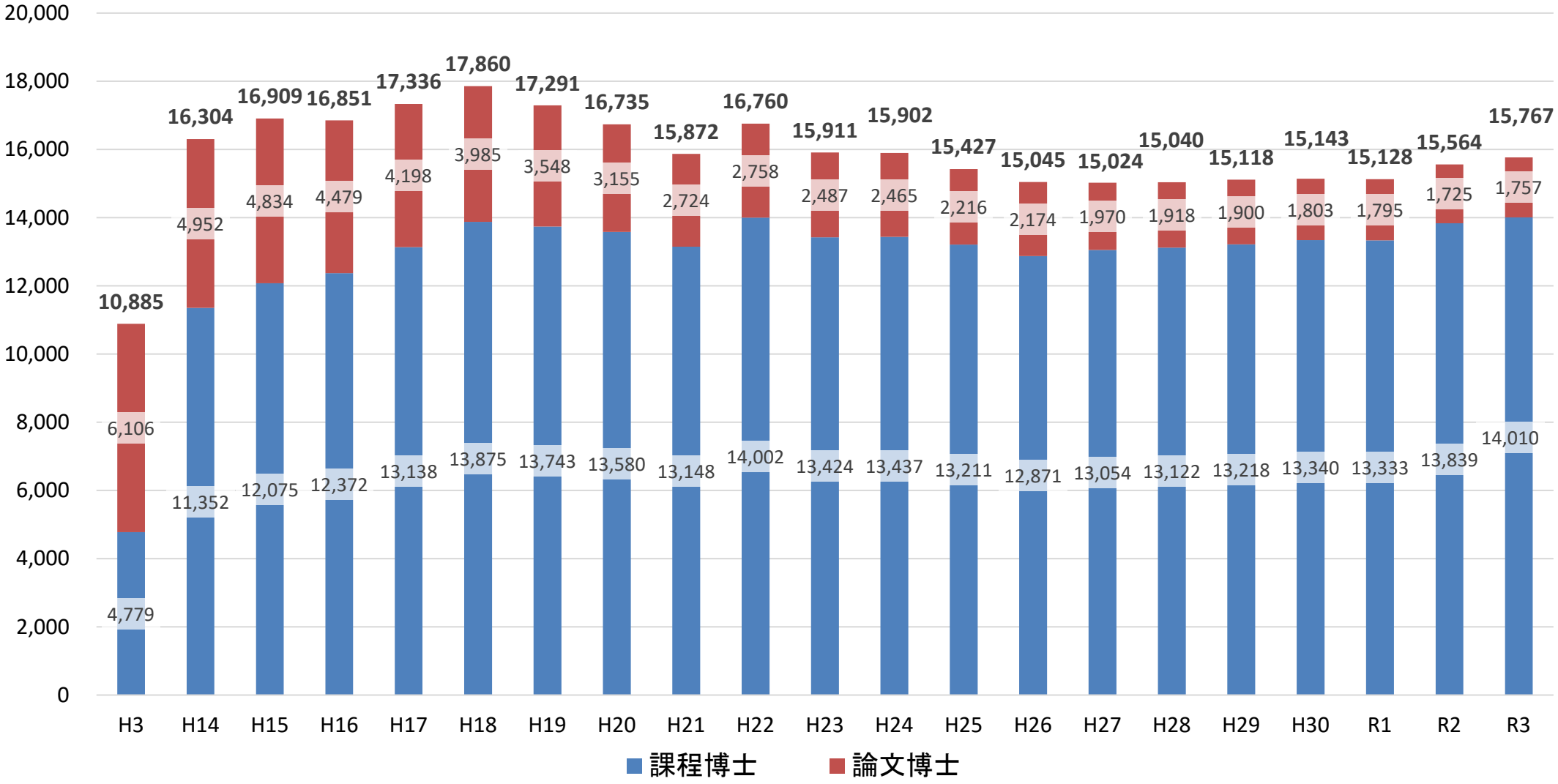

出典：文部科学省「学位授与状況調査」

諸外国における人口100万人当たりの修士号・博士号の取得者数

人口100万人当たりの修士号、博士号を取得している者の数は、諸外国と比較して低水準。

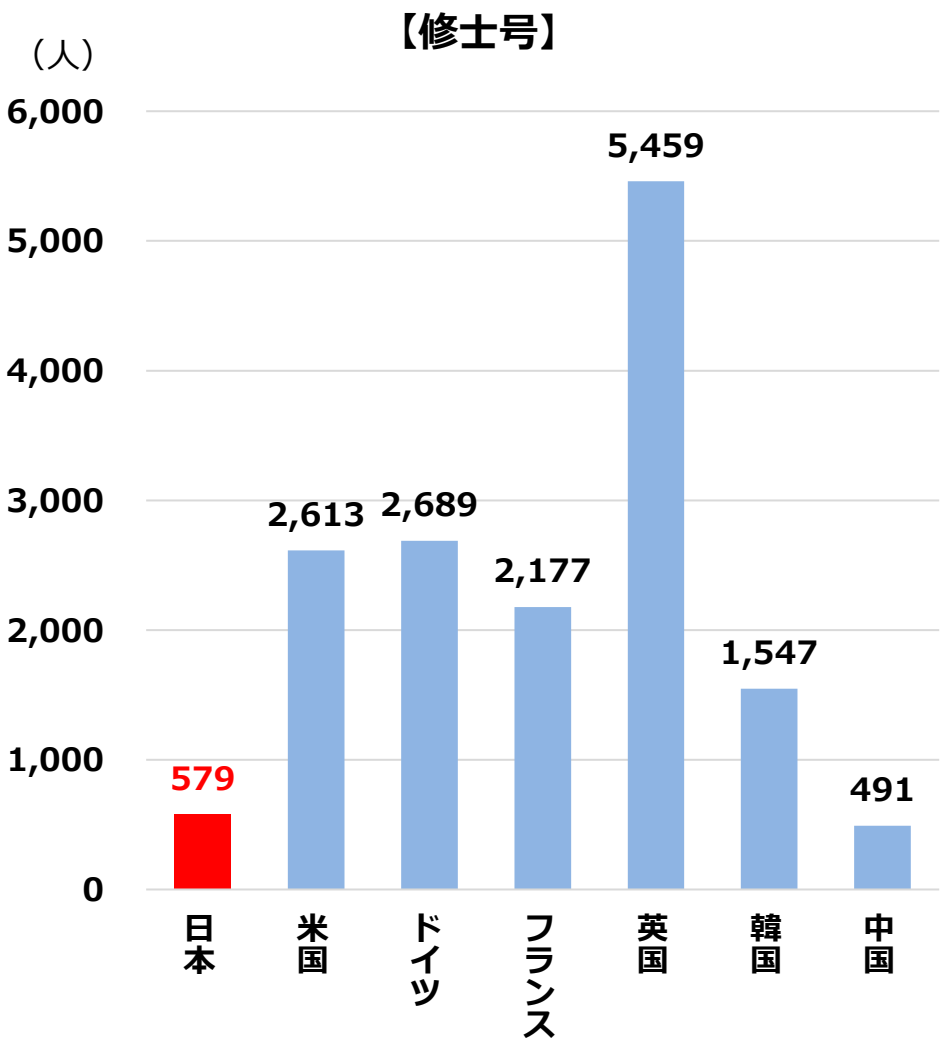

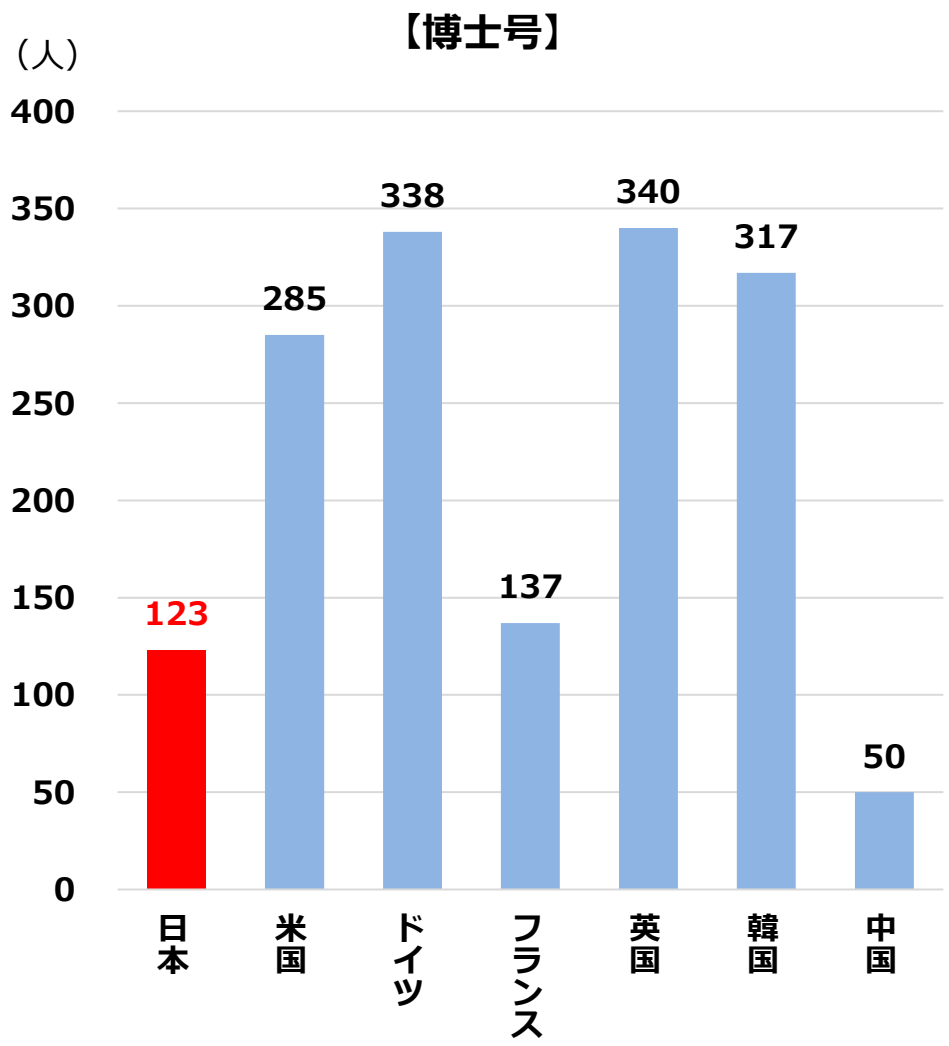

（出典）文部科学省・科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2023」より作成。

諸外国における人口100万人当たりの博士号取得者数の推移

- 諸外国と比較して、日本では人口100万人当たりの博士号取得者数が少ない。
- 日本の人口100万人当たりの博士号取得者数は、2014年度以降ほぼ横ばいに推移していたが、近年微増している。

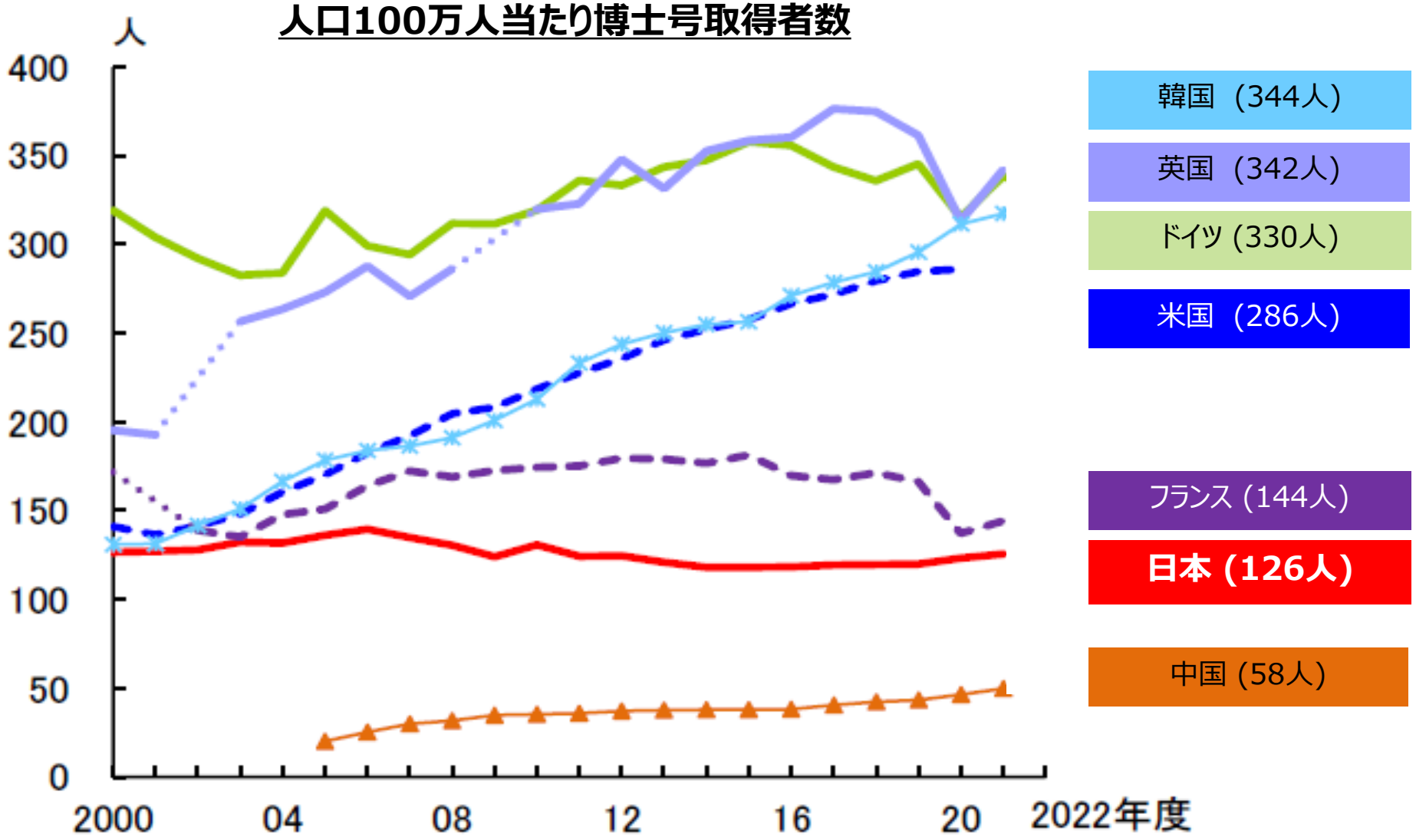

（注）米国は2020年度、フランス・日本は2021年度、英国・ドイツ・韓国・中国は2022年度のデータ

出典：科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2024」

短期大学士課程修了後の分野別進路

- 人文、社会、工業、芸術は他の分野に比べて進学者の割合が高い傾向。
- 保健、教育は就職者のうち専門的・技術的職業の割合が高く、人文、社会、家政ではその他の職業の割合が高い傾向。

卒業者合計（34,684人）

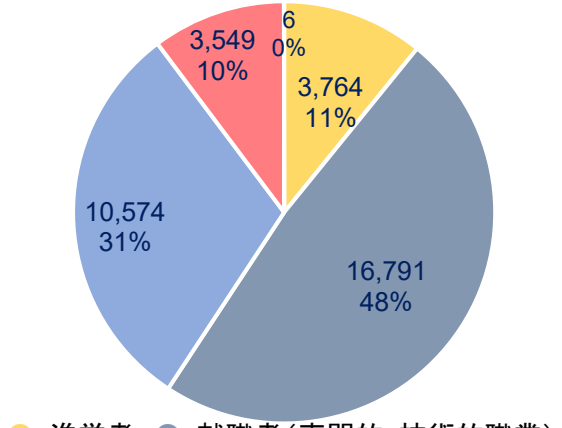

人文（2,785人）

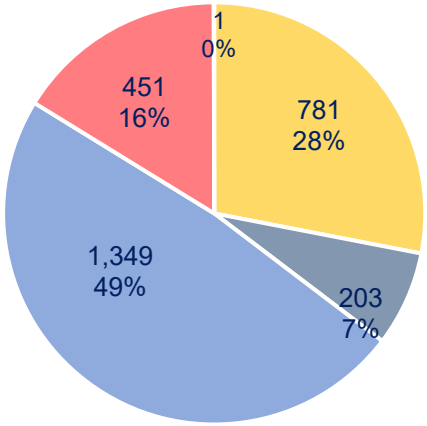

社会（3,891人）

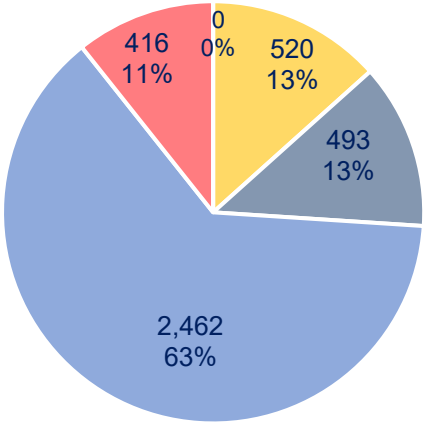

工業（809人）

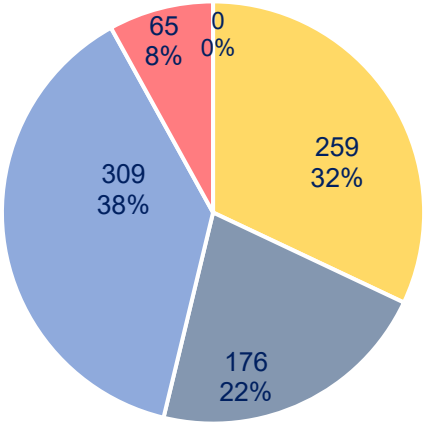

保健（2,728人）

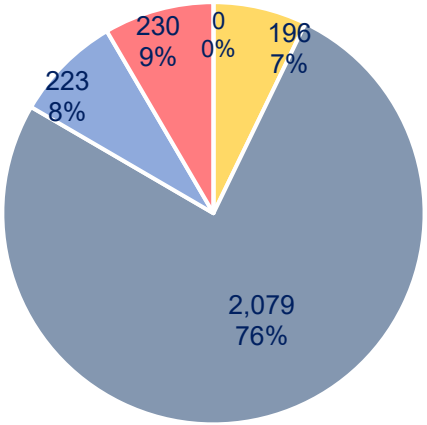

家政（6,540人）

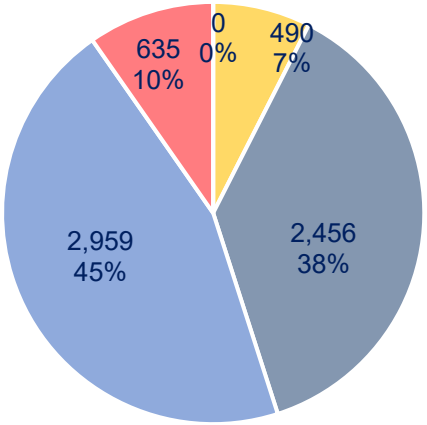

教育（12,426人）

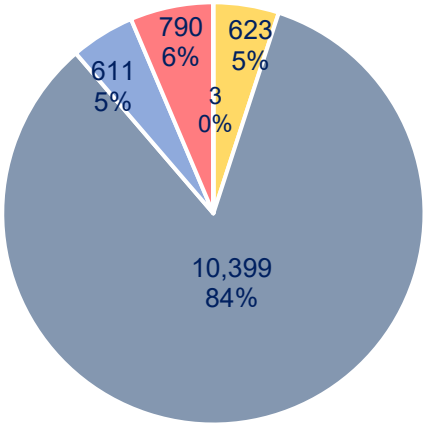

芸術（1,818人）

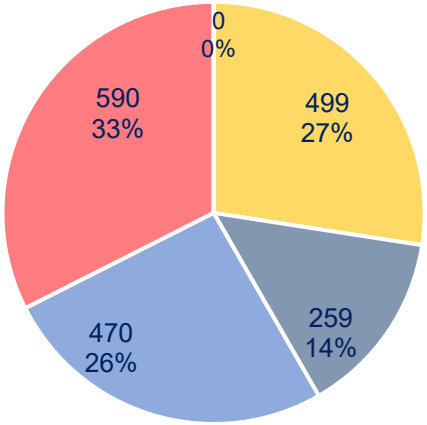

【注】
○「進学者」とは、大学院研究科、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の専攻科、別科へ入学した者である。
○「就職者」とは、給料・賃金・報酬・その他の経常的な収入を得る仕事に就いた者である。
○「就職者（専門的・技術的職業）」とは、就職者のうち、研究者、農林水産技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者、教員、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、医療技術者、美術家、写真家、デザイナー、音楽家、舞台芸術家等として従事している者である。
○「就職者（その他）」とは、就職者のうち、専門的・技術的職業従事者以外の者で、管理的職業従事者、事務従事者、販売従事者、サービス職業従事者、保安職業従事者、農林漁業従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者、建設・採掘従事者、運搬・清掃等従事者等である。
○「その他」とは、専修学校・各種学校・外国の学校・職業能力開発校等への入学者、研究生として入学した者や、一時的な仕事に就いた者（臨時的な収入を得る仕事に就いた者）、臨床研修医（予定者を含む）、進学でも就職でもないことが明らかな者（進学準備中の者、就職準備中の者（求職中の者並びに公務員・教員採用試験及び国家資格試験の準備中の者を含む）等）である。
○進学者であり、かつ就職をしている者については、「就職者」として算出している。

【出典】文部科学省「学校基本統計（令和7年度）」を元に作成

学士課程修了後の分野別進路

- 人文科学・社会科学は進学者と就職者（専門的・技術的職業）の割合が低く、就職者（その他）の割合が高い傾向。
- 理学・工学・農学は進学者の割合が他の分野に比べて高く、保健・教育は、就職者（専門的・技術的職業）の割合が他の分野に比べて高い傾向。

卒業者合計（584,304人）

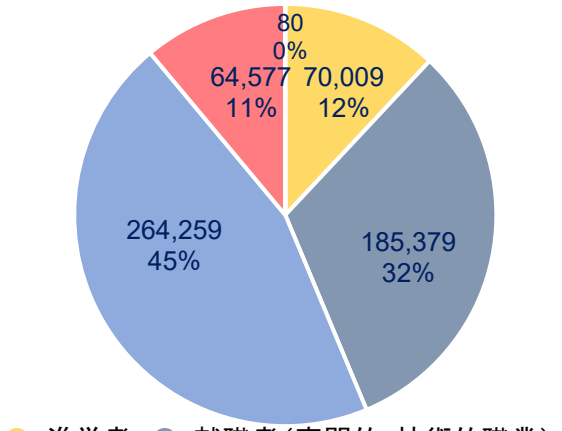

人文科学（81,577人）

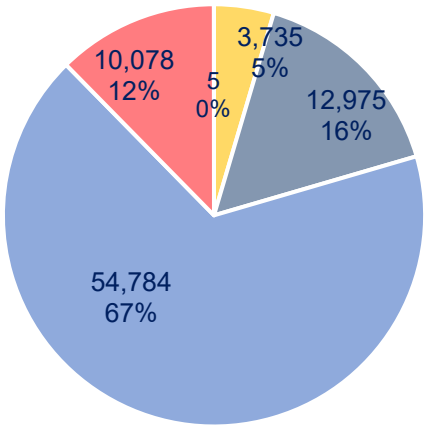

社会科学（189,030人）

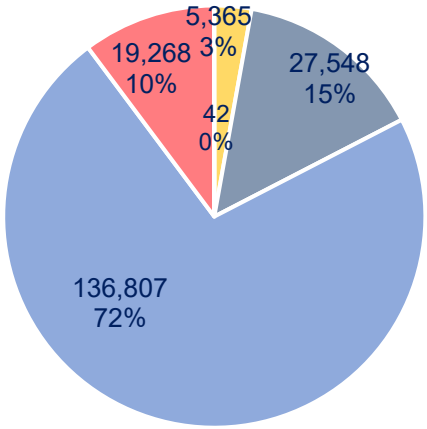

理学（17,863人）

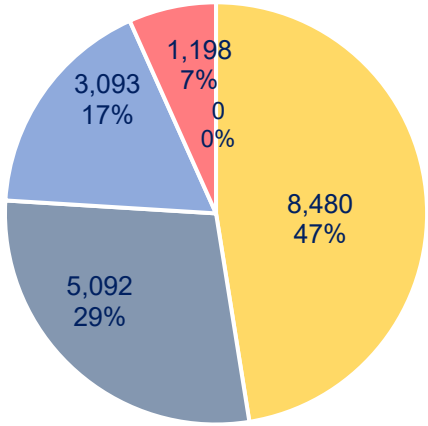

工学（87,287人）

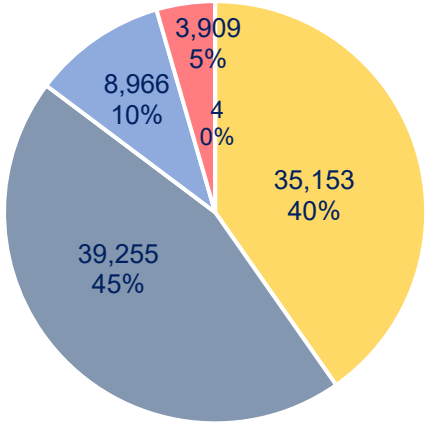

農学（17,617人）

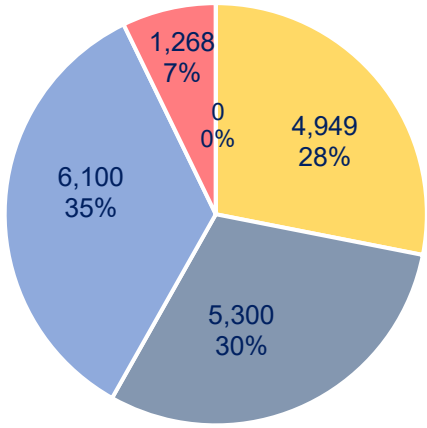

保健（70,188人）

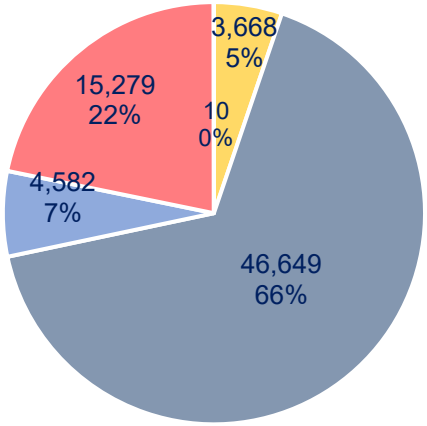

教育（43,205人）

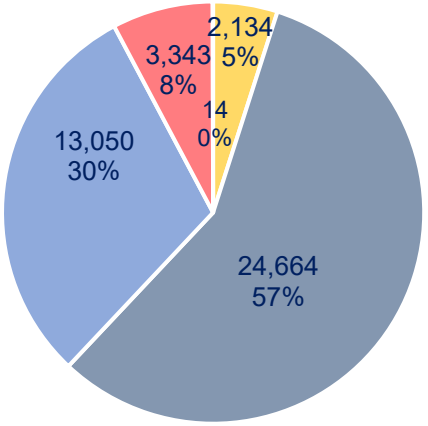

【注】
○「進学者」とは、大学院研究科、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の専攻科、別科へ入学した者である。
○「就職者」とは、給料・賃金・報酬・その他の経常的な収入を得る仕事に就いた者である。
○「就職者（専門的・技術的職業）」とは、就職者のうち、研究者、農林水産技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者、教員、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、医療技術者、美術家、写真家、デザイナー、音楽家、舞台芸術家等として従事している者である。
○「就職者（その他）」とは、就職者のうち、専門的・技術的職業従事者以外の者で、管理的職業従事者、事務従事者、販売従事者、サービス職業従事者、保安職業従事者、農林漁業従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者、建設・採掘従事者、運搬・清掃等従事者等である。
○「その他」とは、専修学校・各種学校・外国の学校・職業能力開発校等への入学者、研究生として入学した者や、一時的な仕事に就いた者（臨時的な収入を得る仕事に就いた者）、臨床研修医（予定者を含む）、進学でも就職でもないことが明らかな者（進学準備中の者、就職準備中の者（求職中の者並びに公務員・教員採用試験及び国家資格試験の準備中の者を含む）等）である。
○進学者であり、かつ就職をしている者については、「就職者」として算出している。

【出典】文部科学省「学校基本統計（令和7年度）」を元に作成

修士課程修了後の分野別進路

- 人文科学・社会科学、教育では「その他」の割合が高く、社会科学は「就職者（その他）」の割合が他の分野に比べて高い傾向。
- 理学、工学、農学、保健、教育は就職者のうち、専門的・技術的職業の割合が高い傾向。

卒業者合計（77,633人）

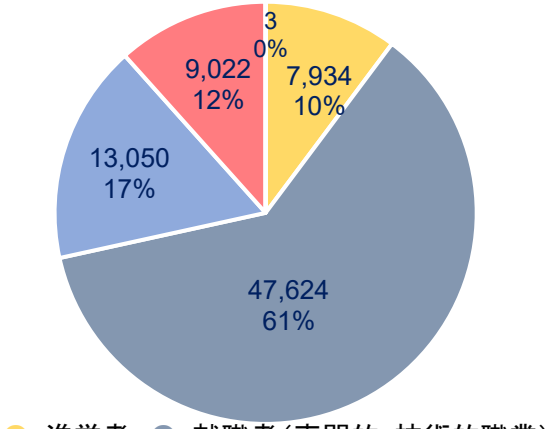

人文科学（4,248人）

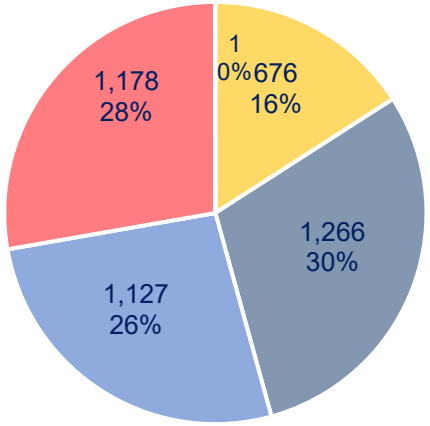

社会科学（6,901人）

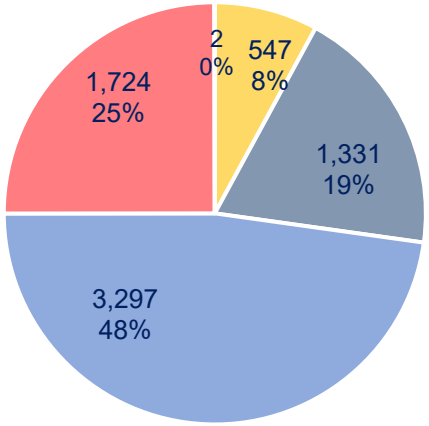

理学（6,018人）

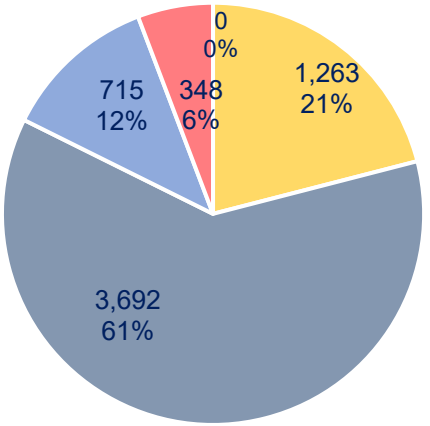

工学（33,567人）

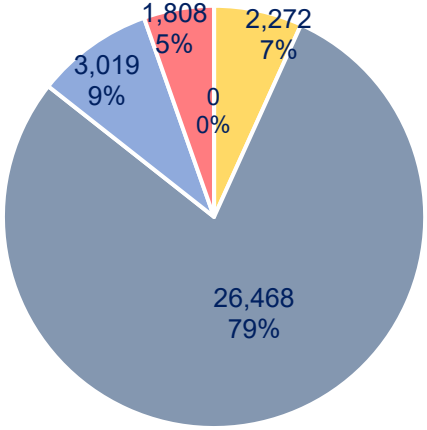

農学（4,205人）

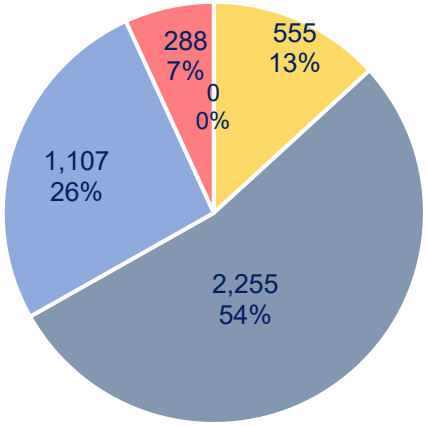

保健（5,351人）

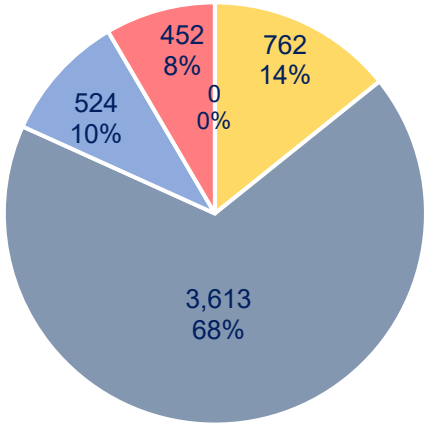

教育（1,810人）

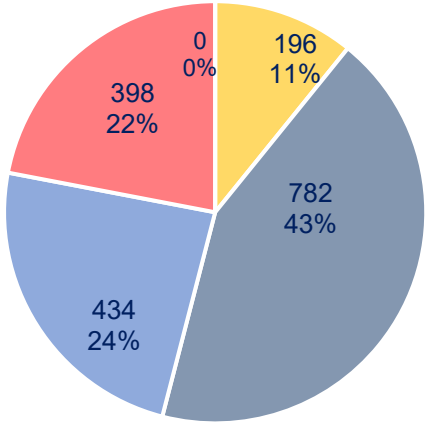

【注】
○「進学者」とは、大学院研究科、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の専攻科、別科へ入学した者である。
○「就職者」とは、給料・賃金・報酬・その他の経常的な収入を得る仕事に就いた者である。
○「就職者（専門的・技術的職業）」とは、就職者のうち、研究者、農林水産技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者、教員、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、医療技術者、美術家、写真家、デザイナー、音楽家、舞台芸術家等として従事している者である。
○「就職者（その他）」とは、就職者のうち、専門的・技術的職業従事者以外の者で、管理的職業従事者、事務従事者、販売従事者、サービス職業従事者、保安職業従事者、農林漁業従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者、建設・採掘従事者、運搬・清掃等従事者等である。
○「その他」とは、専修学校・各種学校・外国の学校・職業能力開発校等への入学者、研究生として入学した者や、一時的な仕事に就いた者（臨時的な収入を得る仕事に就いた者）、臨床研修医（予定者を含む）、進学でも就職でもないことが明らかな者（進学準備中の者、就職準備中の者（求職中の者並びに公務員・教員採用試験及び国家資格試験の準備中の者を含む）等）である。
○進学者であり、かつ就職をしている者については、「就職者」として算出している。

【出典】文部科学省「学校基本統計（令和7年度）」を元に作成

博士課程修了後の分野別進路

- 他の課程と比較して、就職者のうち、専門的・技術的職業の割合はどの分野においても高い傾向。
- 全体として、「その他」の割合が他の課程と比較して高い傾向。

卒業者合計（15,673人）

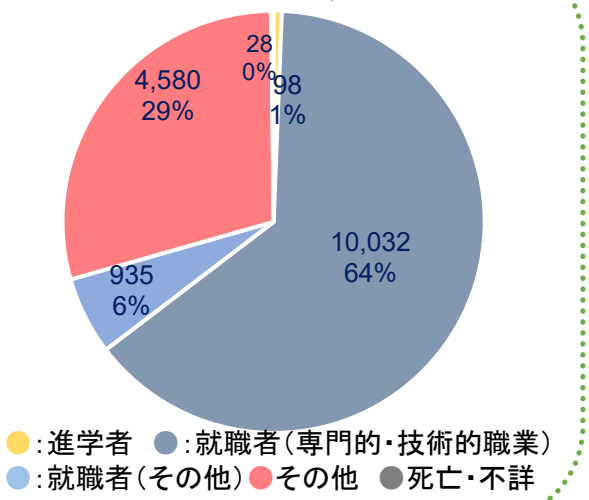

人文科学（852人）

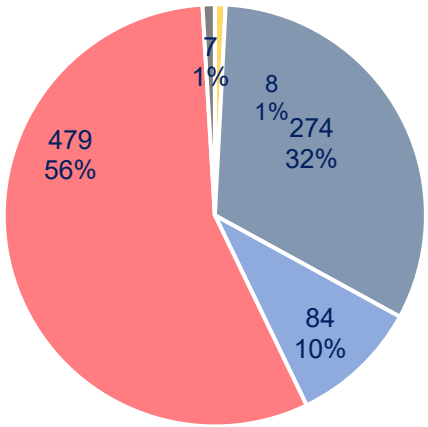

社会科学（859人）

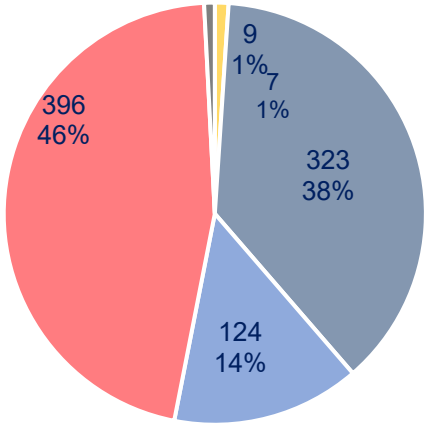

理学（1,178人）

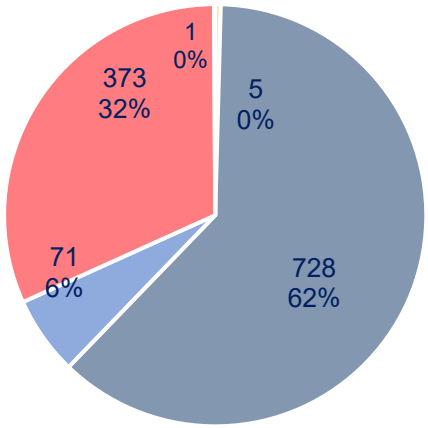

工学（3,359人）

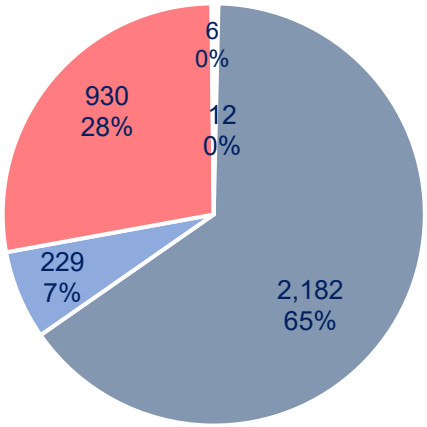

農学（741人）

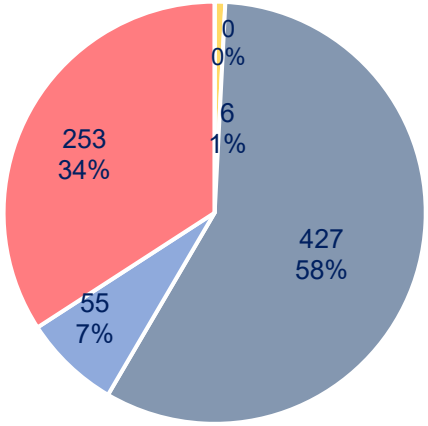

保健（5,808人）

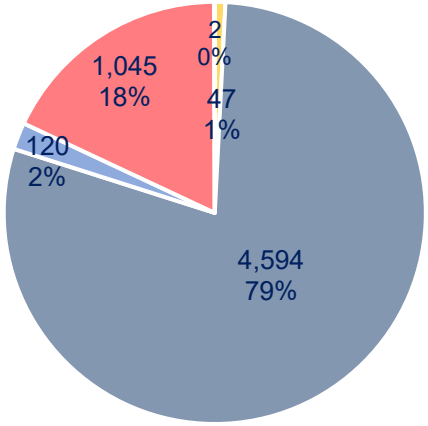

教育（425人）

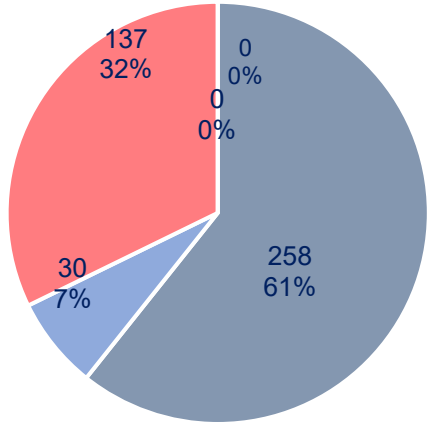

【注】
○「進学者」とは、大学院研究科、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の専攻科、別科へ入学した者である。
○「就職者」とは、給料・賃金・報酬・その他の経常的な収入を得る仕事に就いた者である。
○「就職者（専門的・技術的職業）」とは、就職者のうち、研究者、農林水産技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者、教員、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、医療技術者、美術家、写真家、デザイナー、音楽家、舞台芸術家等として従事している者である。
○「就職者（その他）」とは、就職者のうち、専門的・技術的職業従事者以外の者で、管理的職業従事者、事務従事者、販売従事者、サービス職業従事者、保安職業従事者、農林漁業従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者、建設・採掘従事者、運搬・清掃等従事者等である。
○「その他」とは、専修学校・各種学校・外国の学校・職業能力開発校等への入学者、研究生として入学した者や、一時的な仕事に就いた者（臨時的な収入を得る仕事に就いた者）、臨床研修医（予定者を含む）、進学でも就職でもないことが明らかな者（進学準備中の者、就職準備中の者（求職中の者並びに公務員・教員採用試験及び国家資格試験の準備中の者を含む）等）である。
○進学者であり、かつ就職をしている者については、「就職者」として算出している。

【出典】文部科学省「学校基本統計（令和6年度）」を元に作成

専門職学位課程修了後の分野別進路

他の課程と比較して、就職者のうち、専門的・技術的職業の割合が高い傾向。（※社会科学は、「その他」（司法修習等を含む）が９割以上を占める法科大学院を含むため、他の分野に比べて「その他」の割合が高い。）

卒業者合計（9,174人）

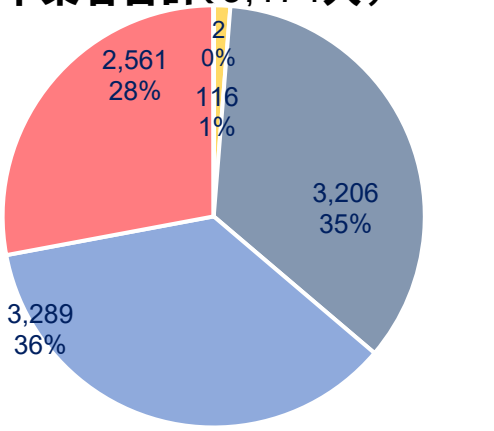

●：進学者　●：就職者（専門的・技術的職業）
●：就職者（その他）●：その他　●：死亡・不詳

人文科学（106人）

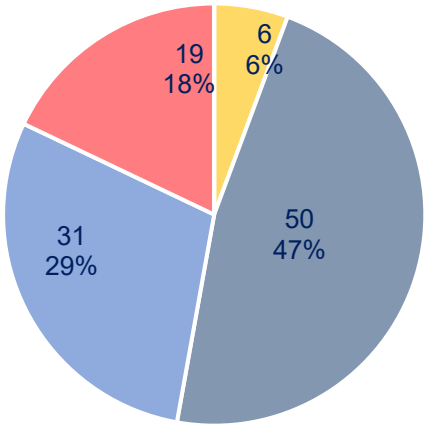

社会科学（5,445人）

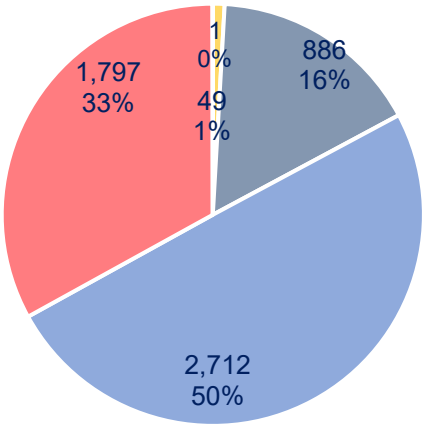

教育（2,051人）

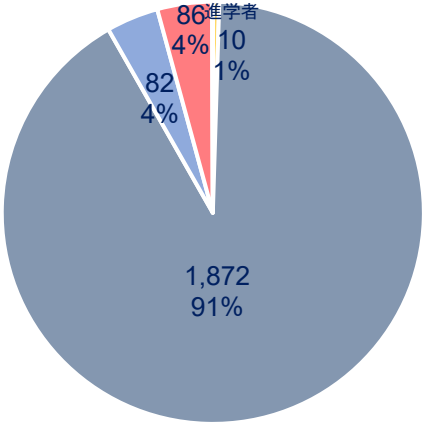

保健（154人）

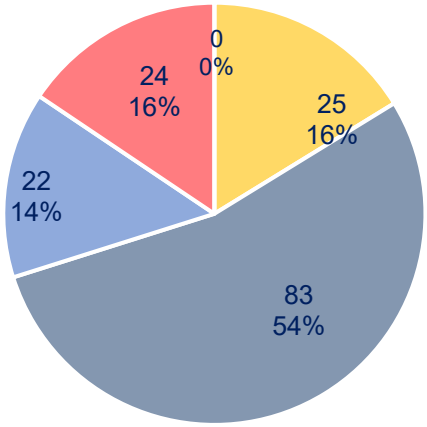

工学（38人）

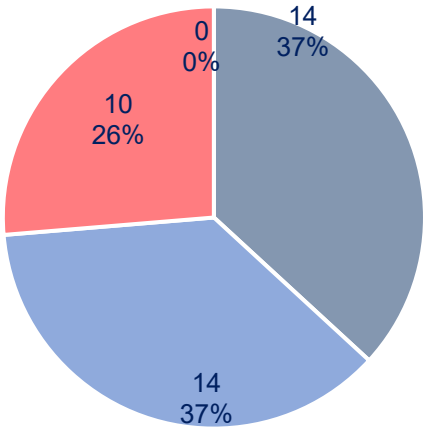

うち、法科大学院（1,559人）

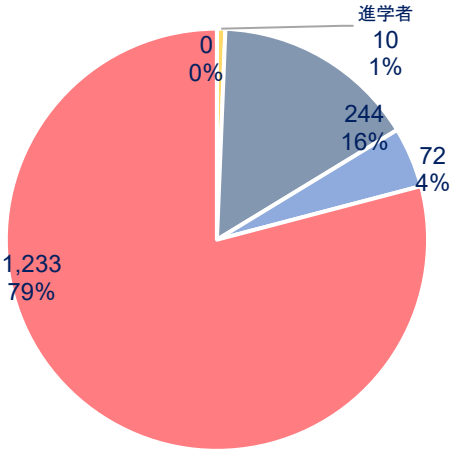

うち、教職大学院（2,030人）

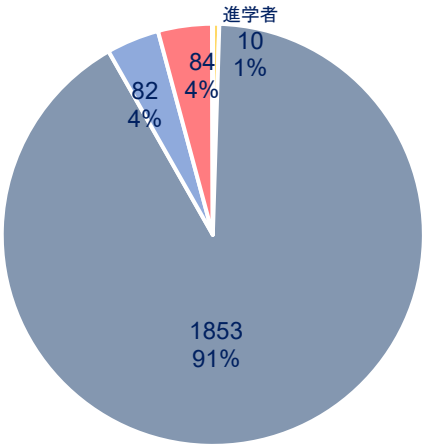

【注】
○「進学者」とは、大学院研究科、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の専攻科、別科へ入学した者である。
○「就職者」とは、給料・賃金・報酬・その他の経常的な収入を得る仕事に就いた者である。
○「就職者（専門的・技術的職業）」とは、就職者のうち、研究者、農林水産技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者、教員、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、医療技術者、美術家、写真家、デザイナー、音楽家、舞台芸術家等として従事している者である。
○「就職者（その他）」とは、就職者のうち、専門的・技術的職業従事者以外の者で、管理的職業従事者、事務従事者、販売従事者、サービス職業従事者、保安職業従事者、農林漁業従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者、建設・採掘従事者、運搬・清掃等従事者等である。
○「その他」とは、専修学校・各種学校・外国の学校・職業能力開発校等への入学者、研究生として入学した者や、一時的な仕事に就いた者（臨時的な収入を得る仕事に就いた者）、臨床研修医（予定者を含む）、進学でも就職でもないことが明らかな者（進学準備中の者、就職準備中の者（求職中の者並びに公務員・教員採用試験及び国家資格試験の準備中の者を含む）等）である。
○進学者であり、かつ就職をしている者については、「就職者」として算出している。

【出典】文部科学省「学校基本統計（令和6年度）」を元に作成

大学入学者数及び社会人・留学生数

2040年には約17万人入学者が減少すると推計されるが、学部入学者に占める留学生・社会人の割合は3.3%しかない。

2024年入学者数	学部	大学院
通学	**62.9万人 → 46.0万人（2040年）**	**10.4万人**
うち留学生	1.8万人 （2.8%）	1.5万人 （14.4%）
うち社会人	0.3万人 （0.5%）	1.8万人 （17.3%）
通信制	**1.9万人**	**0.1万人**

出典：学校基本統計。
※留学生数については在留資格「留学」を有する者をカウントしている。
※学部入学者のうち、社会人入学者については25歳以上の入学者数をカウントしている。
※2040年の推計値は中央教育審議会大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会（第12回）の進学率・進学者数推計結果（出生低位・死亡低位）より作成。

社会人入学者の動向

(1) 学部

社会人入学者数（推計）は，平成13年度の約1万8千人から一時減少。平成27年度に増加以降、近年は通信課程のみ増加。

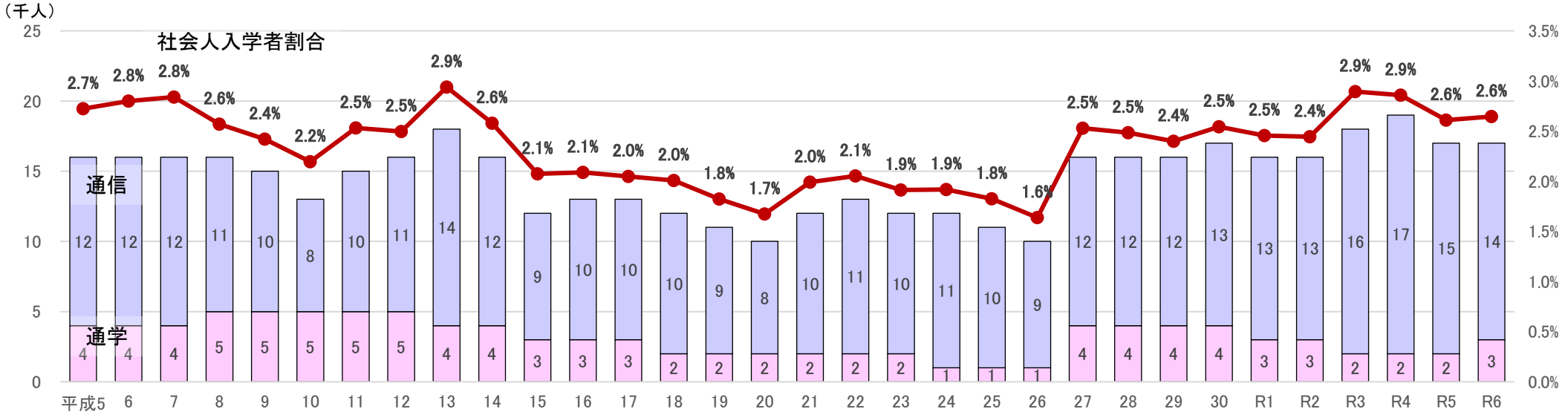

(2) 大学院

社会人入学者数は，近年は概ね1万7千人前後で横ばい。入学者全体に占める割合16.1%(令和６年度）。

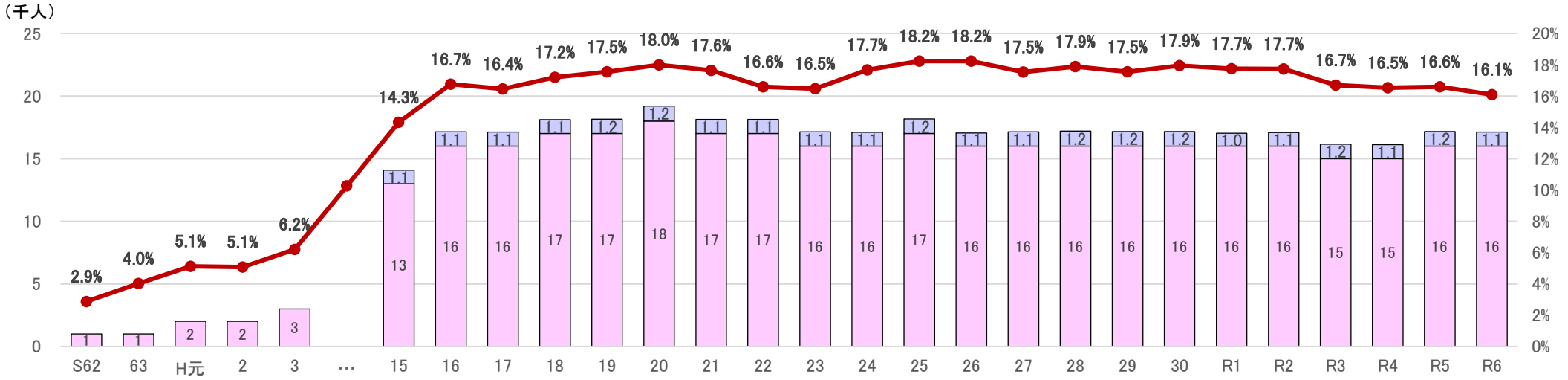

※ 出典：学校基本統計

※ 社会人入学者は、大学（学部）は25歳以上の入学者、大学院は30歳以上の入学者をカウントしている。

※ 通信の社会人入学者は推計である（「学校基本統計」をもとに、通信制学生のうち大学は25歳以上、大学院は30歳以上の学生の割合から按分）。

高等教育機関入学者の平均年齢

我が国の高等教育機関への入学者の平均年齢は18.4歳であり、OECD諸国の中で最も低い。

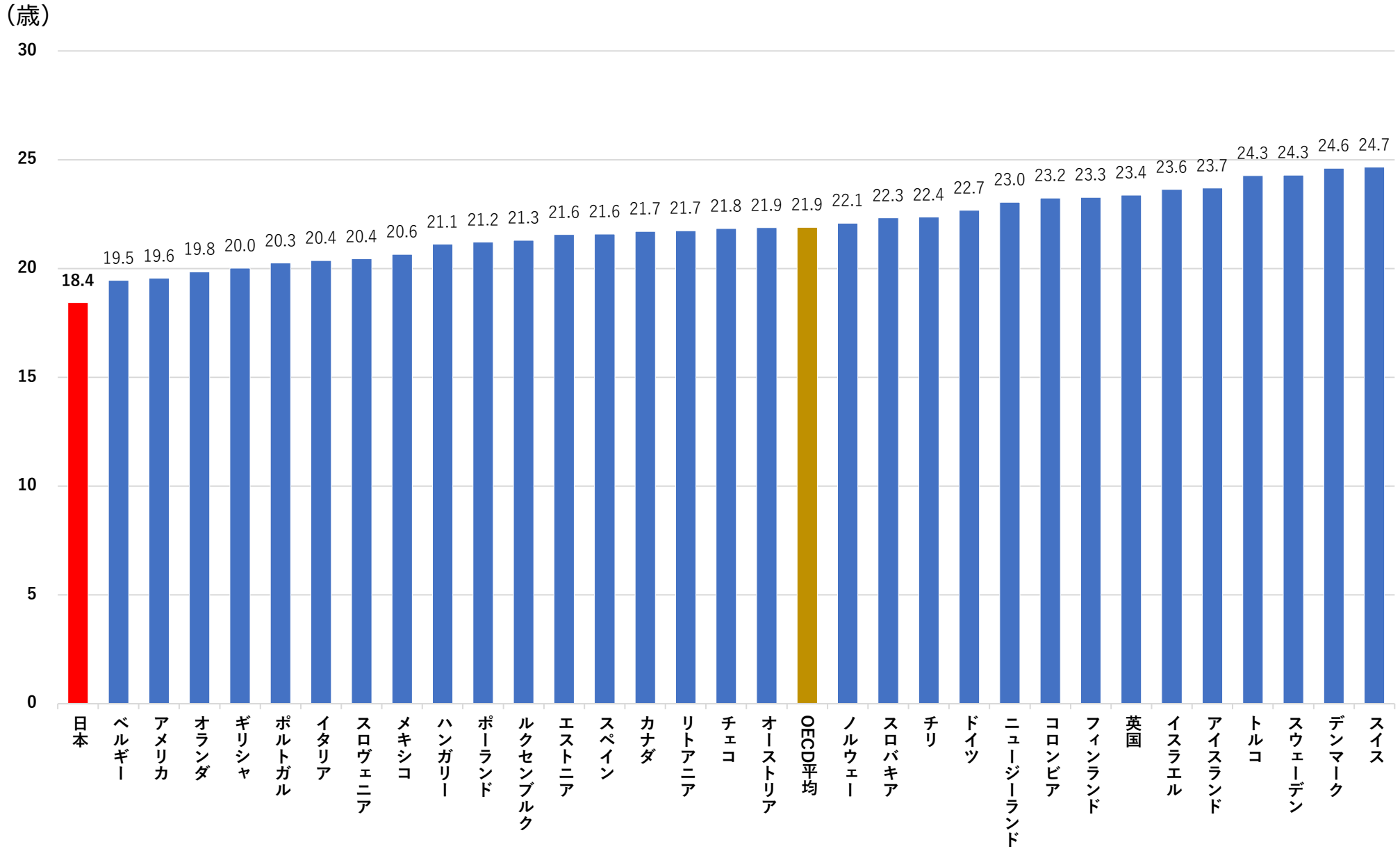

（備考）データは2021年時点の集計可能な国のみ。
（出典）OECD「Education at a Glance2023(図表でみる教育2023)」TableB4.1（ https://stat.link/b3lxch ）

教学マネジメントに関する取組の状況

教学マネジメントに関する取組は、グランドデザイン答申（H30）前と比べると、全体として進捗している。一方で、「学部の壁を越えた充実した教育課程の構築」」「学外関係者・関係機関との連携・協働」「学位授与の方針に基づく組織的な教育への参画・貢献についての教員評価の実施」などに関する取組を実施している大学の割合は、依然として低い状況。

教学マネジメントとして実施している取組

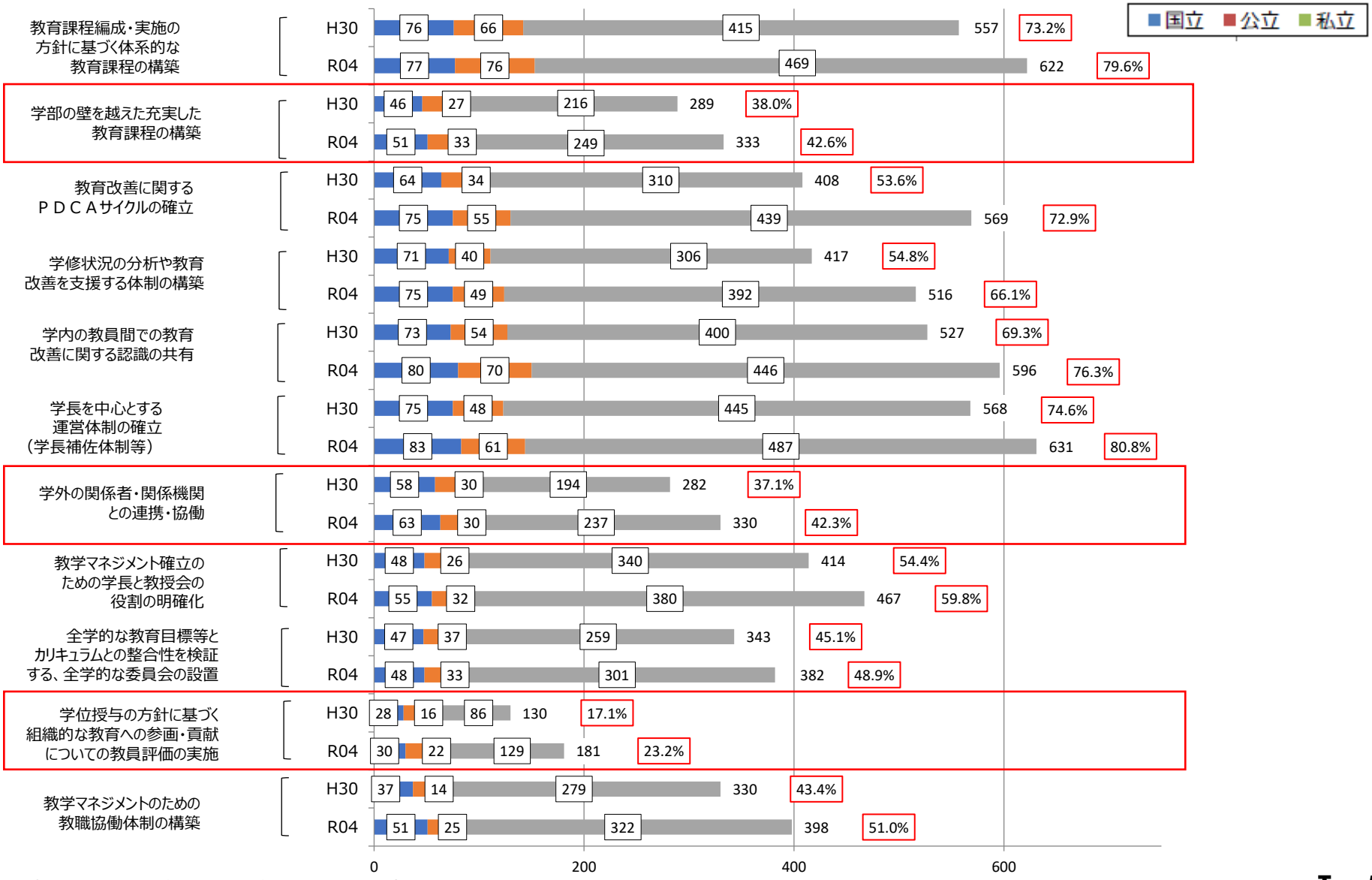

出典：文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和４年度）」

学生の学修成果の把握状況

課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学は522校（全体の68.9%）であり、把握方法としては「外部の標準化されたテスト等による学修成果の調査・測定（アセスメントテスト等）」が最も多い。学修成果として調査・測定を行っている事項としては、「汎用的能力」「態度・志向性」「知識・理解」の順に多くなっている。学修成果に関する情報の活用方法としては、「教育課程や教育方法の改善」が最も多い。

【学部段階】課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学

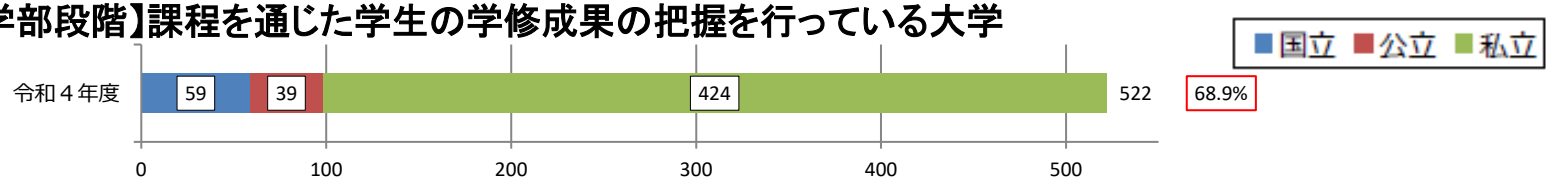

学修成果の把握方法

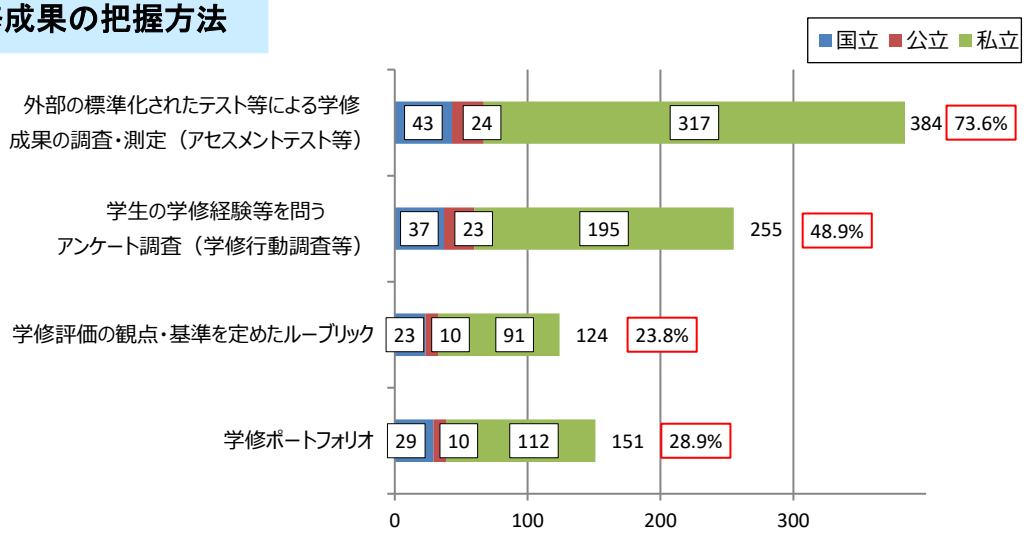

学修成果として調査・測定を行っている事項

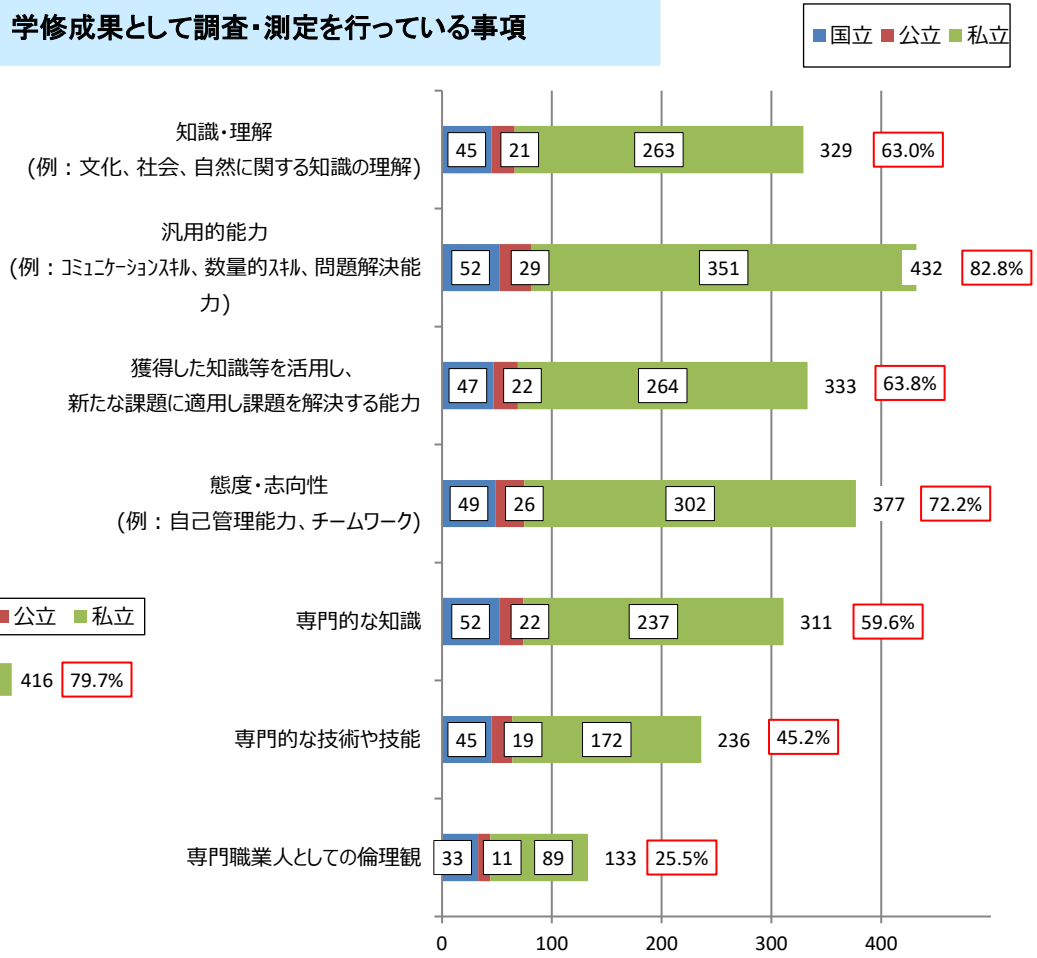

学修成果に関する情報の活用方法

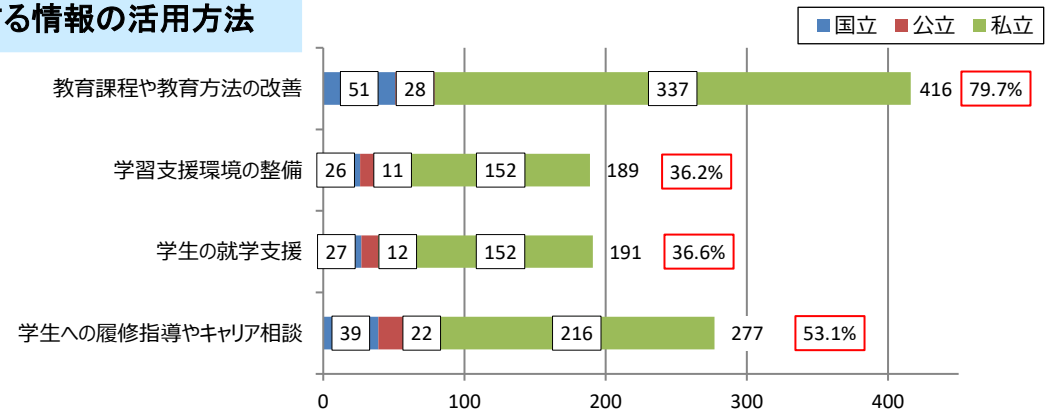

出典：文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和4年度）」

課程を通じた学生の学修成果の把握方法

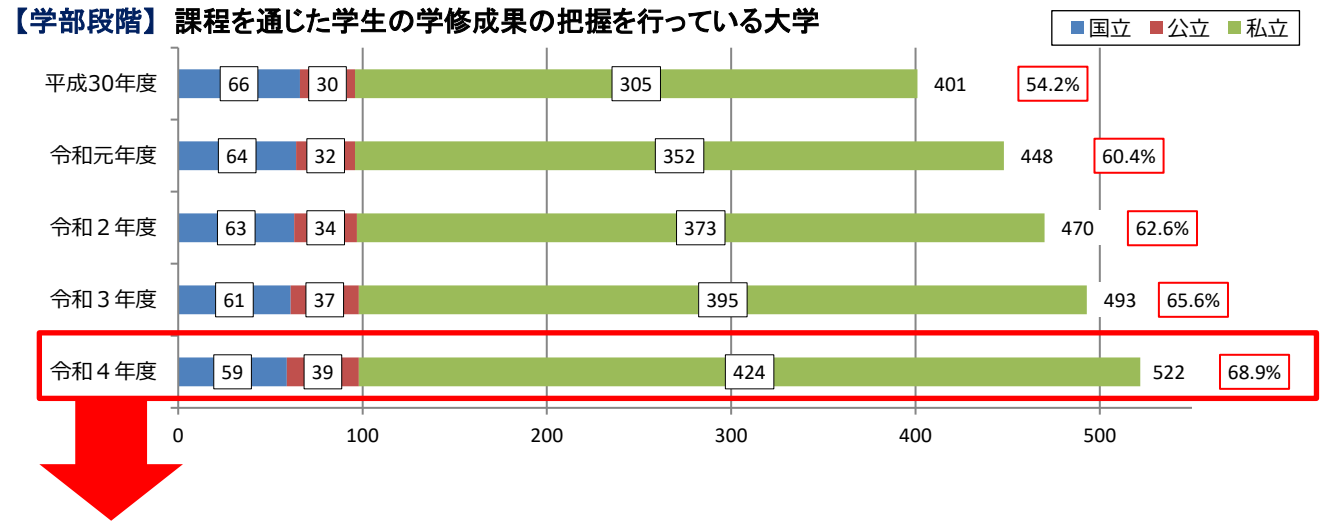

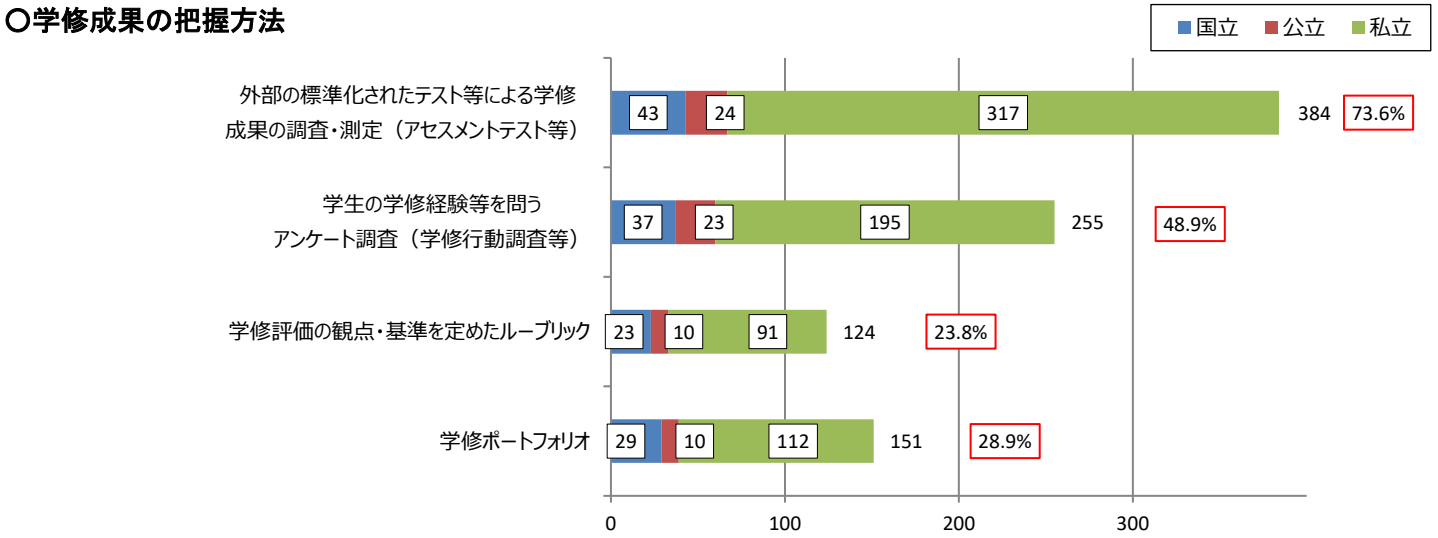

（出典）文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和４年度）」

課程を通じた学生の学修成果に関する情報の活用方法

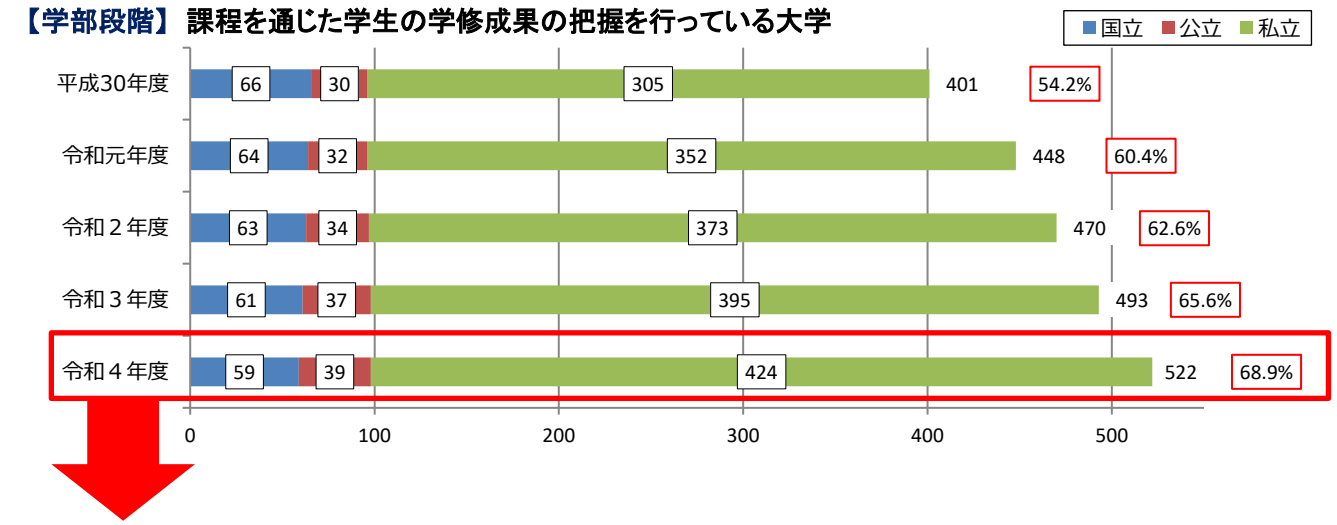

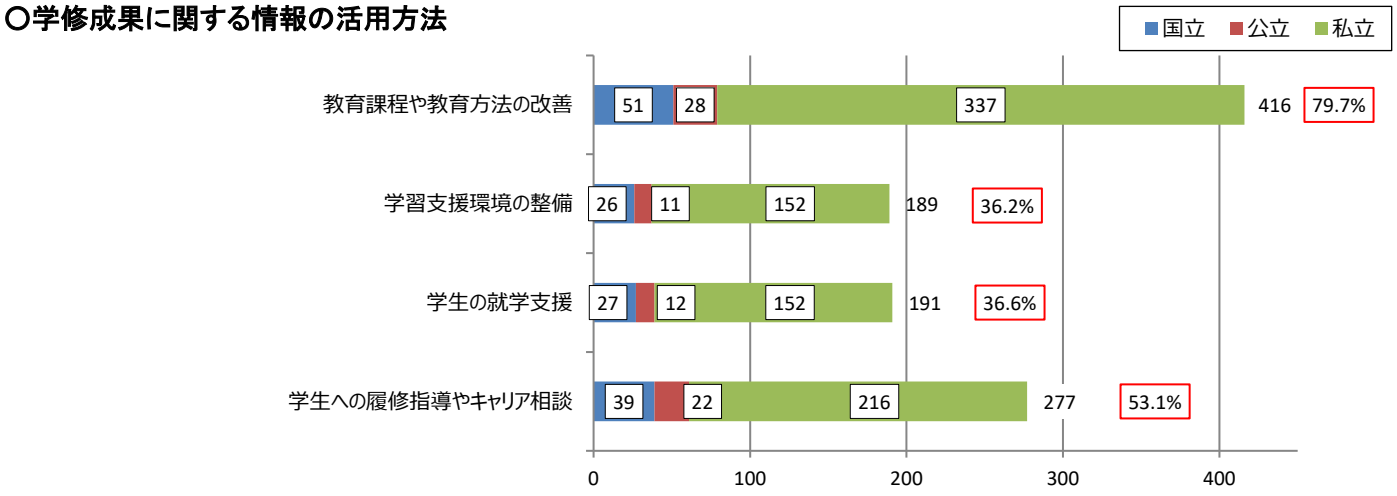

（出典）文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和４年度）」

課程を通じた学生の学修成果として調査・測定を行っている事項

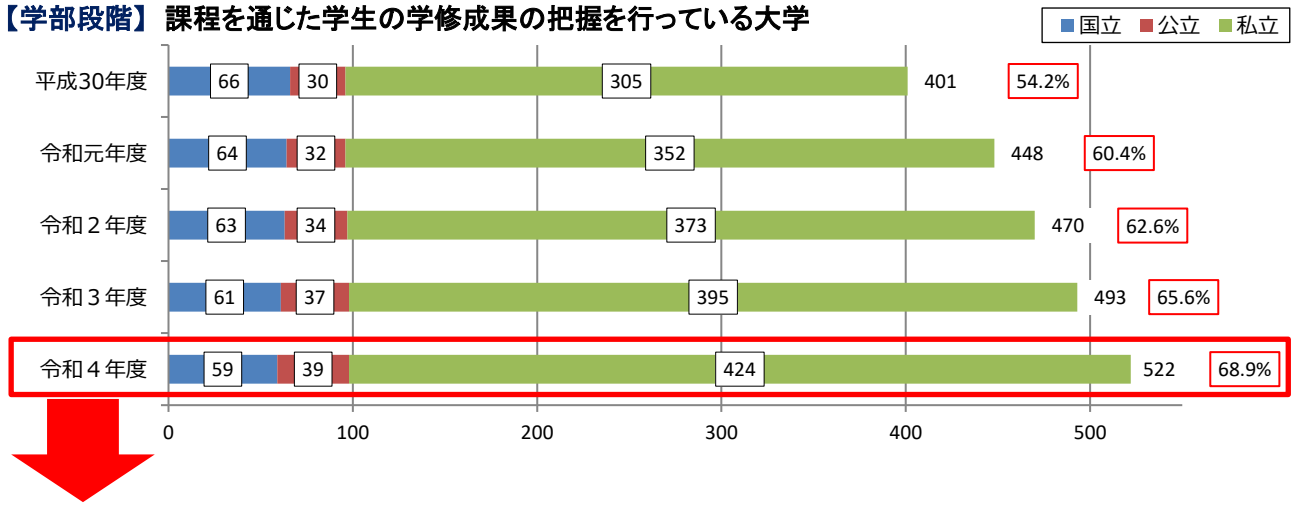

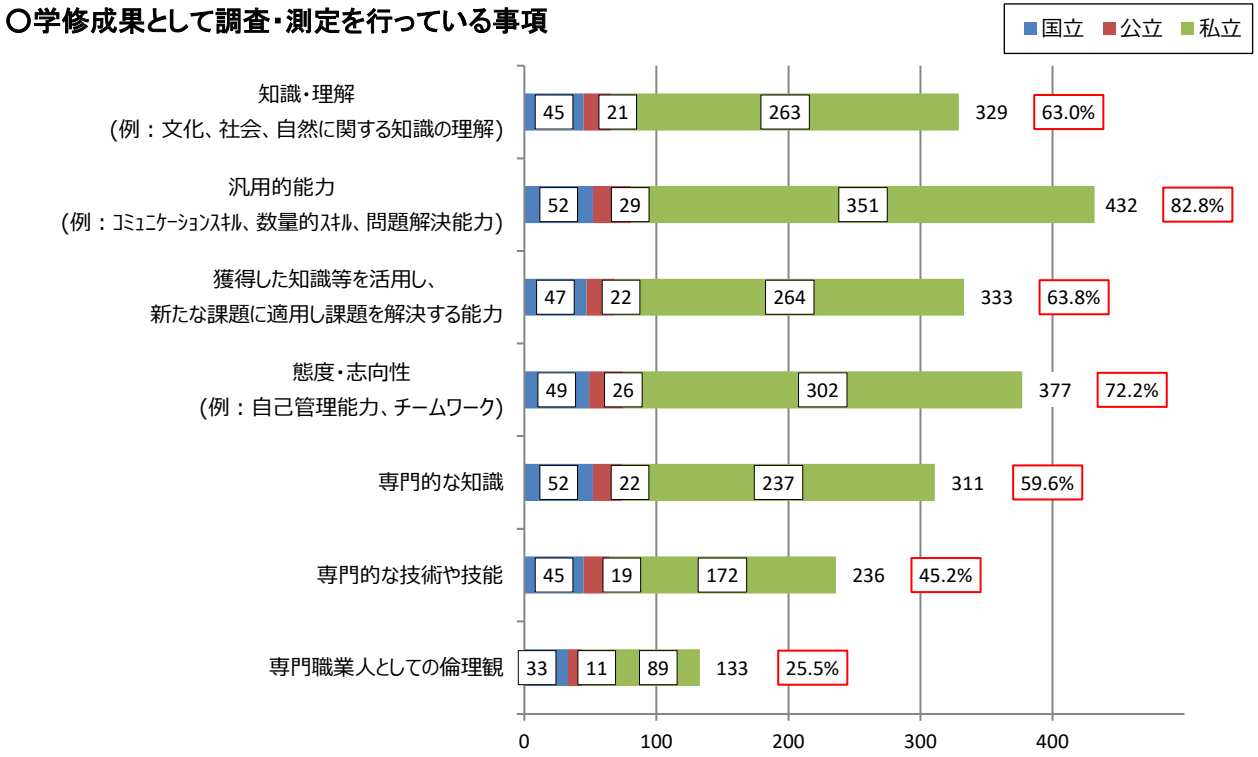

（出典）文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和４年度）」

成績評価基準の明示

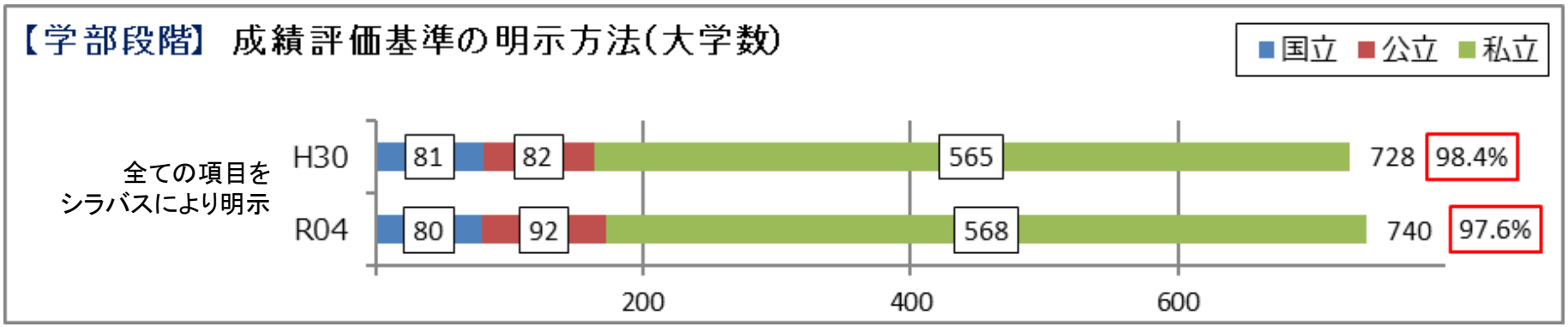

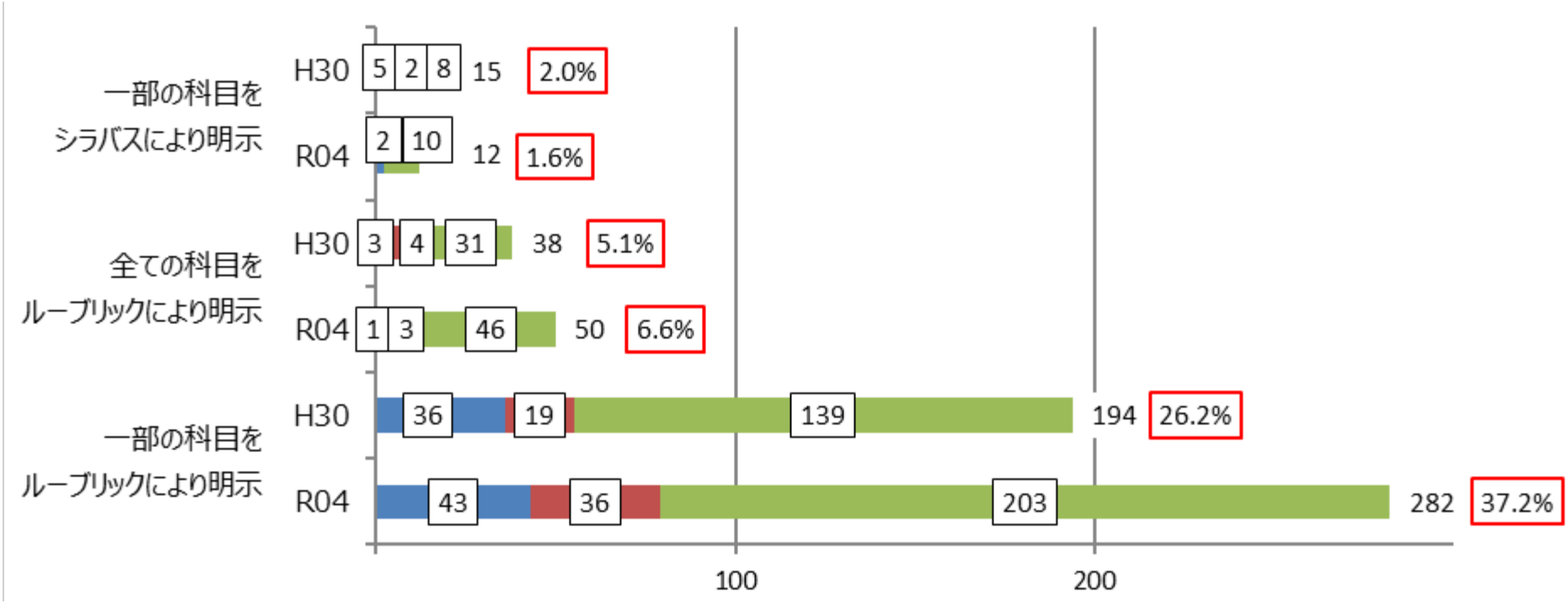

（出典）文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和４年度）」

学生が修得した知識や能力等を明らかにするための資料交付状況

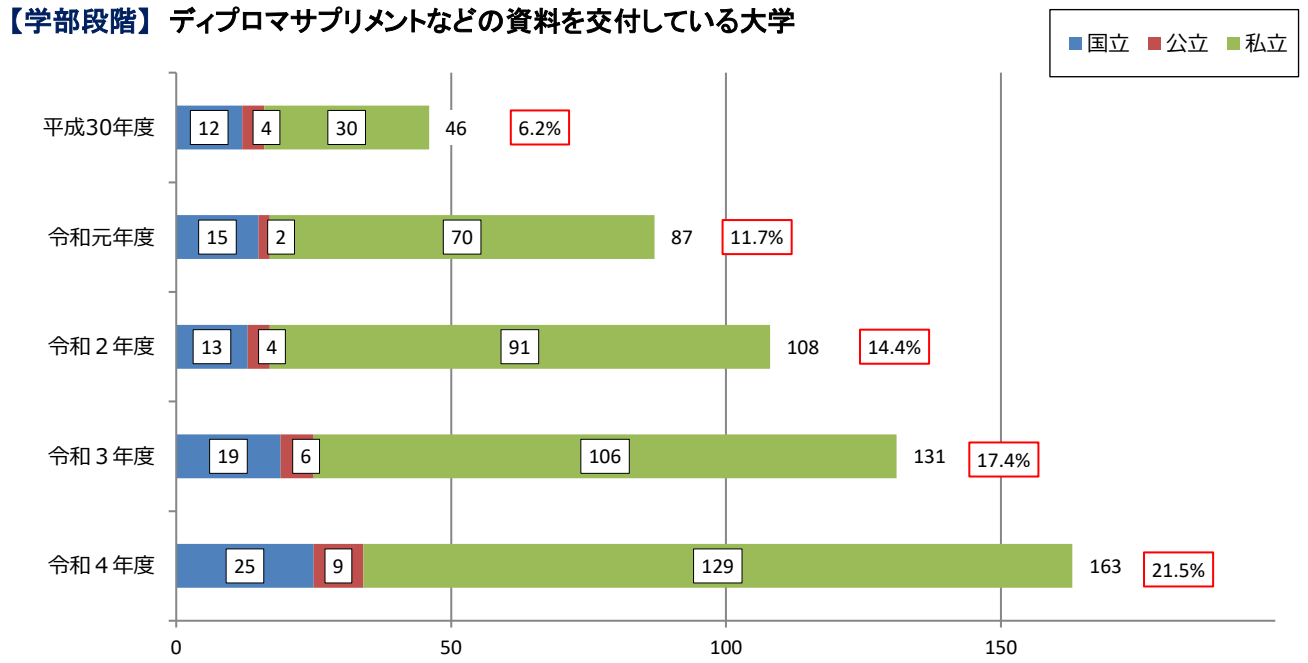

（出典）文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和４年度）」

学生自身による学修成果の実感（全国学生調査第３回試行実施より）

○大学が学生に卒業時までに身に付けることを求めている知識や能力を理解している（80%）、大学での学びによって自身の成長を実感している（８２%）等について、「そう思う」「ある程度そう思う」という割合が高かったが、授業アンケート等の学生の意見を通じて大学教育がよくなっている（49%）は半数程度となった。

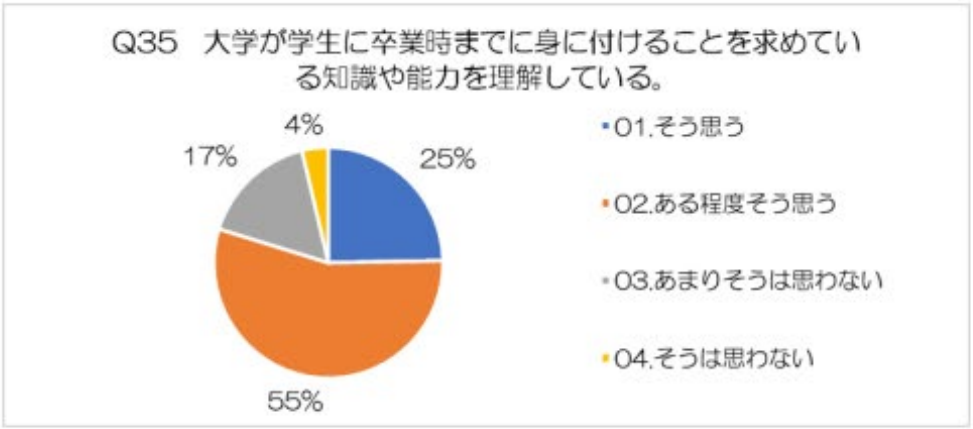

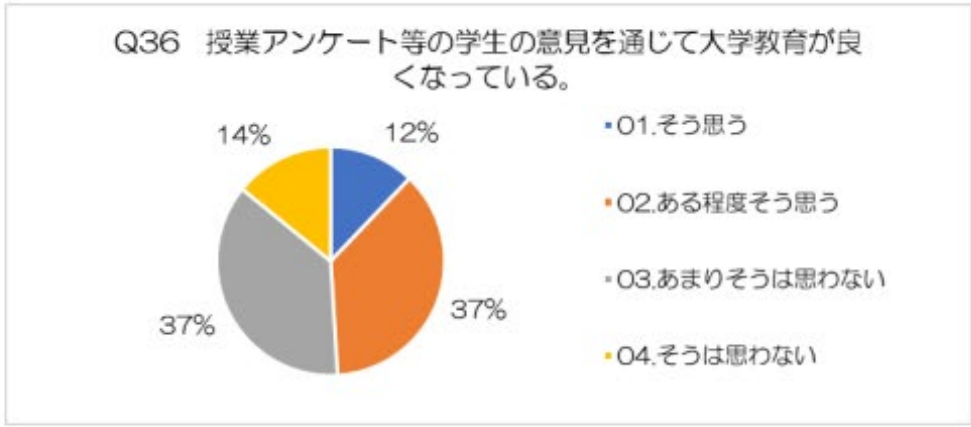

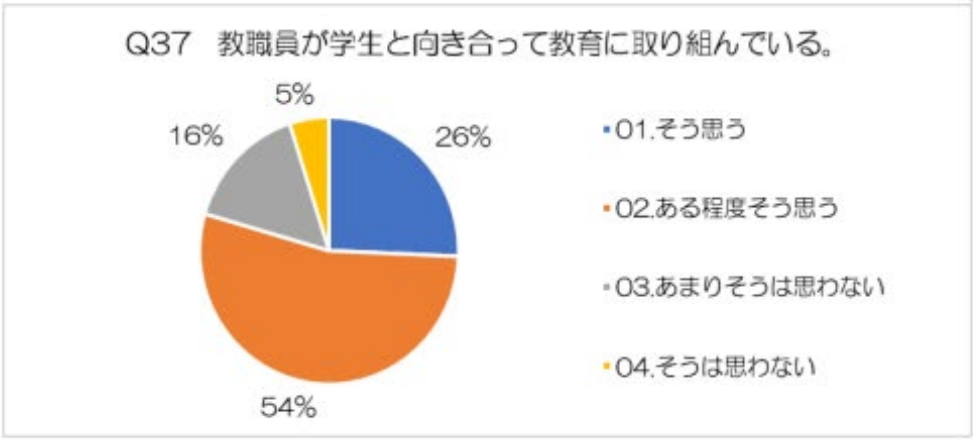

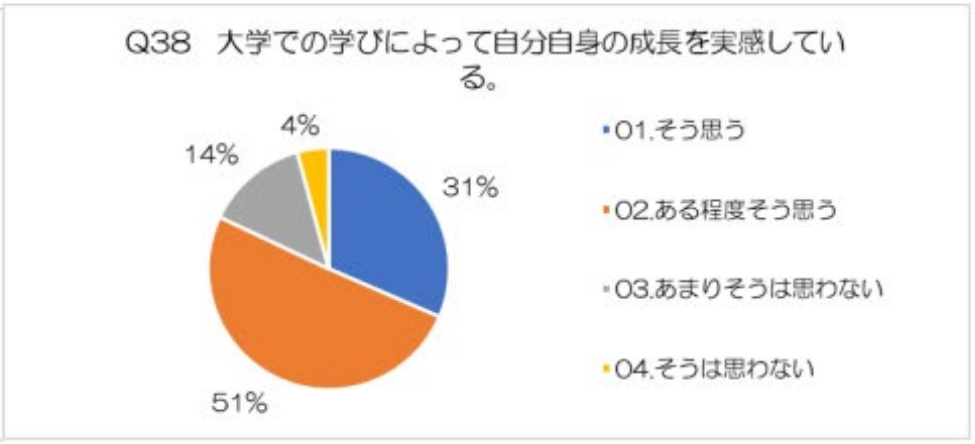

「全国学生調査（第３回試行実施）」の結果について（令和５年７月12日公表）より

シラバスの作成状況

ほとんどの大学でシラバスを作成し、記載項目も統一されているが、記載項目の状況を見ると、準備学修に関する具体的な指示を設定している大学は、91.9%に達しているものの、準備学修に必要な学修時間の目安を設定する大学は74.6%に留まっている。

全ての授業科目でシラバスを作成している学部を持つ大学

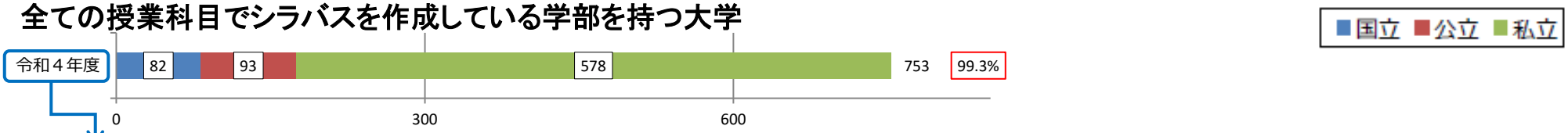

全ての授業科目でシラバスを作成し、記載項目を統一している学部を持つ大学

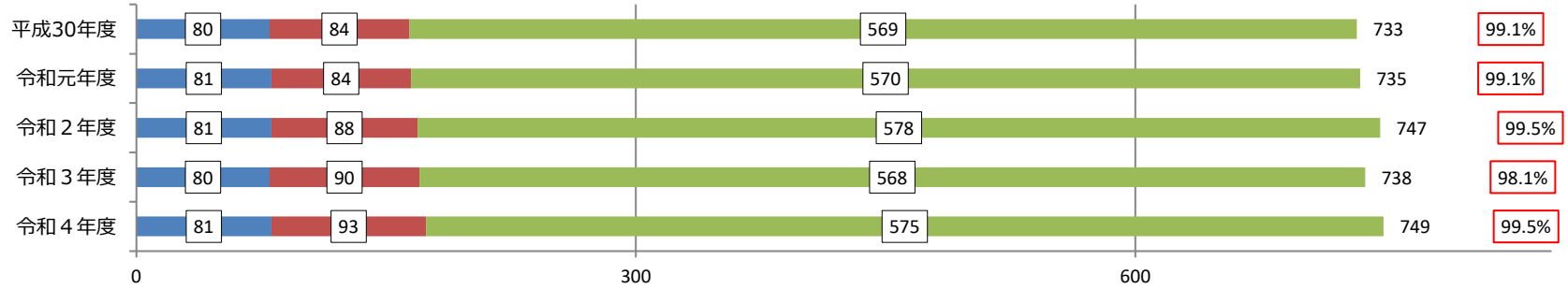

シラバスの記載項目の状況（大学数）

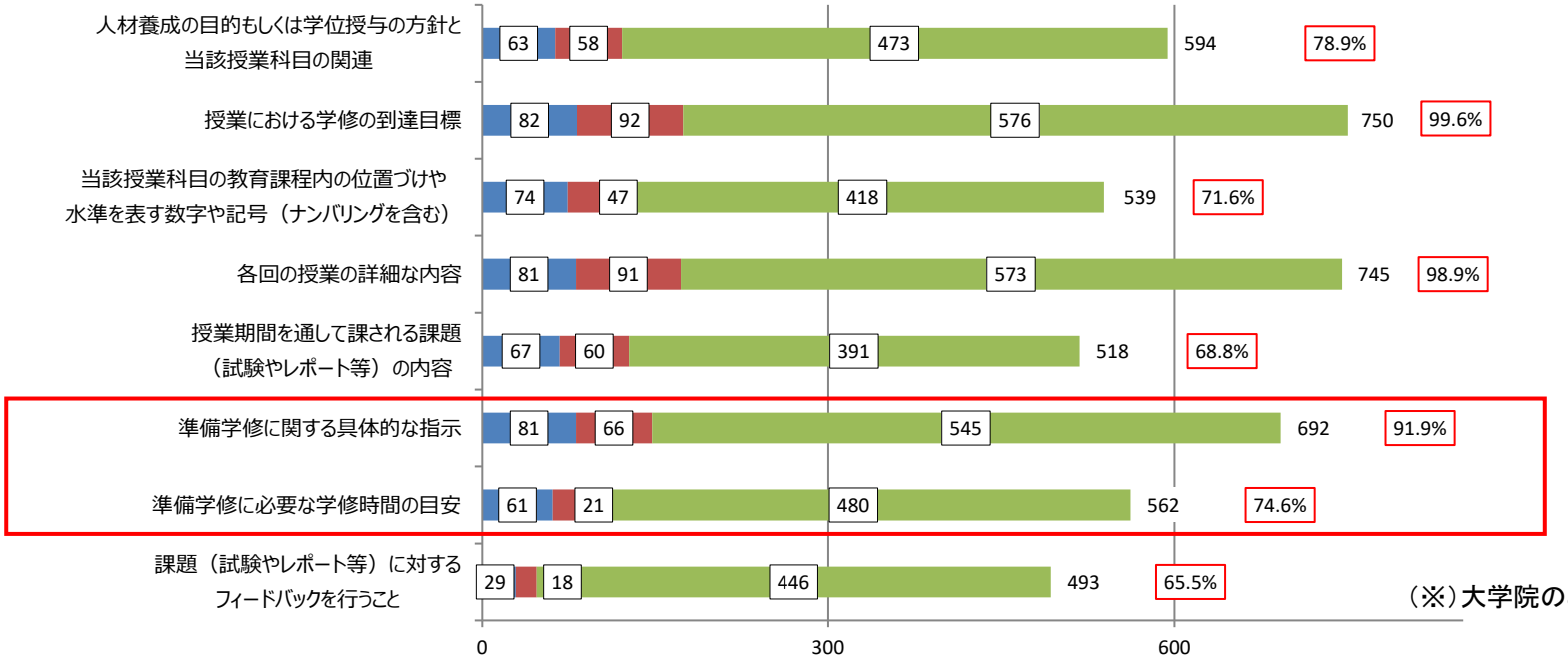

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

出典：文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和４年度）」

多様なメディアを利用した遠隔授業の実施状況

多様なメディアを利用した遠隔授業を実施する大学は令和３年度までに増加し、令和４年度は535大学（70.6%）となっている。

多様なメディアを利用した遠隔授業を実施する大学

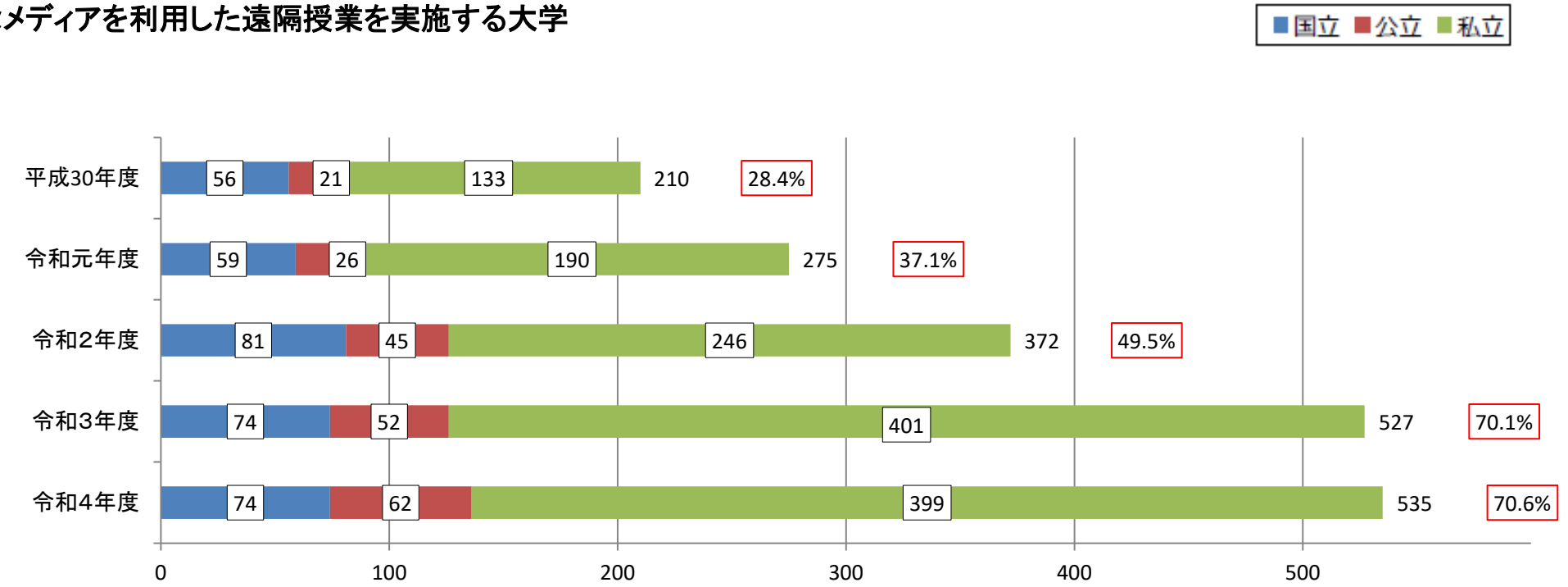

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

多様なメディアを利用した遠隔授業：
ここでは、大学設置基準第25条第2項に定める、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させる授業科目を指す。

出典：文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和４年度）」

情報通信技術（ICT）を活用した教育の実施状況

情報通信技術（ICT）を活用した教育を実施する大学は増加傾向。

情報通信技術（ICT）を活用した教育を実施する大学

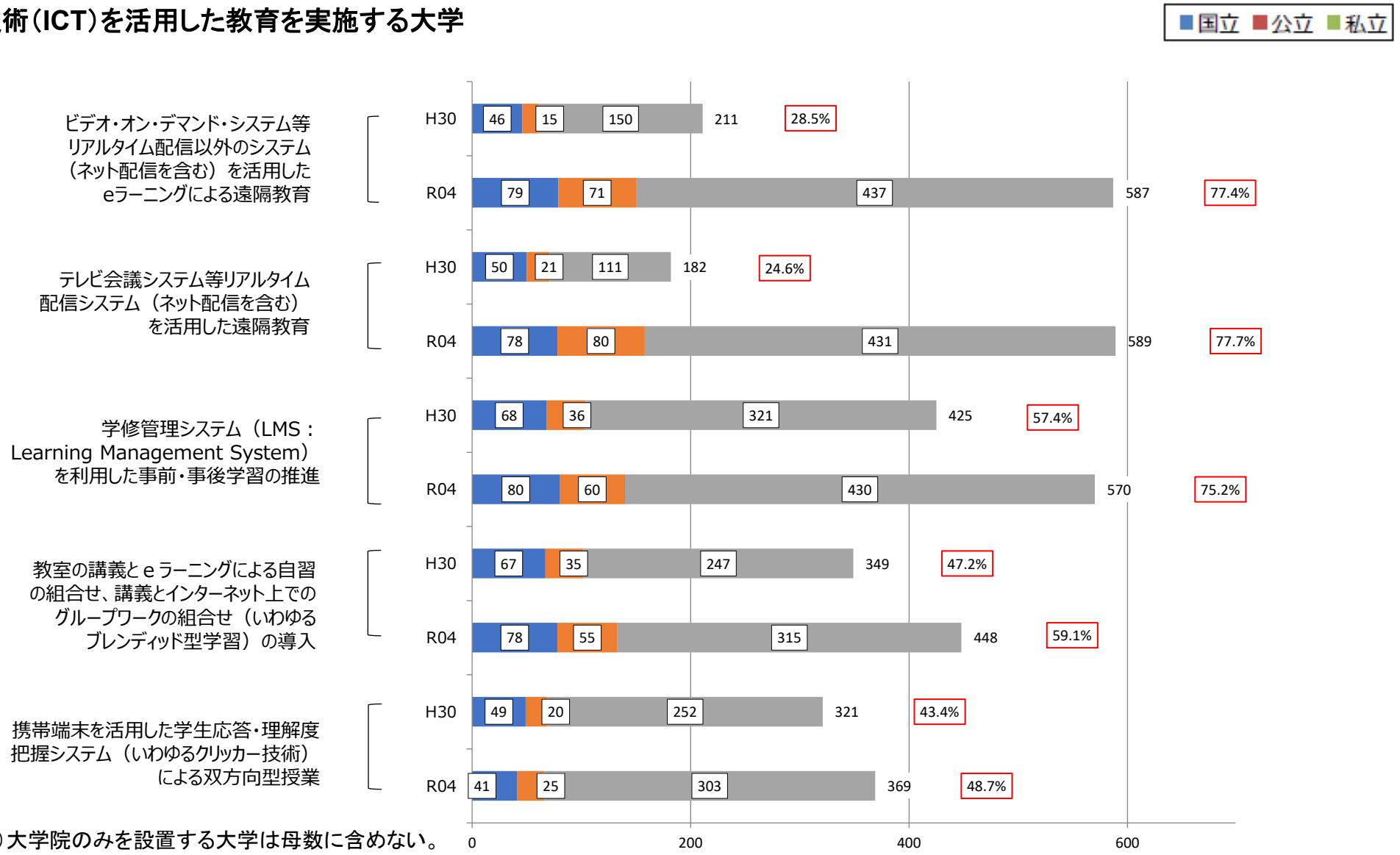

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

学修管理システム（LMS：Learning Management System）：
eラーニングの運用を管理するためのシステムのこと。学習者の登録や教材の配布、学習の履歴や成績及び進捗状況の管理、統計分析、学習者との連絡等の機能がある。

出典：文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和４年度）」

授業の受講形態の割合（令和4年度）

大学の授業の受講形態について、新型コロナウィルス感染症の影響により、令和２年度、令和３年度においては同時双方向型オンライン授業やオンデマンド型オンライン授業を受けている学生が多くいたことが明らかになっていたが、令和４年度は、対面授業が77%を占めるなど、対面授業中心で大学の授業が行われた。

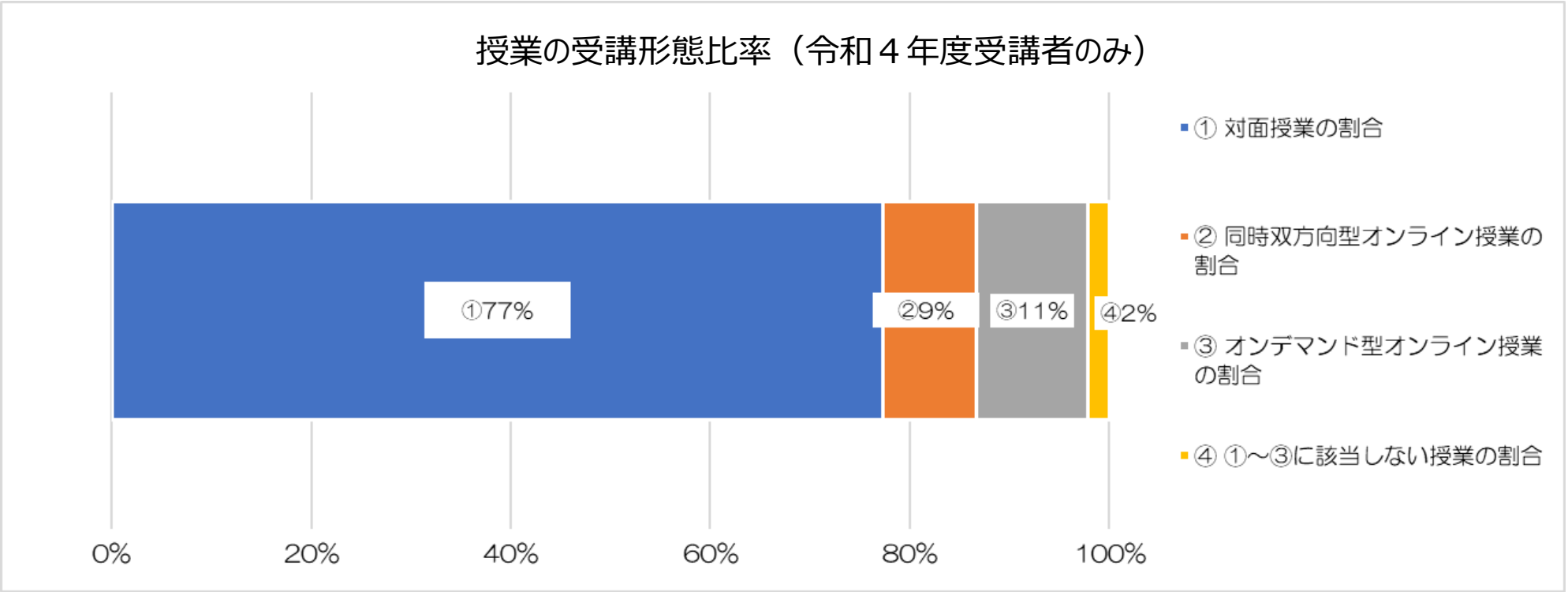

※上記受講比率は、学生に各授業形態の割合について０～10割で回答を求め、その平均値を集計したもの。
※対面授業の割合が10割と回答した学生は、対面授業の割合に回答した者のうち36%であった。

出典：文部科学省　「令和４年度全国学生調査（第３回試行実施）」

大学の2年次学生の学習時間

- 授業への出席時間について、週16時間以上が69%、週21時間以上が40%であるなど、授業への出席時間が長い。
- 一方で、予習・復習・課題など授業に関する学習については、週５時間以下の学生が49%を占めている。
- 分野別の状況では、5時間以下の割合で見ると社会（60%）等が高い水準。
- 授業と直接関係しない自主的な学習時間が週５時間以下の学生も82%を占める。

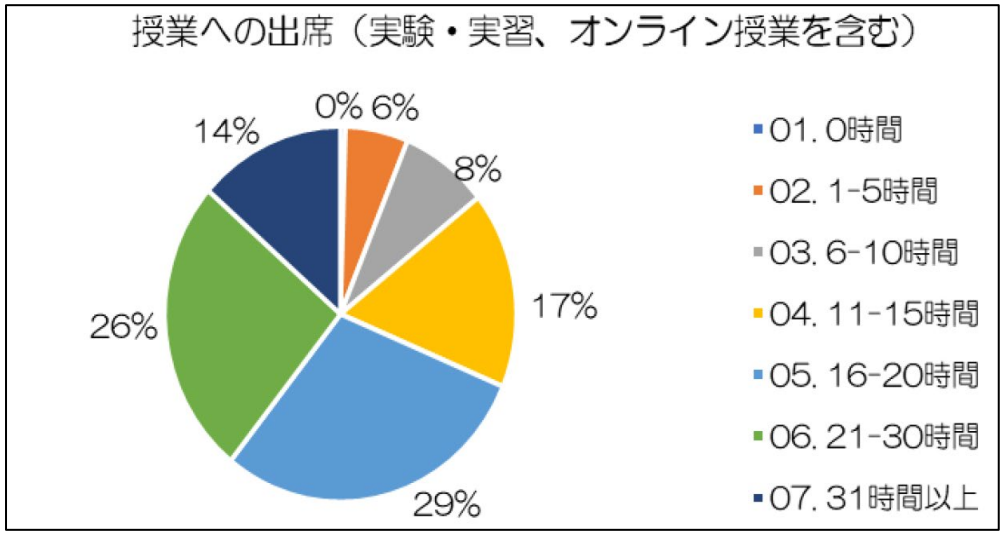

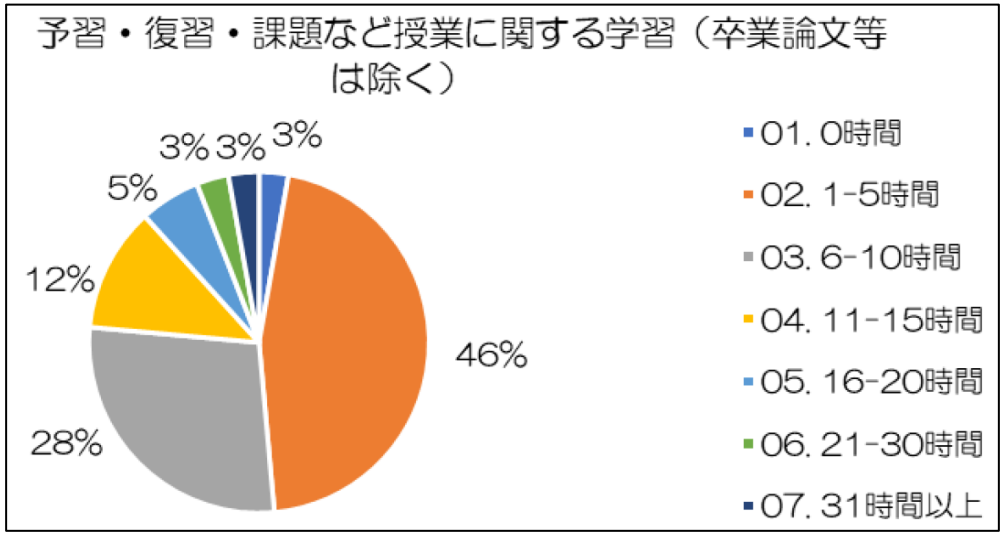

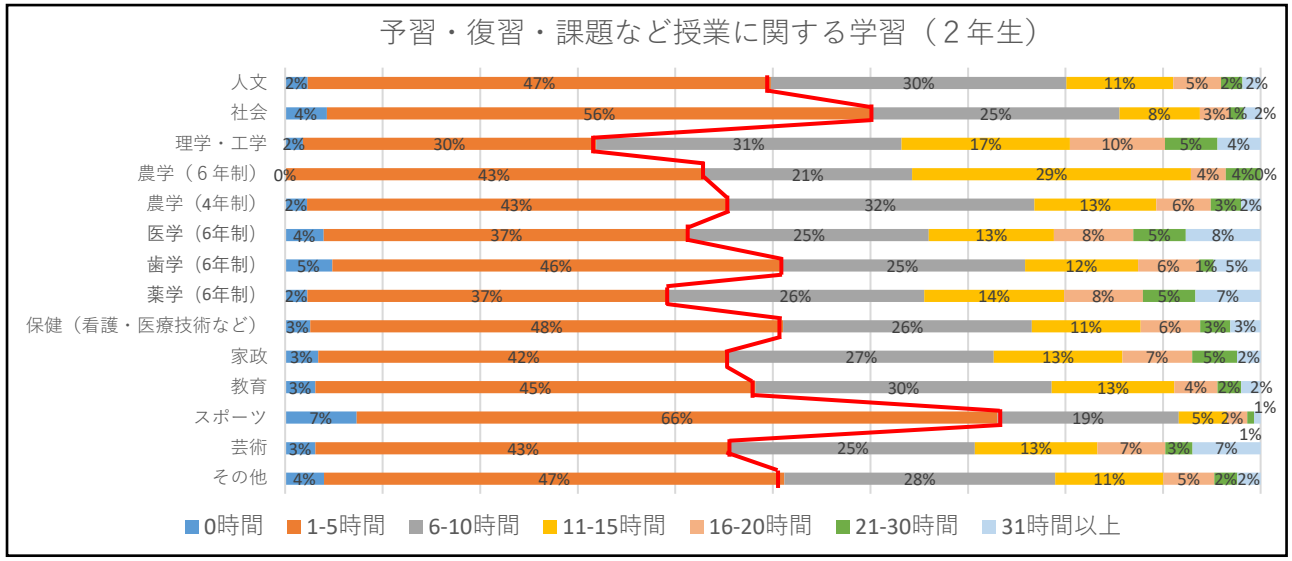

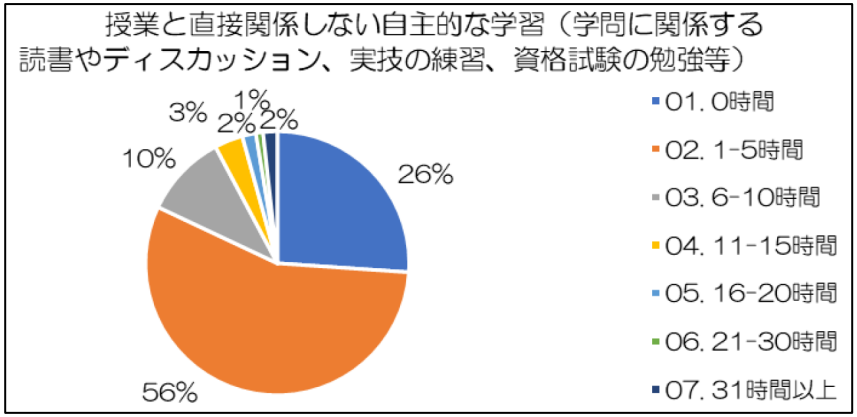

出典：令和4年度「全国学生調査（第3回試行調査）」

大学の最終学年の学生の学習時間

- 授業への出席時間について、週５時間以下の学生が63%を占めている。また、授業に関する学習も週５時間以下の学生が77%を占めている。
- 卒業論文・卒業研究・卒業制作については、週21時間以上の学生が28%、週31時間以上の学生が20%と多くの時間を費やしている。
- 一方、最終学年の学生であっても、卒業論文等に費やす時間が５時間以下の学生も38%存在する。
- 卒業論文等に16時間以上を費やす割合は農学（６年制）（79%）、農学（65%）、理学・工学（64%）で高く、 ５時間以下となる割合は医学（６年制）（91%）、歯学（６年制）（91%）で非常に高いほか、社会（53%）、薬学（６年制）（51%）も相当程度の割合に上る。

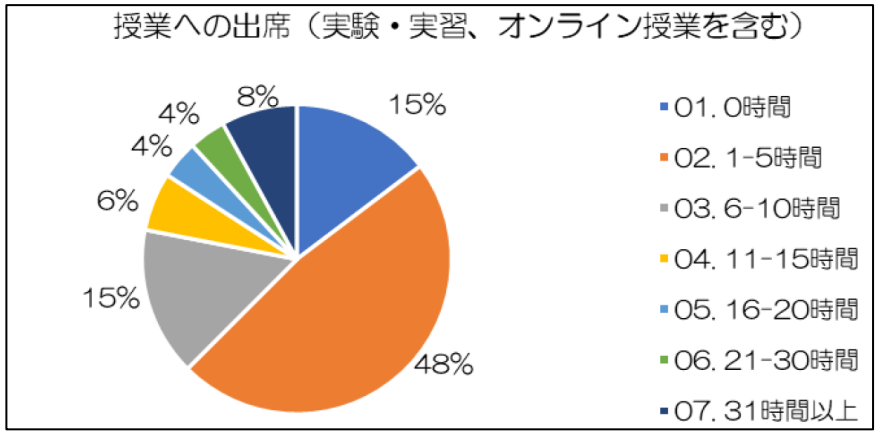

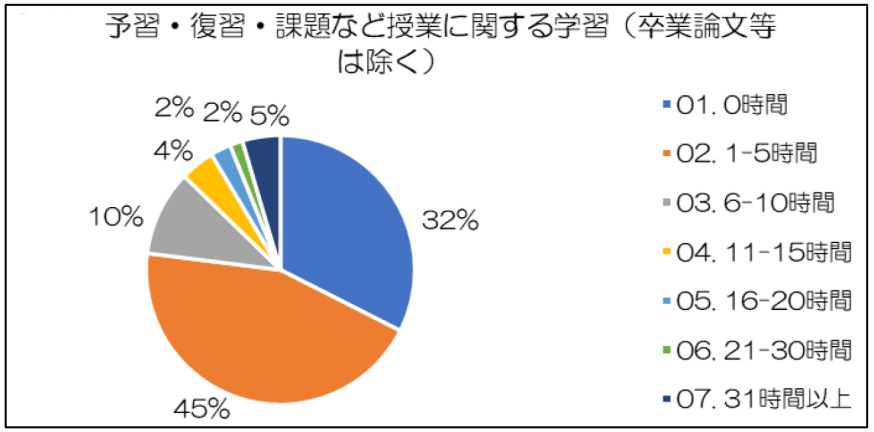

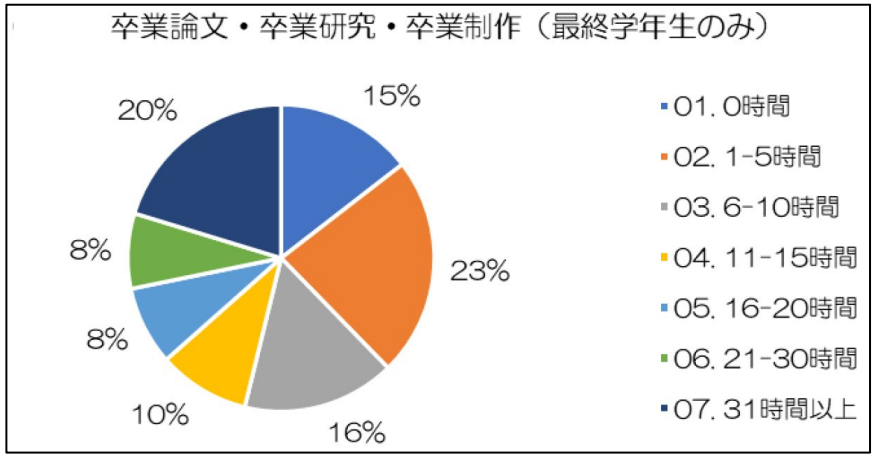

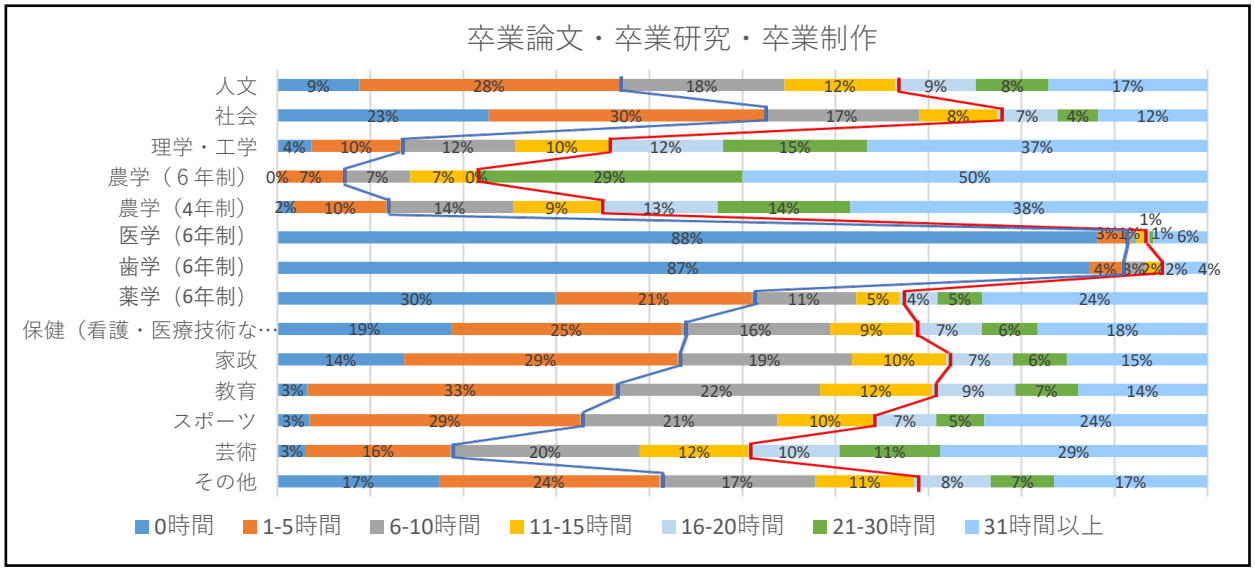

出典：令和4年度「全国学生調査（第3回試行調査）」

短期大学の最終学年の学生の学習時間

- 授業への出席時間については、週16時間以上の学生が50%、週５時間以下の学生は12%となっている。
- 予習・復習・課題など授業に関する学習については、週５時間以下の学生が75%を占めている。
- 卒業論文・卒業研究・卒業制作については、週16時間以上の学生が15%となっている。
- 授業と直接関係しない自主的な学習時間については、週５時間以下の学生が81%を占めている。

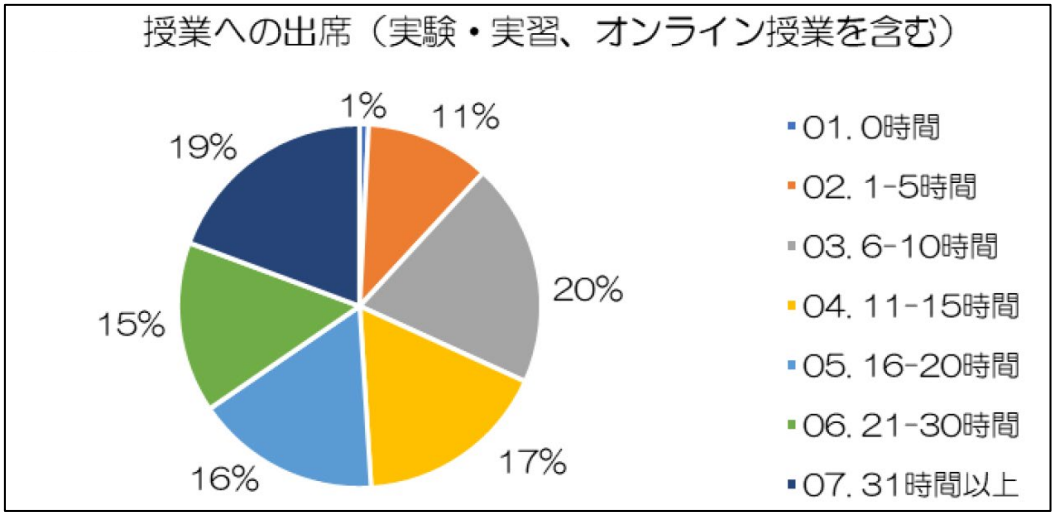

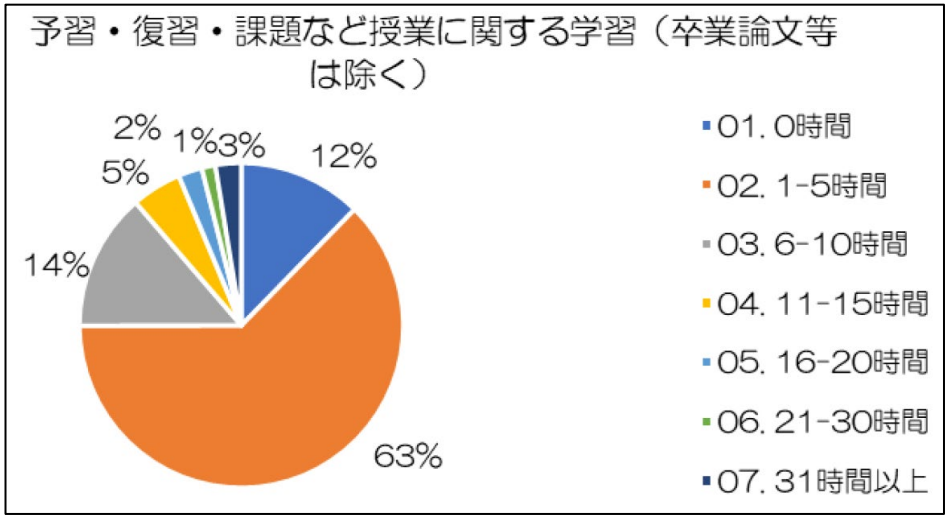

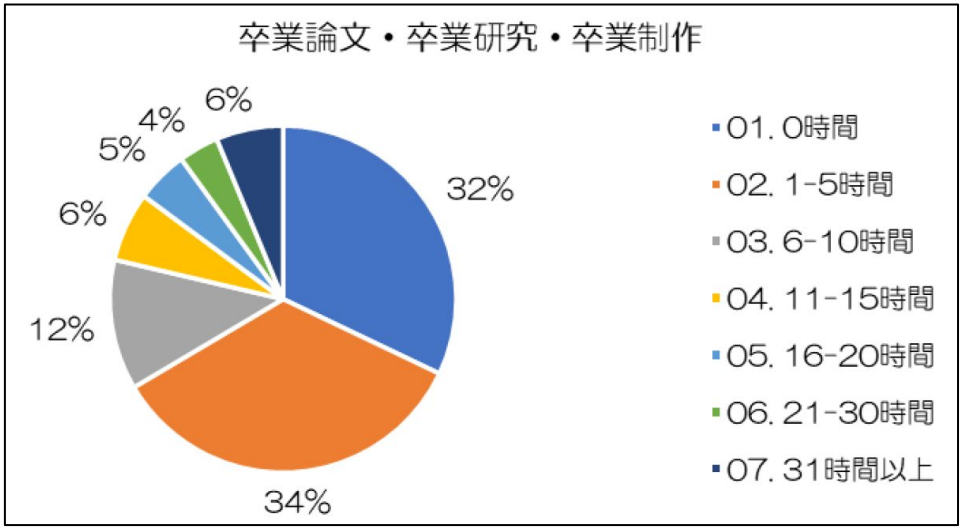

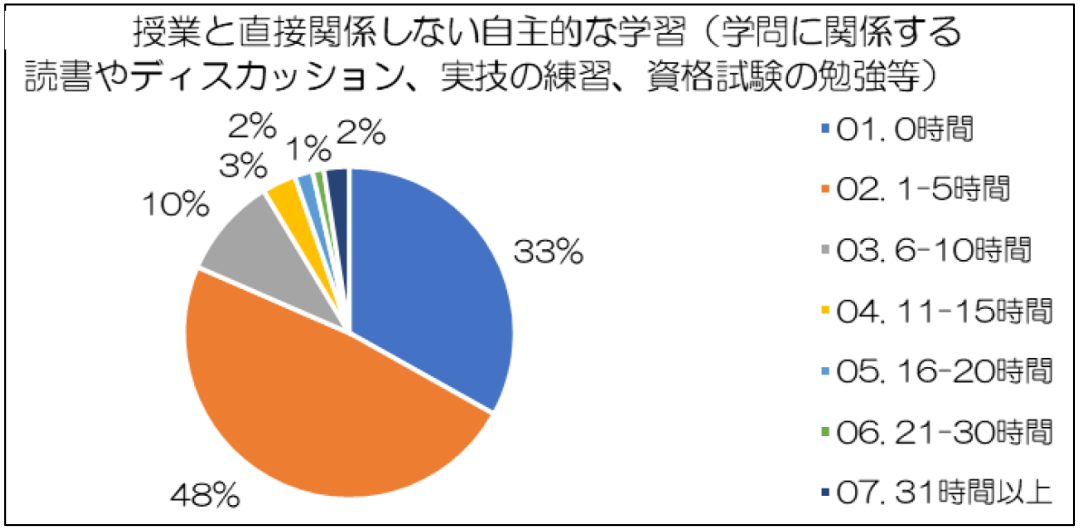

出典：令和4年度「全国学生調査（第3回試行調査）」

設置年代別・設置者別の授業改善状況

アクティブラーニング、学生・教員間の双方向的コミュニケーションなどの授業改善は、新設大学（私立）の方が進んでいる。

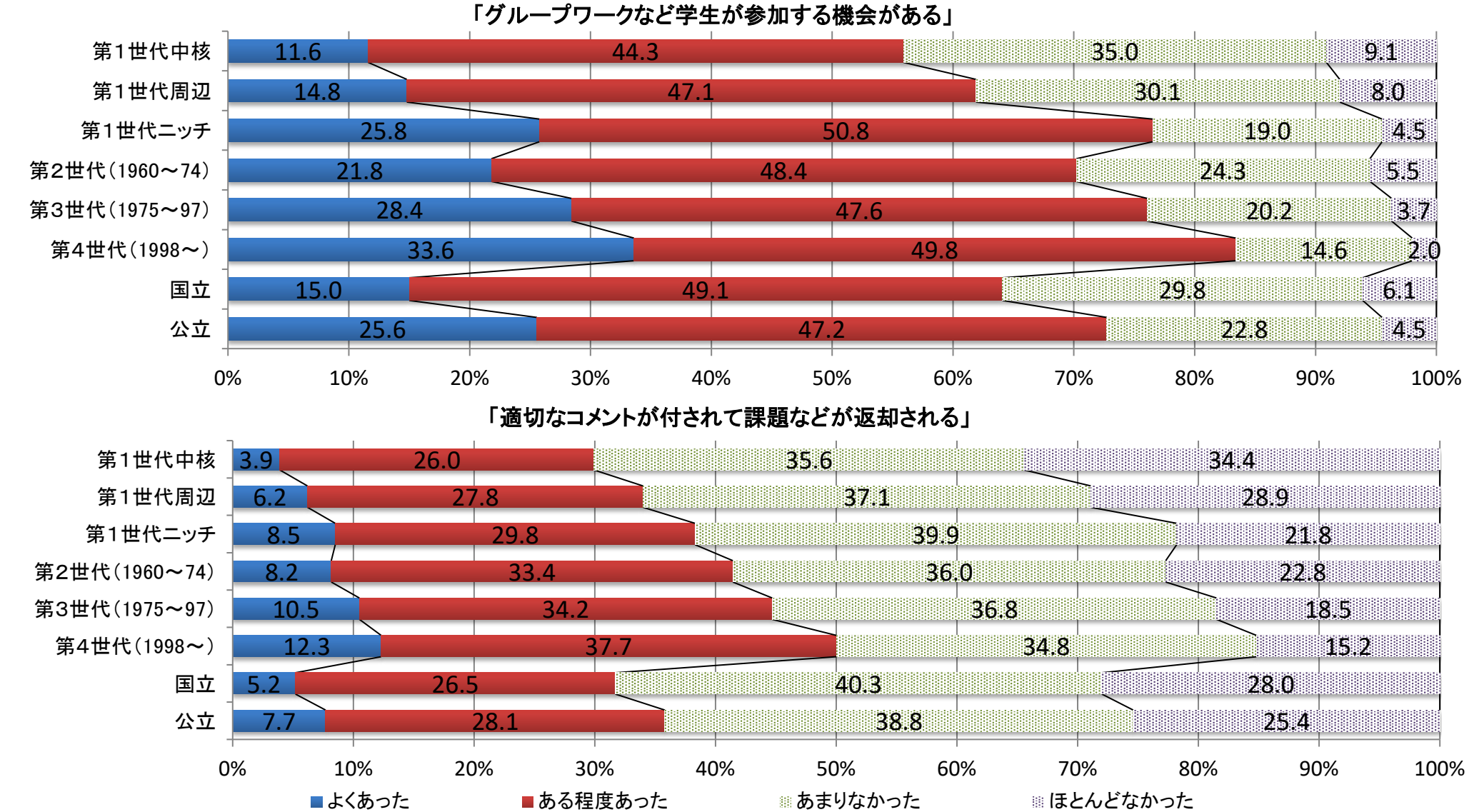

※上記の第1～第4世代の私立大学の分類は、金子元久(1996)「高等教育大衆化の担い手」,『学習社会におけるマス高等教育の構造と機能に関する研究』, 放送教育開発センター研究報告91, pp.37-59による。
第1世代：高等教育の大拡張期までに設立された大学（大学設置年～1959年）。中核大学は大規模で私立大学の中では中核的存在である大学10校。周辺大学は中核大学に含まれない規模が中～大の大学（1992年時点の在学者が4000人以上の大学）。ニッチ大学は特定の需要に対応しながら発展してきた小規模大学（女子大学、医歯薬系・宗教系・芸術系の単科大学）
第2世代：高等教育大拡張期（1960～74年）に設立された大学。
第3世代：大拡張期以降（1975年～）に設立された大学。
第4世代：1998年以降に設立された大学。

出典：国立教育政策研究所　平成30年度「大学生等の学習状況に関する調査」より濱中義隆氏作成

情報公表に関する取組状況

全ての大学において一定の情報公表が行われているが、法令において公表が義務付けられている項目以外、特に、「教学マネジメント指針」において社会から公表が強く求められると整理された情報項目（学生の学修時間、満足度、成長実感、学修に対する意欲、修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率、教員一人当たりの学生数、学事暦の柔軟化状況など）は、十分ではない状況。

公表を行った教育研究活動等の情報

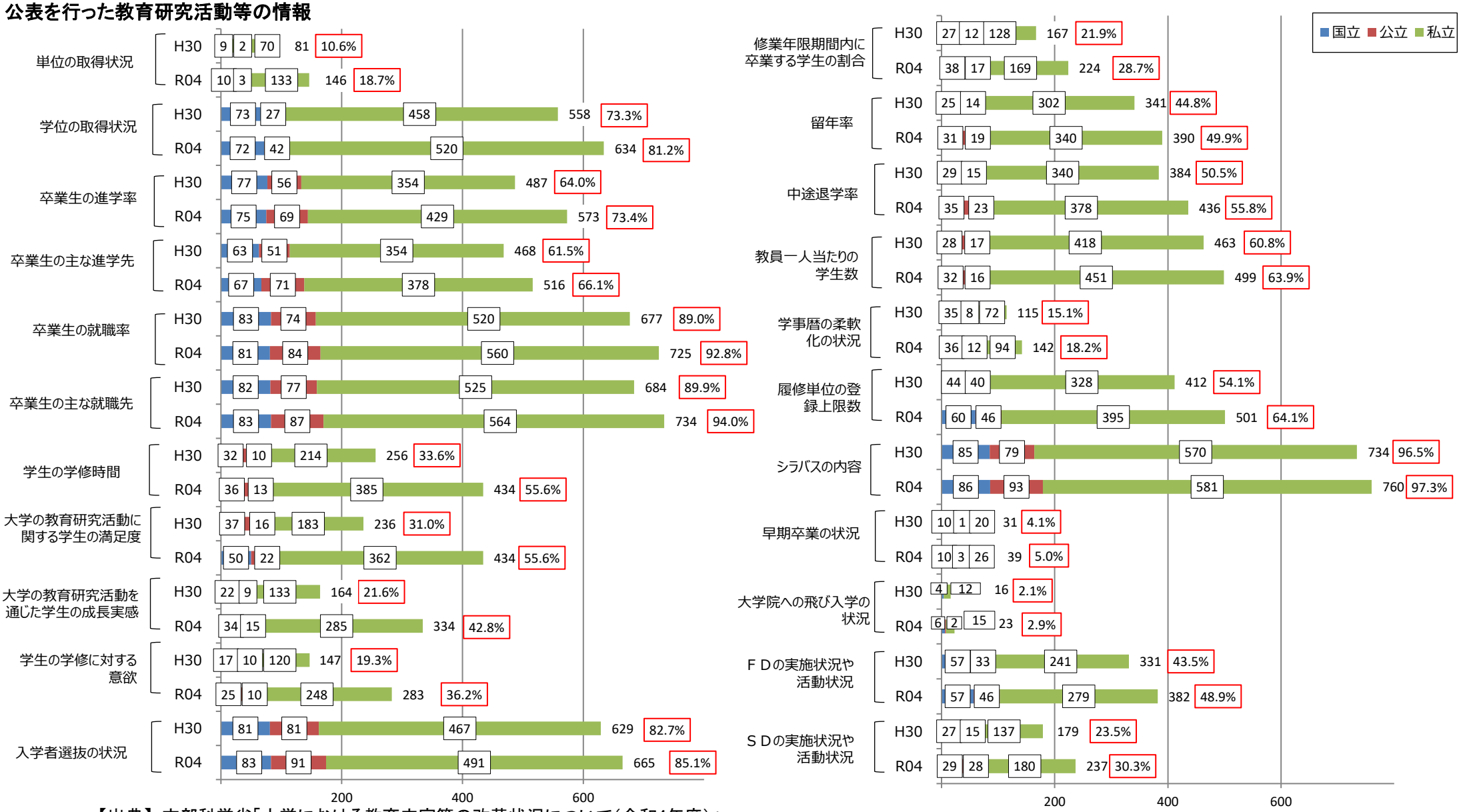

【出典】：文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和4年度）」

通信制大学（学部）の学生数及び有職者割合の推移

- 通信制大学（学部）の学生数は、平成17年をピークに減少していたが、近年は増加傾向となっている。
- 有職者の割合は、概ね50%程度で推移している。

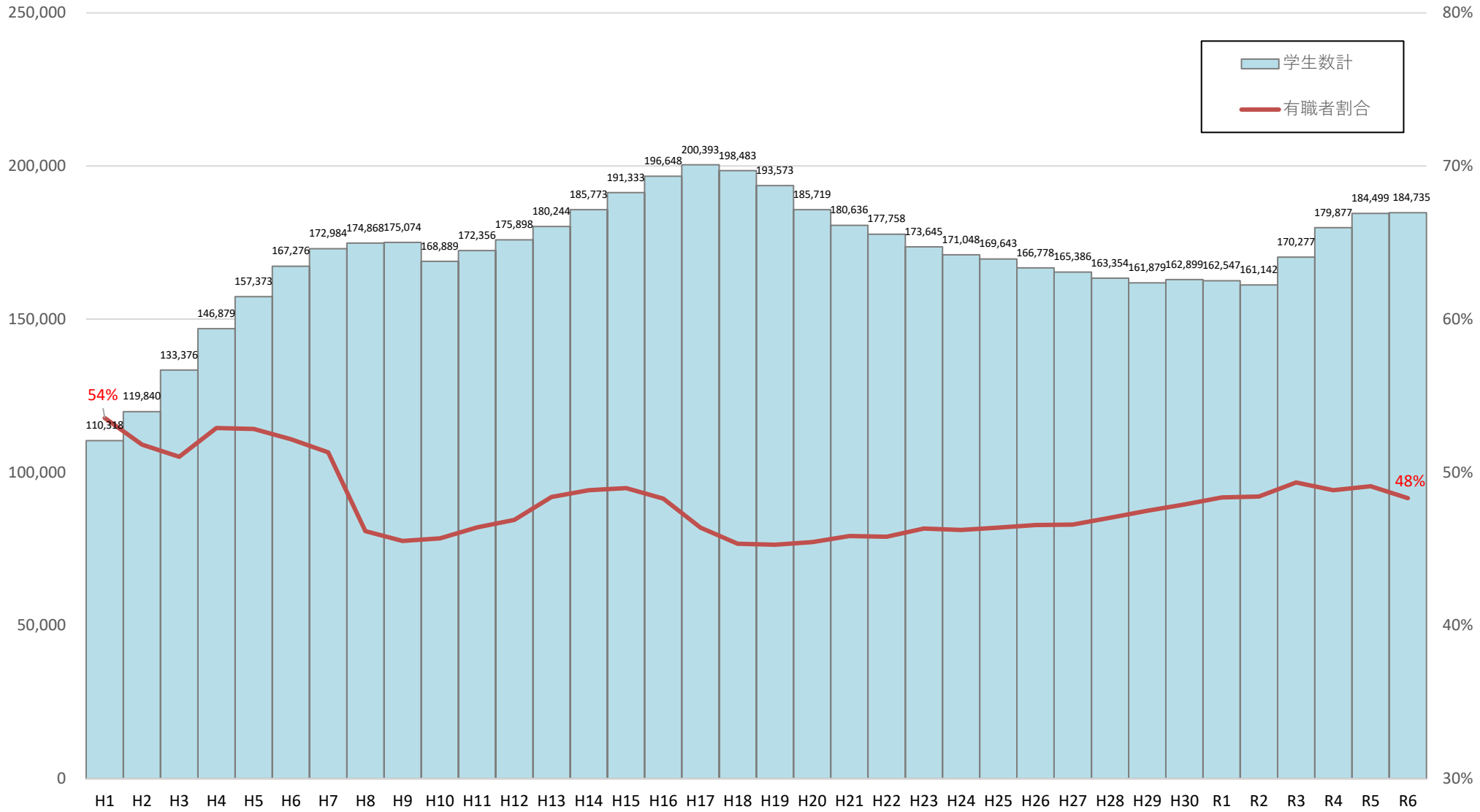

（出典）文部科学省「学校基本統計」を基に作成

通信制大学（学部）の年齢別学生数の推移

- 通信制大学（学部）の学生の年齢層について、平成初期と比べ、23歳～39歳の学生の割合が減少する一方で、50歳以上の学生の割合が増加した。
- 近年では、18～22歳の年齢層の割合が増加傾向。

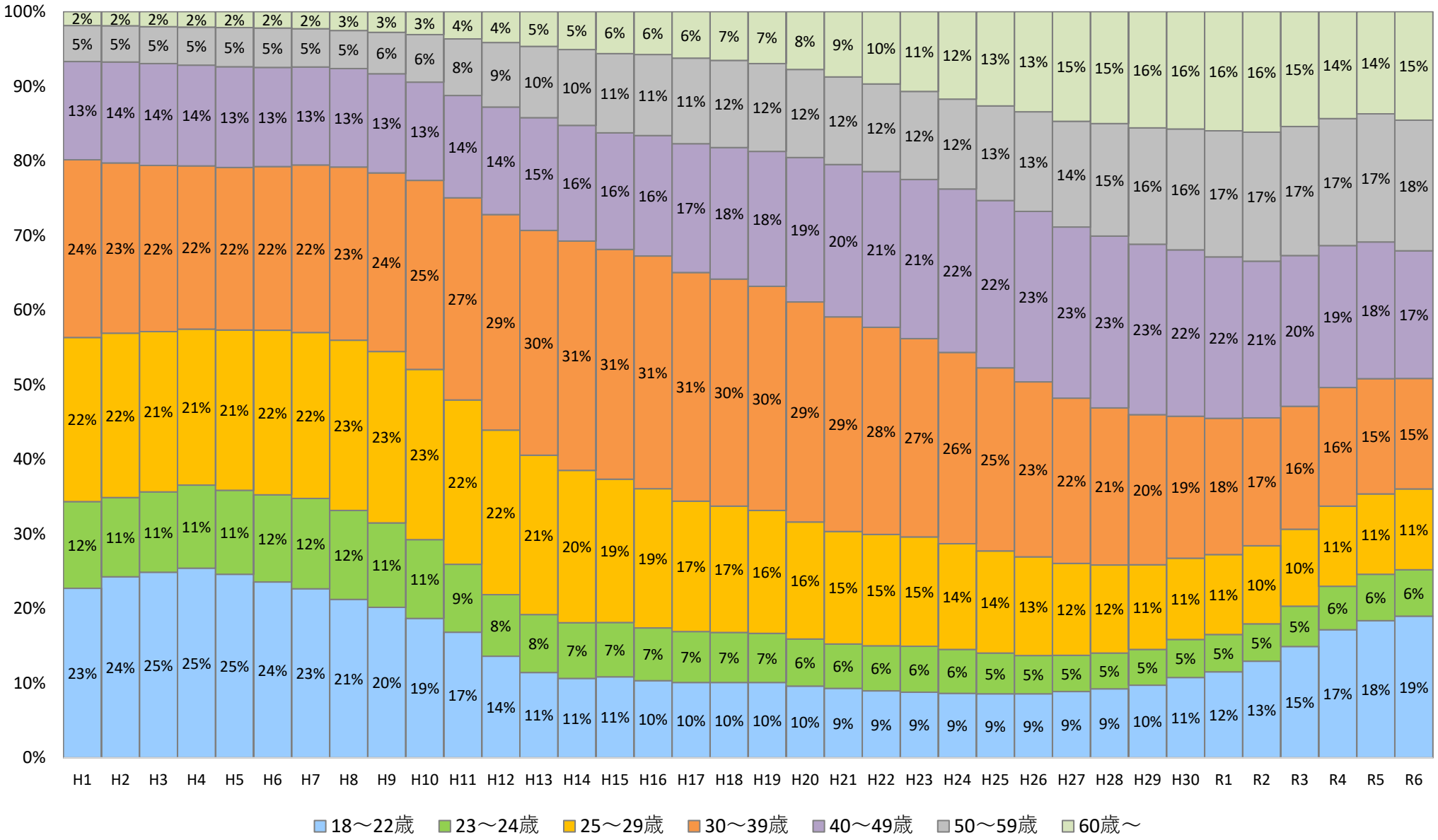

（出典）文部科学省「学校基本統計」を基に作成

通信制大学（学部）入学者の最終学歴の変遷

- 通信制大学（学部）入学者の最終学歴は、平成4年以降「高等学校卒業」の割合が減少し、「大学卒業」や「専門学校修了者」の割合が増加してきた。
- 近年では、「高等学校卒業」の割合が増加に転じている。

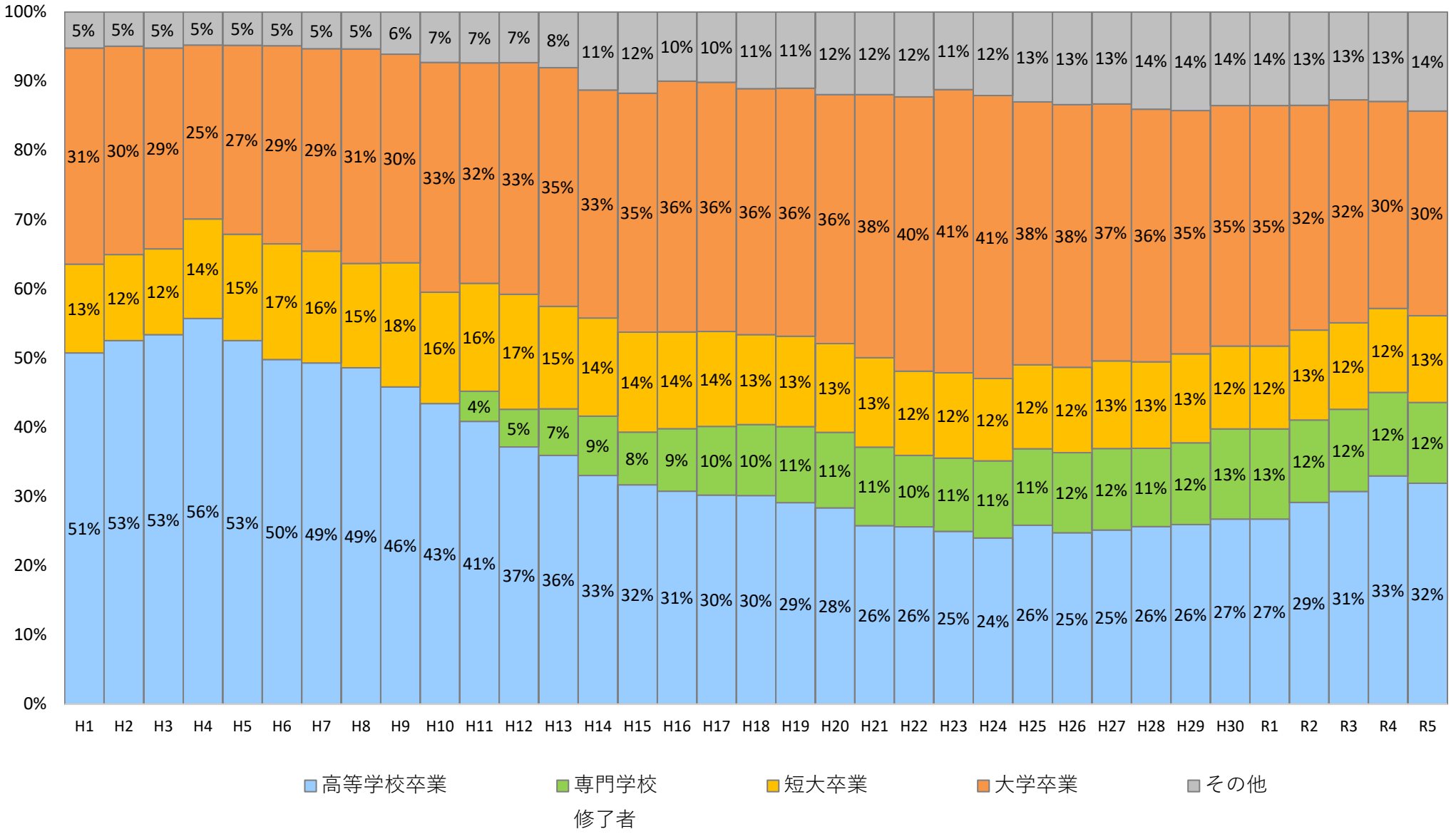

（出典）私立大学通信教育協会「入学者調査」（正規の課程のみ）を基に作成

大学通信教育における授業方式

大学通信教育の4つの授業方式のうち、学生から評価の高いものは、面接授業（スクーリング）であったが、コロナ禍を経て、2021(令和3)年度調査では、遠隔授業（メディア授業）が最上位となった。

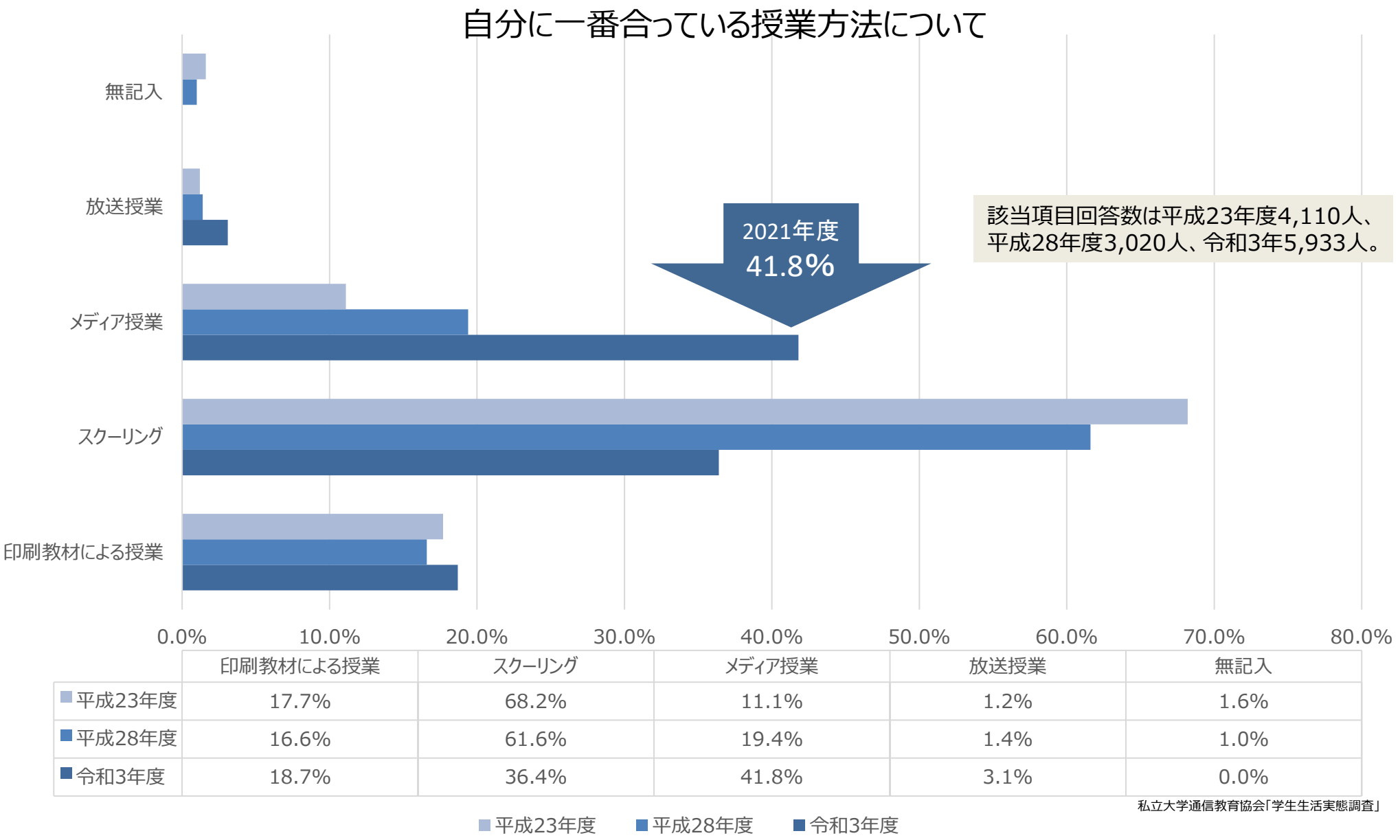

	印刷教材による授業	スクーリング	メディア授業	放送授業	無記入
平成23年度	17.7%	68.2%	11.1%	1.2%	1.6%
平成28年度	16.6%	61.6%	19.4%	1.4%	1.0%
令和3年度	18.7%	36.4%	41.8%	3.1%	0.0%

私立大学通信教育協会「学生生活実態調査」

【出典】高等教育の在り方に関する特別部会（第6回）高橋陽一氏発表資料

学長等が認識する「重視している大学等としての機能」

- 「世界的研究・教育拠点」と「高度専門職業人養成」は国立大学で高い割合となっている一方、「幅広い職業人養成」と「総合的教養教育」は私立大学で高い割合となっている。
- 「社会貢献機能（地域貢献、産学連携、国際交流等）」は、全ての設置者において高い割合であった。

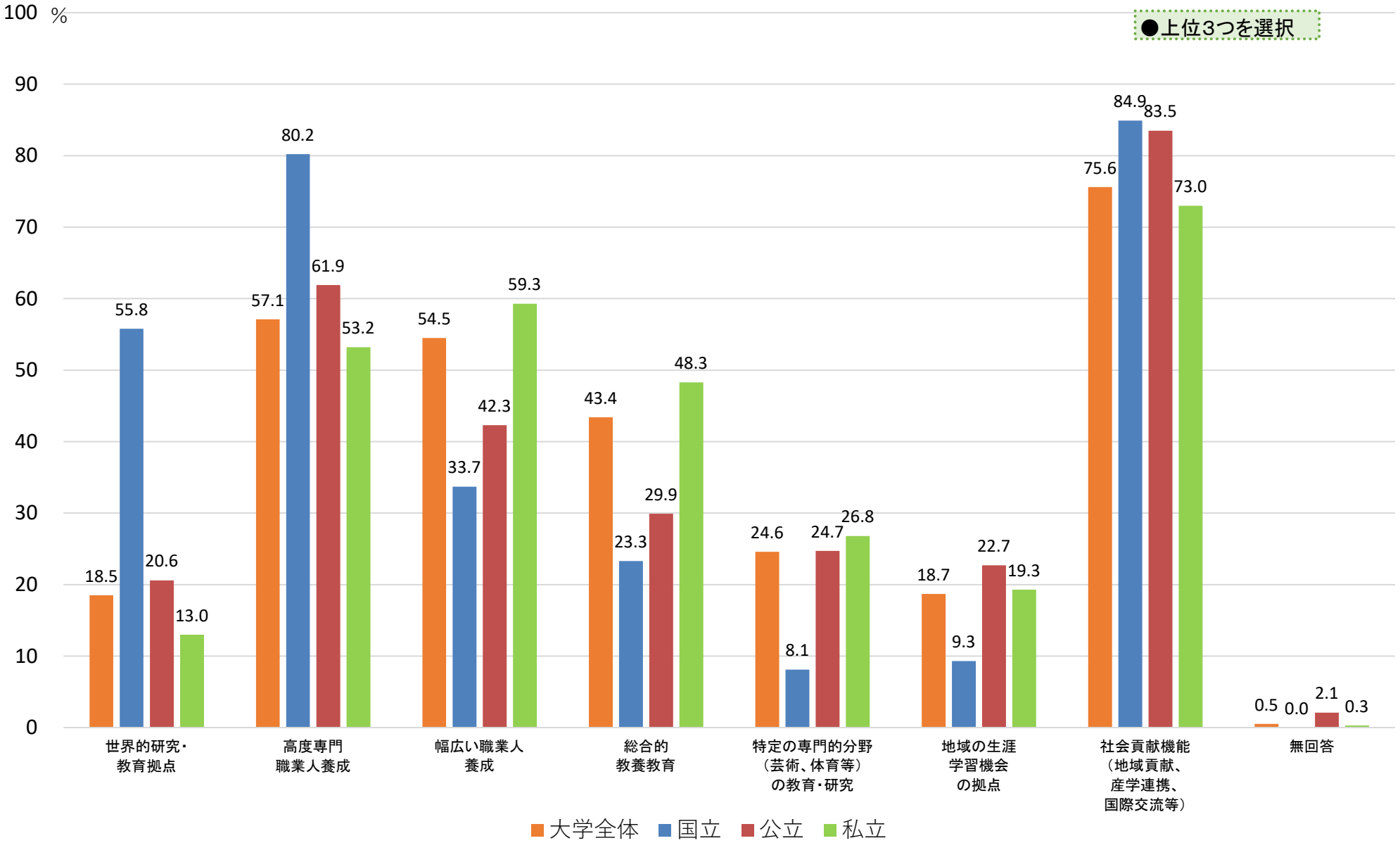

出典：独立行政法人日本学生支援機構「大学等における学生支援の取組状況に関する調査（令和３年度（2021年度））結果報告」を元に、文部科学省において作成
https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_torikumi/__icsFiles/afieldfile/2022/12/20/1_kekka_1.pdf

国公私別　学生数・構成比率（令和6年度）

大学数は国公私が約１：１：７だが、学生数は約１：0.3：５。国立は自然科学系や教育系が多く、公立は看護学、私立は人文社会系が多い。

国立大学（86大学）

人文科学	29,464人
社会科学	61,726人
理学	29,119人
工学	120,087人
農学	30,875人
医学・歯学	32,699人
薬学	5,767人
看護学	19,788人
商船	849人
家政	1,095人
教育	57,309人
芸術	3,419人
その他	41,190人

合計　433,387人

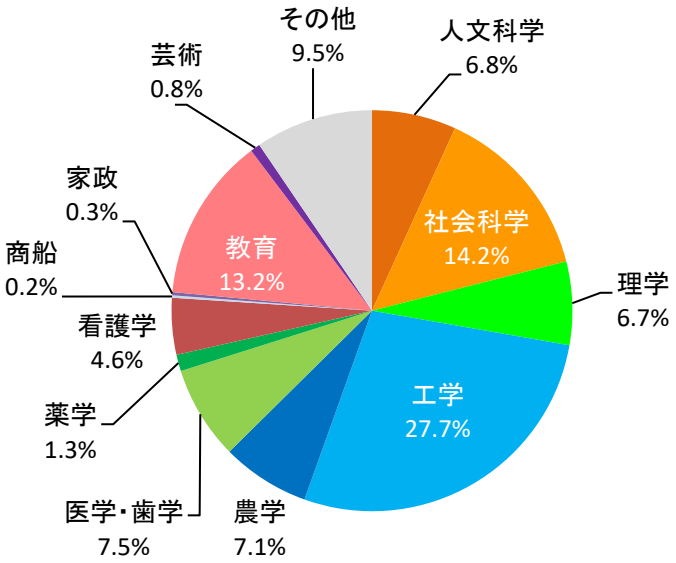

公立大学（103大学）

人文科学	18,118人
社会科学	41,791人
理学	4,745人
工学	23,769人
農学	4,652人
医学・歯学	5,743人
薬学	3,300人
看護学	22,136人
家政	2,675人
教育	2,561人
芸術	6,067人
その他	12,097人

合計　147,654人

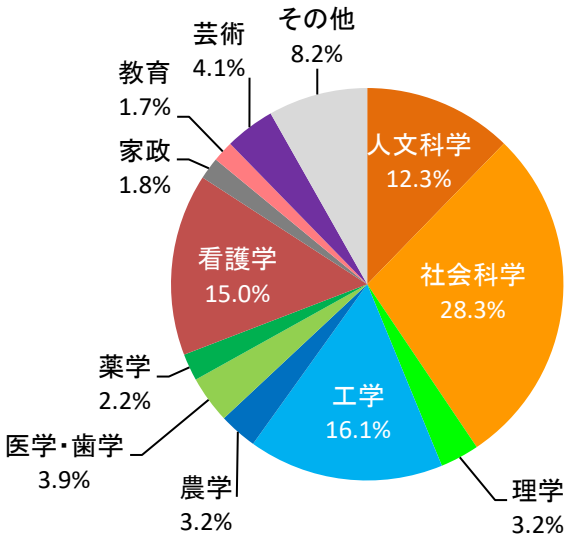

私立大学（624大学）

人文科学	304,190人
社会科学	734,112人
理学	47,358人
工学	245,800人
農学	43,988人
医学・歯学	32,909人
薬学	60,813人
看護学	166,378人
家政	61,007人
教育	122,847人
芸術	68,584人
その他	159,283人

合計　2,047,269人

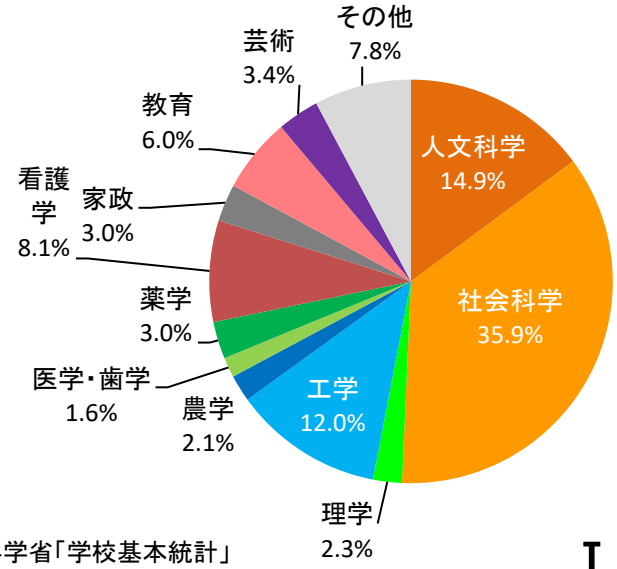

出典：文部科学省「学校基本統計」

私立短期大学における地域別の入学定員充足率

令和5年度における私立短大の入学定員充足率は、平成27年度と比較して、全地域で減少している。

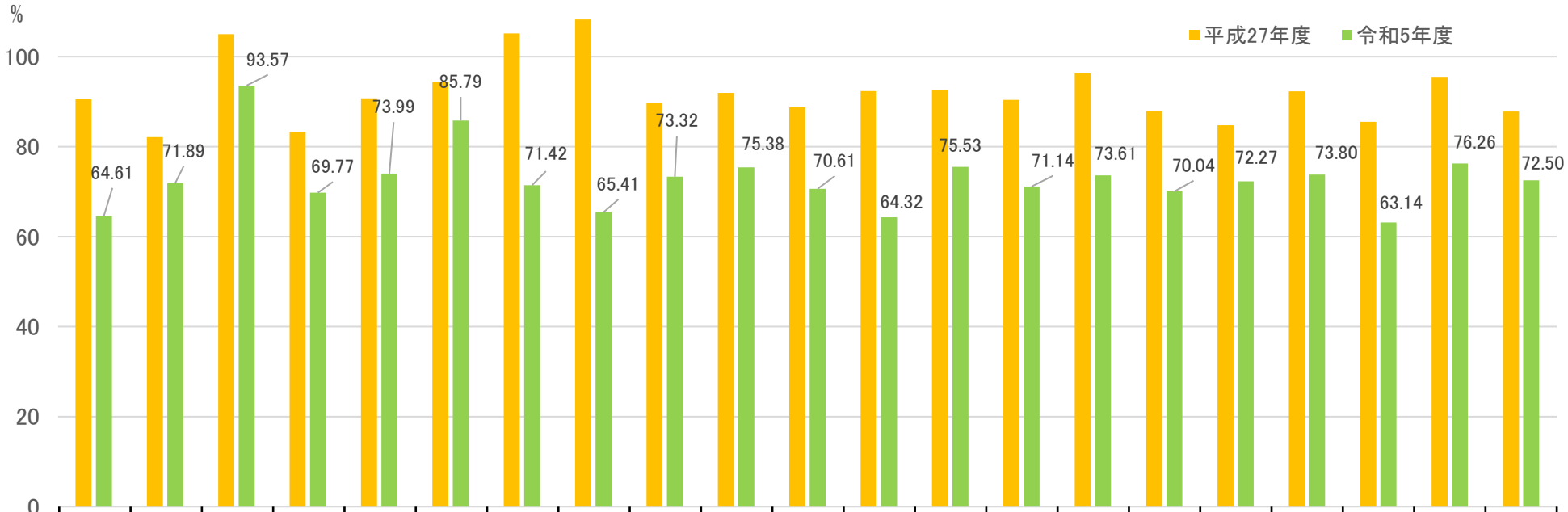

		北海道	東北	宮城	関東	埼玉	千葉	東京	神奈川	甲信越	北陸	東海	愛知	近畿	京都	大阪	兵庫	中国	広島	四国	九州	福岡
平成27年度	入学者	2,558	2,434	1,071	2,256	2,042	1,840	7,093	3,085	2,263	1,802	2,963	3,999	1,332	2,038	5,479	3,280	1,928	1,089	1,753	3,625	4,021
	入学定員	2,825	2,965	1,020	2,710	2,250	1,950	6,744	2,850	2,525	1,960	3,340	4,330	1,440	2,255	5,690	3,730	2,275	1,180	2,050	3,795	4,580
令和5年度	入学者	1,373	1,463	1,165	1,528	1,428	1,364	3,339	1,681	1,613	1,078	1,843	2,021	929	1,188	3,110	1,814	1,402	583	1,105	2,551	2,563
	入学定員	2,125	2,035	1,245	2,190	1,930	1,590	4,675	2,570	2,200	1,430	2,610	3,142	1,230	1,670	4,225	2,590	1,940	790	1,750	3,345	3,535

地域区分

北海道（北海道）
東北（青森・岩手・秋田・山形・福島）
宮城（宮城）
関東（茨城・栃木・群馬）
埼玉（埼玉）
千葉（千葉）
東京（東京）
神奈川（神奈川）
甲信越（新潟・山梨・長野）
北陸（富山・石川・福井）
東海（岐阜・静岡・三重）
愛知（愛知）
近畿（滋賀・奈良・和歌山）
京都（京都）
大阪（大阪）
兵庫（兵庫）
中国（鳥取・島根・岡山・山口）
広島（広島）
四国（徳島、香川、愛媛、高知）
九州（佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄）
福岡（福岡）

（出典）日本私立学校振興・共済事業団「私立大学・短期大学等入学志願動向」を基に作成

短期大学の廃止（募集停止を含む）

廃止年度 （募集停止年度）	短期大学名	入学定員	所在地
令和元年度	高知短期大学（公立）	120名	高知県高知市
〃	奈良学園大学奈良文化女子短期大学部	100名	奈良県奈良市
令和２年度	関東短期大学	150名	群馬県館林市
〃	立教女学院短期大学	300名	東京都杉並区
令和３年度	大阪青山大学短期大学	60名	大阪府箕面市
〃	神戸山手短期大学	100名	兵庫県神戸市
〃	聖セシリア女子短期大学	100名	神奈川県大和市
〃	東海大学短期大学部	200名	静岡県静岡市
〃	プール学院短期大学	170名	大阪府堺市
令和４年度	青山学院女子短期大学	580名	東京都渋谷区
〃	浦和大学短期大学部	60名	埼玉県さいたま市
〃	東海大学医療技術短期大学	80名	神奈川県平塚市
〃	文化学園大学短期大学部	50名	東京都渋谷区
〃	北海道科学大学短期大学部	100名	北海道札幌市
令和５年度	愛知江南短期大学	150名	愛知県江南市
〃	宇都宮文星短期大学	70名	栃木県宇都宮市
〃	久留米信愛短期大学	135名	福岡県久留米市
〃	札幌大学女子短期大学部	80名	北海道札幌市
〃	杉野服飾大学短期大学部	50名	東京都品川区
令和６年度	環太平洋大学短期大学部	100名	愛媛県宇和島市
（令和５年度から募集停止）	淑徳大学短期大学部	340名	東京都板橋区
〃	北陸学院大学短期大学部	100名	石川県金沢市

※4大化など他の学校種に移行した短期大学の廃止は除く。
※令和元年度以降に廃止（募集停止を含む）した短期大学を記載。

短期大学の廃止（募集停止を含む）

廃止年度 （募集停止年度）	短期大学名	入学定員	所在地
（令和６年度から募集停止）	植草学園短期大学	100名	千葉県千葉市
〃	東京福祉大学短期大学部	75名	群馬県伊勢崎市
（令和７年度から募集停止）	足利短期大学	50名	栃木県足利市
〃	池坊短期大学	250名	京都府京都市
〃	上智大学短期大学部	250名	神奈川県秦野市
〃	九州龍谷短期大学	100名	佐賀県鳥栖市
〃	就実短期大学	180名	岡山県岡山市
〃	純真短期大学	180名	福岡県福岡市
〃	城西短期大学	120名	埼玉県坂戸市
〃	鈴鹿大学短期大学部	90名	三重県鈴鹿市
〃	星美学園短期大学	100名	東京都北区
〃	西南女学院大学短期大学部	100名	福岡県北九州市
〃	園田学園女子大学短期大学部	145名	兵庫県尼崎市
〃	中九州短期大学	100名	熊本県八代市
〃	名古屋女子大学短期大学部	280名	愛知県名古屋市
〃	奈良佐保短期大学	180名	奈良県奈良市
〃	姫路日ノ本短期大学	50名	兵庫県姫路市
〃	福岡女学院大学短期大学部	100名	福岡県福岡市
〃	北星学園大学短期大学部	200名	北海道札幌市
〃	美作大学短期大学部	110名	岡山県津山市
〃	武庫川女子大学短期大学部	520名	兵庫県西宮市
〃	龍谷大学短期大学部	220名	京都府京都市

※4大化など他の学校種に移行した短期大学の廃止は除く。
※令和元年度以降に廃止（募集停止を含む）した短期大学を記載。
※令和7年度募集停止の短期大学については、令和5年4月時点の入学定員数を記載。

【出典】文部科学省作成